〔理工学部・情報学部/大学院〕

学生便覧

SIST Student LifeGuide

Shizuoka Institute of Science and Technology

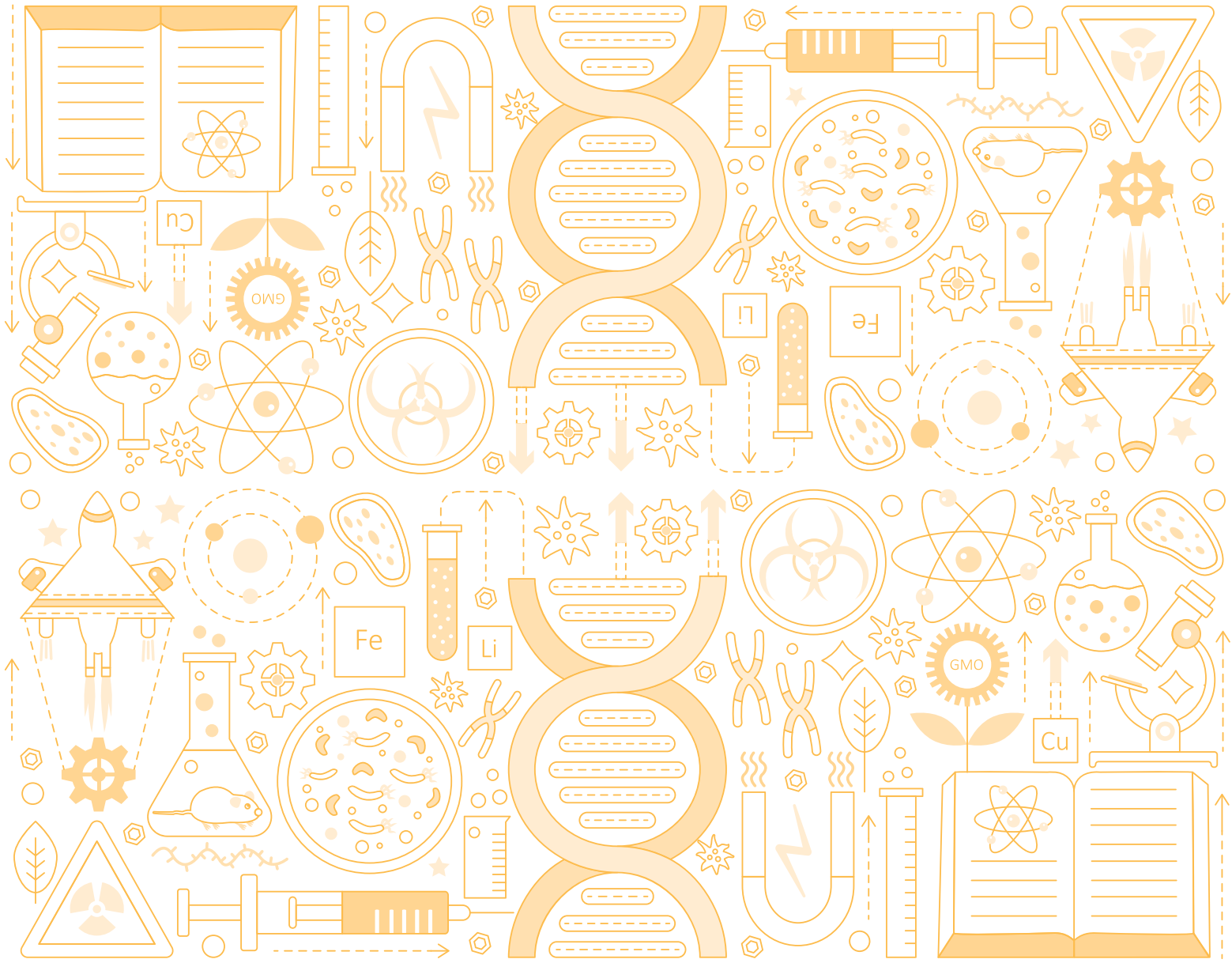

SIST 静岡理工科大学

2017

SIST シンボルマーク

モチーフは、静岡理工科大学の頭文字“S”でありSchool（学校）、Science（科学）そしてSociety（社会）の“S”でもあります。そのイメージは、静岡から日本全国、アジア、さらには全世界への教育・研究機関としての力強くしなやかな貢献、そして未来への挑戦・飛翔を表します。

2017

学部学生便覧

SIST 静岡理工科大学

学生便覧の活用を通して
充実した大学生活を過ごしましょう

静岡理工科大学学長
野　口　　博

新入生のみなさん！　静岡理工科大学にようこそ！
皆さんのご入学を心から歓迎いたします。
これからの４年間は、卒業後に技術者や研究者として、地域社会発展のために何を学び、何をなすべきかをじっくり考えてください。そうして思う存分、すばらしい夢を描いてください。大学は、皆さんの夢を実現するために応援しています！

本学では、この４月から、静岡県で初の「建築学科」がスタートします。建築学科では、建築を基礎から学び、都市･地域での建築群、今後のコンパクトシティの在り方、防災･減災などの研究を通して、静岡県に適したエコ住宅や集合住宅、公共建築など建築物のデザインや建築計画を考え、総合的に設計･施工できる建築家・建築技術者を養成します。
学科の特色としては、１）写真１に示すように、学生や市民の交流を生む、樹木構造で支えられる大きな軒下空間を有し、本学全分野の学生が利用出来る CAD 室をはじめ、製図室、模型制作室、講評室、アクティブラーニング室、研究室、構造実験棟、環境設備実験棟などを完備し、活きた教材として活用する建築の新学び舎「entree（エンツリー）」を建設、２）建築デザインとアメニティの探究、３）災害から地域を守る技術、４）実験・演習中心の少人数教育、を目指します。
また、情報系を「情報学部」にリニューアルし、コンピューターシステム学科と情報デザイン学科の２学科編成で、感性と ICT の相乗効果で、コトづくりの展開を担う知的創造が出来る人材を養成します。
機械工学、電気電子工学、物質生命科学の既存の３学科でも、社会の新しいニーズに応えられる人材養成を目指します。

この「学生便覧」には、そのための、本学の理念や目的、学歌や応援歌、学部の年間行事、学内のルール、授業履修の方法から、そして学生生活を有意義に過ごすための情報まで掲載されています。大学という社会の中で、自分と周りの人たちが快適な生活を送るためにも、「学生便覧」の内容を、心得てほしいと思います。

本学では、建学の精神に基づき、理念を、「豊かな人間性を基に、『やらまいか精神と創造性』で地域社会に貢献する技術者を育成する。」と定めています。なお、「やらまいか」とは遠州地域のことばで、「一緒にやってみよう」という意味で、チャレンジ精神が旺盛な気質を表わしています。皆さんには、

この積極的な気質を活かし、皆と一緒にやってみようという自主性と協調性をあわせ持って、ぜひ学修に臨んでみてください。

本学での学修は、社会に役立つ人間としての素養を身につけ、自らの今後の道を考えるためのⅠ類科目群（人間・文化科目）と、技術者としての知識・能力を身につけるためのⅡ類科目群（専門基礎科目）及びⅢ類科目群（学科専門科目）から構成されています。各類には、実践を伴う「やらまいか科目」を配置し、やらまいか精神と意欲、自主性、問題発見解決能力、コミュニケーション能力等、卒業後に社会での多様な仕事に生き抜いて行ける社会人基礎力を身につけることができます。この「教養教育」、「専門教育」、実践をともなう「やらまいか教育」を３本柱として互いに連携させ、個々の学生の適性・能力に応じた、きめ細かな教育により、入学した学生を卒業までに、しっかりと育てることを本学の教育方針としていますので、この学生便覧を通して履修計画を立てて、学んで行ってください。

また、授業科目だけでなく、課外活動としてのサークル活動や地域でのボランティア活動にも積極的に参加してください。これらの活動では、学生同士や地域の人たちとのコミュニケーション能力やチームワーク力、忍耐力、傾聴力、自己表現力、リーダーシップ、市民としての社会的責任を感じる能力や倫理観など、社会に出てから高度専門技術者として役立つ様々な人間力を養える場ともなります。

さあ！　楽しく、意義深い大学生活をスタートしましょう。

写真１．学生や市民の交流を生む大きな軒下空間　建築学科棟完成予想図
設計:古谷誠章（早稲田大学建築学科＋NASCA）

本学の理念・目的

○建学の精神と基本理念

本学は、学校法人静岡理工科大学の建学の精神「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、理念を次のように定めています。

豊かな人間性を基に、「やらまいか精神と創造性」で
地域社会に貢献する技術者を育成する。

（注）「やらまいか」とは遠州地域の方言で「一緒にやってみよう」という意味で、
進取の気性に富み、チャレンジ精神が旺盛な遠州人の気質を表現している言葉です。

○大学の目的

本学はこの理念に基づき、大学の学則でその目的を次のように定めています。

「本学は、学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする」

○３つのポリシー

使命・目的を達成するための具体的な方策として、各学部・学科における３つのポリシーを次のように定めています。

アドミッションポリシー（AP）（入学者受入れの方針）

《理工学部》

（1）機械工学科

知識・理解（AP1）：機械工学を学ぶために必要な基礎学力を有している。
思考・判断（AP2）：論理的な思考力を持ち、物事を正しく判断することができる。
関心・意欲（AP3）：ものづくりに対して強い関心を持つ。
態度　　（AP4）：主体的に勉学やものづくり活動に取り組む。
技能・表現（AP5）：口頭表現と文書表現によるコミュニケーション力を有する。

（2）電気電子工学科

知識・理解（AP1）：電気電子工学を学ぶために必要な基礎学力を有している。
思考・判断（AP2）：物事を多面的に考察し，自分の考えを論理的にまとめることができる。
関心・意欲（AP3）：電気電子工学の分野に興味を持ち、未知の領域にチャレンジしようとする意欲と熱意を有している。
態度　　（AP4）：主体的、実践的に知識をおよび技術を学ぶ姿勢を有する。
技能・表現（AP5）：自らの考えを口頭表現や文章表現によって伝えることができる。

（3）物質生命科学科

知識・理解（AP1）：物質生命科学を学ぶために必要な基礎学力を有している。
思考・判断（AP2）：物事を多面的に考察し，自分の考えを論理的にまとめることができる。
関心・意欲（AP3）：物質生命科学の分野に興味を持ち、未知の領域にチャレンジしようとする意欲と熱意を有している。
態度　　（AP4）：主体的、実践的に知識および技術を学ぶ姿勢を有する。
技能・表現（AP5）：自らの考えを口頭表現や文章表現によって伝えることができる。

（4）建築学科

知識・理解（AP1）：建築学を学ぶための基礎的な基礎学力を有している。
思考・判断（AP2）：物事を観察・考察し、創造的な思考と判断ができる。
関心・意欲（AP3）：諸領域に関心を持ち、新しい知識や技術を持続的に学ぶ意欲を有している。
態度　　（AP4）：倫理観や責任感を有し、他分野への協調性を有する。
技能・表現（AP5）：図面等を通して自らの提案を他者にきちんと伝えることができる。

《情報学部》

（1）コンピュータシステム学科

知識・理解（AP1）：ソフトウェア、セキュリティ、ネットワーク、情報数理を学ぶための基礎学力を備えている。
思考・判断（AP2）：情報処理の流れを論理的に追う事が出来、間違いを見つける事が出来る。
関心・意欲（AP3）：コンピュータシステムの分野に興味を持ち、自ら設計、開発する意欲を持っている。

態度　　（AP4）：自分から書籍やネットで疑問点を解決し、試行錯誤して製作する主体的態度を持っている。
技能・表現（AP5）：自らの意図をシステム化し、口頭表現や文章表現で他人に説明する事が出来る。

（2）情報デザイン学科

知識・理解（AP1）：コンピュータのしくみや、コンピュータと人間・社会の関係を学ぶための基礎学力を備えている。
思考・判断（AP2）：情報処理の流れや、情報と社会との関係性について論理的に考える事が出来る。
関心・意欲（AP3）：情報やコンピュータに興味を持ち、社会での活用法について自ら企画、開発する意欲を持っている。
態度　　（AP4）：自分から書籍やネットで疑問点を解決し、自らの考え・企画を実践する主体的態度を持っている。
技能・表現（AP5）：自らの意図・企画を口頭表現や文章表現で他人に説明する事が出来る。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学のカリキュラムは、人間として広く社会に目を開く素養を培い、将来の生き方に対する指針を築くためのⅠ類科目群（人間・文化科目：**教養教育**）と技術者としての素養を培うためのⅡ類科目群（専門基礎科目）及びⅢ類科目群（学科専門科目）（Ⅱ類＋Ⅲ類：**専門教育**）から構成されています。さらに、各類には、実践を伴う「やらまいか科目」を系統的に配置しています（**やらまいか教育**）。やらまいか教育の中では、新しい知識を自ら獲得するとともに、「教養教育」や「専門教育」で得た知識を自分のものとし、さらに、やらまいか精神と意欲、自主性、問題解決能力、コミュニケーション能力等の社会人としての基礎力を培うことになります。「教養教育」と「専門教育」に加え、実践をともなう「やらまいか教育」を３本柱として互いに連携させ、個々の学生の適性・能力に応じたきめ細かな教育により入学した学生を必ず育てることを本学の教育方針としています。

これらの教育方針にしたがって，大学全体，各学部、及び学科のカリキュラムポリシーを以下のように定めています。

《大学全体》

1) 研究者もしくは技術者としての確かな社会人基礎力を育成するために、全学共通カリキュラムとしてⅠ類科目群（人間・文化科目）とⅡ類科目群 (専門基礎科目) を設置する。
2) 各学科に特有な専門的な知識を体系的に学び、技能・技術の向上のために学科別のⅢ類科目群（学科専門科目）を設置する。
3) 科目間の「つながり」を明確化し、系統だったカリキュラムを編成する。
4) 主体的な学びの姿勢を身につけ、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「態度」、「技能・表現」を養い、知識やスキルを統合して問題解決につなげていく能力や姿勢を育成する。そのために、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類を通して実験や討論などを実践的に行う PBL 型の授業（やらまいか科目）を展開すると共に、学生生活においても、主体性や問題解決能力を培うことが可能な生活環境を設定する。
5) 入学から卒業に至る全期間を通して、プログラム化されたキャリア形成教育を実施する。
6) 国際的視野を培うため、外国語及び外国文化の教育を系統的に実施する。

《理工学部》

（1）機械工学科

・機械工学の基礎（４力、加工、材料）を理解し、さらに「ものから入る教育」を通して設計・解析・製作・評価の実践的プロセスが身につくカリキュラムを編成する。

（2）電気電子工学科

・電気に関する基礎学力を身に付けた学生を育てるため習熟度別クラス編成を行う。
・「電気主任技術者」,「電気通信主任技術者」などの資格取得が可能なカリキュラムを編成する。

（3）物質生命科学科

・基礎教育科目の徹底的な理解を求めるため、多くの科目を必修にする。また、学科特有の資格に加えて高校１種免許（理科）を取得可能なカリキュラムを編成する。

（4）建築学科

・建築学には、計画・意匠、構造、環境といった領域に加え、都市的スケールに及ぶ理解が求められる。これらの統合の上に成立する都市・建築学を創造するための科目を配置し、一級建築士・二級建築士などの資格取得ができるカリキュラムを編成する。

《情報学部》

学生の適性･能力に応じ、アプリケーションソフトウェアの高度な操作からプログラミングに至る ICT 関連技術のうち、いずれか一つ以上の技術を身につけることができる。

（1）コンピュータシステム学科
・コンピュータ自身やその理論に関してより深く学ぶことができる科目を配置する。
・高校教諭1種免許（情報・数学）を取得可能なカリキュラムを編成する。
（2）情報デザイン学科
・学生の興味・適性に応じ、情報学のより広い分野（特に、人間の生理、心理、社会に関係する分野）に関する知識を選択修得可能なカリキュラムを編成する。

ディプロマポリシー（DP）（学位授与の方針）

《理工学部》

新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす技術者（＝イノベートする技術者）になることを目指し、以下に示すようなディプロマポリシーを定めています。

知識・理解（DP1）：理工学（機械工学、電気電子工学、物質生命科学、建築工学）の一分野についての基礎・専門知識を持ち、技術および技能をものづくりやことづくりに活用できる。
思考・判断（DP2）：社会の多様化、国際化、複雑化する課題に対して探求心を持ちつつ、論理的、創造的な思考ができる。
関心・意欲（DP3）：「ものづくり」、「ことづくり」に挑戦する力のもとで自主的、主体的、実践的に行動することができる。
態度　（DP4）：教養・専門知識を修得するため計画的、継続的、自律的に学習をする向上心を持つことができる。
技能・表現（DP5）：発信力（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力）と傾聴力を習得し、自らの思考・判断のプロセスを説明することができる。

（1）機械工学科
知識・理解（DP1）：機械工学に関する専門知識と技術を修得し、それらの知識と技術をものづくり活動に応用できる。また、機械工学分野における設計・図面化・加工・組み立て・評価といったものづくり活動に欠かせない技術を身につける。
思考・判断（DP2）：社会の発展に機械工学が果たしている役割を十分理解し、従事している仕事から課題を常に見つけ、高い企画力と行動力をもって、積極的に課題解決に取り組むことができる。
関心・意欲（DP3）：科学・技術の進歩と社会ニーズの変化に常に関心を持ち、自律的かつ継続的に新しい知識を学ぶ向上心・意欲を持つことができる。
態度　（DP4）：機械工学技術者としての倫理観や責任感を持ちながら、それを組織活動でも生かせるべく協調性・リーダーシップ等の人間性・態度を身につけることができる。またグローバルな視点で海外の人・組織と関わる態度を身につけることができる。
技能・表現（DP5）：機械工学の方法論に基づき、自らの論理的な思考・判断のプロセスや結果を説明するためのプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を持つことができる。

（2）電気電子工学科
知識・理解（DP1）：電気回路・電子回路の基礎を理解し、ハードウェアとソフトウェア両面からの回路設計やシステム設計などのものづくりを創造的に行うことができる。
思考・判断（DP2）：電気電子工学が社会の発展に対して果たす役割を充分理解し、光応用技術、情報・通信技術、制御・システム技術、電力・エネルギー技術を用いて課題解決のための根源的、論理的な思考判断を行うことができる。
関心・意欲（DP3）：常にチャレンジ精神を持ち、問題解決のための知識習得・学習を自主的、実践的に行うことができる。また、電気電子分野の資格取得にチャレンジすることができる。
態度　（DP4）：主体的、実践的に身につけた電気電子工学の知識をおよび技術を通じて、地域・社会のニーズにこたえることができる。
技能・表現（DP5）：電気電子工学の方法論に基づき、自らの考えを口頭表現や文章表現によって伝えることができる。

（3）物質生命科学科
知識・理解（DP1）：化学を中心に物理学や生化学，分子生物学に関する素養を身につけ、環境科学・（環境・エネルギー）材料科学・生命科学（工学）・食品化学などのいずれかの分野の知識に基づいて考えることができる。
思考・判断（DP2）：科学・技術と自然・環境との調和を理解することで現在の課題を発見し、未来を創造することができる。
関心・意欲（DP3）：環境・生活・生命・安全に関わる諸問題を解決する為の専門知識を自分から求め、課題に取り組むことができる。

態度　　（DP4）：環境・生活・生命・安全に関する地域や社会のニーズに柔軟に対応することができる。
技能・表現（DP5）：物質生命科学における方法論に基づき、自らの思考や判断過程を効果的に説明することができる。

（4）建築学科

知識・理解（DP1）：建築計画・意匠、建築構造、建築環境の個々の分野における広範な基礎知識と高度な専門知識を有し、個々の分野を統合しうる技術を持つ人材として、とりわけ地域固有の気候、風土や文化などを活かした都市・建築空間の創造に寄与することができる。
思考・判断（DP2）：建築／都市／地域のスケールを横断し、創造的な思考と判断ができる。
関心・意欲（DP3）：建築学は他領域との関連が高く、扱う領域も広いため、諸領域への関心を高く持ち、かつ持続的に新しい知識を得る意欲を持つことができる。
態度　　（DP4）：建築技術者として、倫理観や責任感を有し、他領域・他分野との協調性や意欲を持つことができる。地域や社会のニーズに対し想像力のある回答をすることができる。
技能・表現（DP5）：自らの提案を他者・社会にプレゼンテーションする、あるいは発注者・利用者・技術者などプロジェクト関係者との意思疎通を図る、などのコミュニケーション能力を有する。

《情報学部》

市民生活に立脚しつつ、人間とコンピュータとの関係をはじめ生起する課題を探求できる専門職業人になることを目指し、以下に示すようなディプロマポリシーを定める。

知識・理解（DP1）：コンピュータと人間の感性に対する理解にもとづいて、情報科学とICT（情報コミュニケーション技術）に関する深い知識を活用することができる。
思考・判断（DP2）：情報学の専門知識、高度情報社会の倫理、および普遍的かつ国際的な価値基準をふまえて、ものごとを論理的に考え、適切に判断することができる。
関心・意欲（DP3）：問題意識と進取の精神をもってものごとを実践し、内省しつつ自らを継続的に向上させることができる。
態度　　（DP4）：豊かな感受性と知的な創造性の発揮に向けて、主体性をもって他者と協働し、課題に取り組むことができる。
技能・表現（DP5）：情報学から得た技術・技能と態度を活かして情報を収集し、自らの思い・考えを様々なシステムやコンテンツに表現し、発信することができる。

（1）コンピュータシステム学科

知識・理解（DP1）：ICTと人間の感性が調和する高度情報社会の実現のために、コンピュータ技術、情報数理、サイバーセキュリティなどについての深い知識を活用することができる。
思考・判断（DP2）：周囲の環境、技術者倫理や社会的責任等を総合的に判断して問題を提起し、数理的な論理思考力を駆使して解決に導くことができる。
関心・意欲（DP3）：次世代情報技術への強い関心及び物事へのチャレンジ精神を有し、学業や課外活動において自らをキャリアアップさせることができる。
態度　　（DP4）：豊かな感受性と創造性をあわせもち、自らの成長に努力を惜しまず、何事にも主体的かつ継続的に取り組むことができる。
技能・表現（DP5）：情報学の総合的な技能を活かして、広く情報を収集し、自らの意見や思考プロセスをわかりやすく的確に表現し、情報を発信することができる。

（2）情報デザイン学科

知識・理解（DP1）：情報科学とICTの基本を理解するとともに、デジタルアート・メディアデザイン、心理・脳・生命情報、経営・社会システムの３分野のうち１分野以上について深い知識を持ち、実践の場でそれらを活かすことができる。
思考・判断（DP2）：人間の情報行動をはじめとする情報学への理解および高度情報社会に対する責任感をふまえて、情報コミュニケーション技術の応用について論理的に考え、適切に判断することができる。
関心・意欲（DP3）：探求心とチャレンジ精神を常に持ち、価値創造と問題解決のために、学習と実践に傾注することができる。
態度　　（DP4）：自己の成長と社会への貢献を念頭に置き、主体性をもちつつ他者と協働し、課題遂行に向けて取り組むことができる。
技能・表現（DP5）：情報メディアと人間同士の対面をとおした多様な情報を収集・分析・加工・表現・伝達する力にもとづいて、自らの考えを的確に示すことができる。

目　次

○学長挨拶
○本学の理念・目的
○学歌・応援歌
○はじめに (大学のルール)
○平成 29 年度行事計画表
※大学院関係の行事計画・履修・成績・教員名簿は P229 ～を参照

第 1 章　履修・成績について

○カリキュラム (進級条件、卒業要件　他) …… 018
○履修登録 …… 023
○授業について …… 027
○平成 29 年度授業科目年次配当表（理工学部・情報学部） …… 028
○推奨履修モデル（理工学部・情報学部） …… 036
○教職課程 …… 057
○試験 …… 062
○成績評価と単位付与 …… 063
○ GPA による成績評価について …… 065
○留学等 …… 067

第 2 章　学生生活について

○学生証 …… 068
○学籍 …… 069
○賞罰 …… 071
○健康管理 …… 072
○学生相談 …… 077
○ハラスメントを防止しよう …… 078
○保険 …… 080
○通学等 …… 082
○課外活動等 …… 084
○下宿・アパートについて …… 090
○アルバイト …… 091
○日常生活についての心構え、その他の注意事項 …… 092

第 3 章　授業料等・各種手続きについて

○学費 …… 093
○奨学金 …… 094
○願・申請・届 …… 097
○定期券・学割 …… 101

第４章　施設の利用・説明について

○図書館 …… 102
○教育開発センター …… 104
○教職支援室 …… 105
○情報センター …… 106
○先端機器分析センター …… 108
○工作センター …… 109
○Ｙ．Ｅ．Ｓ．　やらまいかエデュケーションサイト …… 110
○厚生・体育施設 …… 112
○身体障害者の施設・相談窓口 …… 114
○その他 …… 115
○各教室設備一覧表 …… 116

第５章　将来をみつめて

○就職について …… 117
○資格取得について …… 119
○インターンシップ …… 126
○大学院進学について …… 127
○研究生・科目等履修生・聴講生制度等 …… 129

第６章　規則等

○規則集一覧 …… 130
○大学組織図 …… 178
○英文表記 …… 179
○大学の沿革 …… 180

第７章　教員名簿

○教員名簿 (学部) …… 182

第８章　キャンパス案内

○キャンパス全体図 …… 193
○避難場所等 …… 194
○校舎等配置図 …… 195
○大学案内図 …… 212

○ SIST 学生ポータルサイトについて …… 213
○静岡理工科大学 Web 履修登録マニュアル …… 215
○東海地震等の発生時における皆さんの安否や居場所の確認のための事前準備について …… 225
○索引 …… 227

静岡理工科大学学歌

未来へ SIST

作　詞・寺田美穂子
補作詞・伊藤アキラ
作　曲・小林　亜星
編　曲・矢田部　正

静岡理工科大学学歌　未来へ SIST
作　詞・寺田美穂子
補作詞・伊藤アキラ
作　曲・小林　亜星
編　曲・矢田部　正

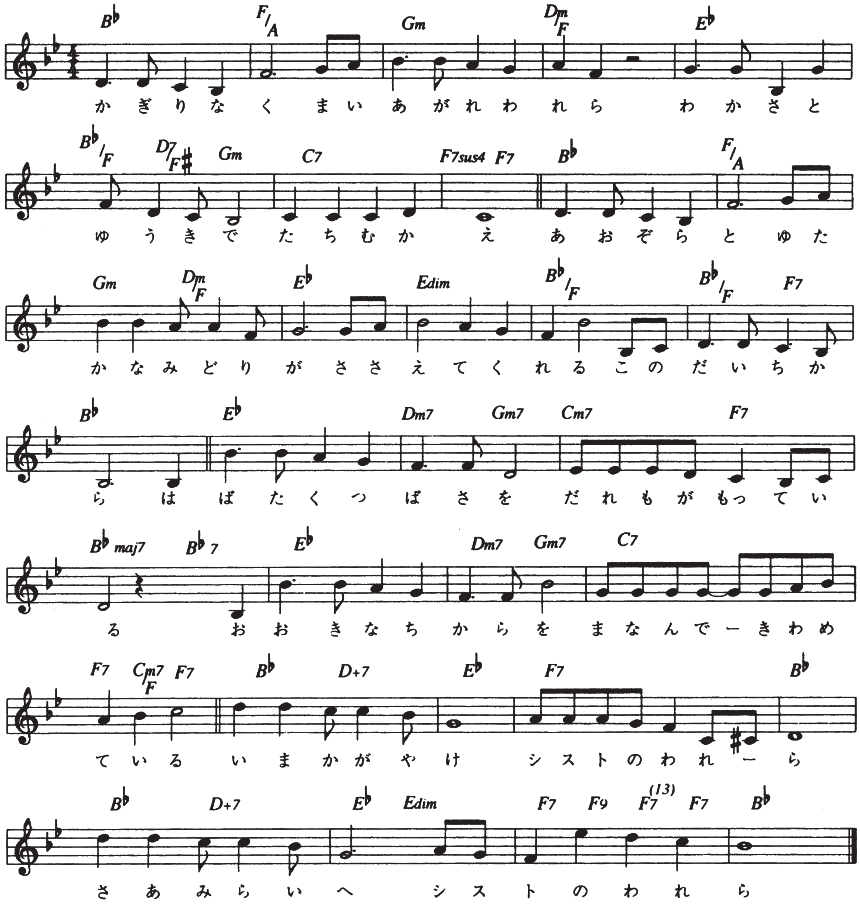

静岡理工科大学学歌　未来へ SIST

作詞・寺田美穂子　補作詞・伊藤アキラ　作曲・小林　亜星

1．限り無く　舞い上がれ　我ら
若さと勇気で　立ち向かえ
青空と　豊かな緑が
支えてくれる　この大地から
＊　はばたく翼を　誰もが持っている
大きな力を　学んで究めている
今、輝け　SISTの我ら
さあ、未来へ　SISTの我ら

2．生きる道　切り開け　我ら
希望と情熱　この胸に
夕焼けと　広がる山波
包んでくれる　この地平から
自由の翼を　誰もが持っている
飛躍の科学を　心に燃やしている
今、輝け　SISTの我ら
さあ、未来へ　SISTの我ら
＊　くりかえし

静岡理工科大学応援歌

SISTの旗を

作　詞・伊藤アキラ
作　曲・佐藤　健

静岡理工科大学応援歌　SISTの旗を

作詞・伊藤アキラ
作曲・佐藤　健
編曲・酒井　義久

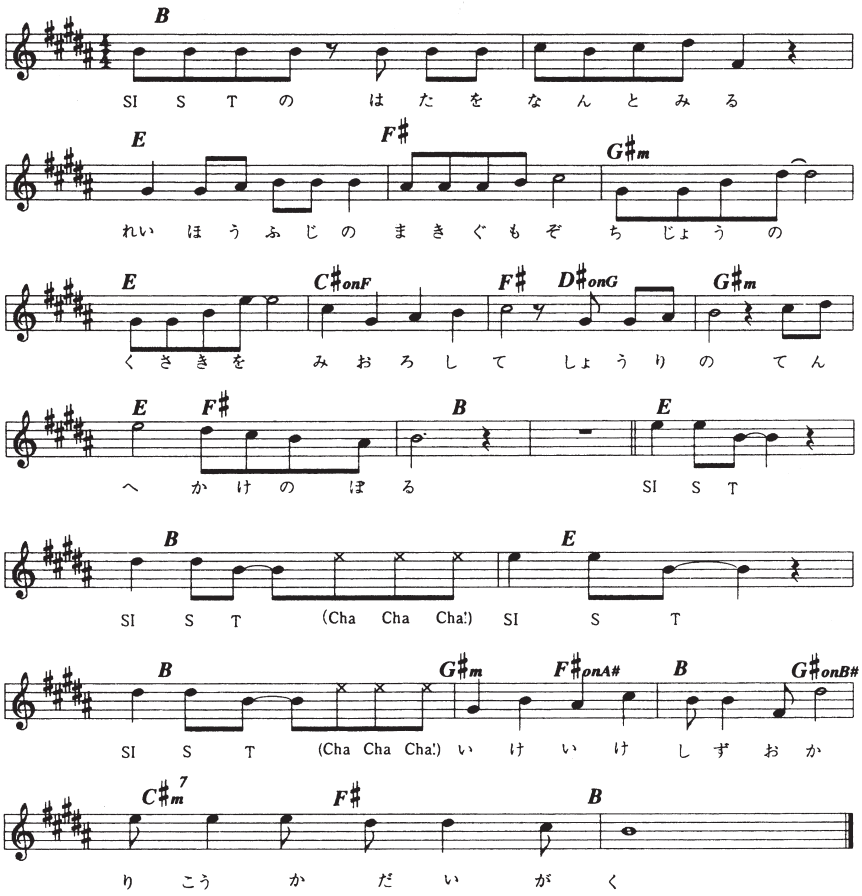

静岡理工科大学応援歌　SISTの旗を

作詞・伊藤アキラ　作曲・佐藤　健

1．SISTの旗を何と見る
　霊峰富士の巻き雲ぞ
　地上の草木を見下ろして
　勝利の天へ駆け昇る
＊　SIST CHA CHA CHA！
＊　SIST CHA CHA CHA！
＊　SIST CHA CHA CHA！
＊　SIST CHA CHA CHA！
　行け行け　静岡理工科大学

2．SISTの旗を何と見る
　遠州灘の荒波ぞ
　強豪難関あろうとも
　怒濤の沖へ押し流す
＊　くり返し

3．SISTの旗を何と見る
　袋井の地の栄光ぞ
　東西南北行くところ
　凱歌と共にひるがえる
＊　くり返し

はじめに（大学のルール）

この『学生便覧』には、学生生活を送るうえでの必要な事項を簡潔にまとめて記載しています。在学中は大切に保管し、大学生活の全般的な手引きとして利用してください。また、変更などがあった場合はその都度掲示等で皆さんにお知らせします。

大学における勉学、生活は、自立の精神を土壌にしています。自発的・自主的に行動する意志をもっていることが自分の大きな成長につながります。そして学業に邁進する中、皆さんが充実した学生生活を自由な空気の下で満喫し、貴重な青春の一時期を人づくり、体力づくりに過ごすことを願っています。

＜大学のルール＞

静岡理工科大学は、多数の学生と教職員により構成されているひとつの大きな社会です。この社会の中で皆さんがこれからの学生生活を円滑に進めるためには学内の諸制度、ルール、手続き等を理解しておくことが大切です。

また、大学時代は高校の時とは違い自由な生活を送れる時期です。それは１人の大人としての自分自身の行動と社会（周囲の人たち）に対して責任を持つ意味でもあります。そして、責任を放棄し周囲に迷惑をかけた場合、罰を受けることも社会のルールです。

大学という社会の中で自分と周りの人たちが快適な生活を送られるよう、この『学生便覧』に記載されていることを理解するとともに、特に次の5つの点は厳守してください。

①学内掲示板を必ず見ましょう。

皆さんの多くは、友達と連絡を取り合うのに携帯電話を使っていると思います。携帯電話は確かに便利ですが、大学から皆さん１人ひとりに電話連絡することや受け応えをすることは不可能です。

大学からの正式なお知らせ、学生呼出し等は全て学内の掲示板を通しておこないます。

掲示板の情報は随時変わりますので、必ず掲示板を見る習慣をつけましょう。

さまざまな手続きを忘れた学生に理由を聞くと、最も多いのが「掲示板を見落としていた」というものです。また、掲示を見なかったために生じた不利益は自身の責任となりますので十分注意してください。なお、個人的な呼出しや伝言依頼には応じませんので注意してください。

“こんな場合にはどの掲示板をみればよいか？”は下記の掲示板案内を参照してください。

＜掲示板設置場所＞

掲 示 内 容	掲 示 内 容
学部授業、履修関係（休補講、教室変更、レポート提出等） 学生生活関係（学生呼出、健康保険、奨学金、車両通学等）	①教育棟１階入口左側
落とし物、クラブ連合委員会、留学について等	②教育棟１階ブックストア横・前
就職、進学関係掲示	教育棟２階キャリア支援課前
図書館掲示	教育棟４階
情報センター掲示	教育棟５階
サークルからの掲示	②教育棟１階ブックストア前 ③体育厚生棟入口
アルバイト紹介	④学生ホール
各学科掲示	⑤研究実験棟１～５階
大学院授業、履修関係掲示	⑤研究実験棟３階通路
一般掲示物等	⑥教育棟２、３階ラウンジなど

SIST 学生ポータルサイト

個人へのお知らせ、連絡事項、時間割、休補講情報などが閲覧できます。

（パソコン）http://campus.sist.ac.jp/aa_web/

（携帯電話）http://www.sist.ac.jp/i/

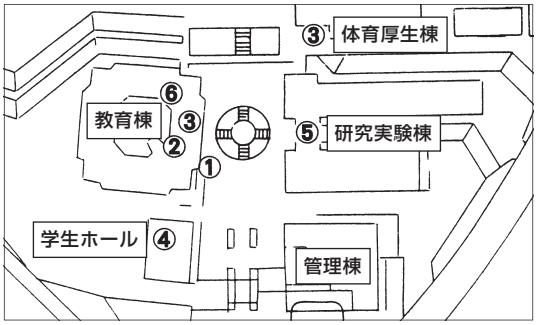

大学から個人宛に電子メールを利用して連絡を行う場合があります。つきましては以下のドメインからのメールを受信出来るよう設定してください。

※携帯電話やスマートフォンで以下のドメインからの電子メールを受信出来るように設定して下さい。

ob.sist.ac.jp　sist-saigai.jp　kyujin-navi.com　sist.ac.jp

☆また、あなたのスマートフォン等のメールアドレスを変更したら、必ず学務課に届け出て下さい。

②電話のマナー

・授業中に教室内で通話することや着信音を鳴らすことは論外です。授業前に必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。また、次の場所も『公の場所』です。電話がかかってきたらいったん外に出るか、「保留ボタン」を押すなどの対応をしましょう。また、場所によっては事前にマナーモードにして周りに迷惑をかけないようにしましょう。

☆教育棟の廊下、研究実験棟の廊下　☆研究室内　☆事務局内

☆図書館、情報センター、先端機器分析センター、工作センターなど

・電話による学生からの問合せや連絡は、緊急の場合など特別な事情がない限り応じられません。直接学務課窓口を訪ね用件を伝えてください。また、家族や友人からの学生呼び出しも出来ません。

③学生証を携帯しましょう。

学生証は本学の学生であることを証明する唯一のものです。常に携帯してください。備品貸出し、証明書発行等では提示を求められます。学生証がない場合、これらのサービスは一切受けられませんので注意してください。詳しくは本冊子第2章「学生証」を参照してください。

④通学マナーを守りましょう。

大学の周辺地域は市民の方々の大切な生活の場です。通学時には市民の方々に迷惑をかけないよう、安全運転を心掛けてください。バイクや車の騒音、自転車の並走、ゴミのポイ捨てなどで苦情が寄せられることがあります。

また、決められた場所以外(大学の外でも中でも)の違法駐車は、誰かが迷惑をします。軽い気持ちの行為が大きな事故につながることもあります。十分に注意しましょう。

⑤相手の立場にたって行動しよう。

自分が迷惑をかけられたら‥‥。例えば、自分の家の前にたばこの吸いがらを捨てられたら、いい気持ちはしませんね。火事になってしまうかもしれません。大学もみんなが使うみんなの施設です。相手の立場にたって、自分がイヤだと思うことは相手にもしないようにしましょう。また、自分がして欲しいことは周りにしてあげるなど周囲のことを考え、自分も周囲の人も快適な生活が送れるようにしましょう。

平成 29 年度　学部行事計画表（４月～９月）

４月				５月				６月			
1	土		健康診断４年 ４年履修ガイダンス	1	月	月4		1	木	木7	
2	日			2	火	火4		2	金	金8	
3	月		３年生履修ガイダンス 健康診断（３年）	3	水		憲法記念日	3	土		
4	火		入学式 新入生オリエンテーション	4	木		みどりの日	4	日		
5	水		数英プレテスト　新入生ガイダンスⅠ・Ⅱ 新入生ノートPC 個人購入者セットアップ	5	金		こどもの日	5	月	月9	
6	木		2年履修ガイダンス　健康診断（2年） 新入生ガイダンスⅢ　新入生研修　教科書販売	6	土			6	火	火9	
7	金	金1	前期授業開始 履修登録開始	7	日			7	水	水8	
8	土		新入生歓迎会	8	月	月5		8	木	木8	
9	日			9	火	火5		9	金	金9	
10	月	月1		10	水	水4		10	土		
11	火	火1		11	木	木4		11	日		
12	水	水1		12	金	金5		12	月	月10	
13	木	木1	履修登録修了	13	土			13	火	火10	
14	金	金2		14	日			14	水	水9	
15	土			15	月	月6		15	木	木9	
16	日			16	火	火6		16	金	金10	
17	月	月2		17	水	水5		17	土		
18	火	火2		18	木	木5		18	日		
19	水	水2		19	金	金6		19	月	月11	
20	木	木2		20	土			20	火	火11	
21	金	金3		21	日			21	水	水10	
22	土			22	月	月7		22	木	木10	
23	日			23	火	火7		23	金	金11	
24	月	月3		24	水	水6		24	土		
25	火	火3		25	木	木6		25	日		
26	水	水3		26	金	金7		26	月	月12	
27	木	木3	GPA 取消期間	27	土			27	火	火12	
28	金	金4	GPA 取消期間	28	日			28	水	水11	
29	土		昭和の日	29	月	月8		29	木	木11	
30	日			30	火	火8		30	金	金12	
				31	水	水7					

変則開講日　学生休業日

7月				8月				9月			
1	土			1	火	定試3		1	金		
2	日			2	水	定試4		2	土		
3	月	月13		3	木	定試5	↓前期定期試験終了	3	日		
4	火	火13		4	金		前期追試験手続き期限	4	月		
5	水	水12		5	土			5	火		
6	木	木12		6	日			6	水		
7	金	金13		7	月			7	木		
8	土			8	火			8	金		
9	日			9	水			9	土		
10	月	月14		10	木			10	日		
11	火	火14		11	金		山の日	11	月		
12	水	水13		12	土			12	火		
13	木	木13		13	日			13	水		
14	金	金14		14	月			14	木		
15	土			15	火			15	金		
16	日			16	水			16	土		
17	月	月15	通常授業（海の日）	17	木		前期追試験対象者発表期間（予定）	17	日		
18	火	火15		18	金		前期追試験対象者発表期間（予定）	18	月		敬老の日
19	水	水14		19	土			19	火		
20	木	木14		20	日			20	水		
21	金	金15		21	月	追試1	↑前期追試験開始	21	木		
22	土			22	火	追試2		22	金		1年～3年ガイダンス
23	日			23	水	追試3	再試験対象者がいる場合は再試験も併せて実施する。	23	土		秋分の日
24	月		補講日	24	木	追試4		24	日		
25	火		補講日	25	金	追試5	↓前期追試験終了	25	月	月1	後期授業開始 履修登録開始
26	水	水15		26	土			26	火	火1	
27	木	木15		27	日			27	水	水1	
28	金	定試1	↑前期定期試験開始	28	月			28	木	木1	
29	土			29	火			29	金	金1	履修登録終了
30	日			30	水			30	土		
31	月	定試2		31	木						

平成 29 年度　学部行事計画表（10 月～3 月）

10月				11月				12月			
1	日			1	水	水6		1	金	金9	
2	月	月2		2	木	木6		2	土		
3	火	火2		3	金	金5	通常授業（文化の日）	3	日		
4	水	水2		4	土			4	月	月10	
5	木	木2		5	日			5	火	火11	
6	金	金2		6	月	月6		6	水	水11	
7	土			7	火	火7		7	木	木11	
8	日			8	水	水7		8	金	金10	
9	月	月3	通常授業（体育の日）	9	木	木7		9	土		
10	火	火3		10	金	金6		10	日		
11	水	水3		11	土			11	月	月11	
12	木	木3		12	日			12	火	火12	
13	金	金3		13	月	月7		13	水	水12	
14	土			14	火	火8		14	木	木12	
15	日			15	水	水8		15	金	金11	
16	月	月4		16	木	木8		16	土		
17	火	火4		17	金	金7		17	日		
18	水	水4		18	土			18	月	月12	
19	木	木4	ＧＰＡ取消期間	19	日			19	火	火13	
20	金	金4	ＧＰＡ取消期間	20	月	月8		20	水	水13	
21	土			21	火	火9		21	木	木13	
22	日			22	水	水9		22	金	金12	
23	月	月5		23	木	木9	通常授業（勤労感謝の日）	23	土		天皇誕生日
24	火	火5		24	金	金8		24	日		
25	水	水5		25	土			25	月	月13	
26	木	木5		26	日			26	火	火14	
27	金		大学祭準備	27	月	月9		27	水		
28	土		大学祭・父母懇談会	28	火	火10		28	木		
29	日		大学祭・ホームカミングデー	29	水	水10		29	金		
30	月		大学祭後片付け	30	木	木10		30	土		
31	火	火6						31	日		

変則開講日　学生休業日

1月				2月				3月			
1	月		元旦	1	木		後期追試験手続き期限	1	木		
2	火			2	金			2	金		
3	水			3	土			3	土		
4	木			4	日			4	日		
5	金	金13		5	月		後期追試験対象者発表期間(予定)	5	月		
6	土			6	火		後期追試験対象者発表期間(予定)	6	火		
7	日			7	水			7	水		
8	月		成人の日	8	木			8	木		
9	火	火15		9	金			9	金		卒業者・進級者発表
10	水	水14		10	土			10	土		
11	木	木14		11	日		建国記念の日	11	日		
12	金	金14		12	月		振替休日	12	月		
13	土			13	火		卒研発表会	13	火		
14	日			14	水		卒研発表会	14	水		
15	月	月14		15	木			15	木		
16	火		補講日	16	金			16	金		
17	水	水15		17	土			17	土		卒業式
18	木	木15		18	日			18	日		
19	金	金15		19	月	追試1	↑後期追試験開始	19	月		
20	土			20	火	追試2		20	火		
21	日			21	水	追試3	再試験対象者がいる場合は再試験も併せて実施する。	21	水		春分の日
22	月	月15		22	木	追試4		22	木		
23	火		補講日	23	金	追試5	↓後期追試験終了	23	金		
24	水	定試1	↑後期定期試験開始	24	土			24	土		
25	木	定試2		25	日			25	日		
26	金	定試3		26	月			26	月		
27	土			27	火			27	火		
28	日			28	水			28	水		
29	月	定試4						29	木		
30	火	定試5	↓後期定期試験終了					30	金		
31	水							31	土		

第１章　履修・成績について

カリキュラム

◇学修上の心構え

大学においては自らが求めて学修しようとする意欲と意志が必要とされます。与えられるのではなく、自覚と目的意識を持ち、自ら積極的に学ぼうとする姿勢が必要です。

◇授業科目

本学のカリキュラムはその内容によりⅠ類（人間・文化科目）とⅡ類（学部共通専門基礎科目）そしてⅢ類（学科専門科目）に大別されます。また、それぞれの科目に必修（必ず受講しなければならない科目）と選択（各自の希望により受講可能な科目）が指定されています。

◇単位制

大学の授業は単位制度をとっています。各講義科目にはそれぞれに学修時間が決められており、この時間以上を学修し、学修結果の判定（定期試験等）を受け、合格すれば単位が与えられるという仕組みです。そして、卒業に必要な総単位数を全て修得すると卒業資格の一つが与えられます。

また、１単位の授業科目は 45 時間の学修をもって構成されることが標準となりますが、授業時間外に必要な学修等の考慮などにより、１単位付与の基準は次のように授業形態により異なります。

①講義・演習

15時間の授業をもって１単位とする。（科目によっては15～30時間の範囲で定める場合があります。）

②実験・実習

30時間の授業をもって１単位とする。

◇進級条件

2007 ～ 2017年度入学生

本学ではより確実な学修をはかるため、卒業に至るまでに毎年ハードルを設けています。各学年の進級条件は下表のとおりです。

２年進級条件	・１年末までの修得単位数が 20 単位以上
３年進級条件	・２年末までの修得単位数が 60 単位以上
４年進級条件	・３年末までで、卒業に必要な単位数のうち未修得の合計が 20 単位以下

なお、下のグラフは、各学年ごとの修得単位数の推奨モデルを示しています。

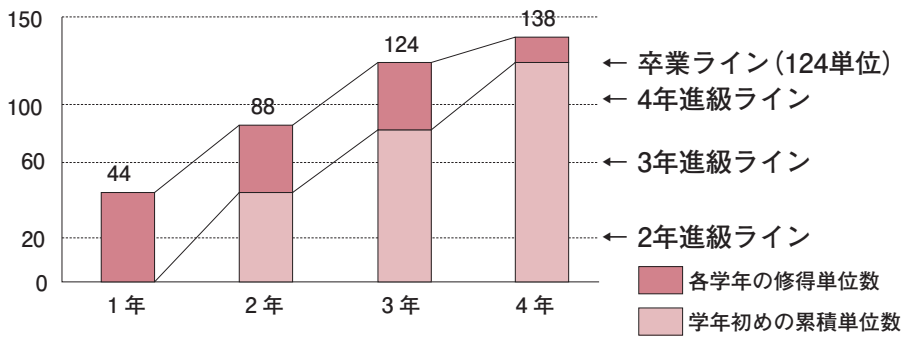

◇学科・コース

本学では、科学技術の動向に対応してそれぞれ次のようなコースを設けています。

コース分けは早い時期に大体の見当をつけておくのがよいと思います。また、コースの選択には、実験設備などの面から極端に片寄りがある場合は調整することもあり得ます。

2017 年度入学生の学科名とコース名

理工学部

学　科	コース名	コース分けの時期	コース開始
機械工学科	航空工学コース 自動車工学コース ロボット工学コース	2 年 前 期 中	2 年 後 期
電気電子工学科	電気工学コース 電子工学コース	2 年 12 月 下 旬	3 年 前 期
物質生命科学科	バイオ食品化学コース 環境新素材コース	2 年 6 月 下 旬	2 年 後 期
建築学科	ー		

情報学部

学　科	学科分けの時期	学科開始
コンピュータシステム学科	1 年 12 月 中 旬	2 年 前 期
情報デザイン学科		

2008 ～ 2016 年度入学生の学科名とコース名

理工学部

学　科	コース名	コース分けの時期	コース開始
機械工学科	ロボット・ヴィークル工学コース 航空工学コース 総合機械工学コース	2 年 前 期 中	2 年 後 期
電気電子工学科	光応用・電子デバイスコース 情報・通信コース 電子制御・エネルギーコース	2 年 12 月 下 旬	3 年 前 期
物質生命科学科	バイオ食品化学コース 環境新素材コース	2 年 6 月 下 旬	2 年 後 期

情報学部

情報学部では、2年次から学科が分かれます。

学　科	学科分けの時期	学科開始
コンピュータシステム学科	1 年 12 月 中 旬	2 年 前 期
情報デザイン学科		

◇卒業要件

本学を卒業するためには、本学に４年以上在学し、124 単位以上を修得し、かつ各学科とコースで定められた必修科目がすべて含まれていなければなりません。なお、各学科の科目分類ごとの卒業単位数は次のとおりです。

・2017年度入学生

理工学部

分類	機械工学科	電気電子工学科	物質生命科学科	建築学科
Ⅰ類	必修　６単位 選択必修　８単位 選択　１８単位以上	必修　６単位 選択必修　８単位 選択　１２単位以上	必修　６単位 選択必修　８単位 選択　１２単位以上	必修　６単位 選択必修　８単位 選択　８単位以上
Ⅱ類	必修　１２単位 選択　１２単位以上	必修　１０単位 選択　１２単位以上	必修　８単位 選択　８単位以上	必修　４単位 選択　１２単位以上
Ⅲ類	必修　４０単位 選択必修　４単位 選択　１４単位以上	必修　２３単位 選択必修　３単位 選択　２６単位以上	必修　４４単位 選択必修　１６単位 選択　１０単位以上	必修　５５単位 選択必修　２単位 選択　１４単位以上
ⅠⅡⅢ類のいずれか	10単位以上	24単位以上	12単位以上	15単位以上

情報学部

分類	コンピュータシステム学科	情報デザイン学科
Ⅰ類	必修　６単位 選択必修　８単位 選択　１６単位以上	
Ⅱ類	必修　４単位 選択必修　３単位 選択　１２単位以上	
Ⅲ類	必修１２単位 選択必修　１６単位 選択　２８単位以上 ＜特別プログラム-コンピュータシステム実践演習 履修者＞ 選択必修　１８単位 選択　２６単位以上 ＜特別プログラム-実践ベンチャービジネス 履修者＞ 選択必修　２８単位 選択　１６単位以上	必修１２単位 選択必修　１６単位 選択　２８単位以上 ＜特別プログラム-情報デザイン実践演習 履修者＞ 選択必修　１８単位 選択　２６単位以上 ＜特別プログラム-実践ベンチャービジネス 履修者＞ 選択必修　２８単位 選択　１６単位以上
ⅠⅡⅢ類のいずれか	１９単位以上	１９単位以上

・2012～2016年度入学生

理工学部

分類	機械工学科	電気電子工学科	物質生命科学科
Ⅰ類	必修 ＜総合機械工学コース＞11 単位 ＜その他のコース＞9 単位 選択必修 ＜総合機械工学コース＞15 単位 ＜その他のコース＞9 単位 選択 ＜総合機械工学コース＞6 単位以上 ＜その他のコース＞14 単位以上	必修9単位 選択必修9単位 選択8単位以上	
Ⅱ類	必修 ＜総合機械工学コース＞17 単位 ＜その他のコース＞12 単位 選択 ＜総合機械工学コース＞7 単位以上 ＜その他のコース＞12 単位以上	必修 10 単位 選択 12 単位以上	必修 14 単位 選択 8 単位以上
Ⅲ類	必修 34 単位 ＜ロボット・ヴィークル工学コース＞ コース選択必修16 単位 選択12 単位以上 ＜航空工学コース＞ コース選択必修19 単位 選択　9 単位以上 ＜総合機械工学コース＞ コース選択必修18 単位 選択10 単位以上	必修 23 単位 コース必修 3 単位 選択 26 単位以上	必修 36 単位 コース必修 26 単位 選択 6 単位以上
Ⅰ Ⅱ Ⅲ類のいずれか	6 単位以上	24 単位以上	8単位以上

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、20単位までを卒業に必要な単位数算入することができます。

情報学部

分類	コンピュータシステム学科	情報デザイン学科
Ⅰ類	必修 9 単位／選択必修 9 単位 選択 8 単位以上	必修 9 単位／選択必修 9 単位 選択 14 単位以上
Ⅱ類	必修 4 単位／選択必修 3 単位 選択 14 単位以上	必修 4 単位／選択必修 3 単位 選択 8 単位以上
Ⅲ類	必修 13 単位 ＜「情報セミナー1」履修者＞ 選択必修10 単位 選択30 単位以上 ＜上記のうち、「長期インターンシップ」または「実践ベンチャービジネス1」履修者＞ 選択必修15 単位 選択25 単位以上 ＜「特別プログラム」履修者＞ 選択必修24 単位 選択16 単位以上 ＜上記のうち、「長期インターンシップ」または「実践ベンチャービジネス1」履修者＞ 選択必修22 単位 選択18 単位以上	必修 13 単位 ＜「情報セミナー1」履修者＞ 選択必修10 単位 選択30 単位以上 ＜上記のうち、「長期インターンシップ」または「実践ベンチャービジネス1」履修者＞ 選択必修15 単位 選択25 単位以上 ＜「特別プログラム」履修者＞ 選択必修24 単位 選択16 単位以上 ＜上記のうち、「長期インターンシップ」または「実践ベンチャービジネス1」履修者＞ 選択必修22 単位 選択18 単位以上
Ⅰ Ⅱ Ⅲ類のいずれか	24 単位以上	

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、30単位までを卒業に必要な単位数算入することができます。

・2008～2011年度入学生

理工学部

分類	機械工学科	電気電子工学科	物質生命科学科
Ⅰ類	必修 〈総合機械工学コース〉6単位 〈その他のコース〉4単位 選択必修 〈総合機械工学コース〉14単位 〈その他のコース〉8単位 選択 〈総合機械工学コース〉6単位以上 〈その他のコース〉14単位以上	必修4単位 選択必修8単位 選択14単位以上	
Ⅱ類	必修13単位 選択9単位以上	必修10単位 選択12単位以上	必修14単位 選択8単位以上
Ⅲ類	必修33単位 ＜ロボット・ヴィークル工学コース＞ コース必修（選択必修含む）16単位 選択12単位以上 ＜航空工学コース＞ コース必修（選択必修含む）17単位 選択11単位以上 ＜総合機械工学コース＞ コース必修（選択必修含む）22単位 選択6単位以上	必修23単位 コース必修3単位 選択26単位以上	必修26単位 コース必修12単位 選択23単位以上
ⅠⅡⅢ類のいずれか	15単位以上	24単位以上	15単位以上

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、20単位までを卒業に必要な単位数算入することができます。

情報学部

分類	コンピュータシステム学科	情報デザイン学科
Ⅰ類	必修4単位／選択必修8単位 選択14単位以上	必修4単位／選択必修8単位 選択20単位以上
Ⅱ類	必修3単位 選択18単位以上	必修3単位 選択12単位以上
Ⅲ類	必修7単位 ＜一般＞ 選択必修6単位 選択40単位以上 ＜特別＞ 選択必修20単位 選択26単位以上	必修7単位 ＜一般＞ 選択必修6単位 選択40単位以上 ＜特別＞ 選択必修20単位 選択26単位以上
ⅠⅡⅢ類のいずれか	24単位以上	

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、30単位までを卒業に必要な単位数算入することができます。

◇学位

2008～2017年度入学生　卒業とともに与えられる学位は次のとおりです。

機械工学科 電気電子工学科	学士（工学）	コンピュータシステム学科 情報デザイン学科	学士（情報学）
物質生命科学科	学士（理学）	建築学科	学士（工学）

履修登録

◇履修登録

大学の授業は単位制ですので時間割の中から自分が勉強（履修）しようとするものを選び、登録する必要があります。履修登録は Web システムで行います。

履修登録の手続きは、すべて皆さんの自己責任によって行われるものです。従って、必要な手続きを怠ったり、期限に遅れたりすることはもとより、誤った登録をした場合でも、これをそのまま放置すれば、授業を受けられなくなったり、単位を取得できなくなりますので、確実に履修登録を行うよう心掛けて下さい。

◇履修相談・履修指導

学務課では履修方法・履修科目や単位修得状況また就学について窓口で随時相談を受け付けています。積極的に活用して下さい。また勉強の仕方や授業でわからない点があるときは、科目担当教員や助言教員に積極的に質問して下さい。

なお、各学期の単位修得状況が極端に不振であった場合、その後の履修に支障を来たしたり、進級や卒業が危うくなることがあります。そのような学生に対しては、次の学期始めに、助言教員やセミナー担当教員などによる履修指導が行われます。

◇オフィスアワー（質問・相談時間）

オフィスアワーとは、先生方が研究室に在室し、皆さんからの学業や学生生活についての質問や相談などに応じることのできる時間帯のことをいいます。気軽に研究室を訪ねてみてください。（先生方の詳しい予定については、各研究室入口の掲示などで確認してください。）

◇履修登録の手順

時間割表・シラバスの受領
☆ガイダンスで時間割表、シラバス等を配布
☆履修登録上の留意事項を把握する

↓

履修相談・検討

↓

履修科目案の作成
☆時間割表、シラバス等を用い、事前に履修科目案を作成する

↓

Web 履修登録
☆期間内に、履修科目案を基にWebシラバスで登録を行う
☆入力した際、エラーがないか確認する

↓

履修登録確定
☆登録確定後は必ず登録内容を印刷、保管すること

↓

履修登録確認
☆登録を確定した翌日に再度Web登録画面でエラーがないか確認すること

↓

履修登録完了
☆「大学院授業科目履修願」の提出が必要な場合は、提出期限内に担当教員等の許可印を得て学務課に必ず提出すること
☆登録期限が到来して履修登録が確定する

この期間は何回でも変更修正が可能です。

◇履修登録の日程

学期 / 事項	前期	後期
時間割表・シラバス配布	ガイダンス時	ガイダンス時
講義開始	4月上旬	9月下旬
Web履修登録期間	講義開始日から１週間	

◇キャップ制

単位の上限設定(キャップ制)について

１．キャップ制の目的

多くの授業を履修登録し過ぎて、どれも中途半端になることのないように「ひとつひとつの授業に集中し、確実に内容を身につける」ことが目的です。また、「少し多めに履修登録しておけば、少しくらい単位を落としても大丈夫」という甘い考えで授業に臨んだ結果、結局多くの単位を落とし、最終的に進級・卒業単位が不足する事態を招くことを避けることができます。

２．制度の骨子

各学期（半期）に履修登録できる単位の上限を原則として２４単位とします。したがって１年間で取得できる単位数の上限は、原則４８単位です。

ただし、次の科目は履修登録上限単位数に含みません。

①教職課程「教職に関する科目と教科又は教職に関する科目」(61 ページ記載)

②Ｉ類の集中科目

・単位の上限に含めない科目

芸術鑑賞、海外セミナー、スポーツ３、特別共同講義、特別集中講義、インターンシップ、就職準備ガイダンス、実践技術者講座、アドバンスト英語 １・２・３・４、日本語表現法

③「大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の単位認定に関する取扱い規則」に従い認定した科目

④「合格」「不合格」で評価される科目

卒業研究(M, E, S, I)、卒業研究 １・２(A)、卒業設計(A)、フレッシュマンセミナー、セミナー(M, E, S)、セミナー １・２・３(A)、芸術鑑賞、海外セミナー、機械創作入門(機械)、電気電子工学入門(電子)、コンピュータ入門、情報学概論、コンピュータシステム実践演習２、情報デザイン実践演習２

また、次に該当する学生は、上限をこえて履修登録を行うことができます。

⑤該当する期の直前期の成績評価が、教授会で定めた評価以上の学生

直前期（前期ならば前年度後期、後期ならば前期）の GPA が２．４以上の場合と定めています。１年生の前期は全員が２４単位の制限を受けます。

⑥上限を適用すると学期の始めの時点で留年が確定する学生

前期の成績が確定した時点で、後期に上限の２４単位すべて取得できたとしても、進級条件の取得単位数に至らない場合は、上限数を超えて履修できます。

⑦編入生

編入生は、入学時に指定された卒業条件に従い履修してください。

⑧その他助言教員が認めたうえで、学科長が許可した学生

特別な理由があり、助言教員が認め、所属する学科の学科長が許可した場合には、上限を超えて履修することができます。

３．該当学生への告知

上記⑤、⑦に該当する学生を「履修上限超過登録許可者」として学籍番号を学期始めに掲示します。

上記⑥、⑧については、履修計画表に助言教員及び各学科の学科長の許可を得て確認印をもらった上で、学務課へ提出して下さい。「履修上限超過登録許可者」として学籍番号を掲示します。

◇履修上の注意

①履修登録期間後の登録・修正は出来ませんので注意してください。
②すでに単位を修得した科目は履修登録を行うことが出来ません。
③クラス指定の科目は指定クラス以外は履修出来ません。履修ガイダンス・掲示でクラス指定科目はお知らせします。
④履修者数を制限された科目は許可者以外は履修出来ません。制限科目については、掲示等でお知らせします。
⑤Ⅰ類の選択科目は自学科のどの学年からも許可なく履修することが出来ます。また、自学科下位学年開講のⅠ～Ⅲ類科目は許可なく履修することが出来ます。
⑥履修する際に特別な条件や許可が必要な場合があります。以下の項目を確認してください。

(1) 履修登録する際に特別な許可が必要な場合

次の場合は、履修登録する際に特別な許可が必要です。所定の手続きを行った上で、科目担当教員等の許可を得て履修することができます。なお、手続きの不備や科目担当教員の評価が得られない場合は履修を取り消します。

①指定外科目の履修

内　　容	条　　件　　等
Ⅰ・Ⅱ類における他学科再履修	科目担当教員の許可が必要。
他学科下位学年履修	再履修以外で自学科下位学年開講の科目を他学科下位学年で履修する場合、科目担当教員の許可が必要。
Ⅲ類他学科履修	他学科履修不可科目 (年次科目配当表参照) 以外は履修することが出来る。科目担当教員の許可が必要。修得した単位は自学科Ⅲ類選択科目として卒業単位に算入することが出来る。ただし、入学年度・学科別に算入限度単位数があるので、欄外の注意を参照すること。
手続き	指定クラス以外で受講する時は科目担当教員の許可が必要。 あらかじめWeb履修登録を行う。 学務課で指定科目担当教員に一括して受講確認を行います。

②重複再履修

内　　容	条　　件　　等
重複再履修願	再履修科目で科目担当教員が受講の免除を認めた場合には、同一時限に開講される別の科目を1科目に限り重複して履修することが出来る。なお、重複再履修出来る科目はその学期において2科目まで。
手続き	あらかじめWeb履修登録を行う。 重複再履修願を作成し、科目担当教員の許可を得た上で学務課に提出。

③大学院授業科目の履修

内　　容	条　　件　　等
大学院授業科目を履修する場合	成績優秀で勉強意欲のある者は、本学修士課程の授業科目を科目担当教員・学科長の承認を得たうえで、6 単位を限度として履修することが出来る。また、希望すれば自学科Ⅲ類選択科目として卒業単位に算入することが出来る (認定単位数は下記の注意参照)。ただし、本大学院の入学後に大学院の単位として認定を希望する者は・卒業に必要な単位数への算入を行わない。
手続き	大学院授業科目履修願を作成し、科目担当教員の許可を得た上で学務課に提出。

④指定クラス以外での受講
　原則的に認められませんが、必修科目の履修に影響する場合に限り、科目担当教員の許可を得た上で、学務課に申し出て下さい。

(2) 履修登録する際に特別な条件が必要な場合

　次の科目は履修する際に履修順序が決まっています。またこの他の科目でも、履修の際に履修順序の指定や他の科目の履修を推奨している場合があります。履修の際には各科目の講義要項を必ず参照してください。

区分	科目	開講学期	条件等
Ⅰ類	中国語２	１年後期	「中国語１」を単位取得した者
	韓国語２	１年後期	「韓国語１」を単位取得した者
	英語ワークショップ５	３年前期	「英語ワークショップ４」を単位取得した者
	英語ワークショップ６	３年後期	「英語ワークショップ５」を単位取得した者
その他	シラバスに従うこと。		

(3) 自由科目扱いについて

　次の場合には単位取得をしても卒業単位に算入されません。自由科目として単位が付与されます。
①英語以外の科目 (中国語・韓国語) を 1 言語を超えて単位取得した場合、その超過単位。
②他学科Ⅲ類科目履修と大学院科目履修とをあわせて 20 単位（08 年度以降の情報学部生は 30 単位）を超えて単位取得した場合、その超過単位。
③授業科目年次配当表において、卒業単位に算入されないことが規定されている科目。

授業について

◇授業時間

本学では月曜日から金曜日まで原則として毎日１時限から５時限まで授業を行なっています。

第１時限	第２時限	第３時限	第４時限	第５時限	第６時限
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:20～17:50	18:00～19:30

◇出席について

学問は日々の積重ねが大切です。授業は欠席することなく毎回出席しなければなりません。本学では、科目の出席時間数がその総時間数の３分の２に満たない場合その科目の試験は受けられず単位も与えられません。（履修規則より）

※科目毎に厳しい出席条件を設定している場合があります。上記「3分の2」は最低条件であり、これより優先する厳しい出席条件を科目毎に設定していることがあります。みなさんが履修する科目は必ず各自で講義要項（シラバス）を確認してください。

◇欠席届（特別欠席）

次のいずれかの理由に該当して授業を欠席した場合は、欠席した日から７日以内に「欠席届（特別欠席）」（学務課で交付）に必要事項を記入し、理由を証明する書類を添えて学務課に提出することができます。学務課で受付を済ませた欠席届の写しを、学生が欠席した科目担当教員に提出することで「特別欠席」として欠席の扱いをしません。

※通常の病気による欠席は「特別欠席」となりません。
※追試験の受験条件は別に定めます。

《特別欠席》

＊忌引(2親等以内の親族に限る。7日以内)
＊公式試合等の課外活動による欠席で学生部長の承認を得たとき
＊就職試験のための欠席で卒業研究指導教員の承認を得たとき
＊その他特別な理由により欠席した場合で学生部長の承認を得たとき

◇休講・補講

教員の学会出張や大学の特別な行事など、やむを得ない事由で授業を休講することがあります。休講の通知は予め学務課の掲示板に掲示します。また授業開始時刻を 30 分以上経ても授業が開始されない場合は休講にします。

なお休講があったとき、原則としてこれを補うため、時間割の空き時間や補講日などを利用して補講を実施します。補講の日程等の詳細は担当教員より掲示などで指示があります。

自然災害や交通機関の運行休止等の場合の休講措置

地震情報の発令	終日休講
（静岡県中・西部地域に大震法に基づく「東海地震注意情報」「東海地震予知情報(警戒宣言)」が発令）	講義中の場合は講義を中止、それ以降の講義は休講

暴風警報の発令

午前　７時の時点で静岡県中部・西部のいずれかに暴風警報が発令されている場合　１・２時限休講
午前１１時の時点で静岡県中部・西部のいずれかに暴風警報が発令されている場合　３・４・５時限休講
静岡県下で発令されている気象情報は気象庁ホームページで確認　http://www.jma.go.jp/

「交通機関（東海道本線など）等において大規模な障害が発生した場合は、必要に応じて休講・補講の措置を講ずる場合がある。本件に関する措置を講じた場合は、SIST学生ポータルサイトや学内掲示板等にて連絡する。

上記以外の事由で臨時休講とする場合には、SIST学生ポータルサイトや学内掲示板等にて連絡する。
https://campus.sist.ac.jp/aa_web/　（SIST学生ポータルサイト）
http://www.sist.ac.jp/i/zaigaku/　（急ぎの連絡事項）

授業科目年次配当表

【Ⅰ類（人間・文化科目）】 全学部・全学科

系列	クラスタ	到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時間数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択 M	E	S	C情	C数
必修	やらまいかプログラム	01	12330	フレッシュマンセミナー	2		1													
		03	18030	創造・発見	1			1												
	保健体育	03	12320	スポーツ1	1		1									◆	◆	◆	◆	◆
	日本語	03	12340	文章表現法	▼2			1												
選択必修	外国語	03	18210	英語ワークショップ1		2	1※													
		03	18220	英語1		2	1※		Ⅰ類英語1群											
		01	18230	基礎英語1		2	1※													
		03	18240	英語ワークショップ2		2		1※												
		03	18250	英語2		2		1※	Ⅰ類英語2群											
		01	18260	基礎英語2		2		1※												
		03	18270	英語ワークショップ3		2			1※											
		03	18280	英語3		2			1※	Ⅰ類英語3群										
		01	18290	英語文化1		2			1※											
		03	18300	英語ワークショップ4		2				1※										
		03	18310	英語4		2				1※	Ⅰ類英語4群									
		01	18320	英語文化2		2				1※										
選択	人文	03	19540	文学		2	1								【必修】 6単位 【選択必修】 8単位 【選択】 〈機械工学科〉 18単位以上 〈電気電子工学科〉 12単位以上 〈物質生命科学科〉 12単位以上 〈建築学科〉 8単位以上 〈ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ学科〉 16単位以上 〈情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科〉 16単位以上					
		03	19550	文化と文明		2		1												
		03	10030	心理学		2			1											
		03	15250	日本の歴史		2			1											
		03	18340	職業と生活		2					1									
		00	15330	芸術鑑賞		1	集中													
	社会	03	10260	国際関係論		2	1													
		03	10070	政治学		2		1												
		03	10050	経済学		2			1											
		03	10080	社会学		2				1										
		03	16750	暮らしのなかの憲法		2					1					◆	◆	◆	◆	◆
		05	19490	地域学		1		1												
	キャリア形成プログラム	00	18350	実践技術者講座		1			集中						※ 備考 卒業に必要な単位数124単位の内、次の単位数はⅠ・Ⅱ・Ⅲ類のいずれから履修しても良い。 〈機械工学科〉 10単位 〈電気電子工学科〉 24単位 〈物質生命科学科〉 12単位 〈建築学科〉 15単位 〈ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ学科〉 19単位 〈情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科〉 19単位					
		00	13170	インターンシップ		1			集中											
		00	18190	就職準備ガイダンス		1					集中									
	自然・科学技術	03	18370	インターネットと情報倫理		2	1												◎	
		03	19560	建築の技術と文化		2		1												
		03	15280	科学技術者の倫理		2						1								
		03	18380	自然観と科学技術		2							1							
	保健体育	03	12520	スポーツ2		1				1						◇	◇	◇	◇	◇
		03	12530	健康の科学		2					1									
		00	15350	スポーツ3		1	集中									◇	◇	◇	◇	◇
	外国語	00	18390	英語コミュニケーション		2	1									◆	◆	◆	◆	◆
		03	12480	中国語1		2	1													
		03	15310	韓国語1		2	1													
		03	12490	中国語2		2		1												
		03	15320	韓国語2		2		1												
		03	18400	英語ワークショップ5		2					1									
		03	18410	英語ワークショップ6		2						1								
		00	19570	海外セミナー		1	集中													
	総合	00	15360	特別共同講義		2	集中													
		00	19530	特別集中講義		2	集中													
	アドバンストプログラム	05	18440	アドバンスト英語1		1	集中													
		05	18450	アドバンスト英語2		1		集中												
		05	18460	アドバンスト英語3		1			集中											
		05	18470	アドバンスト英語4		1				集中										
	やらまいかプログラム	05	19520	地域実践活動		1				1										
	日本語	01	19500	日本語表現法	▼2		集中													

いずれか1科目 選択必修

（注） 1. 表中の※は、何れか１科目を選択することを示す。
2. 選択科目の外国語及びアドバンストプログラムは1から順に履修しなければならない。
また、英語ワークショップ5は、選択必修科目の英語ワークショップ4を修得しなければ履修できない。
3. Ⅰ類の選択科目は、表中の配当年次に関わらず、すべての学年次において履修することができる。
4.「中国語１・中国語２」または「韓国語１・韓国語２」は、いずれかの科目群のみ卒業単位に算入される。
いずれか一方の科目群の科目を取得した場合、他方の科目群から修得した科目は自由科目として単位が付与される。
5.表中の▼は、留学生の内、あらかじめ指定された者のみ「文章表現法」に代えて「日本語表現法」を必修科目として履修しなければならないことを示す。
6.「心理学」は情報学部は履修不可、「建築の技術と文化」は建築学科は履修不可。

到達目標水準
05 アドバンスト
03 中級
01 初級
00 教職、集中科目

【Ⅱ類（ 学部共通専門基礎科目 ）】　全学部・全学科

クラスタ	◎:必修 ●:選択必修 ○:選択 (斜線は不開講) M	E	S	A	C	D	到達目標水準	科目コード	科目名	単位数	毎週授業時間数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件 (最低履修単位数)	教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択 M	E	S	C情	C数
数学分野	○	○	○	○	●	●	01	19580	基礎数学	3	2		情報Ⅱ類数学群											
	◎	◎	◎	◎	●	●	03	15410	微分積分/演習	3	2	2												◎
	◎	○	○	○	○	○	03	18500	線形代数/演習	3	2													
	○	○	○	○	○	○	03	12610	応用数学	2		1												◎
	○	○	／	○	○	○	03	18510	確率統計/演習	3		2												
	○	○	○	○	○	○	03	12730	微分方程式	2			1											○
	○	○	○	○	○	○	03	12770	フーリエ解析・ラプラス変換	2			1											
	○	○	○	○	○	○	03	12700	ベクトル解析	2			1											○
	○	○	○	○	○	○	01	15630	理工系教養の数学	2		1												
理学分野	○	○	／	○	○	○	01	18520	入門物理学	2	1								〈機械工学科〉 必修 12単位 選択 12単位以上					
	○	○	／	○	○	○	01	18550	入門化学	2	1													
	○	○	○	○	○	○	01	18570	入門生物学	2	1													
	○	◎	／	○	○	○	03	18530	物理学1	2		1							〈電気電子工学科〉 必修 10単位 選択 12単位以上					
	○	○	／	○	○	○	03	18560	化学	2		1												
	○	○	／	○	○	○	03	18580	生物学	2		1												
	○	○	○	○	○	○	03	18540	物理学2	2			1											
情報系基礎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	01	12590	コンピュータ入門	1	1								〈物質生命科学科〉 必修 8単位 選択 8単位以上	◆	◆	◆	◆	◆
	◎	○	○	○	◎	◎	03	18590	プログラミング入門	1		1								◆	◆	◆	◆	◆
	○	○	○	○	◎	◎	03	15570	コンピュータ構成概論	2		1												
	○	○	○	○	／	／	03	12800	C言語	1			1						〈建築学科〉 必修 4単位 選択 12単位			◎		
科学技術系基礎	◎	◎	◎	○	○	○	03	12640	理工学基礎実験	2		2												
	◎	◎	／	／	／	／	03	15540	メカトロニクス基礎実験	2			2											
	／	／	◎	○	／	／	03	16850	環境分析実験	2			2						〈ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｼｽﾃﾑ学科〉 必修 4単位 選択必修 3単位 選択 12単位以上			◎		
	○	○	○	○	○	○	00	15460	科学実験1	1	集中													
	○	○	○	○	○	○	00	15470	科学実験2	1	集中													
理工学系基礎	○	○	○	○	／	／	03	15040	環境化学	2		1												
	○	○	○	○	○	○	03	15530	地球科学	2			1									◎		
	／	○	○	○	／	／	03	15590	工業材料とその性質	2				1					〈情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ学科〉 必修 4単位 選択必修 3単位 選択 12単位以上					
	○	○	○	○	／	／	03	18600	環境と新エネルギー	2					1									
	○	○	○	○	○	○	03	12840	工業経営	2						1								
	○	○	○	○	○	○	03	18610	品質工学入門	2						1								
	○	○	○	○	○	○	03	18620	財務システム入門	2						1								
情報応用基礎	／	／	／	／	○	○	01	19590	アニメーション概論	2	1													
	／	／	／	／	○	○	01	19600	基礎心理学	2			1											
	／	／	／	／	○	○	01	19610	基礎経営学	2			1											
アドバンストプログラム	○	○	○	○	○	○	05	18630	アドバンスト数学1	1	集中													
	○	○	○	○	○	○	05	18640	アドバンスト数学2	1		集中												
	○	○	○	○	○	○	05	18650	アドバンスト数学3	1			集中											
	○	○	○	○	○	○	05	18660	アドバンスト数学4	1				集中										

（注）1. 記号のM：機械工学科　E：電気電子工学科　S：物質生命科学科　A：建築学科　C：コンピュータシステム学科　D：情報デザイン学科 を示す。
2.「基礎数学」「微分積分/演習」については、指定された学期において履修すること。
3. 情報学部は、「基礎数学」「微分積分/演習」のうち1科目以上履修しなければならない。
ただし、1科目は選択必修科目とし、それ以外の科目は選択科目として適用する。

到達目標水準
- 05 アドバンスト
- 03 中級
- 01 初級
- 00 教職、集中科目

【Ⅲ類（学科専門科目）】　理工学部　機械工学科

系列		到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	×:他学科履修不可 E	S	A	C	D	教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択
必修		10	15730	機械創作入門	1		1								必修40単位	×	×	×	×	×	
		30	12870	工業力学1	2		1														◎
		30	13010	工業力学2	2			1													◎
		30	12910	機械加工学	2			1													◎
		30	16440	機構学	2			1													◎
		30	12880	材料力学1	2				1												◎
		30	18670	メカトロニクス基礎	2				1							×					◎
		30	12930	機械製図	2				2							×	×	×	×	×	◎
		30	12900	機械材料学	2				1												◎
		30	18680	機械工学設計製図	2					2						×	×	×	×	×	
		30	18690	計測工学	2					1											◎
		30	19620	機械要素	2					1											
		30	19630	工業熱力学	2					1											◎
		30	19640	流体工学1	2					1											◎
		30	19650	機械工学基礎実験	2						2					×	×	×	×	×	◎
		30	19660	機械工学基礎演習1	1						1										
		30	19670	機械設計	2							2									
		30	19680	機械工学応用実験	2							2									
		30	19690	機械工学基礎演習2	1							1				×	×	×	×	×	◎
		70	12960	セミナー	1								1								
		70	10690	卒業研究	4								2	2							
コース選択必修	航空工学コース	50	19700	航空工学		2						1			選択必修4単位						
		50	16960	航空工学創造演習		2					集中					×	×	×	×	×	
	自動車工学コース	50	10990	自動車工学		2						1									
		50	19710	自動車工学創造演習		2					集中										
	ロボット工学コース	50	10770	ロボット工学		2						1									
		50	19720	ロボット工学創造演習		2					集中										
選択	共通科目	30	13060	材料加工学		2				1					選択 14単位以上						○
		30	19730	材料力学2		2				1											
		30	19740	機械力学		2					1										○
		30	19750	流体工学2		2					1										
		30	19760	制御工学基礎		2					1										○
		30	10840	伝熱工学		2					1										○
		30	11000	機械工学特別講義		1					1										
		50	19770	アドバンスト機械工学		2						1									
	コース関連科目(注) 自・航	30	18740	構造力学		2					1										
	自・ロ	30	15670	3Dデザイン工学		2					1					×	×	×	×	×	
	自・航・ロ	30	16980	数値シミュレーション		2					1										
	自・航	30	19780	原動機工学		2						1									
	自・ロ	30	16450	生産工学		2						1									
	共通科目	00	16990	職業指導		2						1			卒業に必要な単位に算入しない	×	×	×	×	×	◎

（注）原則として、全コース学生の選択を可とする。

到達目標水準
- 70 総仕上げ
- 05 上級
- 03 中級
- 01 初級
- 00 教職

【Ⅲ類（学科専門科目）】　理工学部　電気電子工学科

系列		到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	×:他学科履修不可 M	S	A	C	D	教職課程 ◆◎:必修 ◇○:選択
必修		10	17000	電気電子工学入門	1		1								必修23単位	×	×	×	×	×	◎
		30	13180	電気回路学1	2		1									×					◎
		30	13190	電気回路学演習	1		1									×					◎
		30	13200	基礎半導体工学	2			1													◎
		30	13210	電磁気学1	2				1							×	×	×	×	×	◎
		30	13230	電子回路学1	2				1							×					◎
		30	11340	電子回路学演習	1				1							×					◎
		30	10430	電子計測	2				1												◎
		30	18820	電気電子基礎実験	2					2						×	×	×	×	×	◎
		50	18830	電気電子工学実験	3						3					×	×	×	×	×	◎
		70	12960	セミナー	1								1								
		70	10690	卒業研究	4								2	2							
コース必修	電気工学コース	50	19790	応用電気工学実験		3						3			選択必修　3単位	×	×	×	×	×	○ いずれか1科目選択必修
コース必修	電子工学コース	50	19800	応用電子工学実験		3						3				×	×	×	×	×	○
選択	共通	30	13310	電気回路学2		2		1							選択26単位以上						○
		50	13320	電気回路学3		2				1											○
		30	13240	電磁気学2		2				1											○
		30	13330	電子回路学2		2				1											○
		30	11250	論理回路		2				1											○
		30	15090	マイクロプロセッサ応用		2					1										○
		30	11350	センサ工学		2					1										○
		30	19810	情報通信概論		2					1										
		30	15120	電気・電子材料		2						1									
		30	14700	マルチメディア工学		2						1									○
	電気工学コース	30	15200	電気法規		2				1											
		50	13390	電子制御工学		2					1					×					○
		30	13420	電気機器		2					1										○
		30	15760	高電圧工学		2					1										
		30	14710	電力システム		2						1									
		30	15180	パワーエレクトロニクス		2						1									○
		30	15190	電気応用		2						1									
		30	15750	エネルギー伝送		2						1									
		30	15770	電気機器設計		2						1									
	電子工学コース	50	11110	半導体デバイス		2			1												○
		30	15070	光エレクトロニクス		2				1											○
		30	13370	集積回路工学		2					1										
		30	19820	応用情報工学		2					1										
		50	13460	ディジタル信号処理		2					1										○
		30	13400	通信システム		2						1									○
		30	19840	メディア信号処理工学		2						1									
		30	19850	情報伝送理論		2						1									
		30	19860	ネットワーク工学		2						1									
	共通	00	16990	職業指導		2						1			卒業に必要な単位に算入しない	×	×	×	×	×	◎

（注）選択科目中のコース科目は、他コースであっても履修できる。

到達目標水準
- 70 総仕上げ
- 50 上級
- 30 中級
- 10 初級
- 00 教職

【Ⅲ類（学科専門科目）】　理工学部　物質生命科学科

系統		到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	×：他学科履修不可 M	E	A	C	D	教職課程 ◎：必修 ○：選択
必修		10	16170	物質生命科学概論	2		1								必修44単位	×	×	×	×	×	
		30	18840	基礎生物学	2		1									×	×	×	×	×	◎
		30	19870	基礎化学	2		1									×	×	×	×	×	◎
		30	18860	基礎物理学	2		1									×	×	×	×	×	◎
		30	18870	基礎生化学	2			1													◎
		30	18910	基礎無機化学	2			1													◎
		30	13920	基礎有機化学	2			1													◎
		30	19880	力・運動・エネルギー	2			1													
		30	18950	生化学	2				1												
		30	18900	基礎分析化学	2				1												◎
		30	17050	基礎物理化学	2				1												◎
		30	18920	有機化学	2				1												
		30	18930	無機化学	2				1												
		30	19890	電気と磁気	2				1												
		30	14840	機器分析	2					1											◎
		30	17180	有機合成化学	2					1											
		30	18940	物理化学	2					1											◎
		30	17070	物質生命科学実験	3					3											◎
		30	17190	高分子化学	2							1									
		70	12960	セミナー	1								1								
		70	10690	卒業研究	4								2	2							
コース必修	バイオ食品化学コース	30	17290	微生物学		2				1					コース必修16単位						○
		30	17340	食品衛生学		2					1										
		30	17090	生命化学実験1		3					3					×	×	×	×	×	
		50	18960	環境微生物学		2					1										
		50	17360	遺伝子工学		2						1									
		50	18990	食品醸造加工学		2						1									
		50	17100	生命化学実験2		3						3				×	×	×	×	×	
	環境新素材コース	50	19900	量子力学		2				1					コース必修16単位						○
		50	19050	物性論		2					1										
		30	19920	熱統計力学		2					1					×	×	×	×	×	
		30	17140	環境新素材実験1		3					3					×	×	×	×	×	
		30	17440	固体の電子論		2						1									
		50	19910	環境・エネルギー材料		2						1									
		50	17150	環境新素材実験2		3						3				×	×	×	×	×	
各コース5科目選択		30	18970	食品栄養機能学		2				1					選択10単位以上 ※（注）1を参照						
		50	19020	材料科学		2				1											
		30	18980	食品分析学		2					1										
		30	16300	細胞生物学		2					1					×	×	×	×	×	○
		30	19040	応用熱力学		2					1					×	×	×	×	×	○
		30	14900	コンピュータ科学		2						2									
		50	19100	量子化学		2						1									
		30	17460	バイオマテリアル		2						1									
		50	19930	生物有機化学		2					1					×	×	×	×	×	
		30	17240	化学工学		2							1								
		30	19090	資源環境工学		2							1								○
		50	19000	生物工学		2							1								

（注）1.「各コース５科目選択」で指定される科目群において取得した単位が当該要件に算入される。
なお、他学科科目、大学院科目、コース必修における他コース科目を履修して取得した単位は、当該要件には含まれない。

到達目標水準
70 総仕上げ
50 上級
30 中級
10 初級
00 教職

【Ⅲ類（学科専門科目）】　理工学部　建築学科

系列	到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	×:他学科履修不可 M	E	S	C	D
必修	10	19940	図学	2		1								必修55単位	×	×	×	×	×
	10	19950	建築概論	2		1									×	×	×	×	×
	10	19960	建築設計・基礎	3			2								×	×	×	×	×
	30	19970	構造力学・演習1	3			2								×	×	×	×	×
	10	19980	建築セミナー	1			1								×	×	×	×	×
	30	19990	建築設計・A1	3				2							×	×	×	×	×
	30	20000	近代建築史	2				1											
	30	20010	建築環境計画1	2				1											
	30	20020	構造力学2	2				1											
	30	20030	建築構法	2				1											
	30	20040	建築材料1	2				1											
	30	20050	地球環境・エネルギー論	2				1											
	30	20060	建築設計・A2	3					2						×	×	×	×	×
	30	20070	建築計画1	2					1										
	30	20080	建築環境計画2	2					1										
	30	20090	建築設備計画1	2					1										
	30	20100	鉄筋コンクリート構造	2					1										
	30	20110	建築設計・B1	3						2					×	×	×	×	×
	30	20120	建築計画2	2						1									
	50	20130	建築環境計画3	2						1									
	30	20140	建築設備計画2	2						1									
	30	20150	鉄骨構造	2						1									
	50	20160	構造実験	2						2					×	×	×	×	×
	30	20170	セミナー1	1							1								
	70	20180	セミナー2	1								1							
	70	20190	卒業研究1	2								2							
	70	20200	セミナー3	1									1						
選択必修	70	20210	卒業研究2		2								2	選択必修　2単位					
	70	20220	卒業設計		2								2						
選択	30	20230	デッサン		2		1							選択14単位以上	×	×	×	×	×
	30	20240	建築環境実践研究1		2			1											
	30	20250	西洋建築史		2				1										
	30	20260	建築環境実践研究2		2				1										
	50	20270	構造力学3		2				1										
	30	20280	建築材料2		2				1										
	30	20290	材料実験		2				2						×	×	×	×	×
	30	20300	建築CAD1		2				1						×	×	×	×	×
	30	20310	日本建築史		2					1									
	30	20320	建築施工		2					1									
	30	20330	建築法規		2					1									
	30	20340	土質・基礎構造		2					1									
	30	20350	建築CAD2		2					1					×	×	×	×	×
	50	20360	建築設計・B2		3						2				×	×	×	×	×
	50	20370	都市計画		2						1								
	50	20380	空間論		2						1								
	50	20390	建築設備計画3		2						1								
	50	20400	建築環境演習・実験		2						2				×	×	×	×	×
	30	20410	木質構造		2						1								
	30	20420	建築生産1		2						1								
	50	20430	耐震設計		2						1								
	30	20440	建築関連法規		2						1								
	30	20450	インテリアデザイン		2						1								
	30	20460	静岡の地域特性と建築		2						1								
	30	20470	ランドスケープデザイン論		2							1							
	50	20480	建築生産2		2							1							
	30	20490	建築防災		2							1							
	30	20500	建築学特別講義		2							1							

到達目標水準
- 70 総仕上げ
- 50 上級
- 30 中級
- 10 初級
- 00 教職

【Ⅲ類（学科専門科目）】　情報学部　コンピュータシステム学科

系列		到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 情報学部 1年 前	1年 後	コンピュータシステム学科 2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数） 一般	「特別プログラム1・2」「コンピュータシステム実践演習1・2」履修者	「特別プログラム1・2」「実践ベンチャービジネス1・2」履修者	×:他学科履修不可 M	E	S	A	D	教職課程 ◎:必修 ○:選択 情報	数学
必修	共通	30	17530	情報学概論	2		1								必修12単位			×	×	×	×		◎	
	共通	30	19110	情報数学基礎	2			1										×	×	×	×			
	共通	70	10690	卒業研究	4								2	2				×	×	×	×			
	固有	30	19120	計算機ハードウェアC	2				1									×	×	×	×		◎	
	固有	30	19130	計算機アーキテクチャC	2					1								×	×	×	×		◎	
選択必修	共通	50	17510	特別プログラム1		4			2						「特別プログラム1」以外2単位以上	「特別プログラム1」を含み4単位以上		×	×	×	×			
	固有	50	19140	プログラミング言語		2			1		情報Ⅲ類A群													
	共通	30	19150	プログラミング入門＋		2			1															
	共通	10	19160	マークアップ言語		2			1															
	共通	50	17520	特別プログラム2		4				2					「特別プログラム2」以外2単位以上	「特別プログラム2」を含み4単位以上		×	×	×	×			
	固有	50	19170	実用プログラミング1		2				1														
	固有	50	19180	実用プログラミング2		2				1	情報Ⅲ類B群													
	共通	30	19190	マクロ言語入門		2				1														
	共通	10	19200	コンピュータ応用		2				1														
	固有	30	20510	コンピュータシステム実践演習1		4				※	2	情報Ⅲ類C群			「コンピュータシステム実践演習1」4単位	「コンピュータシステム実践演習1」4単位	「実践ベンチャービジネス1」10単位	×	×	×	×			○
	共通	50	19470	実践ベンチャービジネス1		10					集中							×	×	×	×			
	共通	50	17650	Webプログラミング		2					1				選択必修4単位以上	選択必修2単位以上	修得した場合は選択科目とする						○	
	共通	50	17670	データベース応用		2					1													
	共通	30	19210	アニメーションとゲーム1		2					1	情報Ⅲ類D群											○	
	共通	10	20520	グラフィックデザイン		2					1												○	
	固有	30	18080	プログラミング基礎		2					1													◎
	固有	70	20530	コンピュータシステム実践演習2		4					※	2	情報Ⅲ類E群		「コンピュータシステム実践演習2」を含み4単位以上	「コンピュータシステム実践演習2」を含み4単位以上	「実践ベンチャービジネス2」を含み10単位以上	×	×	×	×			
	共通	50	19480	実践ベンチャービジネス2		10						集中						×	×	×	×			
	共通	30	19220	アニメーションとゲーム2		2						1											○	
選択	情報基礎	30	19240	オペレーションズ・リサーチC		2			1						選択28単位以上	選択26単位以上	選択16単位以上						◎	
	情報基礎	30	19250	データベース基礎C		2				1													○	
	情報基礎	30	19260	情報セキュリティC		2					1												◎	
	情報基礎	30	19270	コンピュータネットワークC		2						1											◎	
	数学と基礎理論	50	15870	応用線形代数		2			1															◎
	数学と基礎理論	30	18090	幾何学		2			1															◎
	数学と基礎理論	30	15960	統計解析		2			1															◎
	数学と基礎理論	30	19280	情報数学1		2			1	※														
	数学と基礎理論	50	19290	情報数学2		2			1	※														◎
	数学と基礎理論	50	18110	多変量解析		2				1														○
	数学と基礎理論	30	19320	符号・暗号理論1		2				1														◎
	数学と基礎理論	30	19330	符号・暗号理論2		2					1													○
	数学と基礎理論	30	19340	数値解析1		2					1													○
	数学と基礎理論	30	19350	数値解析2		2						1												○
	数学と基礎理論	50	19300	関数論		2						1												◎
	数学と基礎理論	30	19310	代数学		2						1												◎
	コンピュータの基礎とその応用	30	19360	OS(UNIX)		2			1														◎	
	コンピュータの基礎とその応用	30	15880	アルゴリズムとデータ構造1		2			1														○	
	コンピュータの基礎とその応用	50	15890	アルゴリズムとデータ構造2		2					1												○	
	コンピュータの基礎とその応用	30	19370	パターン情報処理		2					1												◎	
	コンピュータの基礎とその応用	30	11750	コンパイラ		2					1												○	
		00	17680	情報と職業		2						1			卒業に必要な単位に算入しない								◎	

（注）1.「特別プログラム1」を履修した学生は「特別プログラム2」を履修すること。また、「特別プログラム1・2」を履修した者に限って、「実践ベンチャービジネス1・2」を履修することができる。
2.「実践ベンチャービジネス1」を履修した学生は「実践ベンチャービジネス2」を履修すること。
3.「コンピュータシステム実践演習1」を履修した学生は「コンピュータシステム実践演習2」を履修すること。
4. 表中の※はいずれか1科目のみ履修することができる。
5. 選択必修科目で最低履修単位数を超えて履修する科目については、選択科目として履修できる。

到達目標水準
70 総仕上げ
50 上級
30 中級
10 初級
00 教職

【Ⅲ類（学科専門科目）】　情報学部　情報デザイン学科

系列		到達目標水準	科目コード	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 情報学部 1年 前	1年 後	情報デザイン学科 2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数） 一般	「特別プログラム1・2」「情報デザイン実践演習1・2」履修者	「特別プログラム1・2」「実践ベンチャービジネス1・2」履修者	×:他学科履修不可 M	E	S	A	C
必修	共通	30	17530	情報学概論	2		1								必修12単位			×	×	×	×	
		30	19110	情報数学基礎	2			1										×	×	×	×	
		70	10690	卒業研究	4								2	2				×	×	×	×	
	固有	30	19380	計算機ハードウェアD	2				1									×	×	×	×	×
		30	20540	コンピュータアーキテクチャD	2					1								×	×	×	×	×
選択必修	共通	50	17510	特別プログラム1		4			2						「特別プログラム1」以外2単位以上	「特別プログラム1」を含み4単位以上		×	×	×	×	
		30	19150	プログラミング入門＋		2			1		情報Ⅲ類F群											
		10	19160	マークアップ言語		2			1													
	共通	50	17520	特別プログラム2		4				2					「特別プログラム2」以外4単位以上	「特別プログラム2」を含み4単位以上		×	×	×	×	
		30	19190	マクロ言語入門		2				1	情報Ⅲ類G群											
		10	19200	コンピュータ応用		2				1												
	固有	30	19410	データベース基礎D		2				1												×
	共通	50	19470	実践ベンチャービジネス1		10				※	集中				「情報デザイン実践演習1」を含み4単位以上	「情報デザイン実践演習1」を含み4単位以上	「実践ベンチャービジネス1」を含み10単位以上	×	×	×	×	
	固有	30	20550	情報デザイン実践演習1		4					2							×	×	×	×	
	共通	50	17650	Webプログラミング		2					1				情報Ⅲ類H群							
		50	17670	データベース応用		2					1											
	共通	50	19480	実践ベンチャービジネス2		10					※	集中			「情報デザイン実践演習2」を含み6単位以上	「情報デザイン実践演習2」を含み6単位以上	「実践ベンチャービジネス2」を含み10単位以上	×	×	×	×	
	固有	70	20560	情報デザイン実践演習2		4						2						×	×	×	×	
		30	19420	情報セキュリティD		2						1			情報Ⅲ類I群							×
		30	19430	コンピュータネットワークD		2						1										×
選択	固有	30	17710	コンテンツデザイン概説		2	1								選択28単位以上	選択26単位以上	選択16単位以上					
		30	17730	3次元デジタル技術		2		1														
		30	19440	CG入門		2		1														
		50	19450	CG		2			1													
		30	20570	映像制作		2				1												
	共通	10	20520	グラフィックデザイン		2					1											
		30	19210	アニメーションとゲーム1		2					1											
		30	19220	アニメーションとゲーム2		2						1										
	固有	30	17760	コンピュータミュージック		2						1										
	固有	30	16000	遺伝子とバイオインフォマティクス		2			1													
		30	18120	心理統計解析		2				1												
		30	16030	感覚生理		2				1												
		50	20580	感性認知心理学		2				1												
		30	17750	心理評価法		2					1											
		50	14570	脳と情報		2					1											
		30	14550	運動と行動		2					1											
		30	19460	知的システム		2						1										
		30	20590	英語コミュニケーション論		2			1													
		30	19400	オペレーションズ・リサーチD		2			1													×
		30	16100	言語情報論		2				1												
		30	16090	メディア情報論		2				1												
		30	17800	SCM		2				1												
		30	14420	経営工学概論		2				1												
		30	16110	社会調査法		2					1											
		30	14460	経営情報システム		2					1											
		30	16120	情報分析論		2						1										
		30	14490	マーケティング		2						1										
		30	17770	産業・社会心理学		2						1										
		50	20600	オペレーションズマネジメント		2						1										

（注）1.「特別プログラム1」を履修した学生は「特別プログラム2」を履修すること。また、「特別プログラム1・2」を履修した者に限って、「実践ベンチャービジネス1・2」を履修することができる。
2.「実践ベンチャービジネス1」を履修した学生は「実践ベンチャービジネス2」を履修すること。
3.「情報デザイン実践演習1」を履修した学生は「情報デザイン実践演習2」を履修すること。
4. 表中の※はいずれか1科目のみ履修することができる。
5. 選択必修科目で最低履修単位数を超えて履修する科目については、選択科目として履修できる。
6. 情報学部コンピュータシステム学科開講の「計算機ハードウェアC」「計算機アーキテクチャC」「オペレーションズ・リサーチC」「データベース基礎C」「情報セキュリティC」「コンピュータネットワークC」は履修できるが、卒業要件には含まれない。

到達目標水準
70 総仕上げ
50 上級
30 中級
10 初級
00 教職

推奨履修モデル

理　工　学　部
推奨履修モデル

みなさんは将来どのような仕事に就きたいと考えていますか。それぞれにいろいろな夢を持っていることと思います。科学技術者には様々な仕事への道があります。そしてそれぞれの仕事には、必ず大学で学んでおかなければならない専門科目とその専門科目を理解するために必要な基礎科目があります。また、科学技術者として成功するためには、その専門に関連するいろいろな知識や教養を備えておく必要があります。

本学では、みなさんの将来に広い選択の道を提供するために、各分野(下図参照)に関する多くの選択科目を用意しています。その中からどのような科目を選択していくか迷う人も多いでしょう。そのような人のために、志望する分野に対してどのような科目を履修していけばよいかを「推奨履修モデル」としてまとめました。

もちろん、まだ将来の志望を絞りきれない人は、複数の進路を考えた履修計画を立てることもできます。

この後に掲載している各分野の「推奨履修モデル」を参考にして、適切な履修計画を立ててください。

《学科、コース、分野の系統図》

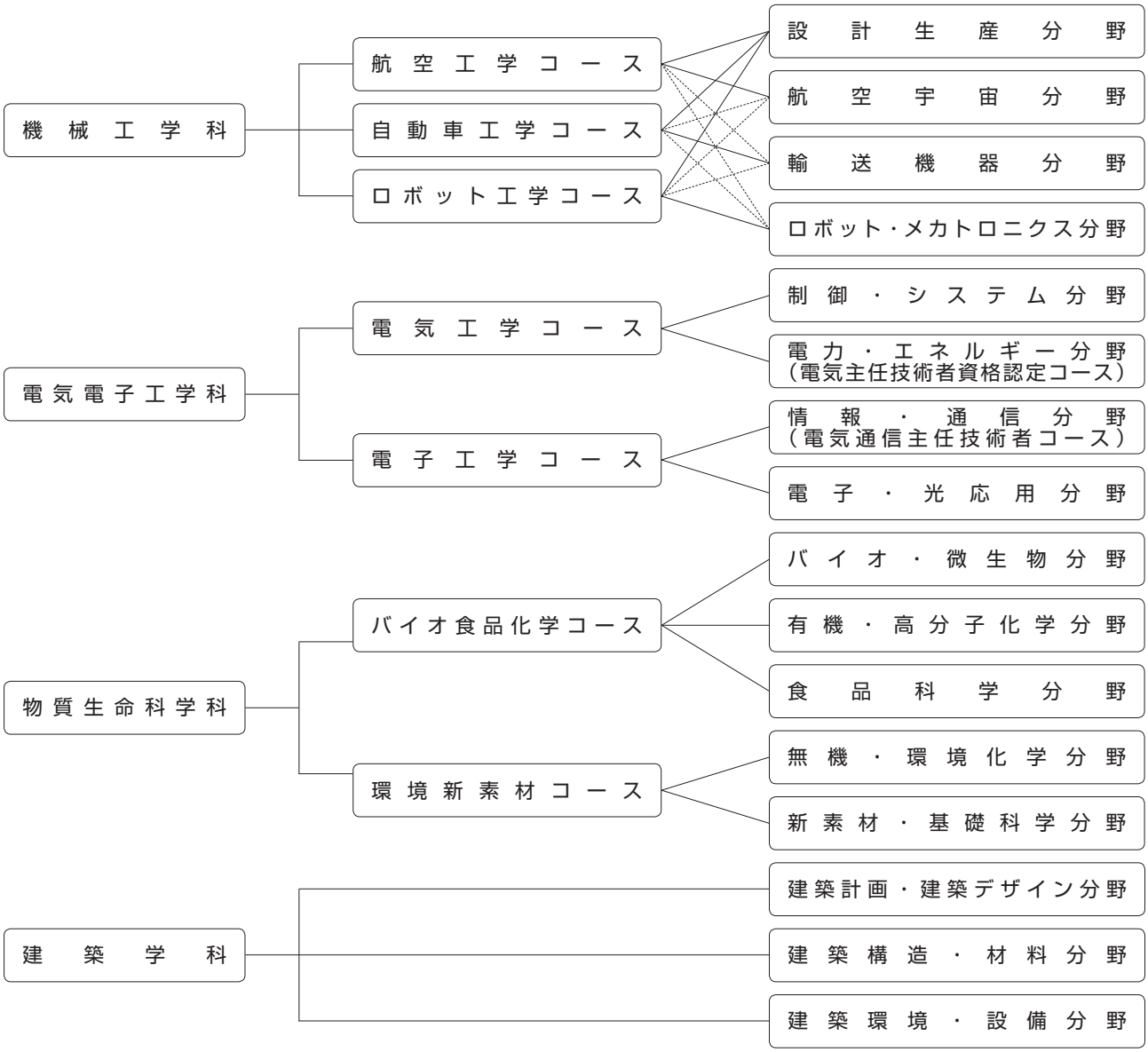

理　工　学　部

機　械　工　学　科

コース名：航空工学コース

推奨履修モデル：航空宇宙分野、設計生産分野

このモデルが目指すもの

機械工学全般の共通知識に加えて、構造力学・原動機などの講義科目、航空工学設計製図・航空工学実験などの実技科目で航空工学に特化した知識・技術を学び、航空機産業および輸送機器産業などで活躍する技術者を育成することを目的とします。

将来の活躍ステージ

航空産業、航空エンジニアリング会社における設計技術者、航空運航・整備会社や空港関係会社などにおける航空関連技術者として航空工学の基礎知識を活かした活躍が期待されるほか、航空工学と自動車工学の類似性によって自動車をはじめとする輸送機器分野の技術者としての活躍も期待されます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

機械工学科　航空工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
工業力学1	工業力学2	材料力学1	材料力学2	機械工学基礎実験	機械工学応用実験		
			流体工学1	流体工学2	アドバンスト機械工学		
			工業熱力学	伝熱工学	原動機工学		
				機械力学			
	機構学	メカトロニクス基礎	計測工学	制御工学基礎	航空工学	セミナー	
				航空工学創造演習		卒業研究	
機械創作入門	機械加工学	機械材料学	材料加工学	構造力学			
			機械要素	数値シミュレーション	生産工学		
		機械製図	機械工学設計製図	3Dデザイン工学	機械設計		
				機械工学基礎演習1	機械工学基礎演習2		
				機械工学特別講義			

：必修科目　：選択科目

理　工　学　部

機　械　工　学　科

コース名：自動車工学コース

推奨履修モデル：輸送機器分野、設計生産分野

このモデルが目指すもの

遠州・三河地区は自動車を代表とする輸送機器産業が盛んであり、設計・開発をおこなう機械技術者の需要が非常に高い地域であります。このような地域からの要求に、十分にこたえることのできる設計・開発技術者の育成を本コースの目的とします。

将来の活躍ステージ

自動車、バイク、その関連部品メーカー、産業用機械等のメーカーの設計・開発技術者としての活躍が期待されます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

機械工学科　自動車工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
工業力学1	工業力学2	材料力学1	材料力学2	機械工学基礎実験	機械工学応用実験		
			流体工学1	流体工学2	アドバンスト機械工学		
			工業熱力学	伝熱工学	原動機工学		
				機械力学			
	機構学	メカトロニクス基礎	計測工学	制御工学基礎	自動車工学	セミナー	
				自動車工学創造演習		卒業研究	
機械創作入門	機械加工学	機械材料学	材料加工学	数値シミュレーション			
			機械要素	構造力学	生産工学		
		機械製図	機械工学設計製図	3Dデザイン工学	機械設計		
				機械工学基礎演習1	機械工学基礎演習2		
				機械工学特別講義			

：必修科目　：選択科目

理　工　学　部

機　械　工　学　科

コース名：ロボット工学コース

推奨履修モデル：ロボット・メカトロニクス分野、設計生産分野

このモデルが目指すもの

ロボット・メカトロニクス分野は、最近のコンピュータや電子技術の進歩によって飛躍的に発展しており、その進化は止まることがありません。これからのＩＴ社会や高福祉社会において活躍するロボットや各種アシスト機器の設計・開発・製作は、機械技術者の生きがいを感じさせます。これらのロボットの設計・製作技術者や各種機械のメカトロ関連技術者の育成を目的とします。

将来の活躍ステージ

産業用機器、福祉機械などの開発製造技術者、ファクトリーオートメーションなどの高度自動化システムの構築技術者としての活躍が期待されます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

機械工学科　ロボット工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル

１年前期	１年後期	２年前期	２年後期	３年前期	３年後期	４年前期	４年後期
工業力学１	工業力学２	材料力学１	材料力学２	機械工学基礎実験	機械工学応用実験		
			流体工学１	流体工学２	アドバンスト機械工学		
			工業熱力学	伝熱工学	原動機工学		
				機械力学			
	機構学	メカトロニクス基礎	計測工学	制御工学基礎	ロボット工学	セミナー	
				ロボット工学創造演習		卒業研究	
機械創作入門	機械加工学	機械材料学	材料加工学	数値シミュレーション			
			機械要素		生産工学		
		機械製図	機械工学設計製図	３Ｄデザイン工学	機械設計		
				機械工学基礎演習１	機械工学基礎演習２		
				機械工学特別講義			

：必修科目　：選択科目

理　工　学　部　コース名：電気工学コース

電気電子工学科　推奨履修モデル：制御・システム分野

このモデルが目指すもの

マイクロコンピュータや電子制御回路を駆使し、自動走行や安全を意識したEVやパワースーツなどのロボット、福祉・医療機器などを設計するための基礎知識を学び、これからの豊かな社会を構成するさまざまな電子制御システムの設計、電子回路や制御プログラムの設計ができる能力を修得することを目的とします。

将来の活躍ステージ

電子回路、制御工学、パワーエレクトロニクス工学などの専門的知識を応用したロボットやパーソナルモビリティなど、これからの社会を支える電子制御システムの研究・開発ができる技術者、工場などの製造システム、生産設備の構築・設計・保守ができる技術者など、これからの社会を支える技術者として活躍できます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

電気電子工学科　電気工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル：制御・システム分野

系列	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
必修	電気電子工学入門	基礎半導体工学	電磁気学1	電気電子基礎実験	電気電子工学実験	応用電気工学実験	セミナー	
	電気回路学1		電子回路学1				卒業研究	
	電気回路学演習		電子回路学演習					
			電子計測					
共通		電気回路学2		電気回路学3	マイクロプロセッサ応用	電気・電子材料		
				電磁気学2	センサ工学	マルチメディア工学		
				電子回路学2	情報通信概論	職業指導		
				論理回路				
電気工学コース				電気法規	電子制御工学	電力システム		
					電気機器	パワーエレクトロニクス		
					高電圧工学	電気応用		
						エネルギー伝送		
						電気機器設計		
電子工学コース			半導体デバイス	光エレクトロニクス	集積回路工学	通信システム		
					応用情報工学	メディア信号処理工学		
					ディジタル信号処理	情報伝送理論		
						ネットワーク工学		

：必修科目　：選択必修科目

理　工　学　部

電気電子工学科

コース名：電気工学コース

推奨履修モデル：電力・エネルギー分野（電気主任技術者資格認定コース）

このモデルが目指すもの

新エネルギーシステムを含む発電、送電、配電等の電力エネルギー供給システムならびに電気機器、パワーエレクトロニクス機器、電動力応用システム等の電気機器・システムについての基礎知識を習得することを目的とします。電気主任技術者資格（電験）認定のための必須コースです。

将来の活躍ステージ

電気機器、パワーエレクトロニクス機器やこれらを応用したシステムの研究、設計、製造を担当する技術者並びに工場・事業所等の電気設備の設計、保守を担当する技術者として活躍できます。「電気主任技術者」の資格取得を目指す場合は本モデルで学習する必要があります。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

電気電子工学科　電気工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル：電力・エネルギー分野（電気主任技術者資格認定コース）

系列	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
必修	電気電子工学入門	基礎半導体工学	電磁気学1	電気電子基礎実験	電気電子工学実験	応用電気工学実験	セミナー	
	電気回路学1		電子回路学1				卒業研究	
	電気回路学演習		電子回路学演習					
			電子計測					
共通		電気回路学2		電気回路学3	マイクロプロセッサ応用	電気・電子材料		
				電磁気学2	センサ工学	マルチメディア工学		
				電子回路学2	情報通信概論	職業指導		
				論理回路				
電気工学コース				電気法規	電子制御工学	電力システム		
					電気機器	パワーエレクトロニクス		
					高電圧工学	電気応用		
						エネルギー伝送		
						電気機器設計		
電子工学コース			半導体デバイス	光エレクトロニクス	集積回路工学	通信システム		
					応用情報工学	メディア信号処理工学		
					ディジタル信号処理	情報伝送理論		
						ネットワーク工学		

：必修科目　：選択必修科目　：電験認定必修科目

理工学部　電気電子工学科

コース名：電子工学コース

推奨履修モデル：情報・通信分野（電気通信主任技術者コース）

このモデルが目指すもの

近年の情報通信機器を支えるマイクロプロセッサ、センシングデバイス、信号処理デバイスや電子回路、及びそれらを組み合わせて応用した情報通信システムの仕組みを理解するための知識・技術をハードウェア・ソフトウェアの両面から習得することを目的とします。

将来の活躍ステージ

家庭用電気製品を始め、オフィス、工場、医療、通信、電力管理などあらゆる産業分野における情報通信機器、及びこれらを用いたシステムの研究、設計、製造、保守を担当する技術者として活躍できます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

電気電子工学科　電子工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル：情報・通信分野（電気通信主任技術者コース）

系列	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
必修	電気電子工学入門	基礎半導体工学	電磁気学1	電気電子基礎実験	電気電子工学実験	応用電子工学実験	セミナー	
	電気回路学1		電子回路学1				卒業研究	
	電気回路学演習		電子回路学演習					
			電子計測					
共通		電気回路学2		電気回路学3	マイクロプロセッサ応用	電気・電子材料		
				電磁気学2	センサ工学	マルチメディア工学		
				電子回路学2	情報通信概論	職業指導		
				論理回路				
電気工学コース				電気法規	電子制御工学	電力システム		
					電気機器	パワーエレクトロニクス		
					高電圧工学	電気応用		
						エネルギー伝送		
						電気機器設計		
電子工学コース			半導体デバイス	光エレクトロニクス	集積回路工学	通信システム		
					応用情報工学	メディア信号処理工学		
					ディジタル信号処理	情報伝送理論		
						ネットワーク工学		

：必修科目　：選択必修科目

理　工　学　部

電気電子工学科

コース名：電子工学コース

推奨履修モデル：電子・光応用分野

このモデルが目指すもの

集積回路やセンサ回路に加え、発光・受光ダイオードや半導体レーザなどの光関連電子デバイス、太陽電池などのエネルギーデバイスの構造・動作原理を学び、これらの応用技術を身に付けることを目的とします。

将来の活躍ステージ

エレクトロニクスの基幹をなす半導体デバイスや光関連デバイスについて学ぶので、地域でのニーズが高い電気・電子技術者として活躍でき、自動車関連やエネルギー関連、将来の発展が期待できる照明やバイオ分野などの先進的企業を含む幅広い分野の企業で活躍できます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

電気電子工学科　電子工学コース　Ⅲ類推奨履修モデル：光応用分野

系列	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
必修	電気電子工学入門	基礎半導体工学	電磁気学1	電気電子基礎実験	電気電子工学実験	応用電子工学実験	セミナー	
	電気回路学1		電子回路学1				卒業研究	
	電気回路学演習		電子回路学演習					
			電子計測					
共通		電気回路学2		電気回路学3	マイクロプロセッサ応用	電気・電子材料		
				電磁気学2	センサ工学	マルチメディア工学		
				電子回路学2	情報通信概論	職業指導		
				論理回路				
電気工学コース				電気法規	電子制御工学	電力システム		
					電気機器	パワーエレクトロニクス		
					高電圧工学	電気応用		
						エネルギー伝送		
						電気機器設計		
電子工学コース			半導体デバイス	光エレクトロニクス	集積回路工学	通信システム		
					応用情報工学	メディア信号処理工学		
					ディジタル信号処理	情報伝送理論		
						ネットワーク工学		

：必修科目　：選択必修科目

理　工　学　部　　コース名：バイオ食品化学コース

物質生命科学科

このモデルが目指すもの

バイオ食品化学コースは、生命を原子・分子・遺伝子レベルからアプローチし、環境にやさしい合成法や生体反応を制御している物質や食品の安全性にかかわる物質、あるいは、生命の力を利用した有用物質の生産、微生物による環境浄化等々を広く学ぶため、有機化学、生化学、食品化学、バイオテクノロジー、微生物学などの専門科目を学びます。そのことにより命と暮らし、環境を総合科学する応用力を身につけ、卒業後は食品・医薬品・環境・バイオ関連の分野への就職・進学をサポートし、様々な分野で活躍する技術者・研究者の育成を目指します。

将来の活躍ステージ

卒業後は食品メーカーや化学工業などの技術者や大学院進学など様々な分野で活躍しています。酵素、微生物、遺伝子の取扱や分析技術、食品機能や食品保存などの技術を身につけ、食品・医薬品・環境・バイオ関連の分野への就職・進学をサポートします。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

物質生命科学科　バイオ食品化学コース　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
				細胞生物学	遺伝子工学	生物工学	
			微生物学	環境微生物学			
基礎生物学	基礎生化学	生化学	食品栄養機能学	食品衛生学	食品醸造加工学		
物質生命科学概論		基礎分析化学	機器分析	食品分析学			
基礎化学	基礎有機化学	有機化学	有機合成化学	生物有機化学	高分子化学		
	基礎無機化学	無機化学					
		基礎物理化学	物理化学				
基礎物理学	力･運動･エネルギー	電気と磁気					
					量子化学		
					コンピュータ科学		
					バイオマテリアル	セミナー	
			物質生命科学実験	生命化学実験1	生命化学実験2	卒業研究	

：必修科目　　：選択科目

理　工　学　部　　コース名：環境新素材コース

物質生命科学科

このモデルが目指すもの

環境新素材コースは、私たち身の回りにある様々な物質に関する基礎的教育と、それら材料の環境問題における役割を意識した教育プログラムを組んでいます。物質を見るしっかりとした基礎を築くために、化学的・物理的な考え方や計測技術を学びます。また、多くの応用分野をもつ半導体，誘電体、磁性体、触媒材料、高分子材料などについて専門的に学べるコース内容となっています。卒業後は素材メーカーや化学工業などの技術者や大学院進学など様々な分野で活躍する技術者・研究者の育成を目指します。

将来の活躍ステージ

卒業後は素材メーカーや化学工業などの技術者や大学院進学など様々な分野で活躍しています。放射線取扱主任者1種及び2種、環境計量士、危険物取扱者、毒劇物取扱者などの資格取得を目指し、これらの資格やコースで学んだ知識を生かした材料開発・製造や環境技術分野への就職・進学をサポートします。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

物質生命科学科　環境新素材コース　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
					量子化学		
					コンピュータ科学		
基礎生物学	基礎生化学	生化学			バイオマテリアル		
物質生命科学概論		基礎分析学	機器分析				
基礎化学	基礎有機化学	有機化学	有機合成化学		高分子化学		
	基礎無機化学	無機化学					
		基礎物理化学					
基礎物理学	力･運動･エネルギー	電気と磁気	物理化学	応用熱力学		化学工学	
			量子力学	熱統計力学	固体の電子論	資源環境工学	
			材料科学	物性論	環境･エネルギー素材		
						セミナー	
			物質生命科学実験	環境新素材実験1	環境新素材実験2	卒業研究	

：必修科目　　：選択科目

理工学部 建築学科

推奨履修モデル：建築計画・建築デザイン分野

このモデルが目指すもの

計画・意匠についての知識、技能を習得することを目標とします。よい建築をつくるために、求められている機能を把握し、それに見合った空間のスケールを算出し、それを図面で表現するための作図法やプレゼンテーション技法を学びます。扱う対象は単体の建築にとどまらず、街づくりや都市計画も含まれます。

一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、インテリアプランナーなどの関連資格取得も目指します。

将来の活躍ステージ

設計事務所において住宅や施設系建物の設計者として、工務店において施工者として、行政においてまちづくりの計画者として、大学において研究者として、あるいは鉄道会社や不動産会社において企画者として、など、建築や都市をつくることに関わる職能には多くの選択肢があります。より研究を深く進展させるため、高い設計技術を身につけるため大学院への進学も望まれます。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

建築学科　建築計画・建築デザイン分野　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
建築概論	建築セミナー						
図学	建築設計・基礎	建築設計・A1	建築設計・A2	建築設計・B1	建築設計・B2		
			建築CAD1	建築CAD2			
		近代建築史	建築計画1	建築計画2	都市計画	ランドスケープデザイン論	
			西洋建築史	日本建築史	空間論		
		建築環境計画1	建築環境計画2	建築環境計画3			
			建築設備計画1	建築設備計画2			
	構造力学・演習1	構造力学2		構造実験			
		建築構法					
			鉄筋コンクリート構造	鉄骨構造			
		建築材料1					
				建築法規	建築関連法規		
	デッサン	地球環境・エネルギー論			セミナー1	セミナー2	セミナー3
						卒業研究1	卒業設計
					静岡の地域特性と建築	建築防災	
					インテリアデザイン		

：必修科目　：選択科目

理　工　学　部

建　築　学　科

推奨履修モデル：建築構造・材料分野

このモデルが目指すもの

人命や財産などを、地震、津波、台風などから守るための建物の構造の基礎および応用知識を学習し、建物の設計や施工に活用できる技術や建築の構造面からの課題を解決できる能力を身につけることを目的とします。

一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士などの関連資格取得も目指します。

将来の活躍ステージ

建築構造をベースとした幅広い知識を活用した、設計技術者（建築士）や施工技術者（施工管理技士）として様々な建築関連企業で活躍できます。また建物の評価を行う公務員、建築材料メーカーの開発員、各企業の営繕、建物保守関連技術者など幅広い活躍場所があります。大学院に進学いただき更に深い知識を得て、構造設計士や構造研究者になることも可能です。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

建築学科　建築構造・材料分野　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
建築概論	建築セミナー						
図学	建築設計・基礎	建築設計・A1	建築設計・A2	建築設計・B1			
			建築CAD1				
		近代建築史	建築計画1	建築計画2			
		建築環境計画1	建築環境計画2	建築環境計画3			
			建築設備計画1	建築設備計画2			
	構造力学・演習1	構造力学2	構造力学3	構造実験			
		建築構法					
			鉄筋コンクリート構造	鉄骨構造	木質構造		
		建築材料1	建築材料2				
			材料実験				
				建築施工	建築生産1	建築生産2	
				建築法規			
		地球環境・エネルギー論		土地・基礎構造	セミナー1	セミナー2	セミナー3
					耐震設計	卒業研究1	卒業研究2
					静岡の地域特性と建築	建築防災	

：必修科目　：選択科目

理工学部 建築学科

推奨履修モデル：建築環境・設備分野

このモデルが目指すもの

地域や建築空間において、人々が幸福に満ちた快適な暮らしができることを願い、建築環境の側面から必要となる方策を探求することを目的とします。太陽を中心とした自然の光や熱の仕組み、対流等の空気の流れなどを理解し、快適に過ごすための建物形状や設え、建築設備の在り方を学びます。また、地域そして地球環境に及ぼす建築分野のエネルギー問題を学びます。

一級建築士、二級建築士、建築施工管理技士、照明コンサルタントなどの関連資格取得も目指します。

将来の活躍ステージ

環境工学に基づく専門知識を活用し、設計技術者や施工技術者として様々な建築関連企業はもちろん、エネルギー会社の建築部門や光のデザインを専門とする照明デザイナー、更には、設備システムや機器類の設計・施工・管理運営の技術者など、多種多様な活躍の場所があり得ます。大学院で、環境工学やデザインに対する、更なる習熟を深めることも可能です。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

建築学科　建築環境・設備分野　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
建築概論	建築セミナー						
図学	建築設計・基礎	建築設計・A1	建築設計・A2	建築設計・B1			
			建築CAD 1				
		近代建築史	建築計画1	建築計画2			
		建築環境計画1	建築環境計画2	建築環境計画3	建築環境演習・実験		
		建築環境実践研究1	建築環境実践研究2				
			建築設備計画1	建築設備計画2	建築設計計画3		
	構造力学・演習1	構造力学2		構造実験			
		建築構法					
			鉄筋コンクリート構造	鉄骨構造			
		建築材料1	建築材料2				
				建築施工	建築生産1		
				建築法規	建築関連法規		
		地球環境・エネルギー論			セミナー1	セミナー2	セミナー3
					耐震設計	卒業研究1	卒業研究2
					静岡の地域特性と建築	建築防災	

：必修科目　：選択科目

情　報　学　部
推奨履修モデル

１年生のうちに自分の興味・関心や適性を具体的に理解して、２年生からいずれかの学科に分かれます。両学科ともにICT（情報コミュニケーション技術）を基盤とすることは共通ですが、コンピュータシステム学科は主にICTを生みだすことを学び、情報デザイン学科は主にICTの応用結果を生みだすことを学びます。それぞれの学科に３つの専門分野を設けています。また、情報学部共通として「アドバンストプログラム」も設けています。情報学部の学生は２つ程度の専門分野を修めることを勧めます。卒業後は、コトづくり（情報を収集・分析し、システムやコンテンツを創造して、社会に発信したり働きかけたりする活動）において、ICTを土台とし、ユーザーを巻き込んで事業を創出する専門職業人になることを目指します。

《学科、分野の系統図》

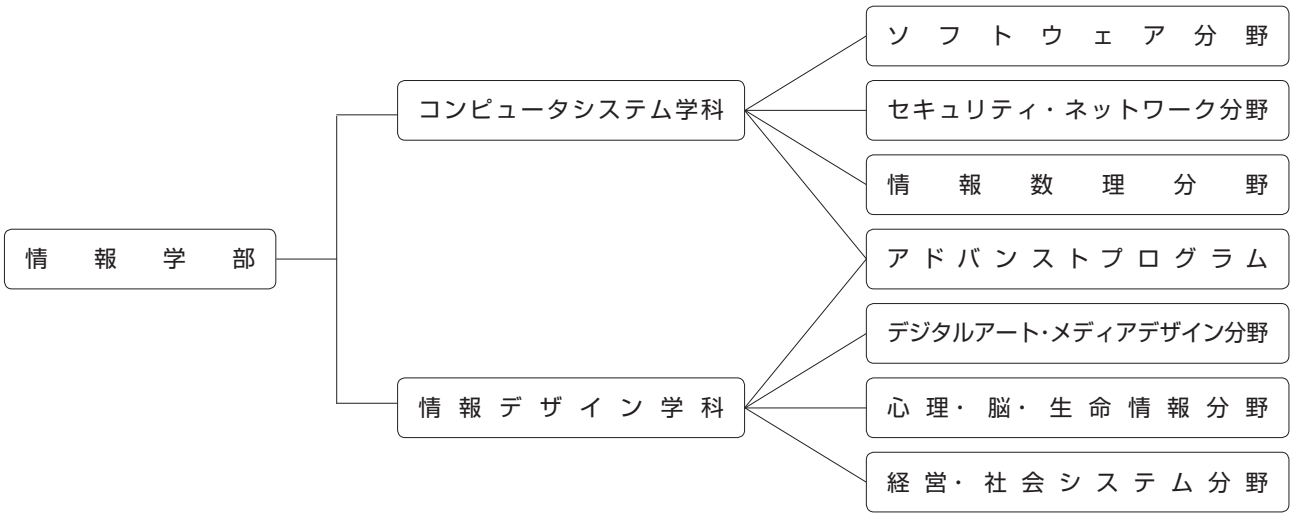

情報学部

コンピュータシステム学科　推奨履修モデル：ソフトウェア分野

このモデルが目指すもの

データベースからスマホやロボットに組み込むシステムまで、さまざまなソフトウェアを開発できる能力を幅広く身につけるため、プログラミング全般を原理から応用まで深く学ぶ。

将来の活躍ステージ

コンピュータサイエンスにもとづき、ユーザビリティを生かした事業化に向けて、ソフトウェアの設計・開発、情報システムの設計、情報ネットワークの構築、IoTの制作・構築などができる情報処理技術者。SE（システムエンジニア）、システム設計者、ソフトウェア作成者、システム管理者、サーバー管理者など。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

コンピュータシステム学科　ソフトウェア分野　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアC	計算機アーキテクチャC	コンピュータシステム実践演習1	コンピュータシステム実践演習2	卒業研究	
		プログラミング言語 ◎	実用プログラミング1 ◎	Webプログラミング ◎	アニメーションとゲーム2		
		オペレーションズ・リサーチC	実用プログラミング2 ◎	データベース応用 ◎	コンピュータネットワークC		
		OS（UNIX）	データベース基礎C	アニメーションとゲーム1	数値解析2		
		アルゴリズムとデータ構造1		情報セキュリティC	知的システム（他学科）		
		統計解析		数値解析1			
				アルゴリズムとデータ構造2 ◎			
				パターン情報処理			
				コンパイラ			

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

推奨履修モデル：セキュリティ・ネットワーク分野

このモデルが目指すもの

情報セキュリティと情報ネットワークのシステムを開発・構築できる能力を身につけるため、ソフトウェア、データ、ネットワークのセキュリティと、SNS、クラウドなどを含むネットワークを総合的に学ぶ。

将来の活躍ステージ

コンピュータサイエンスにもとづき、ユーザビリティを生かした事業化に向け、セキュリティやネットワークに関連するソフトウェアの設計・開発を基礎として、情報システムや情報ネットワークの構築・運用・維持管理、IoTのような大規模なシステムの制作・構築などができる情報処理技術者。セキュリティ・エンジニア，ネットワーク・エンジニア，システム・アドミニストレータ，CSO(チーフ・セキュリティ・オフィサ)，CPO(チーフ・プライバシ・オフィサ)。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

コンピュータシステム学科　セキュリティ・ネットワーク　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアC	計算機アーキテクチャC	コンピュータシステム実践演習1	コンピュータシステム実践演習2	卒業研究	
		プログラミング言語 ◎	符号・暗号理論1	符号・暗号理論2 ◎	コンピュータネットワークC		
		OS（UNIX）	実用プログラミング1 ◎	情報セキュリティC	代数学		
		アルゴリズムとデータ構造1	実用プログラミング2 ◎	アルゴリズムとデータ構造2 ◎			
		幾何学	データベース基礎C	Webプログラミング ◎			
		情報数学2 ◎		コンパイラ			
		統計解析		データベース応用 ◎			

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

Faculty of Comprehensive Informatics

情　報　学　部

コンピュータシステム学科　　推奨履修モデル：情報数理分野

このモデルが目指すもの

データサイエンスをはじめ情報処理の高度化に活用できる能力を身につけるため、コンピュータシステム全般を原理的に支えている情報数学をはじめ、関連する諸分野の数学を深く学ぶ。

将来の活躍ステージ

コンピュータサイエンスにもとづき、プログラムの基礎理論や情報数理を活用して、ソフトウェアの設計・開発、情報システムや情報ネットワークの設計・構築、IoTの企画・制作などができる情報処理技術者。さらに教職課程を履修することにより高等学校教員(高等学校教諭一種免許状 数学・情報)への道が開ける。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

コンピュータシステム学科　情報数理　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアC	計算機アーキテクチャC	コンピュータシステム実践演習1	コンピュータシステム実践演習2	卒業研究	
		OS（UNIX）	実用プログラミング1 ◎	プログラミング基礎	関数論 ◎		
		プログラミング言語 ◎	実用プログラミング2 ◎	符号・暗号理論2	数値解析2		
		応用線形代数 ◎	多変量解析 ◎	数値解析1	アニメーションとゲーム2		
		幾何学	符号・暗号理論1	データーベース応用 ◎	コンピュータネットワークC		
		統計解析	データベース基礎C	アルゴリズムとデータ構造2 ◎	代数学		
		情報数学2 ◎		コンパイラ			
		オペレーションズ・リサーチC		情報セキュリティC			
		アルゴリズムとデータ構造1					

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

推奨履修モデル：アドバンストプログラム

このモデルが目指すもの

情報学の幅広い知識・技術を用いて、コトづくり（情報の収集・分析から創造を経て社会への発信・働きかけまで）を本格的・実践的に学ぶ。具体的には、情報分析、デザイン、プログラミング、サイト制作、感性評価、事業企画、SNSの設計・構築・運用、ユーザーへの働きかけなどを学ぶ。

将来の活躍ステージ

総合力をもったシステムエンジニア、Webデザイナー、および審美眼を活用する情報系総合職・事務系総合職など。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

情報学部　シン・特別プログラム　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	特別プログラム1、2◎		グラフィックデザイン	情報デザイン実践演習2	卒業研究	
コンテンツデザイン概論	3次元デジタル技術		心理統計解析	アニメーションとゲーム1	コンピュータミュージック		
	CG入門		感性認知心理学	心理評価法	アニメーションとゲーム2		
				社会調査法	情報分析論		
				経営情報システム	マーケティング		
					産業・社会心理学		
					オペレーションズマネジメント		
				実践ベンチャービジネス1,2◎			

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

情報学部

情報デザイン学科　推奨履修モデル：デジタルアート・メディアデザイン分野

このモデルが目指すもの

コンピュータを用いてデザインする能力・表現する能力を身につけるため、各種の画像・造形などに関するアプリケーションソフトの高度利用技術および芸術的表現とその技法を学ぶ。

将来の活躍ステージ

ICTと人間の感性に関する審美的知識を活用し、事業化に向けてデジタルアート・メディアデザイン制作ができるデザイナー。グラフィックデザイナー、Webデザイナー、CGデザイナー、および審美眼を活用する情報系総合職・事務系総合職など。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

情報デザイン学科　デジタルアート・メディアデザイン　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアD	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｱｰｷﾃｸﾁｬD	グラフィックデザイン	情報デザイン実践演習2	卒業研究	
ｺﾝﾃﾝﾂﾃﾞｻﾞｲﾝ概説	3次元デジタル技術	特別プログラム1、2◎		ｱﾆﾒｰｼｮﾝとｹﾞｰﾑ1	ｺﾝﾋﾟｭｰﾀﾐｭｰｼﾞｯｸ		
	CG入門	マークアップ言語	心理統計解析	心理評価法	ｱﾆﾒｰｼｮﾝとｹﾞｰﾑ2		
			感性認知心理学	社会調査法	情報分析論		
				経営情報システム	マーケティング		
					ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾝｽﾞﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ		
					産業・社会心理学		
				実践ベンチャービジネス1、2◎			

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

推奨履修モデル：心理・脳・生命情報分野

このモデルが目指すもの

人間の感性を産業や生活に活用できる能力を身につけるため、アプリケーションソフト（特に統計とシミュレーション）の高度利用技術および人間の脳機能、心理、行動などの情報処理の仕組みを学ぶ。

将来の活躍ステージ

人間の感性（感覚・知覚・認知特性）に関する科学的知識を土台とした商品開発ができるプランナーやITスペシャリスト。人間のデータを収集・分析するとともに自らがプレイヤーとして主体的にICTを活かした企画に参画できるデータサイエンティスト、プロジェクトマネージャー。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

情報デザイン学科　心理・脳・生命情報　Ⅲ類推奨履修モデル

１年前期	１年後期	２年前期	２年後期	３年前期	３年後期	４年前期	４年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアD	コンピュータアーキテクチャD	情報デザイン実践演習1	情報デザイン実践演習2	卒業研究	
		プログラミング言語（他学科）◎	実用プログラミング1◎	Webプログラミング◎	情報セキュリティD		
		オペレーションズ・リサーチD	実用プログラミング2◎	データベース応用◎	コンピュータネットワークD		
		遺伝子とバイオインフォマティクス	データベース基礎D	心理評価法	知的システム		
			心理統計解析	脳と情報◎	産業・社会心理学		
			言語情報論	運動と行動	情報解析論		
			感覚生理	パターン情報処理（他学科）			
			感性認知心理学	アルゴリズムとデータ構造2（他学科）◎			
			多変量解析（他学科）◎				

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

Faculty of Comprehensive Informatics

情報学部

情報デザイン学科　推奨履修モデル：経営・社会システム分野

このモデルが目指すもの

ビジネス、まちづくり、社会貢献活動などを企画できる能力を身につけるため、アプリケーションソフトウェアの高度利用技術（特にデータベースと統計）およびユーザー・消費者の動向、事業の経営を学ぶ。

将来の活躍ステージ

ICTと社会の価値動向や事業経営に関する科学的知識を活用し、コトづくりの展開を担えるマーケティングリサーチャー（トレンド分析スタッフ）や事業プランナー。これを支援するICT戦略の策定、推進を担える情報システムプランナー。

履修モデルの科目

この分野で履修することを勧める科目を下表に示します。なお、卒業のためには、ここに示す以外の科目も履修する必要があるので、注意してください。

情報デザイン学科　経営・社会システム　Ⅲ類推奨履修モデル

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期
情報学概論	情報数学基礎	計算機ハードウェアD	コンピュータアーキテクチャD	情報デザイン実践演習1	情報デザイン実践演習2	卒業研究	
コンテンツデザイン概説		プログラミング入門+	コンピュータ応用	Webプログラミング	情報セキュリティD		
		マークアップ言語	データベース基礎D	データベース応用 ◎	コンピュータネットワークD		
		オペレーションズ・リサーチD	経営工学概論	社会調査法	知的システム		
		英語コミュニケーション論	SCM	経営情報システム	情報分析論		
			心理統計解析		マーケティング		
			感性認知心理学		オペレーションズマネジメント		
			メディア情報論		産業・社会心理学		
			言語情報論				

：必修科目　：選択科目　◎：アドバンスト科目

教職課程

1．はじめに

本学では、教員免許を取得することができます。この教員免許を取得するには、学科を卒業するために必要な単位のほかに、教職課程を履修し、決められた単位を修得することが必要です。ここでは、教職課程の履修方法について説明します。

2．教職課程履修要項

（1）本学で取得できる教育職員免許状の種類及び教科

学部	学　科	教育職員免許状の種類	教科	専門分野
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業	機械
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業	電気・電子・通信
	物質生命科学科	高等学校教諭一種免許状	理科	物理、化学、生物
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭一種免許状	情報	－
		高等学校教諭一種免許状	数学	－

（2）教育職員免許状を取得するための条件

教職課程の履修により教育職員免許状を取得しようとする者は、次の２つの条件を満たさなければなりません。

条件１　下記の「教育免許法施行規則第６６条の６に定める科目」の単位を合計８単位修得すること。なお、これらの科目の単位は全て卒業に必要な単位に算入されます。

教育免許法施行規則第６６条の６に定める科目と単位数	本学における科目と単位数	
	学部・学科	科目名（単位数）
日本国憲法（２単位）	（全学部・全学科）	「暮らしのなかの憲法」(2 単位)
体育（２単位）	（全学部・全学科）	「スポーツ 1」(1 単位) 「スポーツ 2」(1 単位) または「スポーツ 3」(1 単位)
外国語コミュニケーション（２単位）	（全学部・全学科）	「英語コミュニケーション」(2 単位)
情報機器の操作（２単位）	（全学部・全学科）	「コンピュータ入門」(1 単位)
		「プログラミング入門」(1 単位)

条件２　指定された「教科に関する科目」と「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の単位を合計５９単位以上修得すること。

3．「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」の履修

（1）本学で修得すべき単位数

学部	学　科	免許状の種類と教科	教科に関する科目【20単位以上】	教職に関する科目【23単位以上】	教科又は教職に関する科目【16単位以上】		
			必　修	必　修	必修	選択	（）内の単位数計
理工学部	機械工学科	高等学校１種(工業)	27　(7)	25　(2)	1	6	9
	電気電子工学科	高等学校１種(工業)	23　(3)	25　(2)	1	10	5
	物質生命科学科	高等学校１種(理科)	29　(9)	25　(2)	1	4	11
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校１種(情報)	22　(2)	25　(2)	1	11	4
		高等学校１種(数学)	21　(1)	25　(2)	1	12	3

注１：表中の【 】内は、教育職員免許法で定められた単位数を示す。
注２：表中の（ ）内の値は、教育職員免許法で定められた単位数を超えて修得する単位数を示す。
　　この（ ）内の単位数は、「教科又は教職に関する科目」としての単位に充てることができる。
注３：各教科教育法Ⅰは、【教職に関する科目と教科に関する科目】履修規則では「△」（選択科目）となっているが、各教科ごとに必修扱いとなるため、教職に関する科目の必修として充てる。したがって、「教科又は教職に関する科目」の【16単位以上】には、各教科教育法Ⅰ（2単位）は含まれないので、単位計算に注意すること。

（2）「教科に関する科目」について

① 教育職員免許法での最低修得単位数は 20 単位であるが、本学ではこれを上回る単位数を設定しています。この上回った単位数は、「教科又は教職に関する科目」としての単位に充てることができます。

②「教科に関する科目」の内、次の科目は卒業に必要な単位に算入されません。また、学内での成績順位の算定にも用いません。これらの科目以外の「教科に関する科目」は、必修科目、選択科目とも全て卒業に必要な単位に算入されます。

機械工学科　：　「職業指導」（2 単位）
電気電子工学科　：　「職業指導」（2 単位）
コンピュータシステム学科　：　「情報と職業」（2単位）

③「教科に関する科目」の選択科目は、取得する免許教科（専門分野）に応じて、次の推奨選択科目を履修することが望ましい。

学部	学　科	免許教科（専門分野）	推　奨　選　択　科　目
理工学部	機械工学科	工業（機械）	「流体工学 1」 「制御工学基礎」 「機械力学 」 「伝熱工学」、「材料加工学」
	電気電子工学科	工業(電気・電子・通信)	「電気回路学 2」、「電磁気学 2」、「電子回路学 2」 「光エレクトロニクス」、「電子制御工学」 「電気機器」
	物質生命科学科	理科（物理）	「量子力学」 「応用熱力学」
		理科（化学）	（全て必修科目のため、選択科目はなし）
		理科（生物）	「細胞生物学」、「微生物学」
情報学部	コンピュータシステム学科	情報	「コンパイラ」、「データベース基礎C」 「Webプログラミング」、「グラフィックデザイン」
		数学	「ベクトル解析」、「微分方程式」、「数値解析1」 「多変量解析」、「コンピュータシステム実践演習1」

④ その他の履修方法等については、履修規則や履修指針などに従ってください。

（3）「教職に関する科目」について

① 教育職員免許法での最低修得単位数は 23 単位ですが、本学ではこれを上回る単位数を設定しています。この上回った単位数は、「教科又は教職に関する科目」としての単位に充てることができます。

②「教職に関する科目」は、必修科目，選択科目とも全て卒業に必要な単位に算入されません。また、学内での成績順位の算定にも用いません。

③科目名に「Ⅰ」、「Ⅱ」が付されている科目は、「Ⅰ」が付されている科目を先に履修してください。

（4）「教科又は教職に関する科目」について

①「教科又は教職に関する科目」は、必修科目，選択科目とも全て卒業に必要な単位に算入されません。また、学内での成績順位の算定にも用いません。

②「教科又は教職に関する科目」の選択科目は、「教科又は教職に関する科目」の選択科目の他、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」の選択科目を充てることができます。この場合、該当科目の単位が卒業に必要な単位に算入されるか否かについては、上記（2）及び（3）に依ります。

③ 科目名に「Ⅰ」、「Ⅱ」が付されている科目は、「Ⅰ」が付されている科目を先に修得してください。

4．教育実習

（1）受講資格

① 教育実習生として高校の教育活動に携わるに十分な資質能力を有し、かつ、品位・意欲・生活態度など教育実習を受講するに値する人物であること。

② 高校教育に対する強い使命感と情熱を有し、高校教諭への就職を切望していること。

③ 原則として、1、2年で履修する教職科目（8科目16単位）の単位をすべて修得し、かつ、その成績評定において良以上が2分の1以上あること。

「教職概論」、「教育原理」、「教育心理学」、「教育と社会」、「教育課程論」

「特別活動論」、「生徒・進路指導論」、「教育相談」

④ 原則として、2年終了時のGPA(Grade Point Average)が2.0以上あること。

⑤ 上記①～④を踏まえ、教職課程運営委員会が教育実習生として派遣を許可した者であること。

（2）教育実習校を決めるにあたって

① 実習校の選定

＜方法１＞ 出身高校

学生が実習前年度（２年次終了時の春休み又は３年次の初め）に出身高校を訪問し、実習の受入れを依頼し、内諾を得ること。

＜方法２＞ 法人内高校（静岡北高校＜所在地：静岡市＞，星陵高校＜所在地：富士宮市＞）

大学が受入れ人数、期間などを高校と打合せた後、希望学生に紹介する。

＜方法３＞ 委託高校

大学が受入れ人数、期間などを高校と打合せた後、希望学生に紹介する（委託高校及び各教育委員会に必要な申請書類、実習生名簿などを提出する）。

② 内諾が得られた段階で、大学は文書（依頼文書等）を以て、正式に依頼する。

③ 学生は、教育実習校と大学に教育実習に必要な書類を提出すること。

（書類の種類） 履歴書、身上調書など

（3）教育実習費

教育実習費は、実習校から請求があった場合、実費負担とします。

（4）教育実習中の災害傷害保険・賠償責任保険について

入学時に一括加入した「学生教育研究災害傷害保険（学生教育研究賠償責任保険付帯）」にて対応します。

５．教員免許状の申請

・ 静岡県教育委員会に大学から一括申請します。

・ 静岡県教育委員会へ支払う下記の申請料及び登録料は、実費負担とします。

申請料（１教科）　3,300 円

登記料　500 円

（注）上記の金額は平成 28 年度

６．教職課程に関する問い合わせ先

教育開発センター　教職支援室

担当：伊藤律夫特命教授

【教職に関する科目と教科又は教職に関する科目】

科目の分類	区分	標準到達目標	科目名	単位数 必修	単位数 選択	毎週授業時限数 1年 前	1年 後	2年 前	2年 後	3年 前	3年 後	4年 前	4年 後	卒業要件（最低履修単位数）	教職課程 ▲:必修 △:選択	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	00	教職概論－教職入門－		2	1								これらの全ての科目は、卒業に必要な単位に算入しない。	▲	
	教育の基礎理論に関する科目	00	教育原理		2		1								▲	
		00	教育心理学		2		1								▲	
		00	教育と社会		2	1									▲	
	教育課程及び指導法に関する科目	00	教育課程論		2			1							▲	
		00	工業科教育法Ⅰ		2					1					△	「工業」の免許状取得希望者のみ
		00	工業科教育法Ⅱ		2						1				△	
		00	理科教育法Ⅰ		2					1					△	「理科」の免許状取得希望者のみ
		00	理科教育法Ⅱ		2						1				△	
		00	情報科教育法Ⅰ		2					1					△	「情報」の免許状取得希望者のみ
		00	情報科教育法Ⅱ		2						1				△	
		00	数学科教育法Ⅰ		2					1					△	「数学」の免許状取得希望者のみ
		00	数学科教育法Ⅱ		2						1				△	
		00	特別活動論		2			1							▲	
		00	教育方法・技術論		2						1				▲	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	00	生徒・進路指導論		2				1						▲	
		00	教育相談		2				1						▲	
	教職実践演習	00	教職実践演習（高等学校）		2								1		▲	
	教育実習	00	事前及び事後の指導		1							集中			▲	
		00	教育実習		2							集中			▲	
教科又は教職に関する科目	総合演習	00	教職総合演習Ⅰ		1					1					▲	
		00	教職総合演習Ⅱ		1						1				△	

（備考）
教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、所属学科で取得できる免許状の種類に応じて、本別表の中から、次に掲げる科目の単位を修得しなければならない。なお、各学科で取得できる免許状の種類は次の通りである。

理工学部	機械工学科	高等学校教諭１種免許状（工業）
	電気電子工学科	高等学校教諭１種免許状（工業）
	物質生命科学科	高等学校教諭１種免許状（理科）
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭１種免許状（情報）、高等学校教諭１種免許状（数学）

【必修科目】
１．「教職に関する科目」と「教科又は教職に関する科目」　全学科とも計２６単位
（本別表の「教職課程」欄に▲印が記されている科目の全て及び△印が記されている科目の中から１科目）
「教職に関する科目」　全学科とも２５単位
「教科又は教職に関する科目」　全学科とも１単位

２．「教育免許法施行規則第６６条の６に定める科目」　全学科とも計８単位
（本別表の「教職課程」欄に◆印が記されている科目と◇印で「何れか１科目選択必修」と記されている科目）
「暮らしのなかの憲法」　２単位（全学科）
「スポーツ１」及び「スポーツ２」または「スポーツ３」　計２単位（全学科）
「英語コミュニケーション」　２単位（全学科）
「コンピュータ入門」及び「プログラミング入門」　計２単位（全学科）

３．「教科に関する科目」
（本別表の「教職課程」欄に◎印が記されている科目と○印で「何れか１科目選択必修」と記されている科目）

理工学部	機械工学科	２７単位
	電気電子工学科	２３単位
	物質生命科学科	２９単位
情報学部	コンピュータシステム学科（情報）	２２単位
	コンピュータシステム学科（数学）	２１単位

【選択科目】
本別表の「教職課程」欄に○印が記されている科目と△印が記されている科目の中から

理工学部	機械工学科	６単位以上
	電気電子工学科	１０単位以上
	物質生命科学科	４単位以上
情報学部	コンピュータシステム学科（情報）	１１単位以上
	コンピュータシステム学科（数学）	１２単位以上

到達目標水準
70 総仕上げ
50 上級
30 中級
10 初級
00 教職

試験

◇試験

試験は原則として、その科目が開講された学期末に行われます（定期試験）が、科目によっては学期中に何回か試験が行われ、それらを総合して成績が評価されるものもあります。演習・実習や実験は実験のレポート等が試験に代わるものとなります。

講義を1度でも欠席するとその後の学修に困難が生じますし、授業に2/3以上出席していなければ、試験を受けることができないだけではなく、成績評価は「不可」となり単位は付与されません。ですので毎回の講義には欠席をしないようにして下さい。

なお、病気その他止むを得ない理由で試験を欠席した者には、所定の手続きをすれば追試験を受験できる場合があります。

◇追試験

履修規則第１８条に記載している以下の理由で定期試験を欠席した場合は、追試験の受験を願い出ることができます。

（１）病気（医師の診断書が必要）
（２）忌引（２親等以内の親族に限る）
（３）就職試験（企業説明会・ガイダンスなど試験以外は認められません）
（４）交通機関の遅延（交通機関の遅延証明書が必要）
（５）他大学院入試（受験票のコピーが必要）
（６）資格取得（学科内容と密接に関係すると認められる重要な資格に限る）

※自己の不注意等（寝過ごし、試験時間の間違い、乗用車・バイク・自転車の故障など）によって定期試験を受験できなかった場合、公的な証明書がない場合は、追試験を願い出る資格はありません。

追試験を希望する場合は、定期試験終了後所定期間内に追試験受験願書に記載してある手順に従って願い出なければなりません。

追試験日程は、後日学務課より掲示にて通知します。（日程の詳細は行事計画表及び掲示を参照のこと。）なお、追試験を欠席した場合は再度追試は行ないません。

◇再試験

定期試験などの結果が不合格だった者に対し、科目担当教員の判断で再試験を実施することがあります。定期試験を終了後に再試験対象者名簿を掲示して発表します。

再試験対象者で受験を希望するものは、「再試験受験願」（学務課で交付）に受験料として1科目ごとに1,000円分の証紙を添付して学務課に願い出て下さい。再試験の日程は、前期は8月下旬、後期は２月下旬に予定されています。（日程の詳細は行事計画表および掲示を確認のこと）

なお、再試験を受験した結果の成績評価は、原則として「可」または「不可」です。

◇受験上の注意

(1)　仮受験票

試験を受ける際には、「学生証」が必要です。学生証を所持していない場合は、学務課で「仮受験票」を発行します。手数料 200 円分の証紙を添えて申し込んで下さい。仮受験票は当日のみ有効です。

(2)　受験制限

履修登録をしていない科目を受験することはできません。また、出席日数不足などの理由により、科目担当教員が受験を許可しない場合もあります。なお、試験開始 30 分以上遅刻した者は原則として受験することはできません。

(3)　試験の規律

試験を受ける際は、科目担当教員または試験監督の指示に従って下さい。カンニングなどの不正行為は、学則 40 条の規定により、退学・停学・戒告処分の対象となります。

成績評価と単位付与

◇成績評価

成績は、通常の科目にあっては「秀」「優」「良」「可」「不可」、フレッシュマンセミナー、海外セミナー、芸術鑑賞、機械創作入門（機械）、セミナー、電気電子工学入門（電子）、コンピュータ入門および卒業研究などは「合格」「不合格」で表されます。「秀」「優」「良」「可」と「合格」の場合は、単位が付与されます。また他大学等における修得単位あるいは大学以外の教育施設等における学修については、これを本学における学修とみなし、教授会の議を経て、単位を付与することがあります。この場合の標語は「認定」とします。

◇成績評価及び単位認定が行われる条件

科目担当教員から成績評価及び単位付与の判定を受けるためには、学生本人が次のすべての項目を満たしていなければなりません。

① 定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。又は科目担当教員の指示事項（レポート提出・実習試験等）が完全に満たされていること。
② 不正行為がないこと。
③ 科目の出席時間数がその総時間数の３分の２を満たしていること。
④ 定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納していること。

上記の項目をすべて満たしている者を対象に、科目担当者が講義要項（シラバス）に基づき成績評価及び単位付与の判定を行います。

◇成績評価基準

成績評価は以下の基準により行われます。

評価の名称	総合評価点
秀	100～90
優	89～80
良	79～65
可	64～50
不可	49以下

（ただし科目によっては別に基準を定めている場合があります。詳しくは講義要項を参照して下さい。）

※一旦評価の行われた科目については、これを取り消したり、再度履修して評価を変更したりすることはできません。成績に疑義のある場合は、成績表受領後７日以内に学務課に照会して下さい。

◇成績通知

各学期末に出された成績の結果については、成績表として学生個人と保護者に通知します。学生個人に対しては、前期・後期の履修ガイダンスのときに学科教員から直接本人に手渡されます。保護者に対しては自宅に郵送されます。成績表には、その学期までの成績・既修得単位・不合格必修科目一覧表・その学期の単位修得状況などが記載されています。

成績表は、次学期の履修登録の資料となります。大切に保存しておいて下さい。とくに単位修得数は常にチェックし、各学年の終了時における進級条件をクリアし、卒業にいたるまで計画的な履修ができているか否かを確認して下さい。

◇Ⅲ類の他学科履修・大学院履修科目による修得単位の取扱い

（理工学部）

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、20単位までを卒業に必要な単位数に算入することができます。

（情報学部）

Ⅲ類他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、30単位までを卒業に必要な単位数に算入することができます。

◇他大学等における修得単位または大学以外の教育施設等における学修についての単位認定

本学学則に定める他大学等における修得単位あるいは大学以外の教育施設等における学修については、これを本学における学修とみなし、教授会の議を経て、単位を付与することがあります。これらについては、事前に学部長に届出をした上で、単位認定を願い出て下さい。ただし認定を願い出た科目がすべて認定されるわけではなく、その内容が本学における教育課程と照らし合わせて、認定に値すると認められた科目についてのみ単位が付与されます。
「認定」された単位は、60 単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができます。

◇入学前の既修得単位の認定

本学学則に定めるように、本学に入学する前に行った既修得単位を、入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を付与することがあります。入学後速やかに単位認定を願い出て下さい。ただし認定を願い出た科目がすべて認定されるわけではなく、その内容が本学における教育課程と照らし合わせて、認定に値すると認められた科目についてのみ単位が付与されます。「認定」された単位は、60 単位を限度として卒業に必要な単位数に算入することができます。

GPAによる成績評価について

◇GPAの目的

みなさんが大学で学修する上で心掛けてほしいことは、履修すると決めた科目を途中で投げ出したりせず、最後まで精一杯取り組むということです。そのためには無理のない履修計画を作ること、不用意な科目選択を行わないことが求められます。

本学ではGPA（grade point average）制度を採用しています。GPA 制度とは、みなさん一人ひとりの履修科目の成績の平均を数値により表し、学ぶ量ではなく質を問うことを目指すものです。自分の学修ペースをつかみ、みなさんの履修計画にも大いに活用してください。

◇成績評価とGPA

各科目の評価は、「秀」を４、「優」を３、「良」を２、「可」を１、「認定」を２、「不可」を０とし、計算します。

◇GPAの計算方法

$$GPA = \frac{\text{（成績×単位数）の合計}}{\text{（履修した科目の単位数）の合計}}$$

※ GPAの計算は、小数点第3位以下を切り捨てます。

【例】

授業科目名	成績評価	単位数	ポイント（成績×単位数）
基礎英語１	秀（４）	2	４×２＝８
スポーツ１	不可（０）	1	０×１＝０
国際関係論	不可（０）	2	０×２＝０
韓国語１	良（２）	2	２×２＝４
英語コミュニケーション	優（３）	2	３×２＝６
文学	可（１）	2	１×２＝２
Ｃ言語	優（３）	1	３×１＝３
インターネットと情報倫理	良（２）	2	２×２＝４
微分積分／演習	可（１）	3	１×３＝３
入門物理学	良（２）	2	２×２＝４
工業力学１	良（２）	2	２×２＝４
合計		21単位	38

GPA=(B)÷(A) ⇒ 38÷21＝1.80　以上の計算で、この学期のGPAは1.80となります。

※GPAを高くするには、可より良、優、秀を取得できるようにすればおのずとGPAは上がります。

◇GPA対象外科目

①教職課程「教職に関する科目と教科又は教職に関する科目」
②Ｉ類の集中科目
③入学前に修得して単位認定された科目
④「合格」「不合格」で評価される科目

◇GPAの活用方法

次のような場合の資料の１つとしてGPAを活用します。「給費型奨学生継続基準、在学生選抜特待生、就職･大学院への推薦基準、優秀賞･学長賞･総代の選出資料、クラス分け、卒研配属等の参考資料、退学勧告」

半期GPA1.0未満が2回続いた場合に、原則として助言教員並びに学科での指導を受け、指導を受けても改善の見込みがない場合には、学科及び教授会の議を経て、退学勧告を行う場合があります。

◇GPA制度を活用する上での履修登録時の注意点

・履修登録した科目を受講しなかったり、途中放棄してしまうとGPAは下がります。
・不必要に履修科目を大幅に多く登録しても、結果不合格が多いとGPAは下がります。
・GPAの回復には次に履修する科目で挽回しなければなりません。GPAをもとに履修指導が行なわれるため履修計画は各自で十分に検討しましょう。
・登録手続きや確認は各自の責任で行なって下さい。

◇学ぶ質を高めるには

・大学の授業は1単位につき、予習・復習時間を含めて45時間（1週間に3時間）の学習が必要です。このことを理解し履修登録をしてください。
・科目担当者や助言教員などに積極的に質問をし、レポート、課題等にしっかり取り組んで下さい。
・教育開発センターでは皆さんの学習支援を行っています。質問や相談に気軽に利用してください。

◇GPA制度の導入に伴う履修取消期間

前期・後期とも4回目の授業の頃にGPA履修取消期間（2日間）を設定しています。各年の期間は学部行事計画表で確認して下さい。これは、成績評価にGPA制度を導入したことに伴って、合格の見込みのない履修科目を自分の意思によりキャンセルすることで、GPAが下がらないように配慮した処置です。履修取消を希望する学生は、学務課窓口まで取消申請をして下さい。なお、この期間の新たな科目の追加は認められませんので注意して下さい。

留学等

◇海外セミナー

本学における外国語の学習は基礎語学力の習得と会話力の獲得の二つを目標としております。また国際的視野と行動力を持つ人材を育成することも教育目標であります。

この目標を達成する一助として、本学では海外大学等の高等教育機関で、集中的に語学研修を行なう機会を設けています。

詳細は説明会資料やシラバスを参照して下さい。

外国語名	研修先	研修時期・期間	宿泊先
英　語	オーストラリア	９月、約２週間	ホームステイ
韓国語	韓国　大邱大学校	８月・２月、約３週間	大学寮
中国語	中国　浙江工商大学	８月～９月、約３週間	大学寮
中国語 主に文化体験	台湾　国立高雄応用科技大学	９月・３月、約２週間	大学寮またはホテル
〃	台湾　南台科技大学	９月、約２週間	大学寮
〃	台湾　国立屏東科技大学	９月・３月、約２週間	大学寮
英　語	台湾　St.John's University	８月～９月	大学寮

なお、費用は個人負担となりますが、一部、大学からの補助もあります。

本学では、国際的視野と行動力を持つ人材を育成することを目標に、以下のとおり、海外の協定校における語学研修や課題解決型プログラム(PBL)を設けています。 現地での生活等をとおして、外国語はもとより、社会生活、風俗習慣、ものの見方、考え方、国際的専門性などを磨きます。

詳細は、説明会資料やシラバスを参照してください。

内容	研修先	研修時期・期間	宿泊先
国際PBL活動	学生掲示板にて通知	長期休暇期間、1週間程度	大学寮など

◇学外留学生募集等について

学外における留学生の募集について掲示依頼があったものに対しては、随時学務課掲示板でお知らせします。

◇留学する場合の学籍について

外国の大学で学修することを志願する場合、許可を得て留学することができます。許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができます。

留学を希望するものは、助言教員・学務課に相談して下さい。

＜韓国・大邱大学校＞

学生証

◇学生証の取扱い

学生証は、本学の学生であることを証明する唯一のものです。したがって、常に携帯する必要があります。身分証明、通学証明等で要求のあるときは、すぐ提示して下さい。学生証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。

◇有効期限

有効期間は４年間です。

◇学籍番号

学籍番号は７桁の数字で構成されています。あらゆる手続きに必要ですので、自分の学籍番号を正確に覚えて下さい。

学生証おもて

学生証うら

1	7	1	1	0	0	1
入学年度		学科（大学院専攻）		個人番号		

		略号
入学年度	西暦下２桁	
学　科	11 …… 機械工学科	（M）
	12 …… 電気電子工学科	（E）
	14 …… 物質生命科学科	（S）
	15 …… 建築学科	（A）
	18 …… 情報学部	（I）
大学院専攻	21 …… システム工学専攻	（ｼｽ）
	22 …… 材料科学専攻	（材）
	40 …… 大学院科目等履修生	
	50 …… 大学院聴講生	
	60 …… 学部科目等履修生	
	70 …… 学部聴講生	
	80 …… 学部研究生	
	90 …… 大学院研究生	
個人番号	学科の一連番号	

※１　科履生・聴講生・研究生の個人番号（08 後期入学生より適用）

000 番台 ～ 一般科履生
200 番台 ～ 交換留学生
300 番台 ～ 私費留学生
500 番台 ～ 高大生（静岡北高）
700 番台 ～ 高大生（星陵高）

（08年度後期入学生以前は、000番台～一般・留学生、500番台～高大（静北）、700番台～高大（星陵））

◇学生証が必要なとき

★本学教職員から提示をもとめられたとき
★試験を受けるとき
★図書館で本を借りるとき
★学割、各種証明書の発行を受けるとき
★学内施設を利用するとき
★通学定期券を購入するとき

◇学生証の再交付

学生証を紛失または汚損したときは、直ちに学務課で再交付の手続をしてください。再交付する場合は所定の手数料が必要です。

紛失（盗難）した場合は、必ず最寄りの警察署へ届け出てください。

◇学生証の返還

卒業、退学又は除籍により学籍を離れたときは、直ちに学生証を学務課へ返還してください。

学籍

◇修業年限

大学では定められた年限内で履修する必要があります。修業年数は、学則第６条で４年となっており、又本学に在学できる期間は、８年を越えてはならないと規定しています。ただし、休学した者については、休学期間は在学期間に算入しないことになっています。

◇休学

(1) 病気や他の止むを得ない事由等で、引き続いて２ヶ月以上授業を受けられない場合は、休学を願い出て下さい。
(2) 休学する場合は、助言教員と相談のうえ、休学を始める期日の１ヶ月前までに休学願いを学務課へ提出してください。
(3) 病気休学の場合は、必ず医師の診断書を添付してください。
(4) 休学を許可されたときは、休学許可書を交付します。休学許可書は、復学のときに必要ですから大切に保管してください。
(5) 休学期間は、２ヶ月以上１年以内となっていますが、止むを得ない事情により引き続き休学するときは、再度願い出れば許可されることがあります。ただし休学期間は通算して２年までしか認められません。また、休学期間中は在学期間に算入されません。
(6) 休学期間中の納付金は、休学を許可された当該学期に係る授業料は徴収しません。ただし、休学期間中が前期、または後期の全期間にわたる場合、当該期は 100,000 円、年間の場合は200,000円を施設維持費として納入することになります。

◇留学

外国の大学で学修することを志願する場合、許可を得て留学することができます。許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができます。

留学を希望する者は、助言教員または学務課に相談して下さい。

◇復学

休学の事由が消滅して在学状態に戻ることを「復学」といいます。復学手続き期間は２月初旬～３月初旬、８月初旬～９月初旬となっています。

休学期間満了予定者は、助言教員に復学後の修学等の相談をし、保証人連署により「復学願」を学務課に提出してください。

◇転科

学部生で他の学科に転科を希望する者は、選考の上許可する場合があります。転科を希望する者は助言教員または学務課に相談して下さい。

◇退学

事情により退学を希望する者、又は他大学へ転入学をしようとするときは、助言教員と相談の上、保証人連署による「退学願」を学生証、理由書 (病気の場合は診断書)を添えて提出してください。

なお、退学願の提出の際には、退学するまでの学費等が納入されていなければなりません。

◇除籍

学則の除籍に関する各項に該当したときは除籍されます。

◇再入学

本学に一定期間在学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当学年に入学を許可されることがあります。

◇復籍

学生納付金納付規程第８条により除籍になった者で、復籍を願い出る場合は復籍願を提出し納付金を納入しなければなりません。ただし、復籍願い提出の期間は、除籍後30日以内とします。

賞罰

◇賞

・優秀賞

本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生の育成とともに学費負担の軽減に資することを目的として設けられた制度です。

優秀賞に選ばれた学生は学長より表彰状を授与されるとともに、学費に充当することを目的として奨学金が給付されます。

要件：①から③の全てに該当し各学科長が推薦する
①成績が優秀であること
②人物が本学学生として模範的であること
③本学に１年以上在学していること

人数：理工学部は各学科各学年２名以内
情報学部は学科を問わず各学年４名以内

・学長賞

本学学生のうち学業成績の極めて優秀な学生を卒業時に表彰するために設けられた制度です。

学長賞に選ばれた学生には卒業式において学長より表彰状と副賞が授与されます。

要件：①から②の全てに該当し各学科長が推薦する
①４年間の学業成績が優秀であること
②人物が本学学生として他の模範的であること

人数：理工学部は各学科１名以内
情報学部は学科を問わず２名以内

・学長特別表彰
・学部長表彰
・学生部長表彰

本学学生でコンテストや課外活動等で特に優秀な者は、各該当の項目で表彰することがあります。

◇罰

本学の諸規則に反し秩序を乱し、その他の学生の本分に反する行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒します。懲戒種類は退学、停学、戒告とします。また、退学は次のいずれかに該当する学生に対して行ないます。

①性行不良で改善の見込みがないと認められた者
②正当な理由なく出席しない者
③学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた場合
④本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反したと認められた者

また、定期試験における不正行為に対しても厳しい処分を行ないます。

健康管理

◇医務室

医務室では学生の心身の健康を保持し増進させるため、保健の知識を提供したり、病気や身体的な悩みなどの相談に応じます。簡単な検査、身体の測定（体重、身長、血圧、視力、聴力、体脂肪）や応急処置はしますが、継続的な治療はできませんので、来室した時に、その必要があれば専門医等の紹介を行っています。快適で有意義な学生生活を送るためには心身共に健康であることが大切です。学内で気分が悪くなったり、けがをしたり、身体の調子が悪いと思ったときには学務課に連絡して医務室に来て下さい。医務室は管理棟２階にあります。（ドア横にあるインターホンを押して下さい。）

◇定期健康診断

年１回、学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施しますので必ず受診してください。定期健康診断は自覚のない病気の早期発見と自分の健康状態の見直し、自分の健康状態を知ることを主目的として実施しています。また、定期健康診断の結果、再検査や精密検査が必要である学生には個人的に連絡するとともに医療機関の紹介や保健指導も行っています。なお、経年受診していない場合、就職用健康診断証明書の自動発行が出来ませんので必ず受診して下さい。

◇応急処置

正課中や課外活動中、その他学内でけがをしたり、身体の調子の悪い（頭痛・腹痛等）ときには学務課に連絡して下さい。応急処置をしたり医療機関への連絡および紹介をしています。
連絡先：0538(45)0114(内線220)

◇学校医の紹介

西村医院（西村 欣也医師）
周智郡森町中川 360-4　電話 0538(49)5060

一人暮らしの方へ

◇遠隔地被保険者証

親許を離れてアパートなどに居住している学生は、疾病等により医療機関を利用する際、**被保険者証**が必要となります。遠隔地被保険者証を必要な学生は、学務課で在学証明書を発行してもらい、これを保護者に送付し、保護者の勤務先（官公署・会社・団体等の場合）または市区町村役場（国民健康保険）に申請すれば発行してもらえます。

◇救急箱の準備

応急手当の準備は出来ていますか？
今まで、病気やケガをしたことがない人でも、いつ、どこで何が起こるかわかりません。ある程度自分で対応できるように備えておきましょう。
すぐに使えるようにまとめておくことがポイントです。

・鎮痛剤、解熱剤　・カゼ薬　・整腸剤　・ハサミ、紙テープ　・マスク
・ばんそうこう　・消毒薬　・体温計　・ガーゼ、包帯

◇食生活

親許を離れてひとりで生活する学生は、衣食住を自分で管理しなくてはなりません。４年間の学生生活を健康で過ごせるよう食事には特に気を配って下さい。

また、生活習慣病ともいわれる病気は若いときからの日常生活、特に毎日の食生活との関連か深いと言われています。次にあげるような正しい食習慣を心がけましょう。

・食事はバランス良く摂る。
　　主食、主菜、副菜を考えて。
　　偏食、欠食、食べ過ぎなどしないように。
・手っ取りばやいインスタント物の常食はやめる。
・野菜、海藻類、繊維質等をとるように気を配る。
・菓子や嗜好品は控えめにする。
・夜食は消化吸収の良い軽いものにする。
・容姿を気にして間違った食事制限で貧血や拒食症にならないように注意する。

◇けが・事故に対する一般的注意

実験実習には種々の薬品、電気機器、機械、測定機器なとが使用されています。１歩間違えば大事故につながる可能性があります。正しい取り扱い方を学び、まじめな態度で実験等をおこなうことは当たり前のことですが､万が一けがをしたり事故があった場合には学務課（医務室）に至急連絡をしてください。また、学外においてもいろいろな場面において細心の注意を払って行動するよう心がけましょう。

次にけが・事故があった場合の簡単な処置の心得です。

①意識、呼吸、脈、出血、ショック状態、骨折等などのけが人の状態を把握し、応急措置，医務室への連絡（救急車の手配）をする。(119)
②衣服類を除去する必要があるときは無理に脱がさないで、衣類を切り取る。
③負傷者をむやみに動かさないこと。保温に注意する。
④意識不明の場合は水、その他を飲ませないこと。
⑤自分自身も負傷したときは自己の負傷を見せないようにして負傷者を元気づける。見物人は遠ざける。
⑥医師や救急車を呼ぶときは次のことを的確に知らせる。
・負傷者のいる場所(道順、目標など)
・負傷の種類、原因、程度など
・現場における応急手当の処置

詳細については、別冊子「安全手帳」を熟読して下さい。

○学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険がありますので、学内事故は必ず学務課に報告して下さい。

AED（自動体外式除細動器）の設置場所（管理棟事務局、研究実験棟3F、やらまいか創造工学センター）

◇感染症ついて

性感染症とは

英語ではSTD（Sexually Transmitted Disease、性的接触によって伝染する病気）あるいはSTI（Sexually Transmitted Infection、性的接触によって伝染する感染症）と言います。

感染症法「特定感染症予防指針」によって規定されている「性感染症」は、梅毒、淋菌感染症（淋病）、性器クラミジア感染症、性器ヘルペス、尖圭コンジローマ、エイズ（HIV 感染症）の６種類です。

性感染症は病原体が感染しても、ほとんど無症状のまま気づかずに、病気が進行して手遅れとなる場合があります。その代表的な例としては、性器クラミジア感染症による不妊や、ＨＩＶ感染が原因となって発症するエイズ、あるいはＢ型やＣ型肝炎ウィルスの感染によって発症する肝炎などがあげられます。日本では、女性は「クラミジア」、男性は「ＨＩＶ」「淋病」の感染が増加しています。また、女性の性感染症は症状が軽いものが多く、気づきにくいうえ、感染しやすいという特徴があります。性感染症は放置していると「不妊症」になったり、子供に感染したりすることもある病気です。性感染症を防ぐにはコンドームをつけるのが一番です。病気の種類や症状など、正しい知識を持ち、パートナーとも相談し、予防に努めてください。

大学では、学内外にかかわらず新しい人間関係が始まります。恋愛や男女交際もその一つです。その関係の中で「性」（セックス）を意識するときがあると思います。「性」（セックス）は自分や相手の将来を考え、互いを理解しあい、思いやるなかで行われるのが、人間としての「性」（セックス）です。「愛していればセックスしてもいい」と短絡的にならず、「性」（セックス）に伴う危険を認識し、責任をもって行動してください。「性」（セックス）には常に妊娠の可能性が伴います。望まない妊娠を避けるためにも、避妊について正しい知識をもち、パートナーとも相談しあえる関係が大切です。

エイズ（ＨＩＶ感染症）について

ＨＩＶ感染症とは、ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染して起こる病気です。ＨＩＶに感染すると、身体を病気から守る免疫システムが攻撃されます。 ＨＩＶに感染したのち治療を受けなければ、自覚症状のないまま潜伏期を経て、やがてエイズ（ＡＩＤＳ：後天性免疫不全症候群）を発症します。

感染経路は血液（浸出液にも注意！）、精液、膣分泌液、母乳などです。

ＨＩＶ感染症は、世界的に増加していますが、特に日本で20歳代の異性間接触による感染者が最近急に増えています。少しでも心配なことがあった人は、３ヵ月以上たってから検査を受けてください。万一感染していた場合でも、早期に治療を開始し、薬を適切に飲み続けられれば、生涯エイズを発症しないのではないかと言われています。エイズを発症したとしても、合併症の予防・治療は進歩しています。

ＨＩＶ感染症に関する正しい知識をもって、エイズ患者や感染者に対する誤解や偏見をなくしましょう。

完璧な治療法が確立されているとはいえない現在、患者、感染者にとっては周りの人たちの理解と励ましが、たいへん重要です。偏見は誤った知識から生まれるといわれています。正しい知識を身につけ、感染者が周囲の人たちと共生できる社会を作っていくことが、新たなＨＩＶ感染を防ぐことにつながります。

HIV 抗体検査

全国の保健所で無料にて検査が受けられます。（日時が決まっていますので要確認）
少しでも心配のある人は、感染した可能性のある日から３ヵ月以降に検査（静脈採血）を受けて下さい。早期発見・早期治療は、エイズ発症抑止につながります。

学校感染症の対応について

感染症とは一般にウイルス･細菌･寄生虫などの微生物によって引き起こされる病気の総称です。その中で、人から人（生体から生体）へと移っていく場合を伝染病と呼びます。

大学のような集団生活では伝染性の病気は流行する危険性が高くなるため、衛生管理に努め、病気を早期に発見し、適切な対応をすることが集団感染を予防するために必要となります。感染症が発生した場合は直接接触をさけるために、隔離したり、環境を整えたり、消毒をする等の細やかな配慮が必要となります。

学生が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり又はかかるおそれのある時には出席を停止させることができることになっています。（学校保健安全法18条）

（1）学校において予防すべき伝染病

学校では学校保健安全法施行規則の「学校において予防すべき伝染病」に基づきしかるべき感染症対策を行うことを義務づけられています。そして学校伝染病規則では感染症を次の3種類に分類しています。

①第一種：伝染力が強く重症で危険性の高い病気で、病気が治るまで出席できない（法定伝染病等）
②第二種：主に飛沫感染（くしゃみ、咳、会話などによって病原体が飛び散ってうつる）によって広がる病気
③第三種：学校などで流行が広がる可能性のあるもので、「他へ伝染するおそれがないことが医師によって認められるまで」が出席停止期間の基準となる。第三種の中には溶連菌感染症や手足口病などのように日常よく見られるものが「その他の伝染病」として区別されている。これらには一定の出席停止の基準は設けられてはいないものの、その時々の発生や流行動向によっては、医師による出席停止の指示にしたがう必要があります。

（2）学校において予防すべき伝染病の種類と出席停止期間の基準について

表1　学校において予防すべき伝染病（学校保健安全法施行規則第18条、第19条）

感染症名	対象疾病（潜伏期間・日）	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）（1~2）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳（6～15）	特有の咳が消失するまで
	麻疹（10～12）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（14～24）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（14～21）	発疹が消失するまで
	水痘（11～20）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）（5～6）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで

感染症名	対象疾病（潜伏期間・日）	出席停止期間
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症（4～8） 流行性角結膜炎（7～14）、急性出血性結膜炎（1～2）	伝染のおそれがないと認めるまで
	その他の伝染病 溶連菌感染症（2～4）、ウイルス性肝炎（4～7週）、マイコプラズマ肺炎（2～3週）、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）（1～3）etc	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病の例

感染症に罹患したら、本学学務課まで知らせてください。感染拡大を防止するため登校を避けてください。登校再開の時期は医師の指示に従うことが必要です。

◇薬物について

大麻（マリファナ、ハシーシュ）、あへん、モルヒネ、ヘロイン、コカイン、覚醒剤などの薬物は医療用、研究用を除いて、栽培、製造、販売・購入、譲渡・受取、所持などが法律によって禁止されています。向精神薬もむやみに取り扱うことが禁止されています。薬物は摂取した本人にとって危険なだけでなく、社会に害を及ぼします。万一違反した場合、法律の処罰だけでなく、本学の規則によっても厳しく処分します。

学生相談

◇助言教員

本学では助言教員という制度を設けています。助言教員制度は日常的、個人的相談相手として教員と接する場を作ることによって、講義や課外活動では得難い全般的、人間的な助言を行ないます。各人の勉強あるいは生活上の問題や将来の希望、その他どんな事でも遠慮なく相談してください。一度決まった助言教員は３年生までは同一で、４年生は卒業研究の教員が助言教員となります。助言教員の他に学科の学生委員の教員も相談に乗ってくれます。助言教員と学生委員の教員の名前は学年始めに学務課よりお知らせします。なお、１年の前期に限って履修登録をする時には履修登録票に助言教員の確認印が必要となります。また、休学、退学、復学をする場合にも助言教員との相談、面談が不可欠ですので、届の書類に助言教員の押印が必要となります。

◇学生相談室

大学は各地から様々な個性を持った人たちが集まってきていますので、大学生活に順応できず一人で悩む学生も少なくありません。入学から卒業まで４年間という学生生活の中で、時には自分自身で解決出来ない問題に直面することがあると思います。これらをうまく乗り越えるかどうかによって学生生活が有意義なものになったり、つまらないものになったりするのだと思います。これらの悩みの解決方法は人によって様々ですが、いずれにしても速やかに、解消して楽しい学生生活にしたいものです。

・大学に入ったけど何をしていいのか解らない。
・アルバイトをしたいけど、初めてで自信がない人。
・恋人のこと。友達のこと。
・気持ちが沈んでなんとなく不満な時。
・交通事故のこと。
・食欲がなかったり、眠れない人。
・何となく誰かと話がしたい。

そんな時学生相談室に来て見てください。学生相談室では、どんなことでも相談できます。必要に応じて学内外の適切な人や機関を紹介したり、問題解決に役立つ情報を提供します。もちろん相談についての秘密は堅く守られます。

・相談室開室時間：学務課窓口と学生相談室のどちらでも随時受付。電話も可。(内線220)
毎月１回臨床心理士と毎週2回のカウンセラーの相談日があります。
(要予約)
・場所：管理棟2階（職員不在の場合はインターホンを押して下さい。）

なお、電話や電子メールでの相談も出来ます。

電話：0538-45-0113
E-mail：shirahata.kimiko@sist.ac.jp

ハラスメントを防止しよう

◇ハラスメントとは？

ハラスメントとは、優位な立場を悪用し相手に不快感を与えることをいいます。
一般的なものとして次の３つがあります。

●セクシャル・ハラスメント
本人の意思とは無関係に、相手には性的に不快と思われる言動で人格を傷つけることをいいます。

●アカデミック・ハラスメント
優位な立場にある者が職務権限を乱用し、これに抵抗できない低い地位にある者に対して、教育研究上、不利益を与える行為をいいます。

●パワー・ハラスメント
優位な立場にある者が職務権限を乱用し、これに抵抗できない低い地位にある者に対して、就業上、不利益を与える行為または業務を妨げる行為をいいます。

◇ハラスメントになる場合って？

・ヌードポスターを研究室に貼った。
・個人の能力や性格などについて不適切な発言（例：バカ、能なし）をした。
・コンパなどで後輩にお酌をすることを強要した。
・教員が不用意に学生の体に触り、断ると成績評価に影響することをほのめかした。
・教員が学生の研究成果を本人の同意なしに自分の論文に使った。
・食事やデートにしつこく誘った。
・深夜や休日まで拘束され、研究を押し付けられた。
・私的な用事を言い付けられた。

◇ハラスメントの加害者にならない為には？

○相手が嫌がったらすぐに態度を改めましょう。
性的なことがらに限らず、相手がどのように感じているのかに注意を払うことはマナーの基本です。自分にそのつもりがなかった、あるいは冗談のつもりだった場合でも、相手が嫌がっていると感じたら、まず相手の気持ちを認めましょう。そして、自分の行動を改めることで自分の誠意を伝えましょう。

○相手がどう感じているかに注意しましょう。
「場の雰囲気をこわすのでは」という気づかいから、「いや」と言うのをためらう相手もいるでしょう。相手がどう感じているのかわからなくても、気持ちを率直に伝えることができない場合もあることを認識し、言動に注意しましょう。

○差別をなくしましょう。
ハラスメントの多くは、性別、年齢、健常・障害、国籍・民族、社会的立場についての偏見や差別意識に基づいています。習慣化された行動の中に、ハラスメントが潜んでいることが少なくありません。その点に十分な注意を払いましょう。

重要なのは、それが相手の尊厳や名誉を深く傷付けつけ、基本的人権に係わる問題であることを十分に理解することです。

◇ハラスメントの被害者にならない為には？

○言葉と態度ではっきり断わりましょう。
人はだれでも自分が誰とどのような関係をもつか自分で決める権利があります。立場や年齢によらず、「イヤなことはイヤ」といっていいのです。意思を持って立ち向かえば、解決の道がきっとあります。

○自分を責めることはありません。
「自分に落ち度やスキがあったから」などと、自分を責めることはありませんし、そのような非難を恐れて口を閉ざすこともありません。ハラスメントをなくすことは自分自身を大切にすることから始まります。

○記録をとっておきましょう。
ハラスメントと思われる行為にあったら、日時・場所・行為の内容、そこに居合わせた人などについて、なるべく詳しく記録を残しておきましょう。

○一人で悩まず、相談しましょう。
信頼できる人に勇気を持って相談し、解決に向けての協力や意見を求めましょう。悲しさ、怒り、くやしさ、不安などの感情を自分の中にためこまず、家族や友人、大学の相談員に相談することも大切です。

◇ハラスメントと思われる行為にあったら、目撃したら、悩んでいるなら？

ハラスメント相談員へ

本学ではハラスメントを防止するために対策委員会を組織し、相談員を設置しています。

相談員へは、直接会いに行くか、電話･手紙等で連絡をしてください。その場合、氏名を名乗ってください。相談員が連絡をとるとき、信頼関係に基づく相談をすすめるために必要です。

また、無理やりお酒を飲ませることは「ハラスメント」に当たります。未成年者の飲酒、飲酒運転は法律で禁止されています。本学構内では成人も飲酒が禁止されています。

相談員（男女合計７名程度）の氏名、連絡先などは年度当初に掲示で告知します。

解決の方法は、状況や個人によって様々ですが、相談者のプライバシー厳守や不利益が生じないように十分な配慮をします。

また、相談者の希望があった場合、ハラスメント対策委員会で検討し、必要に応じて調査を行ないます。その結果によって適正・公正な措置をとります。

保険

◇学生教育研究災害傷害保険制度

正課中、学校行事、課外活動中及び通学途上に発生した災害や事故によって学生が種々の傷害を受けた場合の救済措置として、(財)日本国際教育支援協会が運営している学生教育研究災害傷害保険制度があります。保険への加入は入学時に全員加入(4年間)が制度化されています。なお、4年を越えて在学する場合には、再加入手続きが必要です。

◇保険金が支払われる場合

(1) **「学生教育研究災害傷害保険(通学危険等担保特約)」**

本学の教育研究活動中及び通学途上に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被ったとき。「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

① **正課中**

講義、実験・実習、演習または実技による授業(以上を総称して以下「授業」といいます。)を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

・指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

・指導教員の指示に基づき授業の準備もしくは後始末を行っている間または、授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

② **学校行事中**

大学の主催する入学式オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ **上記以外で学校施設内にいる間**

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし大学が禁じた時間もしくは場所にいる間または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ **学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間**

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

⑤ **通学中**

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的を持って、合理的な経路及び方法により、住居と学校施設等との間を往復する間。ただし、授業等への出席とは関係ない目的で合理的な経路を逸脱した場合と往復や移動とは関係ない行為を途中で行った場合を除きます。

⑥ **学校施設等相互間の移動中**

大学の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法により大学が教育研究のために所有、使用、または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

(2)**「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」**

国内において、学生が、正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験活動やボランティア活動及びその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を破損したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険です。ただし、オートバイや自動車等の所有・使用・管理に起因する事故や自転車・バイク・自動車・動物・楽器・美術品・有価証券などの他これらに類する受託物の破損、紛失、盗難などは補償対象外です。(事故があった場合は学務課に届出るようにして下さい。)

◇保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、核爆発による放射線・放射能による傷害、無免許運転・酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

◇保険金の種類と金額

1.保険金の種類と金額

（1）「学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険等担保特約付帯）」

①死亡保険金　事故の日から180日以内に死亡したとき

後遺障害保険金　事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき

学生教育研究災害傷害保険				通学中等傷害危険担保特約	
生課中・学校行事中		学校施設内・学校施設内外での課外活動（クラブ活動）		通学中・学校施設等相互間の移動中	
死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金	死亡保険金	後遺障害保険金
2,000万円	90万円 ～3,000万円	1,000万円	45万円 ～1,500万円	1,000万円	45万円 ～1,500万円

②医療保険金（医師の治療を受けたとき）

	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	入院加算金（180日を限度）
正課中・学校行事中（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象となります。）	1日～　3日	3,000円	入院1日につき4,000円 (注)入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。
通学中・学校施設等相互間の移動中（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象となります。）	4日～　6日	6,000円	
	7日～ 13日	15,000円	
上記以外の学校施設内・学校施設内外での課外活動中（クラブ活動）（平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合が対象となります。）	14日～ 29日	30,000円	
	30日～ 59日	50,000円	
	60日～ 89日	80,000円	
	90日～119日	110,000円	
	120日～149日	140,000円	
	150日～179日	170,000円	
	180日～269日	200,000円	
	270日～	300,000円	

(注1) 上記の保険は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
(注2)「平常の生活ができるようになるまでの治療日数」については、約款でご確認下さい。

（2）「学生教育研究災害傷害保険付帯学生教育研究賠償責任保険」

担保範囲	対人・対物賠償
正課、学校行事、課外活動として行われるインターンシップ、介護体験、教育実習、ボランティア活動およびその往復途中	1事故1億円限度 （免責金額0円）

※該当者は学務課まで（報告、相談、手続きについて）

※報告、手続き、相談は学務課で行います。

※事故発生から 30 日以内に事故通知はがきにより東京海上日動火災保険損害サービス課へ通知します。

通学等

◇オートバイ(原付･自動二輪)通学について

オートバイで通学する学生は学務課にて所定の手続きを行ない許可を得てください。また、指定された場所以外への駐輪は絶対に行なわないようにして下さい。

自宅等より最寄りの駅までのオートバイ利用者も届出が必要です。届出をしていない場合は学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険等担保特約付帯）は適用できないことがあります。

◇自動車(四輪)通学について

本学では、安全上の理由から、学部2年生以上に自動車による通学を許可しています。学部1年生については、特別な事情がある場合に限り許可しています。車両通学希望者は本学で開催する交通安全講習会を受講し所定の申請手続きを行うことで許可されます。

自動車駐車料は有料です(半年 6,000 円)。駐車エリアの指定はしますが、それぞれの駐車場所の指定はしていませんので、早く来た人から随時空いている駐車場所を利用してください。

なお、自動車通学が許可された学生には駐車許可カードを配布していますので、駐車車両のダッシュボード上の指定場所に必ず提示してください。

◇交通事故を起こさないために

本学では、開学以来 8 名の学生が交通事故で死亡しています。死亡した学生は1、2 年生が多いです。また、ケガをした学生についても相当数に上っていると予想されます。交通事故を起こす場合、原因の多くは自分自身の心の持ちようにあります。運転に慣れてくれば、車は自分の思うように動きます。自分の思うように物事が進まない世のなかにあってこれは快感です。従って、この快感を妨げる物に対しては無性に腹をたて心の安定を欠くことになりがちです。結果として、無謀運転をして事故を起こすことになります。

自分の安全のみならず、周囲の人たちの安全をも心がけた運転をする心の余裕を持つことが肝要です。

◇若年層ドライバーの引き起こす事故例と運転傾向

・ブレーキの遅れが目立ち、急ブレーキの傾向がみられる。
・運転は馴れれば簡単、運転すること自体楽しいと考えている。
・事故が起きるのは、運が悪いからだ。運転には、多少の危険はつきものだと考えている。
・スピードを上げるときの快感はなんともいえない。
・信号待ちや渋滞のときイライラする。
・運転能力の限界を試したくなる。
・ゆっくり走っている車は邪魔になる。カッとして追い越したことがある。
・すぐクラクションを鳴らす。
・割り込まれないように前車との距離をつめる、他の車に並ばれると先に出る。
・歩行者や自転車を邪魔に思うことがある。

◇交通事故を起こしたときの処置

①怪我人を救護する。

怪我の状況により救急車を呼ぶ等適切な方法をとることが重要です。軽いケガでも必ず病院に付添い、診察を受けさせるようにして下さい。

・事故車を安全な場所へ移す

事故車をそのままにしておくと、交通渋滞や二重事故の原因になります。とりあえず安全な場所へ移動します。

②警察へ連絡する

警察への連絡は必ず早急に行なって下さい。警察による立会いは事故を客観的に現認することになりますので、その後の交渉に役立ちます。警察に連絡しなかった為に大きなトラブルになった例は数多くあります。

③相手を確認する

加害事故、被害事故にかかわらず、免許証や身分証明書などで相手の氏名、住所、勤務先などを確認して下さい。

④事故状況と目撃者の確認をする

事故状況は、賠償額を決定するうえで重要な決め手になりますので、スピード、停車位置、信号など忘れないうちにメモしておいて下さい。目撃者がいたら住所、氏名なども聞いておきます。

⑤保険会社、学務課への連絡

保険会社にも事故報告をして下さい。保険会社の立場で必要な調査をします。また、学務課へも連絡するようにして下さい。

※１　自動車事故は加害者に一方的な責任があるとは限りません。被害者側にも何らかの過失がある場合もありますので自分で事故の過失を全て認めるような発言は慎んで下さい。

※２　対人、対物事故いずれの場合も事故現場では絶対に手続きをしないようにして下さい。

※３　加害者になった場合は、病院へのお見舞や葬儀への参列などを通じて被害者に誠意をつくすことが大切です。

課外活動等

◇サークル活動

個人の才能や趣味に合わせて、自由に選択できる各種のクラブがあります。クラブに積極的に参加することにより、各クラブ毎の目標を達成するための相互協力の大切さ、人とのつき合い方等を学ぶことになります。さらに、同じ趣味や活動を通して、一生の友を得ることができるのも、クラブならではといえましょう。クラブには、文化系と体育系があり、秋には大学祭が行われます。学生生活をより充実させるためにも、こうした課外活動へ積極的に参加しましょう。

◇団体設立等

課外活動を行うために同好の士を集め、団体を作ろうとする時には、顧問を決め団体の設立願を学務課まで提出し、許可を得て活動して下さい。なお、以下に部と同好会に分類認定規準を記します。

①同好会の認定規準

以下の２つの条件を満たしているクラブについて、学生委員会で審議し同好会と認定します。

・活動目的が適切かつ明確であること。

・構成人員が5人以上であること。複数学年であることが望ましい。

②部の認定規準

同好会の規準を満たした上で、なおかつ、以下の条件のいずれか１つを満たしているクラブについて学生委員会で審議し部と認定します。

・大学に登録し、１年間以上の活動実績があり、県レベル以上の学生連盟等に加盟していること。

・他大学との交流、近隣市町村での市民との交流、あるいは同好雑誌等での活動を活発に行っていること。

・学内行事に積極的に参加し、大学の活性化に大いに貢献し、本学を広く世間にPRする場合。

・その他、学生委員会が部として適当と判断したクラブ。

※部として認定されたクラブには他のクラブと違って次のような特典があります。

・部室の優先使用が認められます。体育施設の優先使用が認められます。

・連盟等への加入費参加費などが援助の対象になります。

◇サークル活動に関する掲示等

サークル活動に関する案内を学内で提示しようとするときは、団体名・掲示責任者氏名・掲示期間を明記し、所定の場所に掲示して下さい。また、入会の勧誘や行事の案内など印刷物の配布を行なう時は、学務課に届け出てから行って下さい。

◇公欠の扱いについて

部に所属する学生が公式試合等、課外活動に参加し、授業を欠席する場合。試合に登録したメンバーに限り科目担当の教員および学生部長が授業に欠席することを了解した者について、欠席の扱いをしません。

◇公認サークル　（平成 29 年度）

○文　化　系

No.	サークル名	顧　問	紹　　介（主な活動場所）
1	ComputerCommunication Circle<3C>	今野　勝幸	コンピューターに関する知識・技術の向上を目指す。（クラブハウス ）
2	MachineCreator's Factory<M.C.F>	鹿内　佳人	マイコンカー、相撲ロボット、歩行ロボット、NHK大学ロボコンなどの参加を目指しています。（クリエイティブハウス）
3	自動車部	野﨑　孝志	フォーミュラカー等の製作、大会参加を目標としています。（ クリエイティブハウス ）
4	軽音楽同好会	武岡　成人	音楽が好きな人が集まっています。（体育厚生棟部室 ）
5	写真部	金久保正明	芸術の扉をひらきましょう。何が見えましたか。（写真部部室 ）
6	たたら倶楽部	小林久理真	古代製法である「たたら」を実際に操業しています。（ クリエイティブハウス ）
7	科学実験工房	山﨑　誠志	実験を通じて自然科学の楽しさを理解しましょう。（研究棟）
8	国際交流クラブ	R.G.McNabb	異国文化を学び、留学生との交流を深めましょう。（クラブハウス ）
9	鳥人間を目指す飛行機研究会<Sky Traveler>	田村　　博	鳥人間コンテストに出場することを目指して飛行機について研究しています。（クラブハウス ）
10	SIST Juicy JAZZ ORCHESTRA	秋山　憲治	大学祭への参加等を目標に練習しています。（300 講義室）
11	映像研究部	大楫　弘順	学祭、その他の機会での作品公開を通じて動画の勉強をする。（ マルチメディアラボ）
12	漫画研究会	長尾　雄行	漫画を通じての交流活動及び創作活動を行います。（308講義室）
13	ゲームクリエイターサークル	奥村　　哲	ゲームの作成と研究の他にも、ゲーム文化の振興と発展に資すると考えられる様々な活動を行う。
14	マジックサークル	今野　勝幸	奇跡の起こし方、練習しています。
15	Web service create club	工藤　　司	webサービスの開発・運営。
16	笑劇サークル	益田　　正	寸劇や即興劇などのワークショップ、稽古、公演を行う。

○体育会系

No.	サークル名	顧　問	紹　　介（主な活動場所）
1	サッカー部	望月　知徳 向島　佑介	サッカー王国「静岡」でサッカーを。(グラウンド)
2	硬式テニス部	十朱　　寧	毎日の練習と各学生大会へ参加をしています。(テニスコート)
3	硬式野球部	小澤　哲夫 山﨑　誠志 坂田　義之	モットーは「楽しく勝つ」。野球を楽しむ事を前提に、リーグ戦での勝利を目指します。（グラウンド）
4	弓道部	友次　克子	弓道を通しての精神修行。(愛野公園弓道場)
5	日本拳法道連盟拳聖会	秋山　憲治	実践拳法。押忍！(体育館)
6	モーターサイクル部	土肥　　稔	オンロード、オフロード問わず運転技術向上を目指しています。(クリエイティブハウスなど)
7	バトミントン同好会	十朱　　寧	バトミントンを楽しんでいます。(体育館)
8	卓球同好会	十朱　　寧	卓球の技術向上を目指し、部員同士のコミュニケーションを計ります。(体育館)
9	フットサルサークル	富田　寿人	上を目指して真剣に頑張っているサークルです！ 大学生活一緒に謳歌しようぜ !!!
10	バスケットボールサークル	花田　佳彦	バスケットボールを通じて部員の親睦を図る。（体育館）
11	自転車同好会	富田　寿人	ママチャリ、クロスバイク、マウンテンバイク、ロードバイクと関係なく活動しています。色々なイベントや大会にも積極的に参加しています。
12	軟式野球同好会	富田　寿人	週１回程度、昼休みにキャッチボールなどをして体を動かしています。ほとんどが初心者なので、きちんとキャッチボールができるようになることが小さな目標です。
13	ソフトボールサークル	富田　寿人	設立されて間もないサークルです。グラウンドで活動をしています。メンバー募集中なので活動を見に来て下さい。
14	バレーボールサークル	服部　知美	週２回活動しています。現在２年生のみで活動しているので、是非他の学生の人も入って下さい。初心者大歓迎です。
15	SIST Dance crew	ジェンキンズ 南齋　　勉	週３回活動しています。ダンスやトリッキングを中心に活動しています。

◇学友会

本学の学生団体を統括し、学生が自発的に行う行事の企画および実行、学生の委員会およびクラブに対する援助等を行います。

学友会組織図

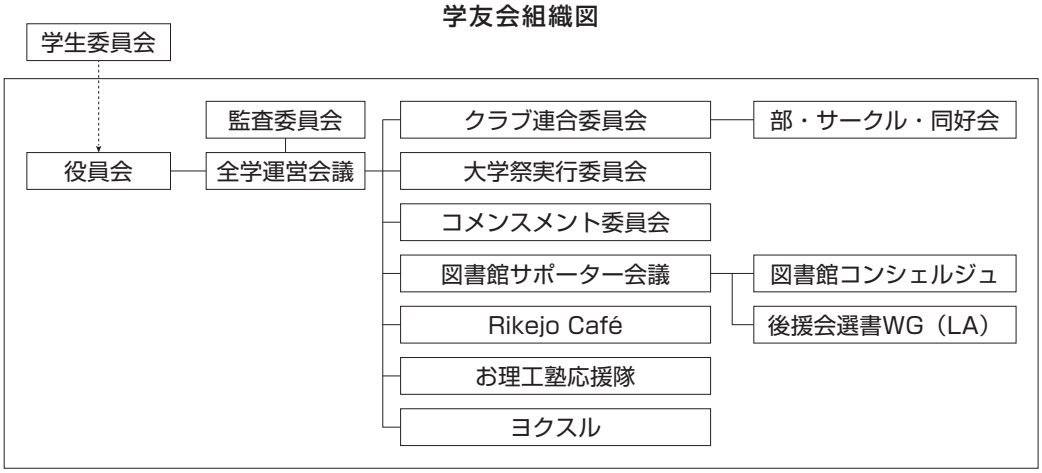

◇学生団体

	委員会名	備　　考
1	学友会	学生が自発的に行う行事の企画および実行、学生の委員会およびクラブに対する援助等を行います。
2	クラブ連合委員会	各クラブの代表者で構成され、各クラブをまとめて全学行事への参加や各クラブ間の連絡・調整を行います。
3	大学祭実行委員会	毎年秋に催される大学祭(SISTIVAL)の企画・運営を行う団体。ほぼ1年かけて大学祭を計画します。
4	コメンスメント委員会	卒業をひかえた4年生が卒業アルバムの製作と卒業の準備をする団体です。
5	図書館サポーター会議	学修支援をおこなう「図書館コンシェルジュ」と、読書推進をおこなう「LA」、２つの学生グループが図書館内で活動しています。
6	Rikejo Café	学内活性、理工系女子のブランド化を目指して活動している女子学生中心の団体です。メンバー自らがイベントの企画から運営を行っています。
7	お理工塾応援隊	子どもたちに理科の楽しさを伝えるため、理科イベントを企画・運営しています。子どもとのふれあいを通し学生も成長することが目標です。
8	ヨクスル	学内で行うイベント(オープンキャンパス等)において、在学生スタッフとして活動している団体です。

◇チャレンジハイク

毎年５月中旬に約 25㎞を歩くイベント＝チャレンジハイクが行なわれます。これは新入生歓迎の気持ちを込めて行われるものです。学生生活の記念としてあなたもチャレンジしてみませんか。

◇大学祭(SISTIVAL)

例年秋に本学キャンパスにおいて展示発表会、講演、模擬店、その他イベント等盛大に繰り広げられます。『SISTIVAL』は、学生が自主的に実行委員会を組織して行う行事です。これには、日頃クラブ団体には参加していない学生諸君も、いろいろな行事に参加することによって友情を深め、また創造力を養うことに役立っています。一方、クラブ団体にとっては、日頃の活動成果・目的の集大成を内外に発表するまたとない機会になっていますし、地域社会の皆さんとの交流を深める場でもあります。また、学生の積極的な参加と努力によって、年々内容の豊かな催し物となっています。

静岡理工科大学学友会会則

平成27年　1月　1日 制定
平成28年 12月　8日 改正

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　静岡理工科大学（以下「本学」という。）に、次の各号を目的とした静岡理工科大学学友会（以下「本会」という。）をおく。

（１）本学に在籍する学生の、自発的な共同生活の充実及び人格の向上を図る学生団体活動に資する。

（２）本学の発展に寄与する。

（会　　員）

第２条　　本会は、本学に在籍するすべての学部学生（以下「会員」という。）をもって組織する。ただし、科目等履修生、聴講生、及び研究生を除く。

（事　　業）

第３条　　本会は、第１条の目的を達成するために次の各号に定める事業を行う。

（１）学生が自発的に行う行事の企画および実行

（２）第９条に定める委員会および学生のクラブに対する援助

（３）本会が必要と認めたその他の事業

第２章　組　　織

（役　　員）

第４条　　本会に次の役員をおく。

（１）会長　　１名
（２）副会長　　１名
（３）書記　　１名
（４）会計　　２名

２　役員は、全学運営会議の委員より推薦を受けた会員または立候補した会員の中から、全学運営会議にて選出する。

３　役員が欠けたときは、速やかに補充しなければならない。ただし、会長以外の役員が欠けたときは、会長の判断により補充せずにおくことができる。

（役員の任期）

第５条　　役員の任期は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とし、再任を妨げない。ただし、前条第３項により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務を行う。

３　前項の規定にかかわらず、４年次の役員にあっては、任期満了の前であっても、次期役員が選出されたときは、次期役員に職務を委任することができる。

（役員の解任と退任）

第６条　　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員総数の過半数が出席した役員会において、出席役員の過半数の議決によりこれを解任することができる。

（１）本会の会則並びに本学の諸規則に違反したとき
（２）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
（３）職務上の義務を怠ったとき
（４）本会の役員たるにふさわしくない非行があったとき

（役員の職務）

第７条　　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を行う。

３　書記は、本会の庶務に関する事務を行う。

４　会計は、本会の会計に関する事務を行う。

（役 員 会）

第８条　　本会に、執行機関として、役員をもって組織する役員会をおく。

２　役員会は、本会の事務を処理し、第１１条に定める全学運営会議に上程する審議事項のほか、本会の日常の業務について審議、決定する。

３　役員会は、会長が招集する。

４　会長は、役員会を主宰し、その秩序を維持する。

（委 員 会）

第９条　　本会の事業を適切に実施するため、全学運営会議の下に次の各号に定める委員会をおく。

（１）クラブ連合委員会
（２）大学祭実行委員会
（３）コメンスメント委員会
（４）図書館サポーター会議
（５）Rikejo　Café
（６）お理工塾応援隊
（７）ヨクスル

（委員会役員）

第１０条　　各委員会に次の各号に定める委員会役員を置き、当該委員会に所属する学生委員の互選により選出する。

（１）委員長　　１名
（２）副委員長　　１名
（３）委員会会計　　２名

２　委員会役員は、第４条第１項に定める役員との兼務を妨げない。

３　第１項にかかわらず、会計が発生しない委員会においては、委員会会計は選出せずにおくことができる。

４　委員会役員が欠けたときは、当該委員会は速やかに後任者を選出しなければならない。後任者の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、委員長以外の役員が欠けたときは、委員長の判断により補充せずにおくことができる。

５　委員会役員の任期は、４月１日から翌年３月３１日までの１年間とし、再任を妨げない。ただし、任期満了の後でも後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。

（全学運営会議）

第１１条　　本会に、最高議決機関として次の各号に掲げる者をもって組織する全学運営会議（以下「運営会議」という。）をおく。

（１）第４条第１項に定める役員
（２）前条第１項に定める委員長
（３）各学科から選出された者（「学科委員」という。）
（４）会長が指名する者

2　運営会議は、次の各号に定める議案を審議し、議決する。
（1）会則その他の必要な規則等の制定及び改廃に関すること
（2）予算及び決算に関すること
（3）予算の配分に関すること
（4）財産の取得、管理及び処分に関すること
（5）その他議決を必要とする議案に関すること
3　運営会議は、会長が招集する。
4　運営会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は、毎年5月までに開会する。
5　会長又は運営会議の議長が必要と認めたときは、臨時会議を招集することができる。
6　運営会議の議員総数の過半数の議員の出席（委任状を含む。以下同じ。）がなければ、議事を議決することができない。
7　運営会議の議事は、出席した議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8　学科委員は、第10条で定める委員会役員との兼務を妨げない。

（議 長 等）
第12条　運営会議に議長1名並びに書記1名を置き、議長は会長がこれに当たる。書記は、役員会の書記をもって充てるものとする。

（監査委員会）
第13条　本会の会計監査を行うため、2名の監査委員で組織する監査委員会をおく。
2　監査委員は、第10条第1項で定める委員会役員の互選により選出する。ただし、第4条第1項で定める役員との兼務は認めない。
3　監査委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、任期満了の後でも後任の監査委員が選出されるまでは、なおその職務を行う。

（監査委員会の職務）
第14条　監査委員会は、毎年4月に定期監査を行うほか、随時、監査を行うことができる。
2　監査委員会は、監査の結果について運営会議に報告しなければならない。

第3章　会　　計

（運 営 費）
第15条　本会は、静岡理工科大学後援会から充てられた運営費および静岡理工科大学経費にて運営を行う。

（予　　算）
第16条　本会の予算は、毎会計年度前に会長が編成し、運営会議の承認を得なければならない。これに重要な変更を加えるときも同様とする。
2　前項の規程にかかわらず、第9条（2）から（7）までの委員会およびそれらの下部組織に関しては、本会の予算編成対象外とし、各委員会が関係する大学事務局部署の支援を受け予算編成を行うこととする。

（決　　算）
第17条　会長は、毎会計年度終了後速やかに決算を作成し、監査委員会の監査を受けた後、運営会議に報告し、承認を得なければならない。
2　前項の規程にかかわらず、第9条（2）から（7）までの委員会およびそれらの下部組織に関しては、本会の決算対象外とし、各委員会が関係する大学事務局部署の支援を受け決算を行うこととする。

（会計年度）
第18条　本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章　雑　　則

（事務の委嘱）
第19条　本会は、現金の出納等に関する事務のすべて若しくはその一部を、本学の大学事務局長に委嘱することができる。

（会則の改廃）
第20条　この会則は、運営会議において、出席議員の3分の2以上の賛成がなければ改正し、又は廃止することができない。

（その他の決定）
第21条　この会則に定めのない事項又は本会の管理及び運営に関し必要な事項は、その都度会長が決定する。

附　　則
1　この会則は、平成27年1月1日から施行する。

附　　則

1　この会則は、平成29年4月1日から施行する。

下宿・アパートについて

◇下宿・アパートについて

親許を離れ、生活する学生にとって下宿やアパート等は、生活の基盤となる最も重要な要素です。このためにも契約に際しては実際の物件を見て、生活環境や設備内容などを確認し、決定して下さい。

大学では「斡旋」は行いませんので、希望者は家主や不動産業者と直接交渉してください。

◇契約

仲介業者と部屋代・保証金・諸経費等を確認し、口約束ではなく必ず賃貸契約書を取り交わし、トラブルの生じないようにして下さい。

◇アパート生活

親許を離れ、アパートで生活する学生は自己管理をよく行ない、火災・盗難、様々なトラブルに巻き込まれないよう充分注意して下さい。又、健康管理についても充分に配慮し、心身ともに健全な学生生活を送って下さい。

◇市民生活のルールを守る

下宿生活において次にあげる市民生活の最低限のルールを守って下さい。

①麻雀、飲酒、音楽等の騒音(特に午後10時以降)には充分注意し、近隣の方々の迷惑にならないようにして下さい。

②ごみの出し方(袋井市では10種類以上の分別ルールがあります)などの地域のルールを厳守してください。市役所から配布される分別収集日を守りましょう。

③家賃・電気・ガス等の生活経費を滞納することがないようにしましょう。

◇災害発生時の安否報告

発生が予測される東海大地震や台風･豪雨などの災害が発生した場合に備え､本学では、「学校法人静岡理工科大学 安否情報システム」を設置し、携帯電話やパソコンを使用して安否報告を行うことができます（詳細はP.225参照）。

アルバイト

◇アルバイト

理工系の勉学は毎日の積重ねが大切です。本分を忘れてアルバイトに熱中し、結果として学業に挫折した先輩もいます。アルバイトはあくまでも二次的なものですから、学業に支障のないよう配慮することが大切です。

就労に際しては、健康に充分留意するとともに誠意と責任ある行動をとり、単に小遣いや、遊興費欲しさの一時的な金銭取得方法として考えるのではなく、社会経験を身につけるための貴重な機会であることを自覚して就労して下さい。

◇紹介方法

アルバイト紹介は学生ホール掲示板でおこなっております。申し込み者は、学務課から紹介状を受取り求人先に電話した上で訪ねて下さい。なお、その結果を学務課に報告してください。途中で就労を取り止めたときや、求人側の都合で就労できなくなったときも同様です。
また、大学で紹介しているものは原則として就業日が土曜日、日曜日、祝祭日、長期休暇期間のものだけです。

◇留意事項

・必ず求人先と業務内容や雇用条件など就労について、確認をして下さい。
・病気やその他の事情で、欠勤や遅刻をする場合、あるいはアルバイトをやめる場合は、必ず事前に求人先へ連絡して下さい。
・アルバイト先では、責任ある行動をとり、迷惑をかけることのないように注意して下さい。
・一方的な雇用条件の変更や事故が起きたときは、自分勝手な判断をしないで、必ず学務課へ相談して下さい。

◇職種制限

アルバイトの紹介にあたっては、職業安定法等の関係法令により、次に該当するものは紹介しません。
・危険を伴うもの
・人体に有害なもの
・風俗営業など
・法令に違反するもの
・その他、学生の本分に反するもの

日常生活についての心構え、その他の注意事項

◇自己管理

学生生活は一口に言って、大学生としての自覚を持った自律的な生活であるべきです。日常生活は、自らが組み立て、しかも社会通念にかなうものでなければなりません。独立した生活は怠惰に流れがちであり、易しいようで難しいものです。

大学生には確固とした基本的生活態度が要求されます。現実に生活面の崩れから学業を放棄せざるをえないケースもでています。

社会生活においても、学生であることが特権であるかのように錯誤し、甘えを当然の事と考えて他人に迷惑を及ぼす行為は厳に慎むべきです。静岡理工科大学の学生として、一個人としての市民生活に責任を持つことが基本です。

◇飲酒マナー

イッキ飲みは体に悪影響を及ぼすだけでなく、急性アルコール中毒により命を落とす危険性があります。イッキ飲みを強要することは絶対にいけません。
また、まわりでとめずに見ていることも強要していることと同じ事です。お酒はゆっくりと楽しみながら飲みましょう。

◇タバコについて

未成年者の喫煙は法律で禁じられています。20 歳以上であっても喫煙場所以外は禁止です。

本学も年々喫煙率は低下していきます。

喫煙者の 8 割は禁煙したいと思っているのにやめられないのがタバコです。

WHO（世界保健機関）によると、タバコは病気の原因の中で予防できる最大の単一の原因であり禁煙により癌をはじめとして、喫煙関連疾患の予防や予後の改善になりますので喫煙している方は禁煙をお勧めします。

◇悪徳商法

電話や訪問販売、代金引換郵便などによる悪徳商法がありますので気をつけてください。手口も巧妙になっています。自分の意志をしっかり持ちトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

◇クレジットカード・ローンについて

若者の自己破産が増えています。これはクレジットローンの組み方を誤ったり、組みすぎたため支払いが不可能になった結果です。正しい知識を持ち、社会的信用を失なわないよう安易にお金を借りる事のないようにしましょう。

◇落とし物をした、見つけたとき

学内で落し物を見つけたときは、すぐ学務課に届けてください。学務課では、届けられた物品を「遺失物」として扱い、貴重品以外は管理棟のガラスケースに展示保管します。心あたりのある学生は、学務課へ申し出て下さい。なお、受け取るときには、学生証が必要です。

また、持ち物には学籍番号と氏名を書くことで万一のときにもスムーズに返却されますので習慣づけましょう。

◇布教活動

学内での宗教の布教活動は一切禁止とします。

学内でカルト的宗教団体の勧誘活動を見かけたり、友人が勧誘を受けた場合でも、学務課に相談・報告して下さい。

「運命鑑定」「性格判断」など銘打った親しげな誘いには危険が潜んでいる場合もあるので十分注意して下さい。最近ではサークルを装ってカルト集団に引き入れる被害も多くの大学で起こっていますので注意して下さい。

学費

◇学費

学生の納付金は学則第9章並びに別表2-1～2-2並びに学生納付金規程 別表1-1に定められています。

また、学費納入についての相談は学務課が行なっています。

◇納入期間

納入期間は、前期、後期の２期に分け、それぞれの期日は次のとおりです。

前期　４月５日から　４月25日まで

後期　10月５日から10月25日まで

◇納入方法

納入方法は本学指定の振込用紙を使用して、次の３銀行の中からいずれかを選んで期日までに振込んで下さい。振込用紙は納入期間開始の一週間程度前までに郵送します。

銀行名	支店名
静岡銀行	袋井支店
清水銀行	袋井支店
スルガ銀行	袋井支店

◇授業料一覧

（学部授業料）

年次	合計額	前期	後期
１年次	1,240,000円	620,000円	620,000円
２年次	1,250,000円	625,000円	625,000円
３年次	1,260,000円	630,000円	630,000円
４年次	1,270,000円	635,000円	635,000円

（大学院授業料）

学期	金額
前期	565,000円
後期	565,000円
合計額	1,130,000円

◇休学期間中の納付金

休学を許可された場合も、当該学期に係る学生納付金は徴収します。ただし、休学期間が前期、または後期の全期間にわたる場合当該期は100,000円、年間の場合は200,000円を施設維持費として納入することになります。

奨学金

◇奨学金

学生支援の一環として、経済的な理由により修学が困難な学生や、学業成績等が特に優秀な学生は、資格審査を経て、奨学金を受けることができる制度があります。希望者は気軽に学務課へ相談して下さい。

◇日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構は従来の日本育英会を引き継ぎ奨学事業を行っている独立行政法人です。奨学金の種類は無利息貸与の奨学金「第一種奨学金」と、利息付き貸与奨学金「第二種奨学金」があります。

また、毎年春に行なう定期募集と、倒産・失業・離婚・急死など特別な事情で家計が急変し学費調達困難になった場合には特別な貸与制度があります。詳しくは後述しますので確認して下さい。

①出願資格

・第一種奨学生……人物・学業とも特に優れ、かつ健康であって、経済的理由により著しく修学に困難があると認められる学生。

・第二種奨学生……人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる学生。

②貸与金額

種　別	自　宅	自宅外	貸　与	貸与期間
第一種奨学金	30,000円･54,000円から選択	30,000円･64,000円から選択	無　利　子	最短修業年限の終期まで
第二種奨学金	月額3、5、8、10、12万円の中から選択		年利上限3％	

③募集時期

新規募集は春のみで、家計急変など特別な事情以外では年度途中に原則として新たに募集する事はありません。もし年度途中で追加採用枠の連絡があったとしても、春の応募者の中から未採用だった学生を順次繰り上げて選考します。『前期の学費調達は大丈夫だから、後期から奨学金の貸与を受けたい』と考えても学期途中の募集は行いませんので、春の募集期間を逸することのないように注意しましょう。

また、1年生を対象とした採用枠はある程度の人数が割り当てられますが、2年生以上を対象とした採用枠はかなり絞り込まれます。奨学金貸与を希望するのであれば、1年生での応募がもっとも採用されやすいでしょう。

④出願手続き

志願者は、学務課が行なう説明会（日時等は掲示します）に出席して、出願要領等を聞いて所定の手続きをとって下さい。

⑤奨学生の採否

志願者の中から、学業・人物・家計・健康状態の推薦基準に合致する適格者を本学選考委員会において選考の上、日本学生支援機構に推薦し、その採否は日本学生支援機構が決定します。

⑥奨学金の交付

銀行口座振込により、奨学生名義の預金口座に、毎月1回日本学生支援機構から直接振込まれます。　ただし、4月・5月分は5月に一括して振込まれます。

⑦予約採用奨学生の進学の手続き

高等学校3年次に採用候補者として登録され、大学進学と同時に採用される予約採用の制度です。

予約採用奨学生は、進学届を提出すれば採用が決定（7月頃）されますので、入学後速やかに学務課に提出して下さい。

⑧奨学金受領資格の確認、継続願の提出

奨学生は、毎年、大学が指示する期日（12月頃）に学務課において、奨学金継続願の手続きをして下さい。

⑨異動および届出

奨学生は、退学・休学・復学・転学・死亡等身分の異動、自宅通学と自宅外通学の変更、奨学金振込口座の変更、および連帯保証人の変更があったときには遅滞なく所定の様式によって届け出て下さい。

⑩奨学金の返還

奨学金は、貸与であり、卒業後は返還しなければなりません。この返還金は、次年度以降に貸与される奨学金の一部になるものですから、あとに続く者のためにも遅滞しないよう一定の期間に返還する義務があります。

⑪家計事情急変者への特別応急措置

家庭の事情の急変（たとえば主たる生計維持者の倒産、失業、離婚、死亡等）によって修学困難になった学生には、応急推薦の制度がありますので、該当者は速やかに学務課まで申し出てください。事由発生から１年以内の申請が必要となります。

◇在学生選抜給費型奨学生

・在学生選抜給費型奨学生

本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生の育成とともに学費負担の軽減に資することを目的に在学生を対象として選抜する特待生制度です。

特典：年間50万円

要件：①から④の全てに該当し各学科長が推薦する

①成績が優秀であること

②人物が本学学生として模範的であること

③本学に１年以上在学していること

④本学のさまざまな制度によって授業料減免をうけていないこと

人数：理工学部は各学科１名以内

情報学部は学科を問わず２名以内

更新申請：この特待生は各学年末に特待生更新申請を行ない所定の基準による審査で継続または取消が決定し本人に通知される

◇静岡理工科大学緊急援助奨学金

出願資格

この奨学金を受けようとする者は、次の揚げる条件を全て満たす者とします。

①家計急変により授業料の納付が困難と認められる学生で、標準修業年限で卒業できる見通しの者

②独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金を申請した者、又は、既に同支援機構の奨学金を受けている者

③学業継続の意志が強く、かつ、人物優秀であると本学が認めた者

＊家計急変とは、学費負担者の死亡・失踪、傷病・経営不振・倒産による失職等により家計の収入が急減し、授業料の納入が一時的に困難となる状態をいいます。

奨学生は当該学期の授業料を免除します。奨学生とする期間は、授業料の免除を受ける学期の終了日までとし、奨学生としての採用は、在学中において一回を原則とします。

手続き等詳しい内容については、学務課へ相談してください。

◇地方自治体・民間育英団体の奨学金制度

地方自治体（都道府県・市区町村）、その他の民間育英団体の奨学金は各種あり、それぞれ多数の学生が利用しています。募集方法は大学が依頼されて学内募集するものと関係団体が直接募集するものとがあります。学内で募集するものについては、その都度掲示しますので希望者は機会を逃がさないよう掲示に注意してください。直接募集するものについては本人が直接問

い合わせることが必要です。とくに地方自治体関係は学生の出身地に限定していますので、出身地の市町村に問い合わせて下さい。なお、わからない点などは気軽に学務課へ相談して下さい。

◇学費ローン

金融機関等において学費ローンの制度があります。気軽に学務課もしくは各金融機関窓口へ相談して下さい。

◇学費サポートプラン

㈱オリエントコーポレーションと提携し、本学が在学期間中の金利の2%相当を利子助成するプランです。

詳細については、学務課か㈱オリエントコーポレーション学費サポートデスク TEL：0120-517320 にお気軽に相談して下さい。

願・申請・届

願・申請・届をする時及び交付書類を受け取る時は、必ず学生証が必要となります。学生証がない場合、これらの手続きは出来ません。学生証はいつも携帯しましょう。なお、進路関連証明書の発行を希望する場合は、キャリア支援課窓口まで相談してください。

◇証明書

【自動証明書発行機】による発行

※　自動発行機は管理棟事務局窓口横にあります。

種　類	手数料	適　　用
在学証明書	200 円	遠隔地被保険者証・税金等で証明を必要とするとき
卒業見込証明書	200 円	就職試験等で証明を必要とするとき
修了見込証明書（大学院）	200 円	就職試験等で証明を必要とするとき
成績証明書	200 円	就職試験等で証明を必要とするとき
単位修得証明書	200 円	就職試験等で証明を必要とするとき
健康診断証明書	200 円	発行年度の健康診断の未受診者は発行出来ません
学生生徒旅客運賃割引証	－	JR乗車区間片道101km以上 ー 普通運賃2割引

※　本学学部卒業生の大学院生が、学部の卒業証明書、成績証明書の発行を希望する場合は、学務課窓口での申込みとなります。

【窓口受付】による発行

※　交付には数日を要することがあります。できるだけ時間的余裕をもって交付申請をしてください。

種　類	窓　口	手数料	発行日	適　　用
推薦書	キャリア支援課	－	2 日後	就職試験等の推薦者のみ発行可能
各種英文証明書	学務課	500 円	5 日後	外国留学等で英文の証明を必要とするとき
学生証再交付（紛失）	学務課	1,000 円	2 日後	学生証を紛失した場合
学生証再交付（汚損）	学務課	500 円	2 日後	汚損した学生証を提出すること
通学証明書	学務課	－	2 日後	定期券購入（新規）に使用
卒業証明書	学務課	200 円	2 日後	卒業証書を授与した日から発行します
修了証明書（大学院）	学務課	200 円	2 日後	修了証書を授与した日から発行します
在籍証明書	学務課	200 円	2 日後	在籍期間の証明を必要とするとき

◇学籍関係手続き

事　　由	提出書類	添付書類等	対応窓口
休学する場合	休　学　願	理由書または診断書を添付 ＜保証人の署名・捺印、助言教員の捺印＞	学務課
復学する場合	復　学　願	治癒の場合は、診断書を添付 ＜保証人の署名・捺印、助言教員の捺印＞	
退学する場合	退　学　願	理由書または診断書と学生証を添付 ＜保証人の署名・捺印、助言教員の捺印＞	
他大学に転入学する場合	転　学　願	理由書と学生証を添付 ＜保証人の署名・捺印、助言教員の捺印＞	
留学を志願する場合 (注)許可を得て留学した場合、その期間は修業年限に算入することができる。	留　学　願	＜保護者の署名・捺印、助言教員の捺印＞	
転科を志願する場合	転学科願	理由書を添付	
現住所・電話番号・E-mailアドレス等を変更した場合	現住所変更・改姓改名等届	(添付書類は不要)	
改姓や改名した場合		戸籍抄本と学生証を添付	
保護者の現住所・電話番号等を変更した場合や保護者を変更した場合	保護者・学費負担者・保証人等変更届	保護者の現住所変更や保護者変更の場合のみ、住民票を添付	
保証人の現住所・電話番号等を変更した場合や保証人を変更した場合		(書類添付は不要)	

◇学費関係手続き

事　　由	提出書類	添付書類等	対応窓口
学費負担者の現住所・電話番号等を変更した場合や学費負担者を変更した場合	保護者・学費負担者・保証人変更届	住民票	学務課
経済的理由により学費の延納を希望する場合	学費延納願	(添付書類は不要)	

◇履修・成績等に関する手続き

種　　類	窓　口	適　　要
単位認定申請書	学務課	他大学等における修得単位を本学の単位として認定を申請する場合
重複再履修申請書		重複再履修する場合
大学院授業科目履修願		大学院授業科目を履修する場合
履修登録修正願		やむを得ない事由により履修登録の変更を願出るとき
仮受験票		定期試験で学生証を忘れたとき　手数料 200 円 / 1 日
追試験受験願		欠席届を添えて提出担当教員の確認印が必要。
再試験受験願		受験料 1 科目 1,000 円
欠席届		欠席した日から 7 日以内に届出ること

◇通学関係に関する手続き

種　　類	窓　口	適　　要
車両通学許可願	学務課	大学院生・原則的に2年生以上（特別な理由がある1年生に限り許可）の学部生のみ自動車通学許可(駐車場6,000 円 / 半年) 交通安全講習会に出席し、所定の手続きを行うことが必要です。
原付・自動二輪駐輪場許可願		原付・自動二輪通学をする場合

◇課外活動等に関する手続き

課外活動で自分の世界を広げ、成長の場、活躍の場をふやしましょう。課外活動についての相談は学務課まで。

また、報告がないと事故等があった時に、保険等の適用を受けることが出来ない場合があります。しっかり手続きしましょう。

適　　要	種　　類	提出時期	添　付　書　類
団体を設立するとき	団体設立願	新規提出	団体規約、団体構成員名簿
団体を継続しようとするとき	団体継続･解散願	毎年２月	規約、構成員名簿 クラブ室使用願（希望団体のみ）
学外で課外活動 （大会・行事への参加）をする場合	学外活動願	５日前	参加者名簿、実施要領等
学外活動結果の報告	学外活動報告書	５日後	－
印刷物等を発行・配布・掲示 しようとするとき	許可願 （任意）	－	原稿（掲示期間：原則最長１ヶ月）

◇その他学生生活に関する手続き

その他学生生活に関する手続きは、学務課が窓口になっています。早めの手続きをしましょう。また、ここで紹介していない各種願・届等は随時掲示により告知します。

事　　由	種　　類	提出時期
学内の施設・設備・備品等を使用する時	施設・設備・備品使用願	７日前
公用車を使用したい時 （課外活動等において、乗用車などに載らない備品等を運搬する際に特別に認められます。人員の移動のみでは、貸出ません。）	公用車使用願	７日前
学内の施設・設備・備品等を破損したり破損を発見した時	施設・設備・備品の破損届	－
盗難にあった場合	学生事故等報告書	－
事故等にあった場合		

定期券・学割

◇通学定期

通学に電車・バスなどの公共交通機関を利用する場合は、学生証及び通学証明書（新規購入）と定期券購入申込書（継続）を、駅や営業所などの定期券発売窓口へ提出してください。

◇学生割引証（学生生徒旅客運賃割引証）の発行

・使用目的の範囲

正課学習・課外活動・帰省・就職・進学・見学・その他の場合で、JR 乗車区間が片道 101km を超える場合に使用することができます。割引率は急行料金などを除き、普通運賃の２割引です。

・手続方法

自動証明発行機により発行されます。

※自動発行機は、管理棟事務局窓口横にあります。発行のためには学生証が必要です。

・有効期間

発行日から３ヶ月間です。

◇団体学生割引制度

学生 15 名以上（教職員 1 名以上を含む）が旅行する場合に利用できる制度で、JR 窓口・旅行代理店で、申込用紙を取り扱っています。利用の際、大学の証明を必要としますので必要事項を記入し、学務課へ申し出て下さい。

図書館

◇図書館

図書館は、大学の知の心臓部と云われています。私たちの図書館も「学び、究め、楽しむ」ための資料・設備とサービス態勢を整備した21世紀のインフォメーションセンターを目指して歩んでいます。2011年にはこれまでの静粛な学習空間に加え、「知の交差点」として学生が自由に集い、活発なコミュニケーションの交わされる共同学習空間を新たに設置しました。大学生活の中で図書館を大いに活用してください。

◇開館時間

月曜日～金曜日　9：00～20：00
（定期試験1週間前の土曜日及び定期試験期間中の土曜日は9：00～16：00まで開館します。）

◇休館日

土曜日・日曜日・祝日・年末年始及び臨時に定めた日

◇資料

図書館では、図書、雑誌、CD・DVDなどの視聴覚資料及び電子ジャーナルやデータベースなどの電子資料を所蔵しています。平成28年11月末現在の所蔵資料は、116,414冊です。

◇主な施設

・閲覧室
図書館には3つの閲覧室があります。南中央閲覧室には、小説や雑誌・新聞が読める“楽しむコーナー”、情報検索用PCを5台設置した“ブラウジングコーナー”、調べものをする“レファレンスコーナー”があります。西閲覧室には一未製本雑誌と一般図書、北閲覧室には製本雑誌・文庫本・教科書・参考図書などが配架されています。閲覧室には、大型机や個人机など合計153席を用意しています。
・AVコーナー（DVD用10席、CD1席）
大学の図書館では、ビデオ、DVDなどの資料の館外利用は法律上認められていません。
これらの資料は、DVDライブラリーシステムを使用して約500タイトルのDVDを視聴していただけます。
・コンシェルジュコーナー
学生サポーターによる学生のための学習支援のコーナーです。
・グループワークルーム
可動式の机や椅子を配置し、学生同士の情報交換、グループ学習、セミナー、プレゼンテーション練習など、幅広い利用ができます。ホワイトボードやモバイルプロジェクタ・スクリーンが利用できます。（約38席）
・プレゼンテーションルーム
プロジェクタとスクリーン、可動式の机・椅子（24席）が設置されており、会議、セミナー、グループ学習、プレゼンテーションなどに利用できます。
・個室ブース（4室）
1人静かに集中して学習したい場合に利用できます。
・リフレッシュコーナー
学習の合間の休憩場所として利用できます。飲用自販機を設置しています。
・携帯電話ボックス
急な電話の際に利用できます。

◇帯出

資料を館外利用するときは、帯出手続きが必要です。利用したい資料と学生証とを図書館受付カウンターに提出してください。帯出冊数は、図書、CDなどを含め１０冊以内、帯出期間は14日です。雑誌は３冊以内、帯出期間は1日です。

◇返却

図書館から借りた資料は、返却期日までに返却してください。
手続きは、借りた資料を図書館受付カウンターに提出してください。学生証は不要です。

◇図書館サービス

図書館では、利用者の皆さんにいろいろなサービスを提供しています。

・所蔵検索

館内での検索はもちろん、学内･学外からも図書館に何が所蔵されているか調べることができます。所蔵検索は、大学ホームページ (http://www.sist.ac.jp) あるいは図書館ホームページ (http://www.sist.ac.jp/lib/) の「蔵書検索 (OPAC)」からできます。

・複写

所蔵資料は著作権法で認められている範囲で複写し、利用することができます。ただし、複写は有料です。

・その他

図書館が所蔵している図書などの資料の探し方と使い方、備付けの機器の使い方など、何でも気軽に図書館職員にお尋ねください。

◇館内図

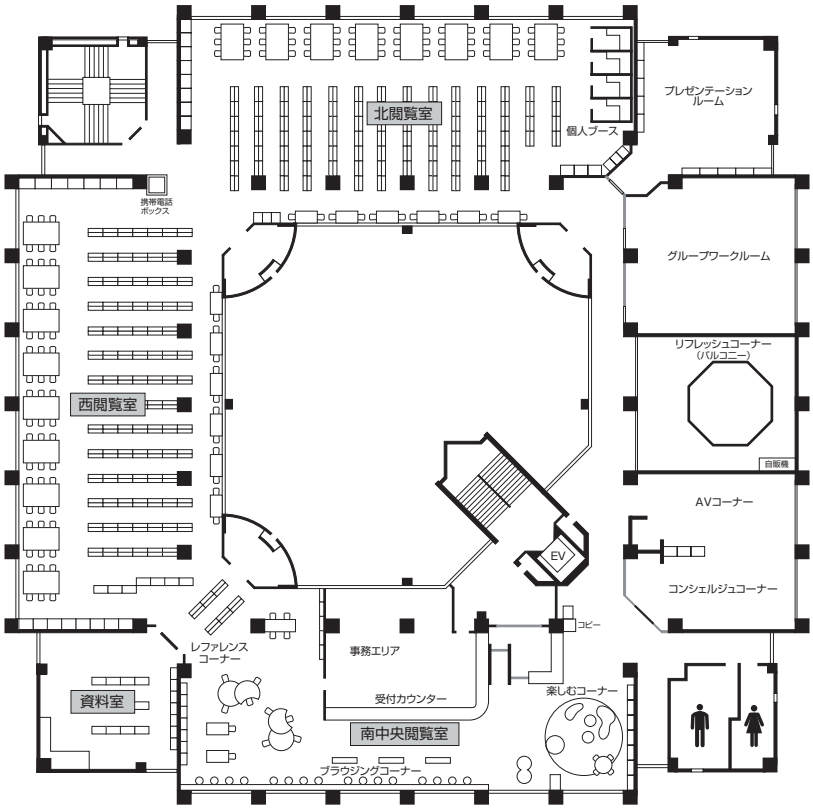

教育開発センター

◇教育開発センター

教育開発センターは、学習支援、教育開発を主目的とし、学生の皆さんに様々な支援を行うための施設です。具体的な内容として次のようなものがあります。

●学習支援
・数学、英語、物理などに関する日常の学習支援
●教育開発
・入学前学習プログラムの実施
・プレイスメント（クラス分け）テストの実施
・TOEIC対策講座の実施と英語関連資格の受験指導
・英語学習参考書等の閲覧・iLearnのヘルプデスク

学習風景

◇利用時間と利用方法

利用時間
月曜日～金曜日　9:00 ～ 17:50
利用方法
①受付カウンターで質問したい科目と相談の内容などを伝えてください。
②質問したい教科の先生が不在の時や、他の学生の対応などですぐに質問に応じられない時は、時間を変更して来ていただくことがあります。
③英語の質問は3Fのランゲージサロンに直接行ってください。

◇予約システム

試験前など、質問者が集中することがあります。せっかく質問に来室していただいても、センターが混み合っていて、すぐに対応できない場合がありますので、来られる時間があらかじめ分っている場合は、事前に予約しておくことをお勧めします。その場合は受付に申し出てください。対応できる時間を調べ「予約カード」を発行します。

◇ Q&A

教育開発センターがどのようなところなのか、Q＆Aでご紹介します。

Q１．教育開発センターとはどのようなところですか？
A．皆さんの学習内容に関する質問や勉強方法などについて教育開発センターの先生が個別指導で対応してくれるところです。

Q２．質問できる科目や対応してくださる質問は？
A．こちらでは以下の教科に関する質問や相談を受け付けています。

相談に応じる教科	教　員　名	相談に応じる教科	教　員　名
数学	青木　禎彦	数学	古橋　　亘
英語	ジェンキンズ	物理	加藤　智久

Q３．友達と一緒に行ってもいいですか？
A．最初一人では入りにくいと思う方や、同じ箇所が分からない方は友達同士で来ても構いません。人数が多い場合はホワイトボードを使って解説するなど、できるだけ分かりやすい指導を心がけています。

Q４．具体的にはどんな質問がありますか？
A．・授業の内容がよく分からないので教えてほしい。
・教科書の問題の解き方を教えてほしい。
・高校で学習していないところがあるので教えてほしい。
・基礎学力を身に付けたい。
・各教科の学習方法をアドバイスしてほしい。
・iLearnの学習システムについて教えてほしい。

教職支援室

◇教職支援室

教職支援室は、教職課程を履修する学生の皆さんに、教職に関しての様々な支援を行うための施設です。

具体的な支援内容として次のようなものがあります。

・教職課程履修学生に対する相談・助言等
・教育実習校との連絡調整
・教員採用選考試験に関する相談・指導等

◇利用時間と利用方法

利用時間

月曜日～金曜日　9:00 ～ 17:50

利用方法

来室したら、相談の内容などを伝えてください。

◇予約システム

混み合っていて、折角質問に来てもすぐに対応できない場合がありますので、来られる時間があらかじめ分っている場合は、事前に予約しておくことをお勧めします。その場合は来室し、申し出てください。

◇教職関係書籍

教職支援室内で、教職課程のガイドブックなど教職関係の書籍などが閲覧できます。各種取り揃えていますので学習や採用試験対策等の参考にしてください。

情報センター

◇情報センター

情報センターには、デスクトップパソコン 50台とノートパソコンをインターネット接続できる設備等が設置されています。
講義で使用するだけでなく、ホームページを見たり、友達同士でメールを交換したり、様々な使用方法で利用して下さい。
本学の学生であれば、使用できます。便用方法については、情報センター事務室へ問い合わせて下さい。

◇センター運用時間

月曜日～金曜日　9:00 ～ 17:50
講義のある日以外の運用時間は別途掲示します。(運用時間以外の使用は、担当教員の許可が必要です。)
センター運用上の都合で運用時間の変更または使用できない日、時間がありますので注意して下さい。

◇センター休館日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等
※臨時休館日・開館時間の変更がある場合はそのつど掲示します。

◇施設

室　番	室　名	設　備　等
501-1	事　務　室	
501	講　義　室	プロジェクター
502	サ　ー　バ　ー　室	ネットワーク設備
504	第 1 情　報　演　習　室	ノートパソコン室、書画カメラ、プロジェクター
505	第 2 情　報　演　習　室	ノートパソコン室、書画カメラ、プロジェクター
506	第 3 情　報　演　習　室	ノートパソコン室、書画カメラ、プロジェクター
507	マルチメディアラボトリー	デジタルコンテンツ作成用機器類 デジタルビデオノンリニア編集機器類
508	第 2 ワークステーション	デスクトップパソコン (20台)
509	第 3 ワークステーション	情報学部近未来創造スタジオ（パソコン30台）

◇情報センター利用上の注意

・「情報センター利用の手引き」に沿ってセンターを利用すること。
・授業で実習室を使用中の場合、受講生以外の入室は禁止します。
・センターの掲示物とホームページ http://sistweb/cc/index.html は必ず見るようにして下さい。
・実習室は、喫煙、飲食の禁止をしています。
・退出する場合は、忘れ物がないか確認し、整理・整頓してから帰りましょう。
・パソコンに異常があった場合、教員またはセンター職員に申し出て下さい。
・センター内でのゲームは禁止しています。
・センターの資源は有限です。自分のホームディレクトリの大きさに注意して、不用なファイルは消して下さい。それから紙を出力する場合も必ず確認をしてから出力して下さい。

◇学内・学外ホームページ

学内・学外ホームページでは各学科、各研究室、事務局、各センター、クラブ等の情報を掲載しています。

学内ホームページアドレス (http://sistweb/)

学外ホームページアドレス (http://www.sist.ac.jp)

先端機器分析センター

◇先端機器分析センター

基礎科学の研究や新素材の開発など、最先端技術の開発研究のために、また企業との共同研究及び分析依頼などに応ずることができるように、最新鋭・高性能の分析機器が数多く備えられています。学生の皆さんも、学生実験や卒業研究、大学院での研究でこれらの機器を利用することができます。

◇センター利用時間

センターの機器利用は、原則として平日の午前9時から午後6時までです土曜・日曜・祝日には利用できません。ただし、センター職員または機器責任者の許可を得た場合には利用できます。

◇主な設備

電子線マイクロアナライザ、フォトルミネッセンス分光分析装置、走査型電子顕微鏡、X線回折装置、分光光度計、核磁気共鳴装置、走査プローブ顕微鏡、熱分析装置、遺伝子解析装置、誘導プラズマ発光分光分析装置、アミノ酸分析装置、リアルタイムPCRなど。

◇利用上の注意

・機器の使用に際しては、操作手引きをよく読むとともに、センター職員または機器責任者と相談し、機器の性能・特性を十分に理解して、使用してください。
・操作に習熟を要する機器はライセンス制を採っています。ライセンスはセンター職員または機器責任者の判断に基づきセンター長が与えます。
・機器を利用する場合は、2、3日前に予約が必要です。指導教員の許可を得てセンター職員に連絡してください。
・使用中の機器に異常があった場合には、速やかにセンター職員に申し出てください。

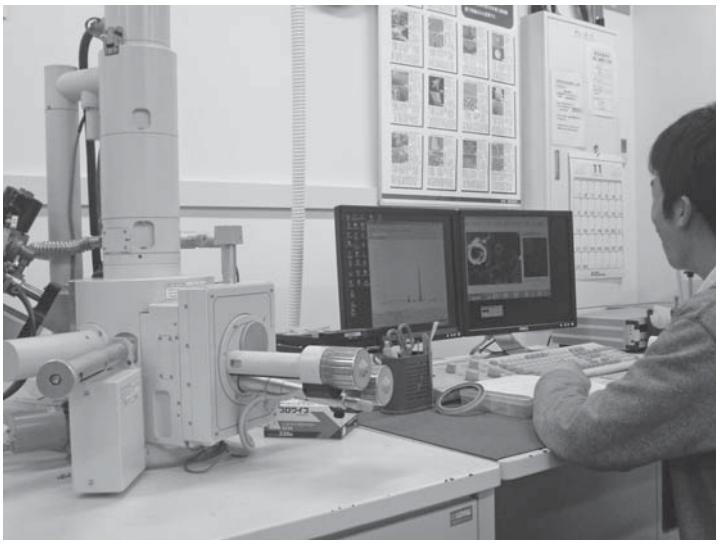

工作センター

◇工作センター

実験研究用の装置や機器類の試作、及び学内の研究や学外との共同研究の支援を目的とした工作機械と計測機器とを備えています。センター内の設備は工作実習や精密計測の教育実験・実習の他、卒研やクラブ活動などにも有効に利用され、これによって実際の「ものづくり」の楽しさを味わえます。さらに3DCAD/CAM導入で、3次元加工の分野にも挑戦できます。

◇センター利用時間

作業時間は、原則として午前９時から午後６時までです。土曜・日曜及び祝日は利用することができません。ただし、技術職員か使用適格者が立ち合う場合、もしくは工作センター長より特別の許可を得た場合はその限りではありません。

◇主な設備

工作機械として旋盤、フライス盤のほかにマシニングセンタ、ワイヤ放電加工機、CNC(Computer Numerical Control) 旋盤、平面研削盤など、精密測定機として超深度カラー3D 形状測定顕微鏡、表面あらさ計、三次元測定機などの設備があります。

◇工作センター利用上の注意

センターを使用する場合には、機械を正しく操作し、人身事故を防ぎ、機械を破損しないよう慎重な注意が必要です。特に工作機械による人身事故は人命にかかわる事もあり、使用に際し十二分な注意が必要です。

・利用者が工作機械の使用を希望する場合は、センターで行う安全教育、技術講習を受けライセンスを取得することが必要です。そして、センターの技術職員か、作業全般に責任をもつ使用適格者の指導のもとで機器を利用することができます。
・クラブ活動や卒業研究などで工作機械等を使用したいときは、必ず技術職員の許可を得てから、ライセンス証を使用機械に明示して使用して下さい。
・工作に必要な工具類、測定器類及び材料については技術職員に相談して下さい。
・製作上でわからないことがあれば、自分の判断で行わないで技術職員に相談して下さい。
・作業終了後は、機械、工具の整理と室内の清掃を十分に行って下さい。
・万一事故が発生した場合は、直ちに技術職員に連絡し指示を受けて下さい。
・機械の変調(音、煙、臭気、熱、振動等)やその他に異常を感じたときは、直ちに機械を停止し、技術職員に報告して下さい。
・工作機械の使用に適さない服装や態度がある場合は、安全上の理由からセンターの利用をお断りします。

※工作機械を使用する前には､工作機械に明示してある「注意事項」を確認して使用して下さい。

Y. E. S.　やらまいかエデュケーションサイト

◇やらまいかエデュケーションサイト（YES）

本学では「やらまいか創造工学センター」「工作センター」（P.109 参照）「クリエイティブハウス（創作ショップ）」「夢創造ハウス」「エンジン実験棟」の建物群を「やらまいかエデュケーションサイト（YES）」と名づけ、学生の自由なものづくりを支援する施設として開放しています。

各施設には、学生の皆さんが自由に思い切り活動できるように各種の工具類、測定器などを用意し、活動に応じて資金援助も行っています。これらの施設を大いに活用し、ものづくりと共に学生時代の楽しい思い出も作ってください。なお、施設の利用に関しては講習会や説明会を開催しますので気軽に参加してください。

◇夢創造ハウス

教養・専門科目と連携した実践教育のために学生のものづくりをサポートする施設です。現在、「創造・発見」や「SISTプロジェクト」を通して、ロボットや自動車などさまざまなプロジェクトに挑戦しています！

「創造・発見」の具体例

テーマ	内　容
ミニ四駆で物理学を学ぼう！	ミニ四駆を製作し改造する過程のなかで物理学の理論を学んでいきます。この講座では、ミニ四駆をコースで走らせるだけでなく、空気抵抗を計算するなどの自動車の走行抵抗の考え方も身につきます。
センサ回路の設計・製作	世の中で使われているセンサを調査し、センサの知識を深める。また、センサをひとつ選び、その駆動回路の設計・製作・動作確認を行い、問題点や改善点を検討します。
「合成繊維・ナイロン」ができる条件を探る	世界で初めて実用化された合成繊維であるナイロンについて、この講座では、どのような原料を用いて、どのような条件で行えば、ナイロンが合成できるか実験し、解明していきます。
電子工作とプログラミング	電子工作や模型工作の基礎を学び、組込み系の初歩を体験します。具体的には、制作途中の鉄道模型のジオラマに電子デバイスや模型パーツを取り付けて作品の完成を目指します。

◇エンジン実験棟

エンジン実験棟では、環境にやさしいエンジンに関する研究がおこなわれています。

例えば、自動車用エンジンの研究としては、植物や家庭から出るごみから作られるバイオディーゼル燃料でエンジンを動かす研究や、微生物が生ごみを分解するときに発生するメタンガスを使用してエンジンを動かす等のバイオガス燃料の研究、1Lの燃料で1,000km走行できる車の開発などを進めています。

また、航空機の安全運用のために、ジェットエンジン地上運転設備の低周波騒音レベルの低減に向けた最適形状などに関する研究等もおこなっています。

◇クリエイティブハウス（創作ショップ）

学生の自主的な創作活動の場となっています。フォーミュラ自動車、各種ロボット等を作り、全日本クラスのコンテストに出場し、優秀な成績を挙げています。

１階：電気自動車、バイクなど

２階：ロボット製作、木工、電気電子回路製作など

◇やらまいか創造工学センター

「やらまいかものづくり教育」の象徴的な建物として、平成 25 年 5 月に完成しました。やらまいか実習室では創造・発見やサークル活動などのもの作り活動を行います。また、ロボット&移動体実験室、モータテストベンチ室、シャシダイナモ室、エンジンテストベンチ室、車両分解組立室、空力実験室、解析室、新エネルギー実験室、BMI ビークル実験室、産学連携研究室などがあり、産学官協同研究や未来に向けての先導的な研究開発の場として活用されています。

厚生・体育施設

◇厚生施設・サービス

学生の皆さんが学生生活を快適に過ごせるように学内に各種の厚生施設があります。これらの厚生施設を大いに活用してキャンパスライフを豊かにして下さい。

◇学生ホール

学生ホールは憩いの場として利用されています。リラックスできる椅子、テーブル、各種飲物の自動販売機、テレビなどが設置されています。また、学内 LAN 端末、アルバイト求人掲示板もあります。

◇食堂 しすとらん

体育厚生棟 1 階にあり、一度に 400 人が利用できます。
専属の栄養士がカロリー計算をし、栄養バランスを考えた食事を提供しています。

＝営業時間＝
平　　日　11:00 ～ 19:00
長期休業期間　11:00 ～ 14:00

◇売店

食堂に売店があります。

＝営業時間＝
平日　8:00 ～ 19:00
長期休業期間　11:00 ～ 14:00

◇ブックストア

教育棟 1 階にあり、書籍、文房具などを販売しています。

＝営業時間＝
平日　10:00 ～ 16:00　長期休業期間は火・木のみ営業 (10:00 ～ 14:00)

◇キャッシュコーナー

学生ホール北側に設けられています。取扱銀行は静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行です。利用時間は次のとおりです。

平日　9:00 ～ 18:00
土曜　9:00 ～ 12:00

◇学生専用ロッカー

1 ～ 3 年生は教育棟に、4 年生は研究実験棟にあるロッカーを貸出しています。利用を希望する場合は頑丈な鍵を持参し、登録期間内に学務課まで申込んで下さい。

◇コピーサービス

・コピーサービス
コピーサービスは、食堂売店、ブックストア、図書館、マルチメディア･ラボ (カラー) で行なっています。(有料)

◇マルチメディア･ラボ

静止画、動画のデジタル編集、ホームページの作成、3DCG 作成、B0 サイズまでのポスターの作成をすることができます。また、カラーコピーも利用できます。(有料)
※情報センター開催の講習を受講してから利用できます。

◇アリーナ

体育厚生棟の２階にあり、バレーボール、バスケットボール、バドミントンなど多目的に使用できます。なお、館内は土足厳禁となっています。
※アリーナを利用したい場合は学務課窓口にて許可を得て下さい。

◇グラウンド

サッカー、野球、陸上など多目的に使用できます。

◇テニスコート

人工芝コートが３面あります。(フットサル可)
※テニスコートを利用したい場合は学務課窓口にて許可を得て下さい。

◇トレーニングルーム (クラブハウス 1F)

利用希望者は必ず利用者講習会を受講し、利用許可書の交付を受けて下さい。利用の際には学務課窓口で利用許可書の提示を求め、学生証と引きかえにカギを貸出します。

◇シャワールーム

体育厚生棟２階の更衣室内に男子５基、女子３基のシャワーを備えたシャワールームがあります。体育の授業後やクラブ活動後の汗を流せます。利用時間は体育授業後と平日午後５時から７時 30 分までです。なお､クラブハウスにも男女それぞれのシャワー室が設置されています。

◇クラブハウス

クラブハウスは一部クラブの部屋とサークル活動等に自由に利用できるスペースがあります。利用を希望する場合は、学生証を持参して学務課まで申込んで下さい。開館時間は平日の午前８時から午後８時 00 分です。土、日、祝日および長期休業時は前日までに申込みが必要です。

身体障害者の施設・相談窓口

◇施設設備

本学では、障害により身体上ハンディキャップのある学生諸君のためにキャンパス内に以下の施設を整備しております。

施設名	概要
車椅子用スロープ	管理棟北入口 研究実験棟1階南出入口 研究実験棟3階西北出入口 教育棟3階北出入口 教育棟3階南出入口
身障者用エレベーター	研究実験棟 教育棟 建築学科棟えんつりー1階
身障者用トイレ	研究実験棟1階 学生ホール1階、3階 体育厚生棟1階 建築学科棟えんつりー1階
身障者用駐車場	管理棟東駐車場1台 体育厚生棟西駐車場1台
点字案内板	研究実験棟 教育棟
点字ブロック	研究実験棟

◇施設設備

学生相談室では、心身の悩みについて随時相談にのっています。気軽に訪ねて下さい。
（職員が不在の場合はドア横にあるインターホンを押して下さい）

その他

◇教室の貸出し方法等

施設（教室、運動場や各種施設）を授業以外で使用する時は、所定の手続きをして許可をとり、掲示板や印刷物等の配布をする時も所定の手続きを行って下さい。

◇施設設備を破損したり、故障を見つけたとき

学内の施設を破損したときは、すぐ学務課へ届け出てください。また、破損や故障しているのを見つけたときも、学務課へ連絡して下さい。

その他、火災やケガ人など緊急を要するときは、付近の人と協力して応急の処置を講じ、ただちに事務局へ連絡して下さい。

各教室設備一覧表

棟別	室番	室区分	座席数	室　設　備					空調設備
				マイク	プロジェクター	VTR	情報コンセント数	その他	
教育棟	101	講義室	130	○	○	○	1		冷暖房
	102	講義室	130	○	○	○	1		冷暖房
	104	講義室	130	○	○	○	1		冷暖房
	105	講義室	130	○	○	○	1		冷暖房
	106	講義室	121	○	○	○	1		冷暖房
	107	講義室	121	○	○	○	1		冷暖房
	201	講義室 (情報演習室)	108	○	○	○	109		冷暖房 (防セ遠隔)
	202	講義室 (情報演習室)	108	○	○	○	109		冷暖房 (防セ遠隔)
	204	講義室	81	○	○	○	–	無線LAN、MDP(1台)、DVD	冷暖房 (防セ遠隔)
	205	講義室	81	○	○	○	–	無線LAN、MDP(1台)、DVD	冷暖房 (防セ遠隔)
	206	製図室	113	○	○	○	1	製図机(113席)	冷暖房
	300	講義室	263	○	○	○	2	カセットデッキ、DVD(各1台)	冷暖房 (防セ遠隔)
	301	講義室	54	–	○	–	–		冷暖房
	302	講義室	187	○	○	○	1	天吊ディスプレイ(2台)	冷暖房
	305	講義室	54	–	○	–	–		冷暖房
	306	講義室	54	–	○	–	–		冷暖房
	307	講義室	54	–	○	–	–		冷暖房
	308	講義室	54	–	○	–	–		冷暖房
	309	講義室	165	○	○	○	1	天吊ディスプレイ(2台)	冷暖房
	310	講義室	54	○	○	○	1		冷暖房
	311	SIST ランゲージサロン	–	–	–	–	–		冷暖房
	501	講義室	60	○	○	–	96	ノートパソコン室、プロジェクター	冷暖房 (防セ遠隔)
	504	第1情報演習室	120	○	○	○	120	ノートパソコン室	冷暖房 (防セ遠隔)
	505	第2情報演習室	108	○	○	○	108	ノートパソコン室	冷暖房 (防セ遠隔)
	506	第3情報演習室	108	○	○	○	108	ノートパソコン室	冷暖房 (防セ遠隔)
	507	マルチメディア・ラボラトリー	–	–	–	–	○	21	デジタルコンテンツ作成用機器類、 デジタルビデオノンリニア編集機器類	冷暖房 (防セ遠隔)
	508	第2ワークステーション室	20	–	–	–	25	遠隔講義システム ワークステーション	冷暖房 (防セ遠隔)
	509	第3ワークステーション室	30	○	○	–	50		冷暖房 (防セ遠隔)
建築学科棟	en101	講評室	60	○	○	–	1		冷暖房
	en102	デザインスタジオ1	64	–	○	–	1		冷暖房
	en103	デザインスタジオ2	64	–	○	–	1		冷暖房
	en201	アクティブラーニング室	36	○	○	–	1		冷暖房
	en202	PC室	80	○	○	–	80		冷暖房
	en203	講義室	70	○	○	–	1		冷暖房
研究実験棟	201	実験室	64	–	–	–	–	機械工学科実験室	冷暖房
	202	実験室	114	–	○	○	–	電子計測演習室 天吊ディスプレイ(2台)	冷暖房
	301	実験室	40	–	–	–	–	化学実験室	冷暖房
	302	実験室	40	–	–	–	–	物理学実験室	冷暖房
	326	多目的実験室	–	–	–	–	–	共通実験室	冷暖房
	401	実験室	60	–	–	–	–	電気電子工学科実験室	冷暖房
	402	実験室	–	–	–	–	–		冷暖房
	511-1	大学院セミナー室	12	–	–	–	1		冷暖房
	511-2	大学院セミナー室	12	–	–	–	1		冷暖房
	512-1	セミナー室	12	–	–	–	1		冷暖房
	512-2	セミナー室	12	–	–	–	1		冷暖房

就職について

◇就職

就職は、社会人への第一歩であり、その後の人生を左右する一大事といえます。それだけに、個人の適性・能力に応じた職業を選ぶことが大切です。
就職のことなどまだまだ先のことであり、４年生になってから考えればよいと思っている人が多いでしょうが、決して先の事ではありません。入学時から進路については、確かな認識を持って、大学生活を送るよう心掛けて欲しいと思います。いざ就職という時期に、より早く的確に行動できるか否かで、成果が決まります。

大学は学問研究の場ですから、勉強するのは当然ですが、同時に課外活動などに積極的に参加し、その活動を通じて人格形成に努めて下さい。就職は４年間の学生生活の充実度を試される時でもあります。

◇就職指導の概要

就職指導の組織としてキャリア支援課があり、各学科にはキャリア形成委員がいます。キャリア支援課と各学科と緊密な連携のもと、皆さんの“適性就職”を目標に就職指導・相談・斡旋・求人開拓などを行なっています。企業の採用活動が早期化していることから、第１回キャリア支援ガイダンスを3年生の6月に実施し、これに対応しています。したがって学生の皆さんも3年後期から積極的な活動をしなければならない状況になっています。主な就職指導内容は次のとおりです。平成28年度も就職活動開始時期が変更となりました。3年生の３月から企業説明会解禁、4年生の6月から選考開始となりました。

３年	キャリア支援ガイダンス	（6月・9月・10月・11月・12月・1月・2月）
	進路希望調査と面談	（11 月・12 月）
	一般常識模試	（11 月）
	模擬面接指導等	（2 月）
	企業研究講座	（2 月）
	合同企業セミナー	（3 月）
４年	キャリア支援ガイダンス	（5 月・6 月・7月・10 月・12月・2 月）
	学内企業説明会	（随時）
	就職相談	（随時）

◇キャリア支援ガイダンス（3年前期から実施）

キャリア支援ガイダンス（就職準備ガイダンス）では、就職とは何か、社会人になるための心構え、就職活動のスケジュール、雇用状況説明、就職相談室の利用方法、諸届けのための手続等就職に対する助言などをキャリア支援課が行います。

その他にも、手紙の書き方や電話のかけ方、履歴書の書き方、スーツの着こなし、公務員研究、職種･働き方の紹介、新聞の読み方、など外部講師を招いて実践的な講座を実施しています。

また、３年生全員に対して各学科では模擬面接とキャリア支援課では進路希望面談を実施し、４年生全員には、個別面談を行い適性就職を目指しています。

◇就職模擬試験

就職模擬試験は入社試験に備え実力を養成するための模擬テストです。

入社試験には時事問題・経済問題・作文等が課せられる場合があります。これらは付け焼刃の知識では対応できません。日頃から新聞等をよく読み､社会に目を向けた４年間を過ごすことが重要です。

◇SIST 企業セミナー 学内企業説明会（3年生3月）

卒業生を数多く採用している企業約160社の採用担当者を大学に招き、学生の皆さんに直接説明をしてもらう合同企業セミナーを開催します。各企業の事業内容や特色、求める人材等の説明を聞いたり、学生の皆さんからいろいろな質問をして企業理解を深められるので、毎年積極的なやりとりが繰り広げられています。直接就職に結びつく場合もあります。

また、3年生には個別企業ごとの企業研究講座、4年生には学内企業説明会を随時実施しています。

◇就職相談室の利用

月～金曜日　8:50～17:50

就職相談室は教育棟2階にあります。キャリア支援課の職員は就職活動に関するいろいろなノウハウや、求人企業情報についての知識を持っておりますので、気軽に質問や相談をして下さい。

キャリアカウンセラーが毎週月・木、新卒応援ハローワークのジョブサポーターが毎週水の午後就職相談を行っています。

利用者は4年生に限っていませんので、1～3年の学生も大いに利用して下さい。

◇求人企業資料の利用

希望する会社の資料がない場合でも、相談室に備えてある全国から取り寄せたガイドブック、会社年鑑等により殆どの企業検索が可能ですので、遠慮なく申し出て下さい。

参考資料として履歴書や手紙の書き方や電話のかけ方、小論文の書き方などの参考本や、公務員試験や一般常識の問題集も用意してあります。これらの参考資料は貸し出しも行っておりますので活用して下さい。

◇その他資料

相談室では本学に求人を寄せてくれる会社の求人票や案内パンフレットが地域別・50音別にファイルにまとめられていて自由に閲覧できます。

また、過去に先輩が受験した企業については受験報告書が個別のファイルの中に一緒に綴ってありますので、出題の傾向把握や受験対策に活用して下さい。

なお、インターネットを利用した「求人NAVI」を利用して、学内や学外でも24時間、本学宛に寄せられた最新の求人情報を、地域や業種別に検索することが出来ます。

資格取得について

◇資格取得について

現在の社会では、高度で専門的な知識や技術を持つスペシャリストの需要はますます高まっています。自分の可能性をさらに広めるためにも、早めに目標をもち積極的にチャレンジしましょう。

◇主な国家資格について

本学の該当学科において、在学中に所定の単位を修得することによって資格が得られたり、卒業することによって受験可能な資格や試験科目の免除等となる主な国家資格、及び免許は次のとおりです。なお、取得条件については個々に確認が必要なもの、また、変更される場合がありますので必ず問合せ先に確認を行って下さい。

	資格名	理工学部				情報学部		取得条件等	所轄省庁 問合せ先
		機械工学科	電気電子工学科	物質生命科学科	建築学科	コンピュータシステム学科	情報デザイン学科		
所定科目を単位取得し卒業すれば得られるもの	毒物劇物取扱責任者			○				物質生命科学科において、化学に関する科目 P122 を 28 単位以上修得して卒業した者。化学に関する科目は学務課に確認すること。	・厚生労働省 ・静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課
	食品衛生管理者			○ ※				物質生命科学科バイオ食品化学コースにおいて指定された科目 P123 を４０単位以上取得し卒業した者。※物質生命学科　バイオ食品化学コースのみ取得可	・静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課
試験科目の一部が免除されるもの	電気通信主任技術者		○					電気電子工学科において、関連科目 P125 を修得して卒業した者は、申請により電気通信システムの試験科目を免除される。	・総務省 ・電気通信国家試験センター
	火薬類製造保安責任者	○ ※	○ ※	○	○	○	○	大卒者は一般教養科目が免除。 ※機械・電子卒業者は機械・電気工学大要についても免除される。	・経済産業省 ・(社）全国火薬類保安協会
所定科目を単位取得し卒業すれば、受験資格が得られるもの	甲種危険物取扱者			○				物質生命科学科を卒業した者。または大学において化学に関する授業科目 15 単位以上修得した者。	・総務省 ・(財）消防試験研究センター
	甲種消防設備士	○	○	○ ※	○			機械工学科・電気電子工学科、建築学科を卒業した者。※物質生命科学科においては指定された科目を 15 単位修得した者。	・消防庁 ・(財）消防試験研究センター
卒業後、講習を受講すれば得られる資格	衛生工学衛生管理者	○	○	○	○	○	○	大学で工学、理学の課程を修めた者。協会の講習（5 日間）を受講し修了試験に合格した者。	・厚生労働省 ・各地労働基準局 ・中央労働災害防止協会
	廃棄物処理施設技術管理者	○	○	○	○	○	○	大学で理学または工学の課程を卒業した者、かつ、卒業後の廃棄物処理実務経験が３年以上の者で、４日間の【管理課程】を修了した者。	・厚生労働省 ・(財）日本環境衛生センター
卒業後、実務経験を経て得られる資格	電気主任技術者		○					電気電子工学科の電子制御・エネルギーコースにおいて関連科目を修得して卒業した者。関連科目については P124 を確認すること。	・経済産業省中部近畿産業保安監督部電力安全課
	ボイラー・タービン主任技術者（第１種・第２種）	○ ※	○	○	○	○	○	大学卒業後、第１種 10 年以上、第２種５年以上の実務経験を有する者。※機械工学科の場合、卒業後第１種６年以上、第２種３年以上の実務経験を有する者。	・経済産業省中部近畿産業保安監督部電力安全課

卒業後、実務経験を経て講習を受講すれば得られる資格	特定建築物調査員	○	○		○			機械工学科、電気電子工学科、建築学科を卒業後、建築に関する実務経験２年以上の者。	・国土交通省 ・(財）日本建築防災協会
	建築設備検査員	○	○		○			機械工学科、電気電子工学科、建築学科を卒業後、建築設備に関する実務経験２年以上の者。	・国土交通省 ・(財）日本建築設備・昇降機センター
	昇降機等検査員	○	○		○ ※			大学（機械工学、電子工学）を卒業後、昇降機または遊戯施設に関する実務経験２年以上の者。※建築学科は実務経験３年以上の者。	・国土交通省 ・(財）日本建築設備・昇降機センター
卒業後、実務経験を積めば受験資格を得られる資格	３級自動車整備士	○						大学の機械工学に関する学科を卒業後、６ヵ月以上の実務経験者。	・国土交通省 ・地方運輸局
	１級建設機械施工技士	○	○	○ ※	○	○ ※	○ ※	機械工学科、電気電子工学科、建築学科の卒業者は実務経験３年以上。※他の学科の卒業者は４年６ヶ月以上の実務経験を有する者。	・国土交通省 ・(社）日本建設機械施工協会
	１級管工事施工管理技士	○	○	○ ※	○	○ ※	○ ※	機械工学科、電気電子工学科、建築学科の卒業者は実務経験３年以上。※他の学科の卒業者は４年６ヶ月以上の実務経験を有する者。	・国土交通省 ・(社）全国建設研修センター
	１級電気工事施工管理技士	○	○	○ ※	○	○ ※	○ ※	機械工学科、電気電子工学科、建築学科の卒業者は実務経験３年以上。※他の学科の卒業者は４年６ヶ月以上の実務経験を有する者。	・国土交通省 ・(財）建設業振興基金試験研修本部
	衛生管理者（第１種・第２種）	○	○	○	○	○	○	大学卒業後、労働衛生に関する実務経験１年以上の者。	・厚生労働省 ・(財）安全衛生技術試験協会
	ガス溶接作業主任者	○	○	○				大学で工学または化学に関する学科を卒業後、１年以上ガス溶接等の業務に従事した経験を有する者。	・厚生労働省 ・(財）安全衛生技術試験協会
	労働衛生コンサルタント	○	○	○	○	○	○	大学の理科系の学科を卒業後、衛生の実務経験５年以上の者。	・厚生労働省 ・労働基準局 ・(財）安全衛生技術試験協会
	労働安全コンサルタント	○	○	○	○	○	○	大学の理科系の学科を卒業後、安全の実務経験５年以上の者。	・厚生労働省 ・労働基準局 ・(財）安全衛生技術試験協会
	作業環境測定士（第１種・第２種）	○	○	○	○	○	○	第１種・第２種ともに、大学の理科系学科を卒業後、労働衛生の実務経験１年以上、その他の学科卒業者は実務経験３年以上の者。	・厚生労働省 ・(財）安全衛生技術試験協会
所定科目を単位取得し卒業後、厚生労働大臣や知事に任命されたもの	食品衛生監視員			○ ※				物質生命科学科バイオ食品化学コースにおいて指定された科目を４０単位以上取得し卒業したもの。ただし、公務員（国や地方自治体等行政職員）であること。※物質生命学科　バイオ食品化学コースのみ取得可	・静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

◇その他の資格について

前述の資格だけでなく、国家資格の中でも情報処理技術者のように受験の制限がないものや、民間の資格の中でも実用英語技能検定や TOEIC などの公的な価値がとても高い資格もあります。自分の将来を見つめ、目標を持ち必要と思われる資格があればどんどん挑戦しましょう。

◇資格取得支援講座の開講について

皆さんの資格取得などを支援するために、正規の授業とは別に、本学学生のみを対象とする格安な受講料金での課外講座を開いています。下記のような受験対策講座を実施しました。

各種資格試験受験対策講座

- TOEIC
- 基本情報処理技術者試験
- 3次元CAD利用技術者試験
- 危険物取扱者試験（乙４）
- 第２種電気工事士

上記の他、ISO14001内部監査員養成研修・初級プログラミング講座（VB）・ITパスポートなどの開催実績があります。

今後も皆さんの世界を広げるためにいろいろな講座を企画しています。是非勉学の目標の一つに組み入れて下さい。そして積極的に受講・受験し大いに自信をつけて下さい。

（問合せ・資料請求等はキャリア支援課まで）

◇その他

資格取得講座等の中には、まぎらわしい広告や誇大広告、また、高額な費用を請求する悪徳商法まがいのものもありますので気を付けて下さい。そして、自分の将来に必要があるないを含めしっかりした目的と意志をもち、資格に関する正しい知識と照らし合わせながら、トラブルに巻き込まれないようにしましょう。

◇履修科目指定が必要な資格と指定科目

「毒劇物取扱責任者」指定科目

毒劇物取扱責任者となりうる資格を有するには、本学物質生命科学科Ⅲ類の必修科目のうち、下表に定める化学に関する科目の中から、28 単位以上を取得していることが条件となります。

		科　目　名	必修単位数	選択単位数
物質Ⅲ類	必修	基礎生化学	2	
		基礎無機化学	2	
		基礎有機化学	2	
		生化学	2	
		基礎分析化学	2	
		基礎物理化学	2	
		有機化学	2	
		無機化学	2	
		有機合成化学	2	
		物理化学	2	
		高分子化学	2	
	選択	生命化学実験1		3
		生命化学実験2		3
		量子化学		2
		生物有機化学		2
		化学工学		2
合計単位数			22	12

「甲種危険物取扱者」指定科目

物質生命科学科を卒業した者、もしくは本学に在籍し化学に関する下記科目１５単位以上修得した者は受験資格が得られる。

化学に関する科目には以下の科目があてはまる。

①Ⅱ類

環境化学

②Ⅲ類

物質生命科学概論、基礎化学、基礎生化学、基礎無機化学、基礎有機化学、生化学、基礎分析化学、基礎物理化学、有機化学、無機化学、機器分析、有機合成化学、物理化学、物質生命科学実験、高分子化学、生命化学実験1、生命化学実験2、環境新素材実験１、環境新素材実験２、量子化学、バイオマテリアル、生物有機化学、化学工学

「甲種消防設備士」指定科目

機械工学科、電気電子工学科は指定科目なし。卒業すれば受験資格が得られる。

物質生命科学科は工業化学に関する科目を１５単位以上取得して卒業した者は受験資格が得られる。工業化学に関する科目には以下の科目があてはまる。

問合せ先：財団法人消防試験研究センター静岡県支部

①Ⅱ類

工業材料とその性質

②Ⅲ類

化学構造概論、基礎分析化学、機器分析、有機化学、無機化学、有機合成化学、高分子科学、化学工学

「食品衛生管理者」指定科目

（17 年度以降入学生用）

本学物質生命科学科・バイオ食品化学コースにおいて指定科目（下表）を４０単位以上取得し卒業した者は「食品衛生管理者」となりうる資格を有します。

			科　目　名	必修単位数	選択単位数
Ⅲ類	必修		基礎生物学	2	
			基礎化学	2	
			基礎生化学	2	
			基礎分析化学	2	
			基礎無機化学	2	
			基礎有機化学	2	
			基礎物理化学	2	
			機器分析	2	
			有機化学	2	
			無機化学	2	
			高分子化学	2	
			生化学	2	
	コース必修	バイオ食品化学コース	微生物学		2
			遺伝子工学		2
			環境微生物学		2
			食品醸造加工学		2
			食品衛生学		2
			生命化学実験１		3
			生命化学実験２		3
計				24	16

※上記の指定科目を取得する際において、編入等により単位認定された科目がある場合は資格認定されません。

「食品衛生監視員」

指定科目については、「食品衛生管理者」と同様の科目。

ただし卒業後、公務員（国や地方自治体等行政職員）であるとともに、厚生労働大臣や知事に任命されたものが「食品衛生監視員」となります。

「電気主任技術者」指定科目

本学電気電子工学科の『電気工学コース』において、関連科目（下表）をすべて修得して卒業した者は、所定の実務経験を積むことにより、申請により国家資格である「電気主任技術者」資格の交付を受けることができます。

問合せ先：　中部近畿産業保安監督部電力安全課

区　分	学　科　目	単位数		
		年次	期	単位
①電気電子理論	電気回路学１	1	前	2
	電気回路学演習	1	前	1
	電気回路学２	1	後	2
	電気回路学３	2	後	2
	電子計測	2	前	2
	電磁気学１	2	前	2
	電磁気学２	2	後	2
	基礎半導体工学	1	後	2
	電子回路学１	2	前	2
	電子回路学演習	2	前	1
	電子回路学２	2	後	2
	計			20
②電力発生輸送	電力システム	3	後	2
	電気・電子材料	3	後	2
	エネルギー伝送	3	後	2
	電気法規	2	後	2
	高電圧工学	3	前	2
	計			10
③電気利用等	電気機器	3	前	2
	電子制御工学	3	前	2
	パワーエレクトロニクス	3	後	2
	光エレクトロニクス	2	後	2
	電気応用	3	後	2
	マイクロプロセッサ応用	3	前	2
	通信システム	3	後	2
	計			14
④実験・実習	電気電子基礎実験	2	後	2
	応用電気工学実験	3	後	3
	電気電子工学実験	3	前	3
	計			8
⑤設計・製図	電気機器設計	3	後	2
	計			2
	合計			54

※電気主任技術者用の単位取得証明には、経済産業省が定める「電気主任技術者用単位取得証明書」が必要となります。
発行は学務課で行います。

※電気主任技術者資格取得の申請に要する実務経験年数は、第三種 1 年、第二種 3 年、第一種 5 年と定められています。

「電気通信主任技術者」資格指定科目

本学電気電子工学科において、関連科目の単位を下表のとおり修得して卒業した者は、申請により試験科目（1. 電気通信システム、2. 専門的能力、3. 伝送交換設備及び設備管理、4. 線路設備及び設備管理、5. 法規）のうち、「1. 電気通信システム」の試験科目を免除されます。

問合せ先：　電気通信国家試験センター

規則に定められた科目		学　科　目	単位数	備　　考
基礎専門教育科目	数学	微分積分／演習	3	微分積分／演習を必ず修得すること
		フーリエ解析・ラプラス変換	2	
	物理学	物理学1	2	左記科目修得
		物理学2	2	
	電磁気学	電磁気学１	2	左記科目修得
		電磁気学２	2	
	電気回路	電気回路学１	2	左記科目のうち２科目以上修得
		電気回路学演習	1	
		電気回路学２	2	
		電気回路学３	2	
	電子回路	電子回路学１	2	左記科目のうち２科目以上修得
		電子回路学演習	1	
		電子回路学２	2	
	デジタル回路	ディジタル信号処理	2	左記科目のうち１科目以上修得
		論理回路	2	
	情報工学	プログラミング入門	1	左記科目のうち１科目以上修得
		コンピュータ構成概論	2	
	電気計測	電子計測	2	左記科目修得
		電気電子基礎実験	2	
専門教育科目	伝送線路工学	情報伝送理論	2	左記科目修得
	交換工学	ネットワーク工学	2	
	電気通信システム	通信システム	2	

※免除となる試験科目は、「電気通信システム」です。

※適用年月欄「年月」は、適用年月以降において発行される科目履修証明書が有効となります。

インターンシップ

◇インターンシップとは

教育の一環として学生が企業において行う実習、研修的な就業体験です。
主に夏休みを利用し企業に赴き、平均２週間程度の実習を受けます。

◇インターンシップで得られること

①高い職業意識を持つことが出来ます。
②自立心や責任感を養成することが出来ます。
③学習意欲や目的意識を高めることが出来ます。
④最新の製品や技術に触れることが出来ます。
⑤企業に対する理解が深まります。
⑥企業の求める人材がどのようなものかを知ることが出来ます。
⑦将来の職業選択や就職選択の際に実習の経験が大変役立ちます。

◇アルバイトとの違いについて

アルバイトの場合、簡単にできる軽労働が主体です。それは、企業の目的が職務の遂行にあるからです。そこから学生の皆さんが得られるものは、報酬以外にはそう多くありません。
一方、インターシップの場合、企業の目的は産学連携による人材育成です。多くの企業で研修プログラムが用意されています。
研修を通じて自分の将来について考える機会が数多くあるはずです。

◇受け入れ企業等について

過去３年間の実績では、静岡県西部を中心に、輸送機器関連、一般機械関連、電気電子関連、化学関連、食品関連など、多種多様な企業、また、行政機関関係などが実習生を受け入れて下さいました。
受け入れ企業等については、別途連絡を致します。

◇単位取得について

『インターンシップ』を履修登録し、規定の要件を満たした場合には単位が付与されます。
なお、この科目は全学科対象、２年・３年開講科目です。また、履修登録については、各科目の講義要項を必ず参照して下さい。
（問合せ先：キャリア支援課）

大学院進学について

◇大学院進学

現代のハイレベルな技術社会にあっては、高度な技術者の要請がますます強くなっていくと思われます。学部４年間は基礎的な学力の上に立って専門分野を修得するのですが、高度な科学技術に対応するには、大学院での研鑽が必要になります。

大学院進学を希望する場合は、何よりも優秀な学業成績を修めること、そして、それに伴った実力をいつでも発揮できるようにしなければなりません。

本学の大学院は平成８年４月に開学しました。次ページの本学大学院概要を参考にして下さい。詳細についてはキャリア支援課、学務課もしくは卒業研究指導教員に相談して下さい。

他大学の大学院を目指す場合は、それぞれの大学院の特色を把握して勉強しなければなりませんので、２年生終了頃から対処する必要があります。

◇専攻・定員

理工学研究科　修士課程

システム工学専攻：入学定員 15 名
材料科学専攻　　：入学定員 10 名

◇学位

修了者に与えられる学位は次のとおりです。
修士 (理工学) または修士 (技術経営)

◇専攻について

●システム工学専攻

機械工学的分野、電気電子工学的分野、情報科学分野及びシステム制御分野の基礎の教育に重点を置くとともに、各分野の有機的な関連性を理解させ、広い応用分野に対応できる総合的な技術者を養成します。

●材料科学専攻

種々の材料の物理的及び化学的基礎の教育に重点を置くとともに、工学的な応用を目的とする材料の評価・設計と電子工学・バイオサイエンスへの具体的な応用に関する事項についても教育を行います。これらの教育を有機的に関連づけることにより、材料科学の基礎から応用に至る総合的な理解を持つ科学者・技術者を養成します。

◇入学試験 (平成29年度予定)

『学内推薦試験』
『授業料給費型奨学生試験』
試験日：６月 中旬
出願資格：本学卒業見込で成績優秀な者 (※ 1)。学科の推薦が必要。

『一般 1 次試験』
試験日：８月 下旬
出願資格：大学卒業者及び卒業見込み者等。

『一般２次試験』
試験日：２月 下旬
出願資格：大学卒業者及び卒業見込み者等。

『スキップ入試 (学部 3 年生対象の特別選考)』
試験日：2 月 下旬
出願資格：本学 3 年次に在籍し成績優秀な者 (※ 1)。学科の推薦が必要。

『本学卒業生対象推薦試験』
試験日：2 月 下旬
出願資格：本学を卒業した者。卒業学科の推薦が必要。

・その他試験
『転入学』『再入学』『編入学』『社会人特別入試』

※ 1 出願資格の詳細は入試広報推進課に確認すること。
※ 2 入試要項は年度によって変更します。試験日、選考方法等は受験予定の年度の要項で必ず確認すること。

研究生・科目等履修生・聴講生制度等

◇研究生

大学または大学院卒業後、さらに特定の研究課題について研究を希望する人に対する進路として、研究生制度があります。

学部研究生は大学卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められた者、大学院研究生は大学院を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者について、選考の上許可されることがあります。

研究生を希望する者は、学務課に相談してください。

◇科目等履修生

一授業科目または複数の授業科目について単位修得を希望する人に対して、科目等履修生制度があります。

学部科目等履修生は高校卒業者またはこれと同等以上の学力があると認められた者、大学院科目等履修生は大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者について、選考の上、許可されることがあります。

科目等履修生を希望する人は、学務課に相談してください。

なお、出願期間は前期受講の場合、前年度の２月末まで。後期受講の場合は、８月末までとなっています。

◇聴講生

単位修得を目的としないで授業を受ける制度です。科目の履修を希望する場合、選考の上聴講生として許可されることがあります。

聴講生を希望する人は、学務課に相談してください。

◇「大学評価・学位授与機構」が行なう学位授与制度

大学評価･学位授与機構は、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対する学位授与の途を開くなどの業務を行っている国の機関です。

その大学評価・学位授与機構がおこなっている学位授与制度の概要は、『この制度を利用して学士の学位を取得するためには、大学に２年以上在学し 62 単位以上修得した者などの「基礎資格」を有することが必要です。

申請者は基礎資格を取得するための学修に加え、大学の科目等履修生制度等を利用した学修で所定の単位を修得します。

申請者は４年間以上の学修により所定の単位を修得するとともに、学修成果（レポートの提出等）を作成し機構に提出し、試験を受けることになります。

機構は①修得単位の審査、②学修成果・試験の審査により申請者への学位授与の可否を判定します。』というものです。

なお、申請に関する規則や日程は例年少しずつ変わりますので、申請にあたっては必ずその年度の申請書類を確認使用してください。

また、申請手続きは複雑ですので、必ず申請を希望するものは、大学評価・学位授与機構に問い合わせて下さい。

「大学評価・学位授与機構」ホームページアドレス　http://www.niad.ac.jp/

規則集一覧表

1．静岡理工科大学学則
2．静岡理工科大学の教育研究上の目的に関する規程
3．学生納付金納付規程
4．静岡理工科大学履修規則
5．大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の単位認定に関する取扱い規則
6．静岡理工科大学成績優秀者表彰規程
7．静岡理工科大学卒業生表彰規程
8．静岡理工科大学給費型奨学生要綱
9．静岡理工科大学在学生選抜給費型奨学生要綱
10．静岡理工科大学学生表彰規程
11．静岡理工科大学緊急援助奨学生規程
12．不正行為者の処分に関する内規
13．静岡理工科大学学生規則
14．ものづくり活動推進会議規則
15．クラブ連合委員会規約
16．静岡理工科大学サークル部室使用規則
17．学生の車両通学に関する規則
18．静岡理工科大学トレーニングルーム学生利用規則
19．静岡理工科大学附属図書館利用規則
20．静岡理工科大学就職斡旋規程
21．静岡理工科大学科目等履修生規則
22．静岡理工科大学聴講生規則
23．静岡理工科大学研究生規則
24．静岡理工科大学委託研究生規則
25．静岡理工科大学外国人留学生規則
26．静岡理工科大学編入学取扱規則
27．静岡理工科大学再入学取扱規則
28．静岡理工科大学学生懲戒規程

静岡理工科大学学則

平成 2年12月 21日 制定　平成16年 2月 24日 改正
平成 3年 9月 19日 改正　平成16年 9月 27日 改正
平成 4年 2月 28日 改正　平成17年 2月 25日 改正
平成 4年 9月 25日 改正　平成18年 2月 23日 改正
平成 5年 9月 18日 改正　平成18年12月 13日 改正
平成 6年 5月 23日 改正　平成19年 2月 23日 改正
平成 6年 9月 30日 改正　平成19年 5月 31日 改正
平成 7年 3月 27日 改正　平成19年 9月 27日 改正
平成 7年 6月 20日 改正　平成20年 2月 21日 改正
平成 7年 9月 26日 改正　平成21年 2月 20日 改正
平成 8年 2月 27日 改正　平成21年 5月 26日 改正
平成 8年 9月 25日 改正　平成22年 2月 22日 改正
平成 9年 2月 26日 改正　平成22年 5月 25日 改正
平成 9年10月 9日 改正　平成23年 2月 22日 改正
平成10年 4月 13日 改正　平成23年 5月 24日 改正
平成10年 6月 30日 改正　平成24年 2月 24日 改正
平成10年10月 13日 改正　平成25年 2月 25日 改正
平成11年 9月 22日 改正　平成25年 5月 28日 改正
平成11年11月 8日 改正　平成26年 2月 24日 改正
平成12年 2月 23日 改正　平成26年 5月 27日 改正
平成12年 5月 31日 改正　平成27年 2月 20日 改正
平成13年 2月 26日 改正　平成28年 2月 26日 改正
平成13年10月 2日 改正　平成28年 5月 26日 改正
平成14年 9月 24日 改正　平成28年 9月 27日 改正
平成15年 9月 29日 改正　平成29年 2月 28日 改正

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　本学は、学校教育法及び教育基本法に基づき、科学・技術に関する学術を研究教授し、国際的視野と技術者としての使命感を持った向上心溢れる人材の育成、及び実践的創造的研究により社会に貢献することを目的とする。

２　学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

（名　　称）

第２条　本学は、静岡理工科大学と称する。

（所 在 地）

第３条　本学は、静岡県袋井市豊沢２２００番地の２に置く。

第２章　学部、学科組織及び収容定員

（学部、学科及び収容定員）

第４条　本学に次の学部を置く。

理工学部
情報学部

２　各学部に置く学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	75名	300名
	電気電子工学科	65名	260名
	物質生命科学科	60名	240名
	建築学科	50名	200名
	計	250名	1,000名
情報学部	コンピュータシステム学科	50名	200名
	情報デザイン学科	70名	280名
	計	120名	480名
合　計		370名	1,480名

第３章　大学院

（大 学 院）

第５条　本学に大学院を置く。

２　大学院に関する学則は、別に定める。

第４章　修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第６条　本学の修業年限は４年とする。

（在学期間）

第７条　在学期間は、８年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

２　編入学者・転入学者の在学期間は別に定める。

（学　　年）

第８条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期及び１年間の授業時間）

第９条　学年を次の２学期に分ける。

前期　　４月１日から　　９月３０日まで
後期　　１０月１日から翌年３月３１日まで

ただし、学長は、前期･後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、３５週にわたることを原則とする。

（休 業 日）

第１０条　休業日は次のとおりとする。

１）日曜日
２）国民の祝日に関する法律に規定する休日
３）春期休業日　　３月２１日から　　４月７日まで
４）夏期休業日　　７月２１日から　　９月７日まで
５）冬期休業日　　１２月２１日から翌年１月７日まで

２　前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

３　学長は必要により、第１項に定める休業日の変更及び臨時の休業日の設定ができる。

第５章　入学・退学・転学・留学・休学・転科及び除籍

（入学の時期）

第１１条　入学の時期は学年の始めとする。

ただし、特別の事由があると認められる場合は、後期の始めに入学させることができる。

（入学の資格）

第１２条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

１）高等学校を卒業した者
２）通常の課程により１２年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者
３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
４）文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
５）文部科学大臣の指定した者
６）大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
７）その他、相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）
第１３条　前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に別表３に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。
（入学者の選考）
第１４条　前条の入学志願者について選考を行う。
（編 入 学）
第１５条　次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。
１）大学を卒業した者
２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
３）大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
４）専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第１３２条に規定する者
（再 入 学）
第１６条　本学に一定期間在学した者で本学に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。
（転部・転科及び本学への転入学）
第１７条　本学の学生であって、他の学部に転部又は所属学部の他の学科に転科を志願するものに対しては、選考の上、許可することがある。
２　他の大学の学生であって本学に転入学を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。
３　前２項の規定により、転部・転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については教授会の議を経て学長が決定する。
（入学手続及び入学許可）
第１８条　選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続を完了しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（退学、他の大学への転入学）
第１９条　学生が退学又は他の大学に転入学しようとするときは、その理由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転入学願を提出し、許可を受けなければならない。
（留　　学）
第２０条　本学の学生であって外国の大学で学修することを志願する者は、許可を受けて留学することができる。
２　前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。
（休　　学）
第２１条　疾病その他の事由により、引き続き２ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。
２　疾病による事由の場合には、診断書を提出しなければならない。
３　疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。
（休学期間）
第２２条　休学期間は１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間の延長を認めることができる。
２　満了の場合又は休学期間中であっても、その理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。
３　休学期間は、通算して２年を超えることができない。
４　休学期間は、これを在学期間に算入しない。
（除　　籍）
第２３条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。
１）第７条に定める在学期間を超えた者
２）第２２条第３項に規定する期間を超えた者
３）死亡又は行方不明の者
４）授業料等学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第６章　教育課程及び履修方法

（授業科目の区分）
第２４条　授業科目を、Ⅰ類（人間・文化科目）、Ⅱ類（共通専門基礎科目）、Ⅲ類（学科専門科目）、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目に分ける。
２　前項に規定する科目のほか、必要に応じて特別科目を置くことができる。
（授業科目の種類、単位数）
第２５条　Ⅰ類（人間･文化科目）、Ⅱ類（共通専門基礎科目）、Ⅲ類（学科専門科目）の授業科目及び単位数は、別表１－１に定めるところによる。
（履修方法）
第２６条　学生は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類の授業科目を履修し、各類の合計１２４単位以上を修得しなければならない。ただし、各類の最低履修単位数は次のとおりとする。

学　部	学　科	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類
理工学部	機械工学科	32 単位	24 単位	58 単位
	電気電子工学科	26 単位	22 単位	52 単位
	物質生命科学科	26 単位	16 単位	70 単位
	建築学科	22 単位	16 単位	71 単位
情報学部	コンピュータシステム学科	30 単位	19 単位	56 単位
	情報デザイン学科	30 単位	19 単位	56 単位

２　前項に規定する各授業科目の履修方法は、別に定める。
（教職課程）
第２６条の２　教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、前条に規定する単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本学において所要資格を得ることができる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学　部	学　科	教育職員免許状の種類	教科
理工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	物質生命科学科	高等学校教諭一種免許状	理科
情報学部	コンピュータシステム学科	高等学校教諭一種免許状	情報
			数学

３　教職に関する科目と教科又は教職に関する科目の授業科目及び単位数は、別表１－２に定めるところによる。
４　教育職員免許状授与の所要資格を取得するための各授業科目の履修方法は、別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第２７条　教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）
第２８条　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
２　前項により単位を与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第２９条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなすことができる。
２　学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修については、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて６０単位を超えないものとする。

第７章　成績評価及び単位認定

（単位認定・成績評価）
第３０条　授業科目を履修し、その試験、論文等に合格した者には単位を与える。
２　試験・論文等の成績の評価は、次のとおりとする。
１）評価は、秀・優・良・可・不可又は合格・不合格の評語をもって表す。
２）前号の評語のうち、秀・優・良・可は合格とする。
（単位の計算方法）
第３１条　各授業科目の単位数は、１単位の授業時間を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間に必要な学修等を考慮して、次の各号により単位数を計算する。
１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

第８章　卒業及び学位の授与

（卒　　業）
第３２条　本学に４年以上在学し、第２６条に規定する単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。
２　卒業の認定は学年の終りに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者については、次年度の前期終りにこれを行うことができる。
３　学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
（学位の授与）
第３３条　卒業生には、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

理工学部	機械工学科	学士（工学）
	電気電子工学科	学士（工学）
	物質生命科学科	学士（理学）
	建築学科	学士（工学）
情報学部	コンピュータシステム学科	学士（情報学）
	情報デザイン学科	学士（情報学）

第９章　学生納付金

（学生の納付金）
第３４条　本学の学生納付金は、別表２－１及び別表２－２に定める額とする。
２　学生納付金は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。
３　本学において特別の理由があると認められた者は、前項の規定にかかわらず分納又は延納を認めることがある。
４　第１項の規定にかかわらず、本学において特に必要と認めた場合、学生納付金の減免を行うことができる。なお、学生納付金の減免に関する規則は、別に定める。
（退学等の場合の納付金）
第３５条　退学者・転学者又は停学中の者は、当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。
（休学した場合の納付金）
第３６条　前期又は後期の中途で休学若しくは復学した者は、休学又は復学した当該期の学生納付金を指定の期日までに全額納入しなければならない。
２　休学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期は100,000 円、年間の場合は 200,000 円を施設維持費として納入しなければならない。
（学生納付金の返還）
第３７条　既納の学生納付金は、返還しない。
２　前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料について返還することがある。
３　前項の返還に関する手続きは、別に定める。
（実験実習費）
第３８条　実験及び実習に要する費用は別に徴収することがある。

第１０章　賞　　罰

（表　　彰）
第３９条　本学学生で品行、学業のとくに優秀な者は、これを表彰することがある。
（懲　　戒）
第４０条　本学学生で本学の諸規則に反し秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。
懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。
２　前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。
１）性行不良で改善の見込みがないと認められた者
２）正当な理由なく出席しない者
３）学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反したと認められた者

第１１章　科目等履修生・聴講生・研究生・委託研究生及び外国人留学生

（科目等履修生及び聴講生）
第４１条　本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生又は聴講生として履修を許可することがある。

２　科目等履修生及び聴講生に関する規則は、別に定める。

（研 究 生）

第４２条　本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育及び研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関する規則は別に定める。

（委託研究生）

第４３条　公共機関その他から委託研究生として受け入れの申し出があるときは、別に定めるところにより、選考の上これを許可することがある。

２　委託研究生に関する規則は、別に定める。

（外国人留学生）

第４４条　外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する規則は別に定める。

第１２章　教職員及び運営組織

（教職員の種類）

第４５条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置き、必要に応じて特命教員、客員教員、その他の教職員を置くことができる。

２　本学に学部長、学科長、学生部長、図書館長、その他の職を置く。

３　教職員に関する規則は別に定める。

（教 授 会）

第４６条　本学に理工学部及び情報学部による全学教授会（以下「教授会」という。）を置き、学長、専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その他の教職員も出席することができる。

３　教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

１）学生の入学、卒業及び課程の修了
２）学位の授与
３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

４　教授会は、前項に掲げるもののほか、学長の求めに応じて教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

５　教授会の運営に関する必要な事項、並びに、本条第３項第３号における学長が定める事項は別に定める。

（大学評議会）

第４７条　本学に大学評議会を置き、次の各号に掲げる大学評議会評議員をもって組織する。

１）学長
２）学部長
３）学科長
４）統括
５）大学担当理事
６）事務局長

２　前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、大学評議員以外の者を出席させることができる。

３　大学評議会は、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。

１）教育、研究に関する基本方針の策定
２）教員人事に関する事項
３）学内規程の制定改廃に関する事項
４）学内組織の設置、改廃に関する事項
５）施設、設備の整備に関する事項
６）教育、研究経費の支出に関する事項
７）その他大学の管理運営に関する重要事項

４　大学評議会の運営に関し必要な事項は別に定める。。

第１３章　研究所、センター、付属図書館

（研究施設）

第４８条　本学に研究所を置き、他団体との共同研究及び特定課題の研究を推進する。

２　研究所に関する規則は別に定める。

（センター）

第４９条　本学に次のセンターを置く。

（１）工作センター
（２）やらまいか創造工学センター
（３）先端機器分析センター
（４）情報センター
（５）教育開発センター
（６）国際交流センター

２　センターに関する規則は、別に定める。

（付属図書館）

第５０条　本学に付属図書館を置く。

２　付属図書館に関する規則は、別に定める。

第１４章　社会人講座

（社会人講座）

第５１条　本学は、社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、必要に応じ社会人講座を開設する。

２　社会人講座に関する規則は別に定める。

附　　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成３年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成５年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成６年６月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成６年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第23条、第24条及び別表1、第25条、第26条、第27条、第28条、第30条の規定は、平成8年度の入学生から適用し、平成7年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附　　則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附　　則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成11年4月1日から施行する。
ただし、第13条については、平成10年11月1日から適用する。

2　平成11年4月1日から知能情報学科の学生募集を停止する。
なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとし、教育課程に関する規定は従前によるものとする。

3　第4条の規定にかかわらず、平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間においては、学科名、入学定員、収容定員は次のとおりとする。

	平成11年度		平成12年度		平成13年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
機械工学科	80名	320名	80名	320名	80名	320名
電子工学科	80名	320名	80名	320名	80名	320名
情報システム学科	140名	140名	140名	280名	140名	420名
物質科学科	60名	240名	60名	240名	60名	240名
知能情報学科	0名	240名	0名	160名	0名	80名
合計	360名	1,260名	360名	1,320名	360名	1,380名

附　　則

1　この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第24条の別表1、第25条の規定は、平成12年度の入学生から適用し、平成11年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附　　則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第25条の別表1の規定は、平成13年度の入学生から適用し、平成12年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。

3　前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成12年度以前の入学生も履修できるものとする。

附　　則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。
ただし、第13条については、平成14年度入学志願者から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第4条の規定にかかわらず、電子工学科については平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

2　第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。

3　第13条の別表3、第37条については、平成14年10月　1日から適用する。

附　　則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。
ただし、第4条、第25条の別表1及び第33条の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。また、第4条の規定にかかわらず、物質科学科については当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　　則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附　　則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。
ただし、第25条の別表1の規定は、平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。
ただし、第25条の別表1の規定は、平成18年度入学生から適用し、平成17年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2　改正後の学則第4条、第13条の別表3、第17条、第24条第1項、第25条及び別表1、第26条、第33条の規定は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

3　平成20年4月1日から理工学部情報システム学科の学生募集を停止する。なお、当該学科は在学する者がいなくなるまで存続するものとする。

4　理工学部電気電子情報工学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

5　改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、各学部に置く学科、入学定員、編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	電気電子工学科	80名	3名	326名	80名	3名	326名	80名	2名	325名
	情報システム学科	0名	0名	420名	0名	0名	280名	0名	0名	140名
	物質生命科学科	60名	3名	246名	60名	3名	246名	60名	1名	244名
	計	220名	9名	1,318名	220名	9名	1,178名	220名	5名	1,034名

総合情報学部	コンピュータシステム学科	65名	0名	65名	65名	0名	130名	65名	2名	197名
	人間情報デザイン学科	75名	0名	75名	75名	0名	150名	75名	2名	227名
	計	140名	0名	140名	140名	0名	280名	140名	4名	424名
合　計		360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名	360名	9名	1,458名

附　　則

この学則は、平成１９年６月１日から施行する。
ただし、改正後の第３４条の別表２－１の規定は、平成２０年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
ただし、改正後の第２４条第１項、第２５条の別表１－１、第２６条の２の規定は、平成２０年度入学生から適用し、平成１９年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

この学則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
ただし、第２６条の２の別表１－２の規定は、平成２２年度入学生から適用し、平成２１年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　第２５条の別表１－１の規定は、平成２２年度入学生から適用する。
３　第２６条の２の第２項の規定は、平成２０年度入学生から適用する。また第２６条の２の別表１－２に定める数学科教育法Ⅰ・数学科教育法Ⅱは、平成２０年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
ただし、第１３条の別表３の規定は、平成２２年度入学志願者から適用する。

附　　則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　改正後の第２５条の別表１－１及び第２６条第１項の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。
３　改正後の第１３条の別表３の規定は、平成２５年度入学志願者から適用する。
４　改正後の第３４条の別表２－１の規定は、平成２５年度入学生から適用する。

附　　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　改正後の第３０条の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、実践ベンチャービジネス１及び実践ベンチャービジネス２については、平成２０年度入学生より履修できるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２５年６月１日から施行する。

附　　則

１　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の第１３条の別表３の規定は、平成２６年度入学志願者から適用する。
３　改正後の第２５条の別表１－１の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　改正後の第３４条の別表２－１の規定は、平成２７年度入学生から適用する。
３　前項の規定にかかわらず、平成２７年度における２年次以上の編入生、平成２８年度における３年次以上の編入生、並びに、平成２９年度における４年次編入生については、別表２－２の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附　　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
２　改正後の第２５条の別表１－１の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２９年　４月　１日から施行する。
２　総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称を、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に変更する改正に関しては、平成２９年４月１日現在において当該学部及び学科に在籍するすべての学生に適用するものとする。
３　改正後の第２５条の別表１－１、第２６条第１項、第２６条の２第２項及び第３３条の規定は、平成２９年度入学生から適用し、平成２８年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。ただし、前項に関わる総合情報学部及び総合情報学部人間情報デザイン学科の学部名称及び学科名称は、情報学部及び情報学部情報デザイン学科に読み替えて適用するものとする。
４　改正後の第４条第２項の規定にかかわらず、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間においては、入学定員、３年次編入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

学部	学科	平成29年度			平成30年度			平成31年度	
		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
理工学部	機械工学科	75名	2名	319名	75名	2名	314名	75名	307名
	電気電子工学科	65名	2名	309名	65名	2名	294名	65名	277名
	物質生命科学科	60名	1名	242名	60名	1名	242名	60名	241名
	建築学科	50名	−	50名	50名	−	100名	50名	150名
	計	250名	5名	920名	250名	5名	950名	250名	975名
情報学部	コンピュータシステム学科	50名	2名	249名	50名	2名	234名	50名	217名
	情報デザイン学科	70名	2名	299名	70名	2名	294名	70名	287名
	計	120名	4名	548名	120名	4名	528名	120名	504名
合計		370名	9名	1,468名	370名	9名	1,478名	370名	1,479名

附　　則

1　この学則は、平成２８年６月１日から施行する。

附　　則

1　この学則は、平成２８年１０月１日から施行する。

2　改正後の第１３条の別表３の規定は、平成２９年度入学志願者から適用する。

附　　則

1　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

2　改正後の第２５条の別表１－１及び第２６条第１項の規定は、平成２９年　度入学生から適用し、平成２８年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

静岡理工科大学の教育研究上の目的に関する規定

平成21年 6月 10日 制定　平成29年 3月 15日 改正
平成25年 1月 18日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規程は、静岡理工科大学学則第１条の規定に基づき、第４条に定める学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定める。
（理工学部）
第２条　理工学部では、豊かな人間性とものづくり・ことづくりに挑戦する力及び国際的視野を持ち、理工学分野（機械工学、電気電子工学、物質生命科学、建築学）における基礎・専門知識を身につけると共に、先進技術・技能を創造的に融合できる人材を養成することを目的とする。
２　機械工学科では、機械工学を構成する各分野の基礎原理を確実に理解し、それを実際の技術に応用でき、社会からの要請の大きい実践的技術力を身につけ、「自ら考え、作り、楽しむ」積極的な技術者を養成することを目的とする。
３　電気電子工学科では、電気、電子及び電磁気の基礎を確実に身につけ、これらの知識及び技術を活用して各種資格の取得及び主体的なものづくりを行い、社会的要請に応えられる能力を備えた技術者を養成することを目的とする。
４　物質生命科学科では、機能性材料、生体材料、遺伝子、食品などの基礎及び専門的な知識と分析技術を講義・実験・演習を通して実践的に修得し、新物質・新素材、環境とエネルギー、バイオテクノロジー、食品化学について理解し、環境・生活・生命・安全に関わる諸問題の解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。
５　建築学科では、建築計画・意匠、建築構造、建築環境の分野における基礎及び専門的な知識を身につけ、これらを統合した知識を活用して、気候、風土や文化などを活かした都市・建築空間の創造に寄与することができる人材を養成することを目的とする。
（情報学部）
第３条　情報学部では、豊かな人間性とものづくり・ことづくりに挑戦する力及び国際的視野を持ち、情報科学の専門知識と人間に対する理解をＩＣＴ（情報コミュニケーション技術）に生かし、他者との協働を主体的に実践しつつ、システムやコンテンツを創造できる人材を養成することを目的とする。
２　コンピュータシステム学科では、情報数理とコンピュータに対する深い理解を基盤として、まわりの社会と協調しつつ主体的に問題解決を図り、情報技術の提供やシステム開発を通して情報化社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。
３　情報デザイン学科では、人と社会に対する深い理解を基盤として、実際に人と社会に役立つ ICT の利活用を、実践の場で提案・対処・推進できる人材を養成することを目的とする。

附　　則
この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 24 年 11 月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

学生納付金納付規程

平成　3年　4月　1日 制定　平成15年　2月 13日 改正
平成　3年　9月 19日 改正　平成16年　9月 27日 改正
平成　4年　2月 28日 改正　平成19年　5月 31日 改正
平成　4年11月 18日 改正　平成19年　9月 27日 改正
平成　6年　3月　7日 改正　平成20年　2月 21日 改正
平成　6年10月　1日 改正　平成22年　5月 25日 改正
平成　7年12月 11日 改正　平成23年　6月 14日 改正
平成　8年　3月 13日 改正　平成24年　6月 18日 改正
平成　9年　2月 12日 改正　平成25年　2月15日 改正
平成　9年12月 10日 改正　平成26年　3月12日 改正
平成10年　2月 10日 改正　平成26年　5月27日 改正
平成11年　1月 13日 改正　平成27年　3月　5日 改正
平成12年　2月 14日 改正　平成27年　3月　5日 改正
平成13年　2月 26日 改正　平成28年　6月10日 改正
平成13年10月　2日 改正　平成28年10月　3日 改正
平成14年　9月 24日 改正

（目　　的）
第１条　学生納付金の納付は、静岡理工科大学学則及び静岡理工科大学大学院学則に定めるもののほか、本規程によるものとする。
（納 入 金）
第２条　本規程による学生納付金（以下「納付金」という。）は、入学金・授業料その他の納入金をいう。
２　納付金は、別表１－１、別表１－２及び別表１－３の額とする。
３　前項の規定にかかわらず、本学において特に必要と認めた場合、納付金の減免を行うことがある。なお、納付金の減免に関する規則は、別に定める。
（納　　期）
第３条　納付金の納入は前期及び後期の２期に分けて、次の期間に納入しなければならない。
前期納期　　４月５日～　４月２５日
後期納期　１０月５日～１０月２５日
２　入学を許可された者は、前項の規定にかかわらず、入学手続要項に定めた期日までに納付金を納入しなければならない。
（納入方法）
第４条　納付金の納入方法は、所定の納付書により指定する銀行への銀行振込みとする。
（納付金の延納）
第５条　在学生でやむを得ない理由により、第３条の納期に納付金を納入できない場合には、学長の許可を受けて延納することができる。
２　前項により延納を希望する者は、次の期日までに学費延納願（様式第１号）を、事務局学生事務部学務課を経由して、事務局総務部総務課に提出しなければならない。
前期分　　４月２５日
後期分　　１０月２５日
（延納許可期限）
第６条　延納を許可する期限は次のとおりとする。
前期分　　６月２５日
後期分　　１２月２５日
２　延納の再延納は許可しない。

（受験資格・証明書発行の停止）
第７条　納付金の納入期限又は延納期限までに完納しない者は、全学に掲示し、定期試験の受験資格並びに卒業を認めないほか、各種証明書の発行を停止する。
（除　　籍）
第８条　納付金の納入期限又は延納期限までに完納しない者で督促してもなお納付しないものは、学長の決裁後、保護者への通知をもって除籍とする。ただし、除籍日は納付金が最後に納入された学期の末日とする。
２　除籍された者は、学生としての一切の資格を失う。
（復　　籍）
第９条　前条により除籍された者で復籍を願い出る場合は、復籍願を提出し、納付金を納入しなければならない。
２　前項の復籍願い出の期間は、除籍後３０日以内とする。
（休学・留学・退学の納付金）
第１０条　休学・留学・退学を許可された場合は、当該学期に係る納付金は徴収する。
ただし、休学・留学が前期又は後期の全期間にわたる場合、当該期は 100,000 円、年間の場合は 200,000 円を施設維持費として納入しなければならない。
（復　　学）
第１１条　休学・留学中の者で、復学を許可された場合は、復学の日の属する当該学期の納付金を、復学の日より１か月以内に納付しなければならない。
２　休学・留学中の者で前条に定める当該学期に係る納付金は、前項の納付金の一部に充当する。
（編入学及び転入学の納付金）
第１２条　編入学及び転入学を許可された者の納付金は、別表１－１、別表１－２及び別表１－３に定めるところとする。
２　前項において入学日の属する当該学期の納付金は、入学手続要項に定められた期日までに納入しなければならない。
（留年者及び卒業延期者の納付金）
第１３条　単位未修得のため卒業を延期された者で、９月に卒業を認められた場合は、前期分を納入しなければならない。
（再入学の納付金）
第１４条　再入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学生と同額とする。
２　前項において、入学日の属する当該学期の納付金は、入学手続要項に定められた期日までに納付しなければならない。
（科目等履修生及び聴講生）
第１５条　科目等履修生及び聴講生として許可された者の納付金は、別表２に定めるところとする。
（研 究 生）
第１６条　研究生として許可された者の納付金は、別表２に定めるところとする。
２　納付金は、在学予定期間に応じ、各年度分を入学時又は４月に納付するものとする。
（委託研究生）
第１７条　委託研究生として許可された者の納付金は、別表２に定めるところとする。
（外国人留学生）
第１８条　外国人留学生として許可された者の納付金は、別表１－１、別表１－２及び別表１－３に定めるところとする。
（検定料及び審査料）
第１９条　検定料並びに編入学・転入学・再入学・科目等履修生・聴講生・研究生・委託研究生及び外国人留学生の許可に係る審査料等は、別表３に定めるところとする。

（納付金の返還）
第２０条　既に納入した納付金は、返還しない。
２　前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料について返還することがある。なお、入学辞退による授業料返還の申出期限は次の通りとする。
　　前期入学　３月３１日

附　　則
この規程は、平成３年４月１日より施行する。
但し、平成３年度においては、第３条第１項の納期のうち、後期納期を１０月１日～１０月３１日とする。

附　　則
この規程は、平成３年１０月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成４年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成５年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成６年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成６年１０月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成８年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成９年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１０年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１１年４月１日より施行する。
ただし、第１９条については、平成１０年１１月１日から適用する。
附　　則
この規程は、平成１２年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１３年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１４年４月１日より施行する。
ただし、第１９条については、平成１４年度入学志願者から適用する。

附　　則
この規程は、平成１４年１０月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１５年２月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１６年９月２７日より施行する。

附　　則
この規程は、平成１９年６月１日より施行する。
ただし、改正後の第２条第２項の別表１の規定は、平成２０年度入学生から適用する。

附　　則
この規程は、平成１９年１０月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

附　　則
この規程は、平成２２年４月１日より施行する。
ただし、第１６条の別表２及び第１９条の別表３の規定は、平成２２年度入学志願者から適用する。

附　　則
１　この規程は、平成２４年４月１日より施行する。
２　改正後の第１８条の別表１－１の規定は、平成２５年度入学生から適用する。
３　改正後の第１８条・第１９条の別表３の規定は、平成２５年度入学生から適用する。

附　　則
１　この規程は、平成２５年４月１日より施行する。
２　改正後の第１８条の別表１－２の規定は、平成２５年度入学生から適用する。

附　　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の第２条の別表１－２並びに第１５条の別表２の規定は、平成２６年度入学生から適用する。
３　改正後の第１９条の別表３の規定は、平成２６年度入学志願者から適用する。

附　　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
２　改正後の第２条第２項の別表１－１の規定は、平成２７年度入学生から適用する。
３　前項の規定にかかわらず、平成２７年度における２年次以上の編入生、平成２８年度における３年次以上の編入生、並びに、平成２９年度における４年次編入生については、別表２－２の規定を準用するものとし、再入学生についても同様とする。

附　　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
２　改正後の別表１－３の規定は、平成２７年度入学志願者から適用する。

附　　則
この規程は、平成２８年６月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２８年１０月１日から施行する。
２　改正後の第１９条の別表３の規定は、平成２９年度入学志願者から適用する。

別表１－１（学部生）

	平成 12 年度～26 年度入学生	平成 27 年度以降入学生
	円	円
入学金 (*1　高・大一貫) (*2　法人内高校生) (*3　法人内専門学校編入生) (*4　浙江省推薦学生) (*5　浜松日本語学院推薦学生)	―	300,000 (*1　0) (*2　150,000) (*3　0) (*4　100,000) (*5　0)
授業料	1,225,000	1年次　1,240,000 2年次　1,250,000 3年次　1,260,000 4年次　1,270,000

１　平成２７年度以降の入学生については、この表に基づいて各年次において定めた授業料を適用する。
２　編入生、再入学する学生の授業料は、当該学生が入学する年次の授業料を適用する。
３　(*1　高・大一貫) は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースを卒業した者に適用する。
４　(*2　法人内高校生) は、本法人が設置する高等学校を卒業した者（高・大一貫コースを卒業した者を除く）に適用する。
５　(*3　法人内専門学校編入生) は、法人内専門学校及び専門学校静岡工科自動車大学校を卒業した者に適用する。
６　(*4　浙江省推薦学生) は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
７（*5　浜松日本語学院推薦学生）は、浜松日本語学院から推薦された者に適用する。

別表１－２（大学院生）

納付金の種類	金　額（円）
入学金 (本学卒業生及び在学生) (*1　工科大学校卒業生) (*2　法人内専門学校卒業生) (*3　浙江省推薦学生) (*4　浜松日本語学院推薦学生)	150,000 (　0) (*1　0) (*2　0) (*3　100,000) (*4　0)

１（*1　工科大学校卒業生）は、専門学校静岡工科自動車大学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
２（*2　法人内専門学校卒業生）は、法人内専門学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
３（*3　浙江省推薦学生）は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
４（*4　浜松日本語学院推薦学生）は、浜松日本語学院から推薦された者に適用する。

別表１－３（大学院生）

納付金の種類		金　額（円）			
授業料		1,130,000			
授業料（長期履修学生）	長期履修期間	1年目	2年目	3年目	4年目
	3年	760,000	750,000	750,000	
	4年	565,000	565,000	565,000	565,000

別表２（学部・大学院に係る入学金・登録料・履修料・研究料）

	科目等履修生	聴講生	研究生 （本学卒業生）	委託研究生
	(*1高・大一貫) (*2提携留学) (*3提携高校) (*4袋井市在住在勤者)	(*2提携留学) (*4袋井市在住在勤者) (*3提携高校)		
入学金	円	円	円 150,000 (0)	円 300,000
登録料	30,000 (*1 0) (*2 0) (*3 0) (*4 0)	10,000 (*2 0) (*3 0) (*4 0)		
履修料	1単位 15,000 (*1 1年間120,000) (*2 0)	1単位 10,000 (*2 0) (*3 0)		
研究料			月額 25,000	1,240,000

１　（*1　高・大一貫）は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースに在籍する者に適用する。
２　（*2　提携留学）は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
３　（*3　連携高校）は、本学と高大連携に関して協定を締結している高等学校に在籍し、かつ、推薦された高校生に適用する。
４　（*4　袋井市在住在勤者）は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する。

別表３（学部・大学院に係る検定料・審査料）

受　験　区　分	金額（円）	
	１回目	２回目以降
学部入学生 (*8　法人内高校生)	30,000 (*8 0)	5,000 (*8 0)
大学院入学生 (本学卒業生及び在学生)	30,000 (0)	5,000 (0)
大学入試センター試験を利用する入学試験を志願する者 (*8　法人内高校生)	15,000 (*8 0)	0 (*8 0)
編入学生・転入学生・再入学生 (*2　法人内専門学校編入生)	30,000 (*2 0)	－
科目等履修生 (*1　高・大一貫) (*3　提携留学) (*4　連携高校) (*7　袋井市在住在勤者)	15,000 (*1 0) (*3 0) (*4 0) (*7 0)	－
聴講生 (*3　提携留学) (*4　連携高校) (*7　袋井市在住在勤者)	15,000 (*3 0) (*4 0) (*7 0)	－
研究生 (本学卒業生及び在学生)	15,000 (0)	－
委託研究生	30,000	－
外国人留学生 (*5　浙江省推薦学生) (*6　浜松日本語学院推薦学生)	30,000 (*5 15,000) (*6 0)	－

１　（*1　高・大一貫）は、本法人が設置する高等学校の高・大一貫コースに在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。
２　（*2　法人内専門学校編入生）は、「法人内専門学校編入学試験」 を志願する者及び専門学校静岡工科自動車大学校に対する「指定校編入学試験」を志願する者に適用する。
３　（*3　提携留学）は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
４　（*4　連携高校）は、本学と高大連携に関して協定を締結している高等学校に在籍し、かつ、推薦された高校生に適用する。
５　（*5　浙江省推薦学生）は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
６　（*6　浜松日本語学院推薦学生）は、浜松日本語学院から推薦された者に適用する。
７　（*7　袋井市在住在勤者）は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する。
８　（*8　法人内高校生）は、本法人が設置する高等学校に在籍する者又は卒業した者で入学試験を志願する者に適用する。

様式第１号

様式第１号

平成　　年　　月　　日

静 岡 理 工 科 大 学 学 長　様

学部　　科

学籍番号
氏　　名

学費負担者住所
学費負担者氏名

前
期　学 費 延 納 願
後

下記のとおり学費（前期分・後期分）の延納を許可下さるようお願いします。

記

１．理　由

２．金　額　　円

３．納入期日　　年　　月　　日

年　　月　　日　納入確認　㊞

総務課長	出納員	学務課長	受　付

静岡理工科大学 履修規則

平成 3年 4月 1日	制定	平成19年 1月 29日	改正
平成 5年 4月 1日	改正	平成20年 2月 20日	改正
平成 8年 1月 9日	改正	平成21年 3月 11日	改正
平成 8年 2月 6日	改正	平成22年 3月 10日	改正
平成 9年12月 10日	改正	平成22年 7月 23日	改正
平成11年 1月 13日	改正	平成23年 3月 14日	改正
平成12年 2月 14日	改正	平成23年 7月 19日	改正
平成12年 3月 17日	改正	平成24年 1月 31日	改正
平成13年 2月 26日	改正	平成25年 3月 21日	改正
平成15年 2月 13日	改正	平成26年 3月 12日	改正
平成16年 1月 14日	改正	平成27年 3月 5日	改正
平成17年 3月 9日	改正	平成27年 3月 27日	改正
平成18年 2月 23日	改正	平成29年 3月 15日	改正

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　この規則は、学則第２６条第２項及び第２６条の２第４項の規定に基づき、学生の履修に関する必要な事項を定める。

２　この規則の運用にあたり、学則に規定のあるものはすべてその条項を優先する。

第２章　授業科目及び履修方法

（授業科目）

第２条　授業科目は必修科目と選択科目に分ける。

２　必修科目は全科目を履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。

３　選択科目は、所定の単位数以上を履修し、試験を受け単位を修得しなければならない。

４　授業科目の年次配当･単位数及び卒業に必要な単位数（以下「卒業単位数」という。）は、学則のほか別表の授業科目年次配当表による。

（授業科目の開講学期）

第３条　授業科目は、前期又は後期の半年間に開講される科目（以下「単期科目」という。）、前期から後期にかけて１年間開講される科目（以下「通年科目」という。）及び短期間に集中的に開講される科目（以下「集中科目」という。）に分ける。

（授業時間割）

第４条　授業時間割は学期の始めに公示する。

（履修登録）

第５条　学生は学期の始めに、その学期に履修しようとする科目を決定し、所定期間内に履修登録手続きを完了しなければならない。

２　学生は、原則として当該学年次において開講される科目を履修しなければならない。ただし、Ｉ類の選択科目については、開講される年次にかかわらず履修することができる。

３　一旦履修登録した科目を、学期又は年度の途中において変更することは認めない。

（履修方法）

第６条　履修方法の詳細は、学期の始めにそれぞれの学科において指導を行うものとする。学生はこの指導に従って履修しなければならない。

２　必修科目は、授業科目年次配当表及び授業時間割に従い、学生が所属する学科・年次・学期に配当される科目を履修しなければならない。

３　選択科目は、Ｉ類を除いて、授業科目年次配当表及び授業時間割に従い、学生が所属する学科・年次・学期に配当される科目の中から選択履修しなければならない。

４　同一科目が学科別又はクラス別に開講される場合は、この指定に従って履修するものとし、他の授業時間での履修は認めない。

（履修登録単位数の上限）

第７条　学生が当該学期において履修登録できる単位数の上限は原則として２４単位とする。ただし、次の各号に該当する科目は履修登録上限単位数に含まない。

（１）教職に関する科目、教科又は教職に関する科目

（２）Ｉ類の集中科目

（３）成績の評価を合格・不合格の評語をもって判定する科目

（４）大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の単位認定に関する取扱規則第２条第１項第１号に該当し、単位認定した科目

２　次の各号に該当する者は、単位数の上限を超えて履修することができる。

（１）該当する期の直前期の成績評価が、教授会の議を経て学長が定めた評価以上の者

（２）上限を適用することにより学期の始めの時点で留年が確定する者

（３）編入生

（４）その他助言教員が認めたうえで学科長が許可した者

（指定外科目履修）

第８条　次の各号に該当する科目の履修は、指定外科目履修と称し、第６条の規定にかかわらずこの履修を認める。

（１）科目不合格等で、下位年次配当科目を再び履修する場合（以下「再履修」という。）

（２）自学部他学科及び他学部で開講されている専門科目のうち、他学科履修不可と指定されている以外の科目を選択科目として履修する場合（以下「他学科科目履修」という。）

（３）再履修以外で、下位年次配当科目を履修する場合（以下「下位学年次科目履修」という。）

２　再履修を他学科で履修する場合、他学科科目履修する場合、下位学年次科目履修を他学科で履修する場合は、第５条の規定に基づき履修登録を行った上で、当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。

（大学院授業科目の履修）

第９条　成績優秀で勉学意欲のある者は、６単位を限度として、本学大学院修士課程の授業科目を履修することができる。ただし、履修に当たっては、所定の書式にその科目担当教員及び学科長の承認を得た上で、履修登録期間内に事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）に提出しなければならない。

（履修の優先順位）

第１０条　単位未修得の必修科目は、第６条の規定にかかわらず、他の科目に優先して履修し、単位を修得しなければならない。ただし、その単位未修得科目が授業時間割上、演習・実験・実習等の科目と重複する場合は、これらの科目を優先して履修するものとする。

（受講制限）
第１１条　科目によっては受講制限をする場合がある。
２　受講制限を行う場合は、原則としてその科目の配当学年次の学生を優先する。
３　科目によっては、その科目を履修するにあたり、予め修得していなければならない科目を指定することがある。
（履修登録の禁止）
第１２条　次の場合には履修登録をすることができない。
（１）同一時限に２科目以上を履修すること。
（２）すでに単位を修得した科目と同一の科目を再び履修すること。
（３）Ｉ類の選択科目を除いては、上位学年次において開講されている科目を履修すること。
（４）指定外科目履修にあたり、科目担当教員の承認が得られないとき。
（重複再履修）
第１３条　前条第１号の規定にかかわらず、再履修科目で科目担当教員が受講の免除を認めた場合には、同一時限に開講される別の科目を１科目に限り重複して履修することができる（以下「重複再履修」という。）。
２　重複再履修のできる科目は、その学期において２科目を超えないものとする。
３　重複再履修をする場合は、所定の様式にその科目担当教員の承認を得たうえで、履修登録期間内に学務課に提出しなければならない。
（授業への出席）
第１４条　学生は履修登録した科目にはすべて出席するよう努めなければならない。
２　正当な理由で授業を欠席した場合は、欠席した日から７日以内に欠席届に欠席事由を証明する書類を添えて学務課に提出するとともに、科目担当教員に届出なければならない。
３　次の事由により授業を欠席する場合は、特別欠席とし、欠席の扱いをしないものとする。
（１）忌引（２親等以内の親族に限ることとし、７日以内とする）
（２）公式試合など課外活動のための欠席で学生部長の承認を得たとき。
（３）就職試験のための欠席で、卒業研究指導教員の承認を得たとき。
（４）その他特別な事由により欠席した場合で学生部長の承認を得たとき。

第３章　試験及び成績評価

（試験の種類）
第１５条　試験の種類は次のとおりとする。
（１）定期試験
（２）臨時試験
（３）追試験
（４）再試験
（定期試験）
第１６条　定期試験とは、科目の修了学期末に行われる試験をいう。
２　定期試験時間割は定期試験開始の７日前までに公示する。
（臨時試験）
第１７条　臨時試験とは、次により行われるものをいう。
（１）通年科目で、その前半の学期末に行われる試験
（２）その他定期試験以外で授業時間内に行われる試験
（３）科目担当教員が申請し、教務委員長が必要と認めた場合に行われる試験
（追 試 験）
第１８条　次の各号のいずれかの理由により定期試験を受験できなかった者は、追試験を願い出ることができる。
（１）病気（医師の診断書が必要）
（２）忌引（２親等以内の親族に限る。）
（３）就職試験
（４）交通機関の遅延（交通機関の遅延証明書が必要）
（５）他大学院入試（受験票のコピーが必要）
（６）資格取得（学科内容と密接に関係すると認められる重要な資格に限る。）
（７）その他やむを得ない理由（教務委員長が判断したものに限る。）
２　追試験を願い出る者は、追試験受験願を定期試験の期間終了後、所定期間内に学務課に提出しなければならない。ただし、追試験を願い出る日までに、欠席届が学務課に提出されていなければならない。
３　追試験受験資格を認められた者及び試験日程・時間・場所等は、その都度公示する。
４　追試験の評価は定期試験に準ずる。
５　追試験を欠席した者については再度追試験を行うことはしない。
（再 試 験）
第１９条　定期試験の成績が不合格であった者で、科目担当教員が必要と認めた場合に限り、再試験を願い出ることができる。
２　再試験を願い出る者は、再試験受験願に再試験受験料を添えて、所定期間内に学務課に提出しなければならない。
３　再試験受験資格を認められた者及び試験日程・時間・場所等は、その都度公示する。
４　再試験の評価は、原則として可又は不可とする。
５　再試験受験料は１科目につき１，０００円とする。
（受験制限）
第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができない。
（１）履修登録をしていない科目を受験しようとする者
（２）科目の出席時間数がその総時間数の３分の２に満たない者
（３）試験開始後３０分以上遅刻した者
（４）学生証を所持していない者
（仮受験票）
第２１条　試験当日に学生証を所持していない者で、所定の手続により仮受験票の交付を受けた者は受験することができる。
２　仮受験票は交付当日のみ有効とする。
３　仮受験票交付手数料は別に定める。
（試験の規律）
第２２条　試験において学生の遵守すべき事項はその都度公示する。
２　学生は試験会場においては試験監督者の指示に従わなければならない。
３　不正行為者は学則第４０条により処分する。
第２３条　成績及び単位は、その科目が修了した時点で次の全項目が満たされた場合に限り、科目担当教員が講義要項

に基づき判定し付与する。
（１）定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。又は科目担当教員の指示事項（レポート提出・実習試験等）が完全に満たされていること。
（２）不正行為がないこと。
（３）出席時間数がその総時間数の３分の２を満たしていること。
（４）定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納していること。
２　成績評価及び単位付与は、原則としてその学期内に行うものとする。
３　成績は、評価が行われた次の学期始めに学生に通知する。また科目によっては掲示により公示する場合がある。

第４章　進級制限

（２年への進級条件）

第２４条　２年に進級するためには、１年末までの修得単位数が２０単位以上でなければならない。
２　１年末までの修得単位数が２０単位に満たない者は、１年に留年するものとする。

（３年への進級条件）

第２５条　３年に進級するためには、２年末において次の条件を満たしていなければならない。
（１）在学期間が２年以上であること。
（２）修得単位数が６０単位以上であること。
２　前項第１号の規定にかかわらず、在学期間の不足が半年を超えない者で前項第２号の条件を満たす者については、履修の遅滞を最小に留めるための特例措置として、３年に進級することができる。
３　第１項各号及び前項の条件を満たさない者は、２年に留年するものとする。

（４年への進級条件）

第２６条　４年に進級するためには、３年末において次の条件を満たしていなければならない。
（１）在学期間が３年以上であること。
（２）必修・選択の区別なく、卒業に必要な単位数のうち未修得の合計が２０単位以下であること。
２　前項第１号の規定にかかわらず、在学期間の不足が半年を超えない者で前項第２号の条件を満たす者については、履修の遅滞を最小に留めるための特例措置として、４年に進級することができる。
３　第１項各号及び前項の条件を満たさない者は、３年に留年するものとする。

（進級判定）

第２７条　３年末までの各学年末に、各人について進級判定を行う。
２　進級判定は学科会議の議を経て学科長がこれを行う。

第５章　学科・コース及び卒業研究

（情報学部における学科配属）

第２８条　情報学部の学科配属は２年前期とする。
２　学生の学科振分けは、学科配属前の学期中に情報学部教授会の議を経て情報学部長がこれを行う。
３　学科配属の結果は、学務課において登録する。
４　学科登録された学生の氏名は学科配属前の学期末までに公示する。

（コース）

第２９条　学科に次のコースを置く。

理工学部

機械工学科	ロボット工学コース
	航空工学コース
	自動車工学コース
電気電子工学科	電気工学コース
	電子工学コース
物質生命科学科	バイオ食品化学コース
	環境新素材コース

建築学科及び情報学部にはコースを置かない。
２　コース配属は、理工学部機械工学科は２年後期、理工学部電気電子工学科は３年前期、理工学部物質生命科学科は２年後期とする。
３　学生のコース振分けは、コース配属前の学期中に学科会議の議を経て学科長がこれを行う。
４　コース振分けの結果は、学務課において登録する。
５　コース登録された学生の氏名はコース配属前の学期末までに公示する。
６　登録されたコースは、これを変更することは認めない。ただし、特別の理由により所属学科長に申し出があった場合は、学科会議の議を経て変更を認めることがある。
７　コース必修科目は、それぞれのコースにおいて必修科目と同等の扱いとする。

（卒業研究）

第３０条　卒業研究は本学専任教員の指導のもとに行う。
２　卒業研究は論文として所定の期日までに指導教員に提出するものとする。提出された論文に基づき最終試験を行い、学科の議を経て指導教員が合否を判定する。

第６章　卒　　業

（卒業の基準）

第３１条　４年修了時において、学則第２６条及び本則第２条第４項別表に定める卒業要件を満たし、定められた期日までに授業料及びその他の納付金を完納した者について、学則第３２条の規定に基づき卒業の認定を行う。
２　他学科履修科目及び大学院履修科目による修得単位のうち、理工学部に在籍する学生は２０単位、情報学部に在籍する学生は３０単位までを卒業に必要な単位数に算入できるものとする。
３　大学院授業科目の履修を許可され、試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合には、願い出により単位の認定を行い、卒業に必要な単位数に算入できるものとする。ただし、本大学院の入学後に大学院の単位として認定を希望する者には、卒業に必要な単位数への算入を行わない。

（４年留年）

第３２条　４年修了時において、学則第２６条及び本則第２条第４項別表に定める卒業要件を満たすことのできない者は、４年に留年するものとする。
２　４年に留年した者の卒業の認定は、学則第３２条の規定によるものとする。

附　　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２条３項および別表、第３条、第５条２項、第６条３項、第７条、第１０条、第２２条、第２３条、第２４条、第２５条２項、第２９条の規定は、平成８年度の入学生から適用し、平成７年度以前の入学生については、原則的になお従前の規定によるものとする。ただし平成７年度以前の入学生のうち、年度始めの修得単位数が０単位の者は、平成８年度以降の入学生と同等の扱いとする。
３　平成７年度以前の入学生に、平成８年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

附　　則
この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成１１年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２３条、第２５条および別表の規定は、平成１１年度の入学生から適用し、平成１０年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
３　平成１０年度以前の入学生に、平成１１年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２５条、第２８条および別表の規定は、平成１２年度入学生から適用し、平成１１年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
３　平成１１年度以前の入学生に、平成１２年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第８条・第２６条・第２９条第２項、第３項及び別表の規定は、平成１３年度入学生から適用し、平成１２年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
３　前項の規定にかかわらず、インターンシップについては、平成１２年度以前の入学生も履修できるものとする。
４　平成１２年度以前の入学生に、平成１３年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２６条第１項、第２９条第２項及び別表の規定は、平成１５年度入学生から適用し、平成１４年度以前の入学生については、原則的に従前の規定によるものとする。
３　平成１４年度以前の入学生に、平成１５年度以降の入学生のために開設する授業科目を履修させるとき、授業科目の読み替えは別に定めるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２６条第１項及び別表の規定は、平成１５年度入学生から適用し、平成１４年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
２　改正後の別表の規定は、平成１５年度入学生から適用し、平成１４年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２３条から第２７条及び別表の規定は、平成１８年度入学生から適用し、平成１７年度以前の入学生については、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成１９年２月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２７条第１項、第２項及び別表の規定は、平成２０年度入学生から適用し、平成１９年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第２７・２８・２９条の規定は、平成２１年度入学生から適用し、平成２０年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附　　則
１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
２　改正後の履修規則第７条の規定は、平成２２年度入学生から適用し、平成２１年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
２　改正後の第２条の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。
２　改正後の第２条の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則
１　この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
２　前項の規定に係わらず、改正後の第２条並びに第２９条第１項の理工学部に関する規定は、平成２９年度入学生から適用し、平成２８年度以前の入学生は、従前の規定によるものとする。

大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の単位認定に関する取扱規則

平成23年11月 14日 制定
平成27年 2月 13日 改正
平成27年 3月 27日 改正

（目　　的）

第１条　静岡理工科大学学則（以下「学則」という。）第２７条、第２８条並びに第２９条に規定する学生の大学又は大学以外の教育施設等における既修得単位等の認定（以下「単位認定」という。）については、この取扱規則の定めるところによる。

（単位認定の対象とする既修得単位等）

第２条　単位認定の対象とすることができる既修得単位等は、次に掲げるとおりとする。ただし、いずれも修学上支障がないと認められるものに限る。

（１）入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

（２）入学後に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について履修した単位のうち、次のいずれかに該当するもの。

①本学と単位認定に関して協定等を締結した大学又は短期大学の授業科目

②本学と国際交流に関して協定等を締結した大学又は短期大学の授業科目

③その他の大学又は短期大学の授業科目で、本学が教育上有益と認めたもの（科目等履修生として修得した単位を含む。）

（３）入学の前後にかかわらず大学以外の教育施設等において行った学修のうち、次のいずれかに該当するもの。

①大学、短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修

②高等専門学校の課程における学修のうち、大学教育に相当する水準を有するもの

③専修学校の専門課程のうち修業年限が２年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有し、本学の授業科目の履修とみなすことができるもの

④防衛大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧中央職業訓練所、旧職業訓練大学校及び旧職業訓練短期大学校を含む）、水産大学校（水産講習所を含む）、国立看護大学校、気象大学校、海上保安大学校で学校教育に類する教育を行なうものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有し、本学の授業科目の履修とみなすことができるもの

⑤青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成１２年文部省令第２５号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和４２年文部省告示第２３７号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修のうち、大学教育に相当する水準を有し、本学の授業科目の履修とみなすことができるもの

⑥アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスティング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル（ＴＯＥＦＬ）及びトーイック（ＴＯＥＩＣ）における成果に係る学修

（事前届出）

第３条　本学入学後に単位認定を受ける目的をもって、他の大学又は短期大学において授業科目を履修、もしくは、大学以外の教育施設等における学修をしようとする学生は、助言教員の指導を受けた上で事前に学部長に届け出なければならない。

（申請手続）

第４条　単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、「単位認定申請書」に成績証明書その他必要書類を添えて、学部長を経て学長に申請するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、編入学者における既修得単位に関する取り扱いは、別に定める。

（審　　査）

第５条　学部長は、前条の申請があったときは、必要に応じ、当該授業科目に相当する授業科目を開設している学科に協議し、本学における授業科目の履修とみなすことができるか否かを審査するものとする。

（単位認定）

第６条　単位認定は、当該授業科目の関係担当教員（以下「関係担当教員」という。）の判定に基づき、全学教授会の議を経て学長が決定する。

２　関係担当教員は、必要に応じ、申請者に対して試問を行うこと、もしくは必要な資料の提出を求めることができる。

３　原則として、認定した単位については成績評価を行わず、「認定」の評語をもって表すものとする。

（申請者への通知）

第７条　学長は、単位認定の結果を「単位認定通知書」により通知するものとする。

（履修指導）

第８条　単位認定を行ったときは、助言教員及び関係担当教員は、学則第２６条の規定の趣旨を踏まえ、本学在学期間中における授業科目の履修に関し、適切な指導を行うものとする。

附　　則

１　この取扱規則は、平成２３年１１月１４日から施行する。

２　他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する単位認定取扱規則、大学以外の教育施設等における学修に関する単位認定取扱規則並びに入学前の既修得単位等の認定に関する取扱規則は、平成２３年１１月１３日をもって廃止するＤ。

附　　則

この取扱規則は、平成２７年４月１日から施行する。

単位認定申請書

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学学長 殿

所属学部

所属学科

学籍番号

氏　　名　　印

助言教員名　　印

静岡理工科大学学則の規定により、既修得単位等に係る単位の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．認定根拠（該当要件を選択）
- □ 学則第２７条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
- □ 学則第２８条（大学以外の教育施設等における学修）
- □ 学則第２９条（入学前の既修得単位等）

２．学則第２７条又は第２９条第１項（大学又は短期大学において修得した単位）

認定を申請する静岡理工科大学の単位				左欄に対応する他の大学又は短期大学において修得した単位				
授業科目の区分	授業科目名	単位	備考	大学名	授業科目名	単位	評価	履修期間

３．学則第２８条第１項又は第２９条第２項（大学以外の教育施設等において行った学修）

認定を申請する静岡理工科大学の単位				左欄に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の区分	授業科目名	単位	備考	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評価

４．添付書類
（１）成績証明書
（２）授業科目に係る講義概要を記載した書類
（３）その他（　　）

単位認定通知書

所属学部 ＿＿＿＿＿＿＿＿

所属学科 ＿＿＿＿＿＿＿＿

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

２．学則第２７条又は第２９条第１項（大学又は短期大学において修得した単位）

認定を申請する静岡理工科大学の単位				左欄に対応する他の大学又は短期大学において修得した単位				
授業科目の区分	授業科目名	単位	備考	大学名	授業科目名	単位	評価	履修期間

３．学則第２８条第１項又は第２９条第２項（大学以外の教育施設等において行った学修）

認定を申請する静岡理工科大学の単位				左欄に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の区分	授業科目名	単位	備考	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評価

第２７条　　本学において修得した
静岡理工科大学学則第２８条の規定に基づき、上記のとおり
第２９条　　本学における授業科目

ものとみなし
　　単位を認定する。
の履修とみなし

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学学長

公印

静岡理工科大学
成績優秀者表彰規程

平成 5年 4月 1日 制定　平成16年 1月 14日 改正
平成 8年 2月 6日 改正　平成20年 2月 20日 改正
平成12年 2月 14日 改正　平成25年 3月 21日 改正
平成14年 1月 24日 改正　平成29年 3月 9日 改正
平成15年 2月 13日 改正

（目　　的）
第１条　この規程は、学校法人静岡理工科大学奨学規程並びに静岡理工科大学（以下「本学」という。）学則第３９条の表彰規定に基づき、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、静岡理工科大学成績優秀者表彰並びに奨学金の給付制度に関する必要な事項を定める。
（資　　格）
第２条　この規程により成績優秀者として表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。
（１）成績が優秀である者
（２）人物が本学学生として模範である者
（３）本学に１年以上在学している者
（推薦基準）
第３条　被表彰者の候補者は、各学科における前年度の学業成績並びに人物が模範であることを基準に推薦する。ただし、４年次の成績は、対象としない。
（決　　定）
第４条　被表彰者は、学科長が学部長に推薦し、大学評議会の議を経て、学長が決定する。
２　被表彰者の人数は、毎年度、各学年につき次のとおりとする。
（１）理工学部機械工学科、電気電子工学科、物質生命科学科は、各学科２名以内とする。
（２）情報学部は、４名以内とする。
（表　　彰）
第５条　被表彰者には、優秀賞を授与するとともに、学費に充当することを目的として奨学金を給付するものとする。
（時　　期）
第６条　表彰は、５月末日までに行うものとする。
（併　　給）
第７条　被表彰者への奨学金の給付は、独立行政法人日本学生支援機構等から給付される奨学金との併給を妨げない。
（事　　務）
第８条　この制度の庶務は、事務局学生事務部学務課が行う。

附　　則
１　この規程は、平成５年４月１日から施行する。
２　平成４年４月１日制定の静岡理工科大学奨学金給付要項は廃止する。

附　　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
ただし、第４条第２項第１号の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日までは、電子工学科及び物質科学科に在籍する者にも適用するものとする。

附　　則
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
ただし、第４条第２項の規定は、平成２０年度入学生から適用し、平成１９年度生以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
卒業生表彰規程

平成 7年 1月 10日 制定　平成15年 2月 13日 改正
平成 8年 2月 6日 改正　平成16年 1月 14日 改正
平成 9年12月 10日 改正　平成20年 2月 20日 改正
平成12年 2月 14日 改正　平成29年 3月 9日 改正

（目　　的）
第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）学則第３９条の表彰規定に基づき、本学学生のうち学業成績の極めて優秀な者の卒業時表彰に関する必要な事項を定める。
（表　　彰）
第２条　表彰は、学長賞とする。
（表彰の基準）
第３条　この規程により表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、次に掲げる要件を満たした者とする。
１）４年間の学業成績が優秀であること
２）人物が本学学生として他の模範となる者
（決　　定）
第４条　被表彰者は、学科長より推薦された候補者について、大学評議会の議を経て、学長が決定する。
２　被表彰者の人数は、毎年度次のとおりとする。
（１）理工学部機械工学科、電気電子工学科、物質生命科学科は、各学科１名とする。
（２）情報学部は、２名以内とする。
（表　　彰）
第５条　被表彰者には、別に定める表彰状を授与する。
２　前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈する。
（表彰の時期）
第６条　表彰は卒業式典の際に行うものとする。
（事務の所掌）
第７条　卒業生表彰に関する事務は、事務局学生事務部学務課が行うものとする。

附　　則
この規程は、平成７年１月１０日から施行する。

附　　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成１５年３月１日から施行する。
ただし、第４条第２項第１号の電気電子情報工学科の名称変更は、平成１５年４月１日から適用する。

附　　則
この規程は、平成１６年４月１日から施行する。
ただし、第４条第２項第１号の規定にかかわらず、平成１８年３月３１日までは、電気電子情報工学科は電子工学科、物質生命科学科は物質科学科に読み替えて適用するものとする。

附　　則
この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
ただし、第４条第２項の規定は、平成２０年度入学生から適用し、平成１９年度生以前の入学生については、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
給費型奨学生要綱

平成10年 2月 10日 制定　平成18年 2月 9日 改正
平成12年 2月 14日 改正　平成21年11月 18日 改正
平成13年 6月 27日 改正　平成25年 6月 17日 改正
平成14年 1月 24日 改正　平成26年 6月 12日 改正
平成16年 8月 18日 改正　平成27年 5月 22日 改正

（目　　的）

第１条　この要綱は、給費型奨学生（以下「奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。

（奨学生の区分）

第２条　奨学生の区分は、次の通りとする。

（１）授業料１００万円給費奨学生
　一般前期（Ａ）入試及び前期大学入試センター試験利用入試において、授業料１００万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（２）授業料５０万円給費奨学生
　専門高校・総合学科特別奨学生入試、特待生推薦入試及び前期大学入試センター試験利用入試において、授業料５０万円給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（３）入学金３０万円給費奨学生
　専門高校・総合学科特別奨学生入試及び特待生推薦入試において、入学金相当額給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

（４）入学応援金１０万円給費奨学生
　前期大学入試センター試験利用入試において、入学応援金給費奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者

２　前条第１項第３号及び第４号に規定する奨学生が本学に入学した後は、本要綱に定める奨学生としては取り扱わない。

（奨学生の特典）

第３条　本学は、本学学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。

（１）授業料１００万円給費奨学生
　年間　１００万円（半期毎に５０万円）

（２）授業料５０万円給費奨学生
　年間　５０万円（半期毎に２５万円）

（３）入学金３０万円給費奨学生
　入学時　３０万円

（４）入学応援金１０万円給費奨学生
　入学時　１０万円

２　前項第１号及び第２号の給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。また、前項第３号及び第４号の給付金は、入学金から給付金相当額を減額することにより給付に代える。

３　奨学生は、入学金、授業料及び代理徴収金を所定の期日までに納付しなければならない。

（奨学生の期間）

第４条　奨学生とする期間は、入学後最大４年間とする。

（手 続 き）

第５条　奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に「給費奨学生誓約書」（別紙１）を提出する。

２　奨学生は、各学年末に次年度の「給費奨学生更新申請書」（別紙２）を提出する。

（奨学生の取消）

第６条　奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、前条の規定にかかわらず大学評議会の議を経て、奨学生の資格を取消すことができる。

（１）授業料１００万円給費奨学生は、各学年末における在学期間を通しての学業成績の順位（以下「成績順位」という。）が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位２０%に満たない場合

（２）授業料５０万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位２５%に満たない場合

（３）奨学生が学則第４０条に該当し、奨学生として不適当と認められた場合

（４）奨学生本人が辞退を申し出た場合

２　前項による奨学生の資格の取消期間は、次の通りとする。

（１）前項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の期間

（２）前項第３号及び第４号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間

３　第１項第１号及び第２号の成績順位は、その母数を学年末での休学者を含む実人数とし、教務委員会の計算方法により、学年末に学生事務部学務課（以下「学務課」という。）が算出する。

（奨学生の区分変更）

第７条　前条第１項第１号の規定にかかわらず、授業料１００万円給費奨学生は、成績順位が、該当奨学生の入学時における該当学科入学者数の上位２５%以内の場合は、学長は、大学評議会の議を経て、授業料５０万円給費奨学生に区分変更することができる。

（授業料の納付）

第８条　授業料５０万円給費奨学生は、給付金相当額を減額した後の授業料を、所定の期日までに納付しなければならない。

２　奨学生は、前条の規定により、その資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。

（１）第６条第１項第１号又は第２号による場合は、次年度以降の授業料

（２）第６条第１項第３号及び第４号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度以降の授業料

（学長賞及び優秀賞の取扱）

第９条　奨学生の学長賞及び優秀賞の取扱いは、次のとおりとする。

（１）奨学生を卒業時の学長賞の対象とすることができる。

（２）奨学生を優秀賞の対象とすることができる。

（飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱）

第１０条　次年度の奨学生更新を許可された奨学生が飛び級により本学大学院に進学した場合の取扱いは、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に定める。

（事　　務）

第１１条　奨学生に関する事務は、学務課が行う。

（要綱の改廃）
第 12 条　この要綱の改廃は、大学評議会及び常務理事会の議を経て行うものとする。

附　　則
この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　　則
１　この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。
２　改正後の第７条第１号の規定は、平成１４年度スカラシップ特待生から適用し、平成１３年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附　　則
この要綱は、平成 16 年９月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成 18 年３月１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成 21 年 11 月 18 日から施行する。

附　　則
１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。
２　改正後の第６条、第７条および第９条の規定は、平成２６年度スカラシップ特待生から適用し、平成２５年度以前のスカラシップ特待生については、従前の規定によるものとする。

附　　則
この要綱は、平成２６年６月１２日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成２７年度以前のスカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

別紙 1

別　紙 1

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学長殿

給費奨学生誓約書

私は、静岡理工科大学の給費奨学生として入学を許可されましたので、静岡理工科大学給費型奨学生要綱に従うことを誓約します。

受験番号

入学
学部・学科　　学部　　学科

住　　所

氏　　名　　印

別紙２

別　紙２

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学長殿

給費奨学生更新申請書

私は、静岡理工科大学の給費奨学生として、静岡理工科大学給費型奨学生要綱に従い、次年度の更新を申請します。

学籍番号

学部・学科　　学部　　学科

住　　所

氏　　名　　印

静岡理工科大学
学生表彰規程

平成20年　2月 20日 制定
平成29年　1月 20日 改正

（目　　的）
第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）学則第３９条及び大学院学則第３４条の規定に基づき、優れた活躍をした学生の表彰制度に関する必要な事項を定める。
（種　　別）
第２条　表彰は、学長特別表彰・学部長表彰・奨励賞表彰・学生部長表彰とする。
（基　　準）
第３条　この規程により表彰を受ける者（以下「被表彰者」という。）は、文化・芸術・スポーツ・学術研究・その他の分野において学生の模範となる顕著な成果を上げ、本学の名声を高めた者とする。
（決　　定）
第４条　被表彰者及び表彰の種別は、自薦又は他薦により推薦された候補者について、学生委員会の議を経て学長が決定する。
（表　　彰）
第５条　被表彰者には表彰状並びに別表１及び別表２に定める副賞を授与するものとする。
（時　　期）
第６条　表彰は原則的として前期及び後期に各１回行うものとする。
２　前項にかかわらず、学生委員会が必要と認めた場合は臨時に表彰することができる。
（事　　務）
第７条　学生表彰に関する事務は、事務局学生事務部学務課が行うものとする。

附　　則
この規程は、平成２０年 ４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２９年 １月１日から施行する。

静岡理工科大学
緊急援助奨学生規程

平成20年　2月 20日 制定

（目　　的）
第１条　この規程は、学生納付金納付規程第２条３項に基づき、静岡理工科大学（以下「本学」という。）学部生並びに大学院生のうち、緊急な援助を受ける者（以下「緊急援助奨学生」という。）に関する必要な事項を定める。
（対　　象）
第２条　緊急援助奨学生に応募できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。
（１）家計急変により授業料の納付が困難と認められる者で、標準修業年限で卒業できる見通しの者
（２）独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金又は応急採用奨学金を申請した者、又は既に同支援機構の奨学金を受けている者
（３）学業継続の意思が強く、かつ、人物優秀である者
２　家計急変とは、学費負担者の死亡・失踪、傷病・経営不振・倒産による失職等により家計の収入が急減する状態をいう。
（援助の内容）
第３条　本学は奨学生に対して緊急援助奨学生として採用された学期の授業料を免除する。（奨学生の期間）
（奨学生の期間）
第４条　緊急援助奨学生とする期間は、授業料の免除を受ける学期の終了日までとする。
２　緊急援助奨学生としての採用は、在学中において一回を原則とする。
（手 続 き）
第５条　緊急援助奨学生として出願しようとする者は、学生納付金納付規程第３条に定める授業料納付期限までに次の書類を学長に提出するものとする。
（１）緊急援助奨学生願書（別紙）
（２）家計の急変を証明する書類
（３）家計の所得を証明する書類
（４）その他、本学が定める書類
（選　　考）
第６条　緊急援助奨学生の選考は学生委員会が行う。
２　選考は書類審査及び面接審査により行う。
（決　　定）
第７条　緊急援助奨学生は、学生委員会及び大学評議会の議を経て学長がこれを決定する。
２　各学期の採用人数は２名以内とする。
（援助の取消）
第８条　緊急援助奨学生が、本学学則第４０条又は本学大学院学則第３４条に規定する懲戒の対象となった場合、学長は大学評議会の議を経て緊急援助奨学生の資格を取り消すことができる。
２　前項により緊急援助奨学生の資格を取り消された場合、当該学期の授業料の全額を納付しなければならないものとする。

（事　　務）
第９条　緊急援助奨学生に関する事務は、事務局学生事務部学務課が行う。
（規程の改廃）
第１０条　この規程の改廃は、大学評議会及び大学関係常務理事会の議を経て行うものとする。

附　　則
この規程は、平成２０年４月１日より施行する。

不正行為者の処分に関する内規

平成　5年　1月 19日 制定
平成　8年　2月　6日 改正
平成12年　2月 14日 改正
平成27年　3月　5日 改正

第１条　この内規は、静岡理工科大学学則第４０条に基づき、定期試験、追試験、再試験における不正行為（以下「不正行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という）に対する処分について定める。
第２条　学長は、不正行為の現認者及び科目担当教員の報告に基づき、教授会の審議を経て、不正行為の事実を認定し、当該学生の懲戒の内容を決定する。
第３条　当該学生の懲戒は、戒告とする。
第４条　過去に不正行為により懲戒を受けた学生が、再度不正行為を行った場合の懲戒は、前条の規定にかかわらず、退学、停学、または戒告のいずれかとする。
第５条　当該学生に対しては、不正行為があったと認められた科目を含む、当該学期に単位付与する全ての科目の単位を無効とする。

附　　則
この内規は、平成５年１月１９日から施行する。

附　　則
この内規は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この内規は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学学生規則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 8年 2月 6日 改正
平成 9年12月 10日 改正
平成12年 3月 17日 改正

第１章　入学誓約

第１条　入学の許可を受けようとする者は、入学手続き時に誓約書に署名のうえ、学長に提出しなければならない。

第２章　学生証

第２条　学生は入学時に学生証の交付を受け、登学のときは必ずこれを携帯しなければならない。

第３条　学生証の交付を受けようとするときは、無帽の正面向き半身像写真（横３０mm、縦４０mm）１枚を事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）に提出しなければならない。

第４条　学生証は本学教職員から請求のあったときは、何時でも提示しなければならない。

第５条　学生証を紛失した時は直ちに届け出て、再交付を受けなければならない。

２　尚、再交付を受けたあとで紛失した学生証を発見したときは直ちに返納すること。

第６条　学生証は卒業、退学したとき又は除籍された場合には直ちに返納しなければならない。

第３章　住所及び保証人

第７条　学生は入学の際､その住所を届け出なければならない。

２　住所を変更した場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

第８条　学生は入学の際、保証人を定めなければならない。

２　保証人に異動があった場合は速やかに届け出なければならない。

第４章　助言教員

第９条　学生は別に定めるところにより助言教員の指導を受けるものとする。

第５章　保　　健

第１０条　学生は毎年大学が行なう定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

第１１条　健康診断の結果、要注意者に対し相当の注意をすることがある。

第６章　団体及び集会

第１２条　学生が団体を設立しようとするときは責任者３名以上連署の上顧問教員を定め、会則を添えて許可を願い出なければならない。

２　団体の会則又は願出事項を変更しようとする時も前項と同じとする。

第１３条　学内の団体が学外の団体に参加しようとする時は承認を受けなければならない。

第１４条　学生が学内で集会をしようとする時は、その５日前までにその旨を届け出なければならない。

第１５条　学内の団体設立、集会又は学外団体への参加は大学本来の目的に添うものでなければならない。

第７章　出版物等

第１６条　学生が雑誌、小冊子、新聞等を作成し又は領布しようとするときは、予め届け出なければならない。

第８章　掲　　示

第１７条　学生が学内にポスター等を掲示しようとするときは、承認を受け、所定の場所に掲示しなければならない。

第９章　学内施設の使用

第１８条　学生又は学生団体が学内の施設を使用しようとするときは、各施設の定める書式により使用予定の７日前までに施設使用願を学務課に提出し、承認を受けなければならない。

第１９条　施設の使用中は常に善良な管理に心掛け、使用許可時間を厳守すること。

第２０条　施設使用後は必ず元の状態に戻し、学務課に連絡すること。尚、施設を損傷した時は使用者がその責任を負うものとする。

第１０章　雑　　則

第２１条　この規則に基づく学生の諸願届は学務課を経て学部長に提出しなければならない。但し、課外活動に属する諸願届については、学生は顧問教員の承認を得たものでなければならない。

附　　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

１　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

２　第２条の規定にかかわらず、平成１２年度当初に２年次以上に在学する者は、学生証の交付を受けるものとする。

ものづくり活動推進会議規則

平成20年10月 21日 制定

（目　　的）
第１条　静岡理工科大学（以下「本学」という。）に、やらまいかエデュケーションサイトを拠点として学生のもの作り活動を推進するために、ものづくり活動推進会議（以下「会議」という。）を置く。
（組　　織）
第２条　会議は、次に掲げる委員をもって組織する。
（１）公認サークル、プロジェクトなど、ものづくりの団体の中から会議に登録を認められた団体の学生代表者及び顧問　　各１人
（２）教育部会より選出された者　　１人
（３）学生委員会より選出された者　　１人
（４）やらまいかエデュケーションサイト・機器センター運営委員会より選出された者　　１人

２　会議は、次に掲げる役員を置く。
（１）委員長　　１人
（２）副委員長　２人
（３）会計　　１人
（４）広報委員　３人
（任　　期）
第３条　前条第１項の委員及び前条第２項の役員の任期は１年とし、再任を妨げない。なお、欠員により補充された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役　　員）
第４条　委員長は、第２条第１項第１号に掲げる顧問又は第２条第１項第２号から第４号までに掲げる者の中から大学評議会の議を経て学長が委嘱する。
２　副委員長１人、会計１人及び広報委員１人は、第２条第１項第１号に掲げる顧問及び第２条第１項第２号から第４号までに掲げる者の中で互選する。
３　副委員長１人及び広報委員２人は、第２条第１項第１号に掲げる学生代表者の中で互選する。
（会　　議）
第５条　委員長は、会議を招集し、その議長となる。
２　委員長が不在の時は、前条第２項により選出された副委員長がその職務を代行する。
３　会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ、開くことができない。
（所掌事項）
第６条　会議は、本学のものづくり活動に関する次の事項を審議し、推進する。
（１）会議と各登録団体の年間活動計画に関する事項
（２）会議と各登録団体の予算、決算に関する事項
（３）団体の登録及び活動に関する事項
（４）活動内容の確認及び広報に関する事項
（５）その他、会議の運営に必要な事項
（拠　　点）
第７条　会議は、やらまいかエデュケーションサイト内に常設の活動拠点を設置する。

（雑　　則）
第８条　この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附　　則
この規則は、平成 20 年 10 月 21 日から施行する。

クラブ連合委員会　規約

平成11年　2月　3日 制定
平成17年12月　1日 改正

(第１章　総則)

第１条　この委員会は、クラブ連合委員会（以降「委員会」という）と称する。

(第２章　活動目的)

第２条　委員会は、自主的な活動をとおして各クラブ活動の活性化および全学行事の企画、運営に積極的に参加し、学生生活の向上発展を目指すためのものである。

第３条　委員会は、前条（第２条）を達成するために、本学の他の学生団体ならびに、大学教職員との連絡、調整および協議を図るものとする。

(第３章　部長会議)

第４条　部長会議は、静岡理工科大学に登録された部、同好会の代表者（部長・副部長など）で構成される。

第５条　部長会議は、次の事項を審議し、決議する。
（１）委員会と各クラブの年間活動計画に関すること。
（２）委員会と各クラブの予算、決算に関すること。
（３）その他委員会に必要な事項に関すること。

第６条　部長会議は、前期、後期ともに原則として最低２回開催される。

第７条　部長会議はクラブ連合委員長が招集する。部長会議の日時、場所および議題項目は、原則として１０日前までに告示しなければならない。

第８条　部長会議は、構成員の３分の２以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

第９条　部、同好会などの各代表者は、予め委員長の許可を得た場合に限り委任状による出席が認められる。委任状は、部長会議で決められたもの以外は認めない。

第１０条　原則として、部長会議で決定した事項については、公示しなくてはならない。

第１１条　書記は部長会議の議事録を必ず作成しなければならない。

(第４章　役員構成)

第１２条　本役員は、以下の者をもって構成される。
（１）クラブ連合委員長　　１名
（２）クラブ連合副委員長　　１名
（３）クラブ連合会計委員　　２名
（４）クラブ連合広報委員　　２名

第１３条　本役員は偏りが無いように、原則として運動系、文化系のクラブ関係からそれぞれ ３名ずつとなるように前任者が推薦し、部長会議で出席者の３分の２以上の賛成を得て決められる。

第１４条　クラブ連合会計委員は、原則として各クラブの会計以外から決める。

第１５条　クラブ連合広報委員は、役員会、委員会の時、書記をおこなう。

第１６条　本役員の任期は、１月１日から１２月３１日までの１年とする。次期役員は、任期開始１ヶ月前までに選出しておかなければならない。引継ぎの準備期間は、原則として１２月から１月中とする。この期間中に全ての引継ぎを終えること。

(第５章　役員会)

第１７条　役員会は、本役員のみで構成される。

第１８条　役員会は、部長会議や各クラブの活動を円滑に行うために開催される。

第１９条　役員会は、第３条の趣旨に則り、第５条の審議、決議事項の原案を準備する。

第２０条　役員会は、原則として月１回開催される。

第２１条　書記は役員会の議事録を必ず作成しなければならない。

第２２条　役員会はクラブ連合委員長が招集する。役員会の日時、場所および議題項目は、原則として１０日前までに告示しなければならない。

(第６章　規約改定)

第２３条　規約を改定の必要がある場合は委員会の中で出席者の３分の２以上の賛成をもって改定し、新規約を大学に提出すること。

附　　則
この規約は平成１１年２月３日より施行する。

附　　則
この規約は平成１７年１２月１日より施行する。

静岡理工科大学
サークル部室使用規則

平成 3年 4月 1日 制定

第１条 大学は、その指定するサークル部室（以下「部室」という。）の使用を大学が公認したサークルに許可する。
第２条 部室の使用許可は、学生部長が行う。
第３条 部室の使用許可は、毎年度毎にこれを行う。
第４条 部室の使用許可を受けようとするサークルは、所定の部室使用許可願を学生部長に提出しなければならない。
第５条 使用願に記載した目的以外の用途に部室を使用してはならない。
第６条 部室を無断で譲渡又は転貸してはならない。
第７条 部屋内の施設設備を無断で改廃新設を行ってはならない。
第８条 建物又は備品等を滅失破損した場合は、その実費を弁償するものとする。
第９条 部室を使用するサークルは、次の各事項を厳守しなければならない。
2 部室使用時間は、午前８時40分から午後８時までとし、時間外及び休祝日には部室を原則として使用できない。但し、特に規定時間外に部室を使用したいときは、予め学生部長の許可を得なければならない。
3 部室から退室するときは、窓、出入り口の扉を確実に閉鎖し施錠しなければならない。
4 部室から退室するときは、火気の有無を点検し、消灯を確実に行うこと。
5 部室内では電熱器具類を一切使用してはならない。
6 部室の使用に当たっては清潔整頓に努め、常に室内の清掃を行うこと。
7 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外に行わないこと。
8 部室に多額の金銭又は貴重品等を保管しないこと。
第10条 部室使用サークルが本規則に違反した場合は、使用許可を取り消すことがある。

附　　則
この規則は、平成３年４月１日から施行する。

学生の車両通学に関する規則

平成 4年 4月 1日 制定
平成 8年 3月 13日 改正
平成 9年 12月 10日 改正

（目　　的）
第１条 この規則は、教育・研究にふさわしい学内環境を維持するため、学生の車両通学に関する必要な事項を定める。
（車両の定義）
第２条 この規則における車両とは、公共交通機関以外の通学に使用する車両であって、人員を運ぶ目的の四輪自動車及び自動二輪車をいう。
（車両通学の許可）
第３条 学生の通学は、原則として、公共交通機関又は自転車によるものとするが、止むを得ず大学に車両で通学を希望する学生は、事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）に所定の車両通学許可願（以下「許可願」という。）を提出し、許可の是非の審査を経なければならない。
2 許可を受けない場合は、車両による通学を禁ずる。
3 大学は、適当と認めたものに限り、車両通学許可証を交付する。
4 四輪自動車による通学を許可された場合には、定められた駐車料を納付するものとする。駐車料金は、半期6,000円とし、前期及び後期の２期に分けて徴収するものとする。ただし、やむ得ない事由により、駐車料を減額する場合もある。一旦、納付した駐車料金は事由の如何にかかわらず返還しない。
（許可申請）
第４条 車両通学を希望する学生は、運転免許証、自動車検査証（自動二輪の場合は自賠責保険証明書）、任意保険証のそれぞれの写しとともに、誓約書を添えて、許可願を学務課に提出しなければならない。
（許可手続）
第５条 許可願の申請手続きは、毎年度３月末日、９月末日までの定められた期間に行うものとする。受付期間の日程は、その都度掲示する。
（許可条件）
第６条 許可証の交付を受ける学生は、原則として以下の条件を総て満たしていなければならない。
（１）任意保険に加入している者。
保険金の額については別に定めるところとする。
（２）通学に使用する車両の所有名義は、本人または家族であること。
（３）この規則の違反等により、許可の取り消しを受けていない者。
（許可の有効期限）
第７条 許可証の有効期間は、前期に許可された者は、９月末日とし、後期に許可された者は、翌年の３月末日までとする。継続する場合は、定められた期間に更新手続きを行い、許可証の交付を受けるものとする。
更新手続きは、許可申請手続きと同一内容とする。
（自動車等の変更手続）
第８条 車両を変更したとき、または許可申請の際に提出した書類の記載内容に変更があった場合は、その都度、学務

課に届け出て必要な措置を受けなければならない。

（駐 車 場）

第９条　四輪自動車については、大学指定の駐車場に駐車をしなければならない。

２　自動二輪車は、大学指定の自動二輪専用駐車場に駐車しなければならない。

（駐車場の制限）

第１０条　四輪自動車の駐車場スペースが不足となった場合は、四輪自動車での通学を制限する。制限の方法は別に定める。

２　大学の行事等がある場合、指定した駐車場の利用を制限することがある。制限する日程は、その都度掲示する。

（事故等の責任）

第１１条　大学の構内において、事故または盗難が生じた場合、大学は一切の責任を負わない。

（許可証の明示）

第１２条　交付を受けた許可証は、車両本体の大学の指定する箇所に掲出しなければならない。

（許可証の確認）

第１３条　大学は、許可証の掲出状態、駐車の状況等について適宜確認を行い、必要な指示を運転者にあたえる。

（駐車および走行の規制）

第１４条　車両で通学する者は、次の各号に掲げる行為を禁ずる。

（１）構内で時速２５km 以上の速度で走行すること。

（２）消音装置の不完全な車両および改造した車両を使用すること。

（３）大学指定の駐車場所以外に駐車すること。

（４）その他大学の指示に反すること。

（違反車の撤去）

第１５条　大学は、この規則に違反した車両を止むを得ず矯正撤去することがある。

２　前項の措置により生じた車体の損傷および撤去費用は、違反した車両の所有者が負担するものとする。

（違反者に対する処置）

第１６条　この規則に定める諸事項に違反し、または大学の指示並びに警告を無視した学生には、車両による通学を禁止する。

（安全講習の受講）

第１７条　車両による通学を許可された学生は、本学の主催又は指定する交通安全講習会に出席しなければならない。特別の理由もなく公衆等を受講しない学生には、車両通学許可を取り消すことがある。

附　　則

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

静岡理工科大学トレーニングルーム学生利用規則

平成13年　7月 26日 制定
平成27年　3月 27日 改正

（目　　的）
第１条　この規則は、静岡理工科大学の学生（以下「学生」という。）が、トレーニングルームを有効かつ安全に利用するために必要な事項を定める。
（管理運営）
第２条　学生のトレーニングルーム利用に関する管理運営は、学長の委嘱により学生委員会の下で行う。
（学生の利用許可）
第３条　授業以外でトレーニングルームを利用する学生は、本学体育担当教員による利用講習会を受講するとともに、学生部長の許可を得なければならない。
２　学生部長から許可を得た学生（以下「許可者」という。）に、「トレーニングルーム利用許可証」（以下「利用証」という。）を発行する。
（利用申請）
第４条　許可者は、事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）で利用証を呈示した上で、「トレーニングルーム利用者受付簿」に署名しなければならない。
２　トレーニングルームの利用については、静岡理工科大学学生規則第１８条の規定にかかわらず、前項の規定により取扱うものとする。
（利用時間）
第５条　トレーニングルームの利用は、原則として平日の午前９時から午後７時３０分までとする。規定時間外、土曜日、日曜日及び祝日には利用することができない。ただし、学生部長の許可を得た場合はその限りではない。
（利用上の厳守事項）
第６条　許可者は、次の事項を厳守しなければならない。
（１）許可者以外は、トレーニングルーム内へ立ち入らないこと。又、トレーニング器具等を利用しないこと。
（２）トレーニングルーム内で、火気を使用しないこと。
（３）フリーウェイト（ベンチプレスなどの固定されていない器具）は、１人で利用しないこと。
（４）フリーウェイトを利用する場合は、必ず補助員につけること。
（５）けがや事故などの緊急事態が発生した場合、直ちに学務課に連絡すること。
（６）トレーニング器具等の修繕が生じた場合、学務課に連絡すること。
（７）トレーニングルームを利用した後、トレーニング器具等の整理整頓をし、施錠すること。
（弁　　償）
第７条　故意又は過失でトレーニングルーム内の器具備品等を破損した許可者に対して、その修理にかかる経費の一部又は全部を請求することがある。
（利用許可の取り消し）
第８条　許可者が本規定に違反した場合、学生部長は利用許可を取り消すことができる。
（利用者講習会）
第９条　利用者講習会は、本学体育担当教員により適宜実施する。
（細　　則）
第１０条　この規則に定める以外の事項に関しては、学生部長は学生委員会の議を経て、大学評議会に諮るものとし、学長の承認の下に実施するものとする。
（規則の改廃）
第１１条　この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附　　則
この規則は、平成１３年７月２６日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学附属図書館利用規則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 8年 2月 6日 改正
平成13年 9月 14日 改正
平成20年 5月 26日 改正

第１条 この規則は、静岡理工科大学附属図書館規則第８条に基づき、静岡理工科大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用について必要な事項を定める。

第２条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。
（１）本学の教職員
（２）本学の学生
（３）その他図書館長（以下「館長」という。）が許可した者

第３条 図書館の休館日は、次のとおりとする。
（１）土曜日、日曜日
（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日
（３）１２月２８日から翌年１月４日まで
２ 館長は必要があるときは、臨時に開館日及び休館日を定めることができる。

第４条 図書館の開館時間は、午前９時から午後６時までとする。
２ 館長は必要があるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

第５条 図書館を利用する者は、所定の手続きを経て、図書館資料を閲覧することができる。

第６条 本学の教職員及び学生は、所定の手続きを経て、図書館資料の貸出しを受けることができる。
２ 第２条第３号に該当する者への貸出しは、別に定める。
３ 館長が特に指定した図書館資料は貸出さない。

第７条 研究室には一般の閲覧に支障がない限り、館長が必要と認めた図書館資料を備え付けることができる。

第８条 調査・研究のため図書館資料を複写又は撮影しようとする者は、館長の許可を得なければならない。
２ 図書館資料の複写又は撮影については、所定の料金を徴収する。

第９条 図書館資料を亡失又は汚損した者は、直ちに館長に届け出なければならない。
２ 館長は前項の届出に基づいて、指定する図書館資料又は相当代価を弁償させることがある。

第１０条 学部学生が貸出しを受けることができる図書館資料は１回につき１０冊以内とし、貸出期間は２週間以内とする。この期間は１回に限り更新することができる。ただし、期間内であっても館長から請求があった時は直ちに返納しなければならない。
２ 教職員及び大学院生が貸出しを受ける場合は、１回につき１０冊以内、貸出期間は４週間以内とする。

第１１条 この規則に違反した者又は館長の指示に従わない者には、閲覧及び貸出等を制限することがある。

第１２条 この規則に定める以外の図書館の利用に関し必要な事項は、図書館・情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、大学評議会に諮るものとする。

第１３条 この規則の改廃手続きは、運営委員会の議を経て、大学評議会が審議する。

附 則
この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、平成 14 年４月１日から施行する。

附 則
この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。

静岡理工科大学就職斡旋規程

平成 6年　1月 11日 制定
平成 8年　2月　6日 改正
平成20年　5月 26日 改正

（目　　的）
第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）の卒業見込みの学生全員の就職、進学等の各自の進路を確認するとともに就職対策並びに就職斡旋等の業務の円滑な運営をはかることを目的とする。
（指導斡旋）
第２条　本学は職業安定法第３３条の２に基づいて、卒業見込みの学生が、各人の適性に応じた職業に就けるように指導斡旋を行う。
（求人受付）
第３条　本学は広く各方面よりの求人申し込みを受け付ける。ただし、次の各号に該当する場合は、これを受け付けない。
（１）申し込み内容が法令に違反すると認められる場合
（２）雇用条件が不適当と認められる場合
（３）本学の教育課程に鑑み、適当でないと認められる場合
（就職登録）
第４条　就職を希望する者は、所定の手続きにより登録しなければならない。登録手続きを行わない者に対しては、就職斡旋を行わない。
（推　　薦）
第５条　本学宛に求人申し込みのあった事業所は、全て本学の無料職業紹介事業所の斡旋対象とみなし、本学の推薦により出願することを原則とする。なお、推薦の手続きは、次の各号により行うものとする。
（１）求人先への推薦による就職斡旋は、原則として同時１事業所とする。
（２）推薦による次回斡旋は、原則として前回斡旋事業所の不採用を確認した後とする。
（３）被推薦者の選出は、各学科教員と事務局学生事務部キャリア支援課（以下「キャリア支援課」という。）にて決定し、求人先に通知する。
２　前項の事業所への出願には自由応募、縁故等によるものであっても制限する場合がある。
（連絡、報告）
第６条　推薦を受けて出願した者は、以下のことを履行しなくてはならない。
（１）求人申し込みのあった事業所に推薦を受けた者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。正当な理由で受験できないときは、事前に、その旨を事業所に連絡し、同時にキャリア支援課及び各学科のキャリア支援委員会の正担当委員（以下「就職指導担当教員」という。）に届け出なければならない。
（２）推薦を受けた者は、求人先の選考試験通知及び採用試験受験の模様を所定の書式によりキャリア支援課及び各学科の就職指導担当教員に報告しなければならない。
（３）推薦を受けた者が、採用内定（又は決定）通知（文書、電話、電報）を受領したときは、直ちにキャリア支援課及び各学科の就職指導担当教員に届け出なければならない。
（就職の決定）
第７条　就職先の決定は、最初に採用内定通知を受けた求人先とする。内定通知を受けた者は、他に出願中の事業所に直ちに辞退の旨を連絡し、同時にキャリア支援課及び各学科の就職指導担当教員に辞退届けを提出しなければならない。
（学生への告知、連絡）
第８条　学生一般、又は学生個人への連絡は原則として、キャリア支援課の掲示欄で行う。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
（規程の遵守）
第９条　就職斡旋希望者は、この規程並びに就職についての注意事項をよく守らなくてはならない。この規程に違反した者、あるいは就職に関して好ましくない行為のあった者については、就職の斡旋を中止又は取り消すことがある。

附　　則
この規程は、平成６年３月 11 日から施行する。

附　　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
科目等履修生規則

平成 7年 1月 10日 制定
平成 8年 1月 9日 改正
平成 8年 2月 6日 改正
平成12年 2月 14日 改正
平成13年 2月 26日 改正
平成20年 6月 23日 改正
平成27年 3月 27日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規則は、静岡理工科大学学則（以下「学則」という。）第４１条第２項の規定に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定める。
（履修開始の時期）
第２条　履修開始の時期は、学年又は学期の始めとする。
（履修の資格）
第３条　科目等履修生の履修資格者は、満１５才以上の者とする。
（履修の出願）
第４条　履修志願者は、願書に履歴書・最終学校の卒業証明書・検定料及び勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書を添えて願い出なければならない。
（履修者の選考）
第５条　履修者の選考は、全学教授会の議を経て学長が行う。
（履修の許可）
第６条　前条の選考に合格した者で、所定の日までに登録料を納め、指定書類を提出した者について、学長は履修を許可する。
（履修期間）
第７条　履修期間は、１年以内とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を得て１年以内の期間を延長することができる。
（単位の認定）
第８条　科目等履修生は履修した授業科目について、試験を受けることができる。
２　前項の試験を受け合格した授業科目については、所定の単位を与える。
（証明書の交付）
第９条　科目等履修生から請求のあったときは、修得した単位について単位修得証明書又は成績証明書を交付することができる。
（図書館の利用）
第１０条　科目等履修生は、附属図書館を利用することができる。
（履 修 料）
第１１条　履修料は、学生納付金納付規程により、履修予定期間に応じ、６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。ただし、学長が特別の理由があると判断した場合、１か月ごとの分納も認めることができる。
（登録料及び検定料）
第１２条　登録料及び検定料は、学生納付金納付規程による。
（既納の納付金等）
第１３条　納付した履修料、登録料及び検定料は返還しない。
（そ の 他）
第１４条　科目等履修生として不適当な行為のあった者については、学長は、全学教授会の議を経て、履修の許可を取り消すことができる。
（学則等の準用）
第１５条　科目等履修生の取扱いについては、この規則の定めるもののほか、学部学生の例による。
２　静岡理工科大学大学院学則第３０条に基づく大学院科目等履修生の取扱いは、この規則を準用する。この場合は、「全学教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。
３　前項の規定にかかわらず、大学院科目等履修生の履修資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

附　　則
この規則は、平成７年４月１日から施行する。
この規則の施行をもって、静岡理工科大学聴講生規則（平成３年４月１日制定）は廃止する。

附　　則
この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学聴講生規則

平成13年　2月 26日 制定
平成20年　6月 23日 改正
平成27年　3月 27日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規則は、静岡理工科大学学則第４１条第２項の規定に基づき、聴講生に関する必要な事項を定める。
（履修開始の時期）
第２条　履修開始の時期は、学年又は学期の始めとする。
（履修の資格）
第３条　聴講生の履修資格者は、聴講を希望する科目について勉学意欲があると認められる者とする。
（履修の出願）
第４条　履修志願者は、願書に履歴書・検定料及び勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書を添えて願い出なければならない。
（履修者の選考）
第５条　履修者の選考は、全学教授会の議を経て学長が決定する。
（履修の許可）
第６条　前条の選考に合格した者で、所定の日までに登録料を納め、指定書類を提出した者について、学長は履修を許可する。
（履修期間）
第７条　履修期間は、１年以内とする。ただし、履修を継続する必要があるときは、許可を得て１年以内の期間を延長することができる。
（試 験 等）
第８条　聴講した授業科目について、試験を受けることができる。ただし、単位の認定を受けることはできない。
（修　　了）
第９条　科目の聴講を終えた者から請求があったときは、聴講証明書を交付することができる。
（図書館の利用）
第１０条　聴講生は、附属図書館を利用することができる。
（履 修 料）
第１１条　履修料は、学生納付金納付規程により、履修予定期間に応じ、６か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとする。
（登録料及び検定料）
第１２条　登録料及び検定料は、学生納付金納付規程による。
（既納の納付金等）
第１３条　納付した履修料、登録料及び検定料は、返還しない。
（そ の 他）
第１４条　聴講生として不適当な行為のあった者については、学長は、全学教授会の議を経て、履修の許可を取り消すことができる。
（学則等の準用）
第１５条　聴講生の取扱いについては、この規則の定めるもののほか、学部学生の例による。
２　静岡理工科大学大学院学則第３０条に基づく大学院聴講生の取扱いは、この規則を準用する。この場合は「全学教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

附　　則
この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学研究生規則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 4年 2月 8日 改正
平成 8年 1月 9日 改正
平成 8年 2月 6日 改正
平成12年 2月 14日 改正
平成20年 6月 23日 改正
平成27年 3月 27日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規則は、静岡理工科大学学則第４２条第２項の規定に基づき、研究生に関する必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
（入学の資格）
第３条　研究生の入学資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
（入学の出願）
第４条　入学志願者は、願書に履歴書・最終学校の卒業証明書・検定料及び勤務先を有する者は、その所属長の推薦書又は承諾書を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第５条　入学者の選考は、全学教授会の議を経て学長が決定する。
（入学の許可）
第６条　前条の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、指定書類を提出した者について、学長は入学を許可する。
（研究期間）
第７条　研究期間は、１年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、許可を得て期間を延長することができる。
（指導教員）
第８条　研究生には、研究事項に応じて指導教員を指定する。
２　研究生は指導教員の指導を受けるほか、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講し、又は研究室責任者の承認を得て、研究室備付けの機械器具を使用して研究を行うことができる。
（図書館の利用）
第９条　研究生は、附属図書館を利用することができる。
（修　　了）
第１０条　研究生は、その研究を終えたとき、実施した研究の概要を記載した研究修了届を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。
２　研究を修了した者には、その証明書を与えることができる。
（研 究 料）
第１１条　研究料は、学生納付金納付規程により、在学予定期間に応じ、各年度分を入学時又は４月に納付するものとする。
（入学金及び検定料）
第１２条　入学金及び検定料は、学生納付金納付規程による。
（既納の授業料等）
第１３条　納付した研究料、入学金及び検定料は返還しない。
（実験・実習費）
第１４条　実験・実習に要する費用は、研究生の負担とすることがある。
（そ の 他）
第１５条　研究生として不適当な行為があった者については、学長は全学教授会の議を経て、退学を命ずることがある。
（学則等の準用）
第１６条　研究生の取扱いについては、この規則の定めるもののほか、学部学生の例による。
２　大学院研究生の取扱いは、この規則を準用する。この場合は「全学教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。
３　前項にかかわらず、大学院研究生の入学資格は、大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

附　　則
この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
委託研究生規則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 4年 2月 8日 改正
平成 8年 2月 6日 改正
平成12年 2月 14日 改正
平成20年 6月 23日 改正
平成27年 3月 27日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規則は、静岡理工科大学学則第４３条第２項の規定に基づき、委託研究生に関する必要な事項を定める。
（入学の時期）
第２条　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
（入学の資格）
第３条　委託研究生の入学資格は、高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。
（委託の出願）
第４条　職員の委託を願い出ようとする公の機関又は団体等は、願書に、その職員の履歴書、最終学校の卒業証明書及び検定料を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第５条　入学者の選考は、全学教授会の議を経て学長が決定する。
（入学の許可）
第６条　前条の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、指定書類を提出した者について、学長は入学を許可する。
（教育課程及び履修方法）
第７条　委託研究生の教育課程及び履修方法については、学部学生に関する規程を準用する。
（修　　了）
第８条　所定の課程を修了した者には、その証明書を与えることができる。
（図書館の利用）
第９条　委託研究生は、図書館を利用することができる。
（学生納付金）
第１０条　納付金は、学生納付金納付規程により、次の２期に分けて納付するものとする。
前期分　４月中納付
後期分１０月中納付
２　入学年度の前期に係る授業料等については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付するものとする。
第１１条　入学金及び検定料は、学生納付金納付規程による。
（既納の納付金等）
第１２条　納付した授業料、入学金及び検定料は返還しない。
（実験・実習費）
第１３条　実験・実習に要する費用は、委託研究生の負担とすることがある。
（その他）
第１４条　委託研究生として不適当な行為のあった者については、学長は全学教授会の議を経て、退学を命ずることがある。

附　　則
この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
外国人留学生規則

平成 3年 4月 1日 制定
平成 4年 2月 8日 改正
平成 8年 2月 6日 改正
平成 9年 3月 12日 改正
平成12年 2月 14日 改正
平成19年 9月 27日 改正
平成20年 6月 23日 改正
平成21年 5月 14日 改正
平成27年 3月 27日 改正
平成28年 4月 14日 改正

（趣　　旨）

第１条　この規則は、静岡理工科大学学則第４４条第２項の規定に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定める。

（入学の時期）

第２条　入学の時期は、原則として、学年の始めとする。

（入学の資格）

第３条　入学資格者は、外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者及びこれと同等以上の学力があると本学で認めた者とする。

（入学の出願）

第４条　前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に本規則第１０条に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

（入学の選考）

第５条　入学志願者については、人物、履歴、学力、健康及び修学に必要な程度の日本語の理解力の考査等を行い、全学教授会の議を経て、学長が合否を決定する。

（入学の許可）

第６条　前条の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、指定書類を提出した者について、学長は入学を許可する。

（在学期間）

第７条　在学期間は、学則に定めた期間とする。

（授業科目及びその単位数、履修単位）

第８条　授業科目及びその単位数、履修単位は、静岡理工科大学履修規則を準用する。

（学生納付金）

第９条　納付金は、学生納付金納付規程により、次の２期に分けて納付するものとする。

前期分　４月中納付
後期分１０月中納付

２　入学日の属する当該学期の授業料等については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付するものとする。

第１０条　入学金及び検定料は、学生納付金納付規程による。

（既納の納付金等）

第１１条　納付した授業料、入学金及び検定料は返還しない。

（学則等の準用）

第１２条　外国人留学生の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、学部学生の例による。

２　静岡理工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第３０条に基づく大学院外国人留学生の取扱いは、この規則を準用する。この場合は、「全学教授会」を「研究科委員会」に、「静岡理工科大学履修規則」を「静岡理工科大学大学院履修規則」に読み替えるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、大学院外国人留学生の入学の資格は、大学院学則第１２条第３号又は第７号に該当する者とする。

附　　則

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２１年５月１４日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
編入学取扱規則

平成14年　5月 15日 制定
平成20年　6月 23日 改正
平成22年　3月 10日 改正
平成27年　3月 27日 改正
平成28年　4月 14日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規則は、静岡理工科大学学則（以下「学則」という。）第１５条の規定に基づき、編入学についての必要な事項を定める。
（入学の資格）
第２条　編入学の資格を有する者は次のとおりとする。
（１）大学を卒業した者
（２）短期大学又は高等専門学校を卒業した者
（３）大学に２年以上在学し、６２単位以上を修得して退学した者
（４）専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第１３２条に規定する者
（入学の出願）
第３条　前条の資格がある者で本学に入学を志願する者は、入学願書に本取扱規則第９条に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。
（入学者の選考及び編入学学年）
第４条　編入学志願者の選考、編入学学年及び学期は、判定委員会で審査し、全学教授会の議を経て学長がこれを決定する。
（入学手続き及び入学許可）
第５条　編入学を許可された者の入学手続き及び入学許可は、学則第１８条の規定を準用する。
（既修得単位の取扱い）
第６条　編入学者の既修得単位は、６０単位を限度として一括認定する。ただし、既修得単位の状況により６０単位を超えて一括認定することがある。
２　編入学学年は次のとおりとする。
（１）一括認定単位数が５０単位以上の場合は、３年次に編入学を認める。
（２）一括認定単位数が５０単位未満の場合は、２年次に編入学を認めることがある。
３　編入学者は入学後１週間以内に単位認定申請書（様式第１号）により単位認定の申請を行なわなければならない。
４　学長は前項の申請があった時は単位認定通知書（様式第２号）により当該申請者に認定結果を通知する。
（入学後の履修方法）
第７条　当該編入学生の「編入学後のカリキュラム」については、編入学予定学科において、当該編入学生の入学前に作成し、全学教授会の議を経て学長が決定する。
２　編入学者は前項のカリキュラムに沿って履修しなければならない。
（学則等の準用）
第８条　編入学者には、在籍する年次の学則及び諸規則を適用する。
２　編入学者の既修得単位の認定方法、履修方法等については本規則に定めるもののほか、別に定める。
（納 付 金）
第９条　前条第１項の規定にかかわらず、検定料、入学金及び授業料等の納付金は、編入学年度の学生納付金納付規程による。

附　　則
この取扱規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　　則
この取扱規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則
この取扱規則は、平成２２年３月１０日から施行する。

附　　則
この取扱規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則
この取扱規則は、平成２８年４月１日から施行する。

様式第１号

様式第１号

入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書（編入学者用）

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学
　学長　　殿

所属学科
学籍番号
氏　　名　　印

　静岡理工科大学学則第２９条の規定に基づき、入学前の既修得単位に係る単位の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

認定申請単位数　　単位

様式第２号

様式第２号

入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書（編入学者用）

所属学科

学籍番号

氏　　名

静岡理工科大学学則第２９条の規定に基づき、入学前の既修得単位について、本学において修得したものとみなし、　　単位を認定する。

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学
学長

静岡理工科大学
再入学取扱規則

平成13年　5月 11日 制定
平成14年　1月 24日 改正
平成20年　6月 23日 改正
平成27年　3月 27日 改正
平成28年　4月 14日 改正

（趣　　旨）

第１条　この規則は、静岡理工科大学学則（以下「学則」という。）第１６条の規定に基づき、再入学に関する必要な事項を定める。

（入学の資格）

第２条　学則第１９条による退学者又は学則第２３条第２項及び第４項による除籍者が、退学又は除籍後に再入学を志願するときは、志望する学科に再入学を許可することがある。

（入学の出願）

第３条　前条の資格がある者で本学に再入学を志願する者は、入学願書に本取扱規則第９条に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに事務局学生事務部学務課に願い出なければならない。なお、学則第２３条第４項により除籍を受けた者が再入学を志願するときは、再度除籍を受けることがないよう、本人及び保証人が連署した誓約書を提出しなければならない。

（再入学者の選考及び再入学学年）

第４条　再入学志願者の選考、再入学学年及び学期は、当該学科会議で審査し、全学教授会の議を経て学長がこれを決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第５条　再入学の合格の通知を受けた者の入学手続き及び入学許可は、学則第１８条の規定を準用する。

（既修得単位等の取扱）

第６条　学長は、再入学者の既に修得した授業科目及び単位について、その取扱いを当該学科会議で審査し、全学教授会の議を経た上で、その一部又は全部を再入学後に修得した授業科目及び単位として認めることができる。

（修業年限及び在学期間）

第７条　再入学者の修業年限及び在学期間は、学則第６条及び第７条の規定を準用する。なお、再入学者の再入学前の本学修業年限及び在学期間を含むものとする。

（学則等の準用）

第８条　再入学者には、再入学学年の入学年度における学則及び諸規則を適用する。

（納 付 金）

第９条　前条の規定にかかわらず、検定料、入学金及び授業料等の納付金は、再入学年度の学生納付金納付規程による。

附　　則

この取扱規則は、平成１３年６月１日から施行する。

附　　則

この取扱規則は、平成１４年１月２４日から施行する。

附　　則

この取扱規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則

この取扱規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　　則

この取扱規則は、平成２８年４月１日から施行する。

静岡理工科大学
学生懲戒規程

平成27年　3月　5日 制定
平成28年　3月 10日 改正
平成29年　3月　9日 改正

（目　　的）
第１条　この規程は、静岡理工科大学（以下「本学」という。）の学部学則第４０条及び大学院学則第３４条（以下「学則」という。）に規定する懲戒に関する手続きについて定める。
（懲戒の対象とする者）
第２条　この規程において懲戒の対象とする者とは、学部学生及び大学院生（以下「学生」という。）とする。
２　科目等履修生、聴講生、研究生、委託研究生、外国人留学生及び大学間特別研究学生の取扱いは、各々の規程の定めによるものとする。
（懲戒の方針）
第３条　懲戒は、学生が第５条にある懲戒の対象とする行為を行った場合、本学における学生の本分をまっとうさせるために、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき行うものとする。
２　懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて学長が行う。
３　懲戒の目的を達成するために懲戒により学生に課す不利益は、必要最小限にとどめなければならない。
（懲戒の対象とする期間）
第４条　懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。
（懲戒の対象とする行為）
第５条　懲戒の対象とする行為は、学則に定めるものの他、次の各号に掲げるものとする。
（１）犯罪行為及びその他の違法行為
（２）ハラスメント等の人権を侵害する行為
（３）試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
（４）情報倫理に反する行為
（５）学生の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
（６）本学の学則、規程及び規則等に違反する行為
（７）本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
（８）その他学生としての本分に反する行為
２　前項各号について別に規程が定められている場合は、この規程の定めに関わらず当該規程に基づくものとする。
（懲戒の種類）
第６条　学則に定める懲戒は、次のとおりとする。
（１）退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
（２）停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。
（３）戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。
（停学の期間）
第７条　前条第２号の停学は、次のとおりとする。
（１）停学は、無期停学または１か月以上６か月以下の有期とする。
（２）停学期間は、在学期間に含め、修業年限に含めない。ただし、停学期間が３か月以内の場合は修業年限に含むものとする。
（厳重注意）
第８条　学長は、当該学生の行為が懲戒に相当しない場合でも、教授会または研究科委員会の議を経て、学生に厳重注意を行うことができる。
２　厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。
（事実関係の調査）
第９条　学生部長は、懲戒の対象となる行為またはその疑いが生じたときは、遅滞なく当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認し、学長に報告する。
２　前項の調査にあたり、学生部長は、事前に学生に対して、要旨を口頭または文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
３　前項の定めにかかわらず、懲戒の対象となる行為が重大犯罪であり、明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。
（懲戒決定までの手続き）
第１０条　学長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒手続きを開始する。
２　学生部長は、懲戒の原案を作成し、学生委員会で審議したうえで、教授会または研究科委員会の議を経て学長に上申する。
（懲戒の発効）
第１１条　懲戒は、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
２　懲戒は、学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。
（学生への通告及び保証人への通知）
第１２条　学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。
２　学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。
３　通告及び通知は、郵便による発信をもって代えることができる。
（公　　示）
第１３条　懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。
２　公示する事項は、懲戒対象者の氏名、学部または研究科、学科（専攻）、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。
３　公示期間は、１か月とする。
４　特段の事情がある場合、学長は、学生委員会で審議したうえで、教授会または研究科委員会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。
（無期停学の解除）
第１４条　無期停学は、懲戒の発効日から６か月を経過した後でなければ解除できない。
２　学生部長は、６か月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたときは、その解除を発議する。
３　無期停学の解除は、学生委員会で審議したうえで、教授会または研究科委員会の議を経て学長が決定する。
４　無期停学解除の学生への通告、保証人への通知は、文書で行う。
（懲戒に関する記録）
第１５条　学生部長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

（不服申立て）
第16条　懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。
2　不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。
（不服申立審査委員会）
第17条　学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2　委員会は、理工学部長、情報学部長、不服申立てを行った学生が所属する学科以外の学科長並びに事務局長で構成するものとし、委員長は学部長の互選により決定する。
3　委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
4　委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき、審査を行う。
5　不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
6　委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
7　委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取り消しまたは変更を求める旨の勧告を学長に行う。
8　学長は、前二項の勧告を受けた場合、その取扱いを決定し、不服申立てをした学生に通知する。
（再 審 議）
第18条　学長は、前条第7項の勧告を受けた場合、学生部長に再審議を求める。
2　前項の場合、学生部長は、懲戒の原案を作成し学生委員会で審議したうえで、教授会または研究科委員会の議を経て学長に上申する。
（懲戒対象者の退学申し出の取扱い）
第19条　学長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。
（停学期間中の指導）
第20条　停学期間中は教育的指導を行う。
2　学長は、教育的指導に必要と判断される場合、学生の施設利用及び授業への参加を認めることができる。
（事　　務）
第21条　学生の懲戒に関する事務は、事務局学生事務部学務課が行うものとする。
（補　　則）
第22条　この規程の実施にあたって必要な事項は、別にこれを定める。
（規程の改廃）
第23条　この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附　　則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　　則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附　　則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大学組織図

静岡理工科大学
理工学研究科
システム工学専攻
材料科学専攻
理工学部
機械工学科
電気電子工学科
物質生命科学科
建築学科
情報学部
コンピュータシステム学科
情報デザイン学科
情報センター
工作センター
先端機器分析センター
国際交流センター
教育開発センター
教育開発室
学習支援室
教職支援室
科学教育連携センター
総合技術研究所
附属図書館
企画室
事務局
総務部
総務課
入試広報推進課
学生事務部
学務課
キャリア支援課
図書課
技術課

英文表記

静岡理工科大学　Shizuoka Institute of Science and Technology（SIST）

大学院 理工学研究科	Graduate School (Master's Program)
システム工学専攻	Department of System Engineering
材料科学専攻	Department of Material Science
＜学位＞	Degree
修士（理工学）	Master of Science and Engineering
修士（技術経営）	Master of Engineering and Management

理工学部	Faculty of Science and Technology
機械工学科	Department of Mechanical Engineering
電気電子工学科	Department of Electrical and Electronic Engineering
建築学科	Department of Architecture
＜学位＞	Degree
学士（工学）	Bachelor of Engineering
物質生命科学科	Department of Materials and Life Science
＜学位＞	Degree
学士（理学）	Bachelor of Science
情報学部	Faculty of Informatics
コンピュータシステム学科	Department of Computer Science
情報デザイン学科	Department of Information Design
＜学位＞	Degree
学士（情報学）	Bachelor of Informatics

大学の沿革

昭和１５年　５月　静岡県自動車学校開設
昭和３７年　９月　法人名を学校法人静岡県自動車学園に名称変更、寄附行為認可
昭和３８年　４月　静岡県自動車工業高等学校（現静岡北高等学校）開校
昭和６３年　４月　大学設置準備室を法人本部に設置
平成元年　　７月　静岡理工科大学設置認可申請書を文部省に提出
平成２年　　７月　学校法人静岡県自動車学園より学校法人静岡自動車学園が分離
　　１２月　文部大臣より静岡理工科大学設置認可
　　学校法人静岡県自動車学園を学校法人静岡理工科大学に名称変更

＜平成３年度＞

平成３年　　４月　静岡理工科大学開学
　　理工学部機械工学科、電子工学科、知能情報学科、物質科学科の１学部４学科を設置
　　初代学長　久松敬弘　就任
　　第１回入学式
　　第１回後援会総会
　　５月　開学記念式典
　５月～６月　第１回新入生合宿研修
　　１１月　第１回大学祭

＜平成４年度＞

平成４年　　６月　グラウンド完成
　　７月　第１回語学研修（オーストラリア）
　　９月　学生駐車場増設
　　１１月　第１回チャレンジハイク

＜平成５年度＞

平成５年　　９月　彫刻「光の座」教育棟中庭に設置
平成６年　　３月　第１回産学交流会

＜平成６年度＞

平成６年　１１月　第１回父母懇談会
　　１２月　学歌制定
平成７年　　３月　第１回市民卒業式
　　第１回卒業証書・学位記授与式

＜平成７年度＞

平成７年　　４月　第２代学長　中川龍一　就任
　　９月　学生駐車場増設
　　１２月　大学院理工学研究科修士課程設置認可
平成８年　　３月　研究実験棟増築

＜平成８年度＞

平成８年　　４月　大学院修士課程開設　理工学研究科システム工学専攻、材料科学専攻の２専攻を設置
　　第１回大学院修士課程入学式

＜平成９年度＞

平成１０年　２月　すずよクリエイティブハウス設置
　　３月　第１回大学院修士課程修了式

＜平成１０年度＞

平成１０年　９月　第３代学長　塩田　進　就任

＜平成１１年度＞

平成１１年　４月　知能情報学科を改組し、情報システム学科を開設
　　研究実験棟増築、学内ネットワーク構築、学生用学内 LAN 整備
　　９月　マルチメディアラボ設置
　　グラウンド照明設備設置

＜平成１２年度＞

平成１２年　４月　スクールバス運行開始
　　１０月　クラブハウス開所

＜平成１３年度＞

平成１３年　４月　静岡北高等学校、星陵高等学校から静岡理工科大学への高・大一貫教育を開始
　　９月　人工芝テニスコート開場
　　１０月　第１回ホームカミングデー（卒業生対象）
　　１１月　開学 10 周年記念式典

＜平成１４年度＞

平成１４年　６月　韓国大邱大学校と交換留学生協定締結
平成１５年　２月　大邱大学校韓国語冬期短期研修（第１回参加）

＜平成１５年度＞

平成１５年　４月　電子工学科を電気電子情報工学科に名称変更
　　教育開発センター設置
　　コンビニ、カレーショップ開店

＜平成１６年度＞

平成１６年　４月　物質科学科を物質生命科学科に名称変更（平成 15 年度入学生に遡って適用）
　　愛野駅から大学を往復するシャトルバスの運行開始
　　歩行者・自転車専用道路（通称：エコパ新道）開道

＜平成１７年度＞

平成１７年１２月　電気電子情報工学科の電子制御・エネルギーコースが経済産業省から第一種、二種、三種電気主任技術者認定学科の認定を取得
平成１８年　１月　中国浙江工商大学と交換留学協定締結

＜平成１８年度＞

平成１８年　８月　浙江工商大学中国語夏期短期研修
平成１８年　９月　第４代学長　荒木信幸　就任
　　学生駐車場増設
平成１８年１２月　夢創造ハウス、エンジン実験棟完成
　　SIST ランゲージサロン設置

＜平成１９年度＞

平成１９年１０月　浙江工商大学と教育・学術交流に関する協定締結
平成２０年　３月　財団法人日本高等教育評価機構による第三者評価の結果「認定」の評価を受ける

＜平成２０年度＞

平成２０年　４月　情報システム学科を改組し、総合情報学部を開設
　　電気電子情報工学科を電気電子工学科に名称変更
　　教職課程を設置
　　電気電子工学科が総務省から電気通信主任技術者試験の一部免除の認定を取得
　　８月　エアプレーンショップ完成
　　１０月　中国浙江理工大学と友好交流協定締結
　　１０月　中国浙江科技大学と友好交流協定締結
　　中国計量学院と教育・学術交流協定締結

＜平成２１年度＞

平成２１年　７月　大学マイクロバスがバイオ燃料で運行開始
　　文部科学省「学生支援推進プログラム」採択
　　９月　学生食堂リニューアルオープン

＜平成２２年度＞

平成２２年　４月　文部科学省「戦略的研究基盤形成支援事業」採択
　　坂口実験場開設
　　９月　文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」採択

平成２３年　３月　先端機器分析センター完成

＜平成２３年度＞

平成２３年　８月　学旗制作

９月　人工芝テニスコート照明設備完成

図書館リニューアル

１１月　開学 20 周年記念式典

３月　台湾　国立高雄応用科技大学　学生・学術交流協定締結

＜平成２４年度＞

平成２４年　４月　JABEE（日本技術者教育認定機構）「技術者教育プログラム」認定

１０月　やらまいか創造工学センター着工

＜平成２５年度＞

平成２５年　５月　やらまいか創造工学センター完成

６月　袋井市と包括協定締結

７月　台湾　南台科技大学　学生・学術交流締結

１１月　静岡県と研究連携協定締結

１２月　やらまいか創造工学センター開所式

平成２６年　３月　静岡市との連携強化に関する協定締結

静岡県との教育・研究協力協定締結

＜平成２６年度＞

平成２６年　４月　第５代学長　野口　博　就任

７月　中国　洛陽理工学院　学術交流協定締結

１２月　台湾　国立屏東科技大学　学術・学生交流協定締結

平成２７年　３月　公益財団法人　日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価の結果「適合」の評価を受ける

＜平成２７年度＞

平成２７年　７月　韓国　国民大学　学生・学術交流協定　締結

＜平成２８年度＞

平成２８年　３月　建築学科棟着工

平成２８年　４月　中国　浙江越秀外国語学院　学術交流協定締結

平成２８年　６月　収容定員の変更許可

平成２８年　８月　ブラジル　ITA（ブラジル国立航空大学）学術交流協定　締結

平成２８年　９月　中国　江蘇大学　学術交流覚書　締結

平成２８年１１月　台湾　聖約翰科技大学　学術交流覚書　締結

ブランドコンセプト「研究力」コミュニケーションマーク公開

平成２９年　３月　建築学科棟、環境実験棟　竣工

＜平成２９年度＞

平成２９年　４月　理工学部に建築学科を開設

総合情報学部を情報学部に名称変更

人間情報デザイン学科を情報デザイン学科に名称変更

建築学科が建築士の受験資格認定を取得

構造実験棟　竣工

学長、学部長、学生部長、図書館長

学　　長		Noguchi Hiroshi 野口　博
理工学部長		Ozawa Tetsuo 教　授　小澤哲夫
情報学部長		Akiyama Kenji 教　授　秋山憲治
学生部長		Tomita Hisato 教　授　富田寿人
図書館長		Tsuneyoshi Toshihiro 教　授　常吉俊宏

職名・氏名

理工学部機械工学科

（学科長）
Sakuragi Shunichi
教　授　桜木俊一
R140　流体工学

Minamoto Hirofumi
教　授　感本広文
R133　機械力学分野

Masuda Kazumi
教　授　増田和三
R145　誘導制御、宇宙航空工学

Hanada Yoshihiko
准教授　花田佳彦
R139　航空工学

Shikanai Yoshihito
講　師　鹿内佳人
R132　ロボット工学

Sonoda Toyotaka
特任教授　園田豊隆
R136　航空原動機

Tamura Hiroshi
特任講師　田村博
R141　航空工学

Toake Yasushi/Zhu,Ning
教　授　十朱寧
R242　熱工学、流体力学

Goto Akihiro
教　授　後藤昭弘
R137　機械加工学

Fujiwara Hiroshi
教　授　藤原弘
R134　金属材料工学

Nozaki Takashi
准教授　野﨑孝志
R143　自動車工学、設計製図

Masuda Tadashi
特任教授　益田正
R138　計測工学、メカトロニクス

Hattori Toshio
特任教授　服部敏雄
R135　材料力学、塑性力学

職名・氏名
研究室・専門分野

理工学部電気電子工学科

（学科長）
教　授　土肥　稔（Dohi Minoru）
R412-2　物性物理

教　授　高橋　久（Takahashi Hisashi）
R238　電子回路工学・制御工学・アクチュエータ制御システム

教　授　村上裕二（Murakami Yuji）
R239　バイオセンサ、センサ工学

准教授　山本健司（Yamamoto Kenji）
R233　情報・通信メディア工学

准教授　中田篤史（Nakata Atsushi）
R232　電力・エネルギー分野、エネルギー制御

講　師　本井幸介（Motoi Kosuke）
R213-1　医用電子工学、生体医工学

（学部長）
教　授　小澤哲夫（Ozawa Tetsuo）
R241　半導体工学

教　授　石田隆弘（Ishida Takahiro）
R235　絶縁材料工学

准教授　服部知美（Hattori Satomi）
R240　パワーエレクトロニクス

准教授　加藤丈和（Kato Takekazu）
R236　パターン認識、人工知能、エネルギーマネージメント

講　師　武岡成人（Takeoka Shigeto）
R234　画像工学

職名・氏名
研究室・専門分野

理工学部物質生命科学科

（学科長）
Kobayashi Kurima
教　授　小林久理眞
R339　固体物理化学、磁性材料

Yoshida Yutaka
教　授　吉田　豊
R338　物質科学、核物性

Kirihara Masayuki
教　授　桐原正之
R336　有機合成反応、有機フッ素化学

Yamazaki Satoshi
教　授　山﨑誠志
R342　無機材料化学、物理化学

Miyaji Tatsuro
准教授　宮地竜郎
R345　食品衛生学、食品微生物学

Nanzai Ben
講　師　南齋　勉
R332　界面化学、超音波化学

Tsuneyoshi Toshihiro
教　授　常吉俊宏
R334　遺伝子工学、分析化学

Sekiyama Hideo
教　授　関山秀雄
R333　量子化学

Kasatani Hirofumi
教　授　笠谷祐史
R437　X線結晶学、固体物性

Saito Akihiro
准教授　齋藤明広
R341　応用微生物学

Yoshikawa Naoko
講　師　吉川尚子
R337　水産食品化学、分析化学

Kotsuchibashi Yohei
講　師　小土橋陽平
R340　高分子化学、バイオマテリアル

職名・氏名
研究室・専門分野

理工学部建築学科

（学科長）
Maruta Makoto
教　授 **丸田　誠**
en310
建築耐震構造、鉄筋コンクリート構造、建築振動工学

Wakisaka Keiichi
教　授 **脇坂圭一**
en309
建築計画、建築デザイン、キャンパス計画

Honma Mutsuo
教　授 **本間睦朗**
en307
光環境工学、照明デザイン設計、建築電気設備設計

Sato Kenji
教　授 **佐藤健司**
en308
建築設計、コンピュータと設計との関わり、建築・都市論

職名・氏名
研究室・専門分野

情報学部コンピュータシステム学科

（学科長）
Kunimochi Yoshiyuki
教　授　**國持良行**

R539　計算機科学

Kanakubo Masaaki
教　授　**金久保正明**

R536　知識工学、進代型計算

Oishi　Kazuomi
准教授　**大石和臣**

R542　暗号と情報セキュリティ

Nomura　Emiko
講　師　**野村恵美子**

R532　ソフトウェア工学

Nagao　Takeyuki
講　師　**長尾雄行**

R537　数理科学、e-Leaning

Miyaoka　Tetsu
教　授　**宮岡　徹**

R538　心理物理学、認知科学

Kouya　Tomonori
教　授　**幸谷智紀**

R543　HPC、コンピュータネットワークの応用

Mizuno　Shinya
准教授　**水野信也**

R535　数理システム、クラウド・コンピューティング

Takano　Toshiaki
講　師　**高野敏明**

R513-2　コンピューティング、機械学習に関する研究

Sadakuni　Shingo
講　師　**定國伸吾**

R541　ユーザーインターフェイス、コンテンツ開発、情報デザイン

職名・氏名
研究室・専門分野

情報学部情報デザイン学科

（学科長）
Tomotsugu Katsuko
教　授　友次克子
R414-2　英語学、言語学

Kudo Tsukasa
教　授　工藤　司
R343　経営情報

Tomita Hisato
教　授　富田寿人
R404-3　運動生理学、体力学

ラッセル グレッグ マクナブ
准教授　R.G.McNabb
R432　英語教育、フランス文学（18世紀）

Shinba Yutaka
講　師　榛葉　豊
R440　科学基礎論、数理物理学

Matsuda Takashi
講　師　松田　崇
R533　グラフィックデザイン、Webデザイン

（学部長）
Akiyama Kenji
教　授　秋山憲治
R412-1　社会学、人間科学

Ohsugi Kojune
教　授　大椙弘順
R442　発生生物学、遺伝子工学、細胞工学

Oguri Katsuya
教　授　小栗勝也
R411-2　近現代日本政治史

Okumura Tetsu
准教授　奥村　哲
R540　神経科学

Konno Katsuyuki
講　師　今野勝幸
R431　英語教育学

Kinosada Yasunori
講　師　紀ノ定保礼
R531　認知心理学、交通心理学、人間工学

職名・氏名
研究室・専門分野

教育開発センター

特命教授 Ito Ritsuo 伊藤律夫

教職担当

特命准教授 Furuhashi Wataru 古橋亘

数学担当

特命准教授 Aoki Yoshihiko 青木禎彦

数学担当

特命講師 Kato Tomohisa 加藤智久

物理担当

特命講師 アダム ブライアン ジェンキンズ Adam Brian Jenkins

英語担当

情報学部 客員教員

客員教授 Nozawa Hiroki 野澤浩樹

起業、企業経営

職名・氏名
研究室・専門分野

非常勤講師（５０音順）

氏　　名	担　　当　　科　　目
青　木　悠　樹	実践ベンチャービジネス１、実践ベンチャービジネス２
青　島　　均	入門生物学
足　達　慎　二	幾何学
井　坂　義　治	工業経営、品質工学入門
石　井　　馨	健康の科学
石　井　　緑	健康の科学
市　川　真　矢	英語１、英語２
ウィリアム・ショーン・ギブ	英語４
江　川　元　二	電気応用
王　　彦	中国語１、中国語２
大　石　英　典	微分積分 / 演習、基礎数学
大　鷹　紀　信	財務システム入門
大　畑　秀　人	コンピュータミュージック
折　山　良　太	グラフィックスデザイン
勝　田　敏　勝	文章表現法
狩　野　謙　一	地球科学
加　茂　晴　男	スポーツ１、スポーツ２
川　瀬　達　夫	機械製図、機械工学設計製図
喜多　隆介	固体の電子論
木　下　明　子	３Ｄデザイン工学
金 兌柱(岩田 和味)	韓国語１、韓国語２
窪　田　健　一	オペレーションズ・リサーチC、オペレーションズ・リサーチD、データベース基礎C
久　保　紘	線形代数／演習
小　池　祥　之	情報科教育法Ⅰ、情報科教育法Ⅱ
小　嶋　　卓	コンピュータシステム実験
越　水　重　臣	品質工学入門
小　杉　大　輔	産業・社会心理学、教育心理学
小林　健吉郎	化学、物質のエネルギー論
齋　藤　正　寛	コンピュータ入門、プログラミング入門

氏　　名	担　　当　　科　　目
坂　野　　俊　則	ワークライフ実践論
櫻　井　　武　夫	工業科教育法Ⅰ、工業科教育法Ⅱ、職業指導
篠　田　か　お　る	基礎数学、微分積分 / 演習
新　間　　一　夫	スポーツ１
新　村　　文　祥	デッサン
菅　沼　義　昇	C 言語、特別プログラム１、特別プログラム２
杉　田　　玲　子	日本語表現法
鈴　木　　孝　典	建築概論、建築セミナー
関　川　　貴　寛	資源環境工学
高　木　健　治　郎	科学技術者の倫理
瀧　本　　厚　子	スポーツ１
竹　内　　一　博	アドバンスト数学 1、３次元デジタル技術、微分積分 / 演習
雀　　琥	構造力学・演習 1
都　築　　博　子	国際関係論
坪　井　　宏	スポーツ１、スポーツ２
寺　田　　光　宏	理科教育法Ⅰ、理科教育法Ⅱ
遠　山　　俊　章	交換工学
内　藤　　博　敬	生物工学
中　井　　孝　芳	論理回路
長　尾　　亜　子	図学
中　谷　　広　正	フーリエ解析・ラプラス変換、ベクトル解析
成　松　　美　枝	教育と社会
西　川　　義　晃	暮らしのなかの憲法
西　田　　勝	文学
野　口　　剛	電気機器設計
原　　周　二	電気法規
平　松　和　可　子	特別プログラム 1、特別プログラム 2、コンテンツデザイン概説
星　野　　敏　春	入門物理学
前　澤　　昭　礼	化学工学

氏　　名	担　　当　　科　　目
牧　野　　正　和	環境化学
松　永　由　弥　子	教育原理
村　上　あ　つ　子	英語1、英語2、英語3、英語4
村　上　　篤　司	環境化学、エネルギー変換論
村　田　　清　一	生徒・進路指導論、特別活動論
村　野　　直　弘	スポーツ３
村　本　　名　史	運動と行動
矢　野　　正　俊	文化と文明
山　尾　　秀　則	財務システム入門
山　下　　浩　司	財務システム入門
山　下　　光　司	バイオマテリアル
山　下　　隆　之	経済学
山　田　　文　康	確率統計／演習
山　成　　数　明	入門化学
山　脇　　一　休	機械製図、機械工学設計製図 1
弓　桁　　肇	教育方法・技術論
和　久　田　雅　之	教育相談

キャンパス全体図

＜避難場所の明示＞

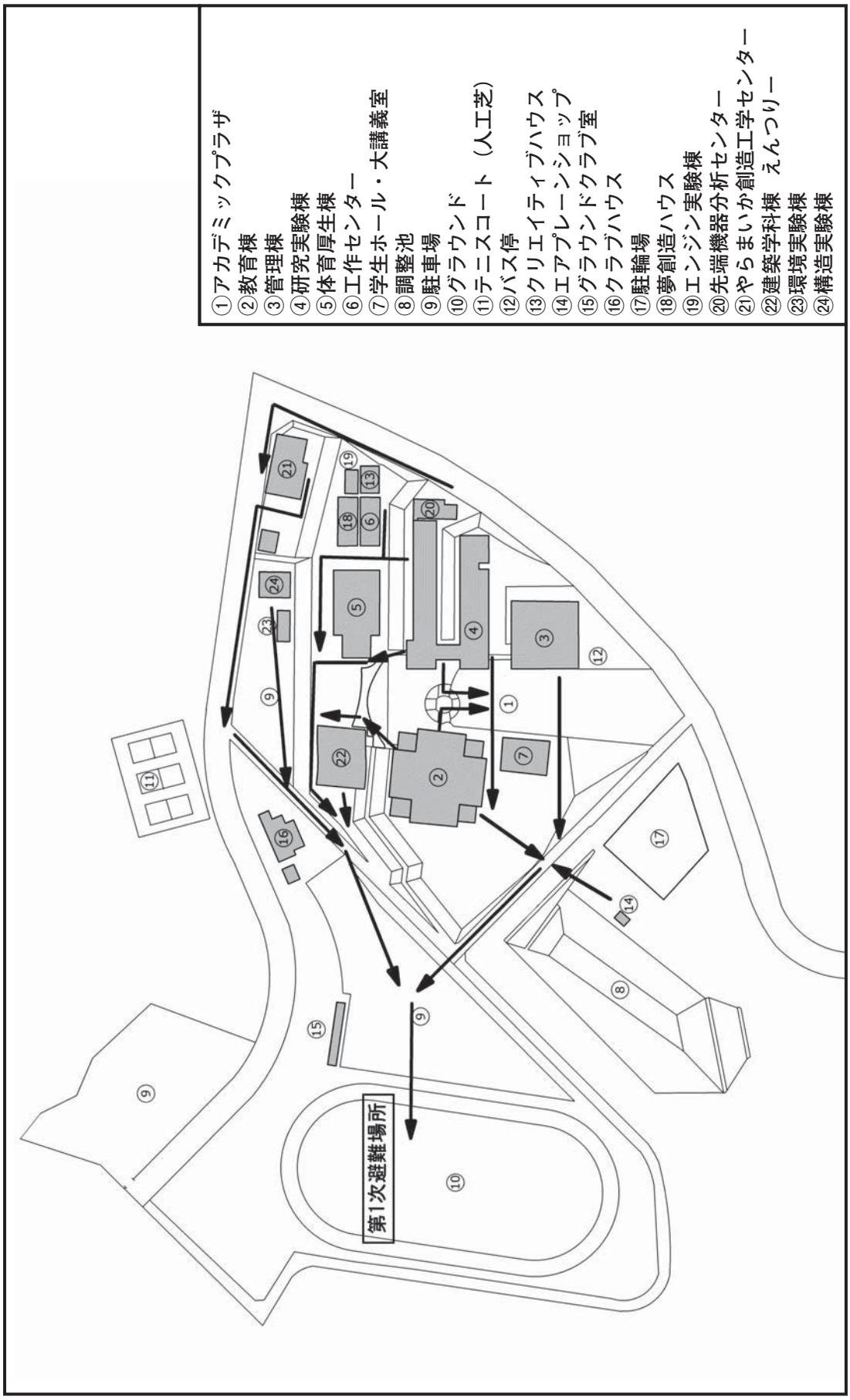

避難場所等

◇地震

本学の設置されている袋井市は東海地震の強化監視区域に指定されています。常日頃地震に対する心構えを持つことことが重要です。二次災害が起きないように心がけ、安全な場所に避難しましょう。

◇防火

火災は、建物や機械設備はもとより、苦労して作った研究データ等を一瞬にして灰にしています。また、人身事故につながる危険性は極めて高く、火気を粗末に扱ったり、燃料や設備器具の取扱いを誤ったために引き起こされる場合も考えられます。日頃から防火に十分注意し、自分の実験室等から絶対に火災を発生させない自覚が必要です。

◇避難場所

在校時の第１次避難場所（地震発生直後、安全を確保するために避難する場所）は、本学グランドとし、第２次避難場所（緊急物資が提供され、当分の間生活が可能な場所）は、本学体育館とします。（左図参照）尚、在宅時の避難場所については地域毎に場所が指定されているので、事前に確認しておきましょう。

※災害に遭遇した場合の処置などは、詳しくは「静岡理工科大学　安全手帳」に載っています。よく読んでおきましょう。

校舎等配置図

■教　育　棟

1 F

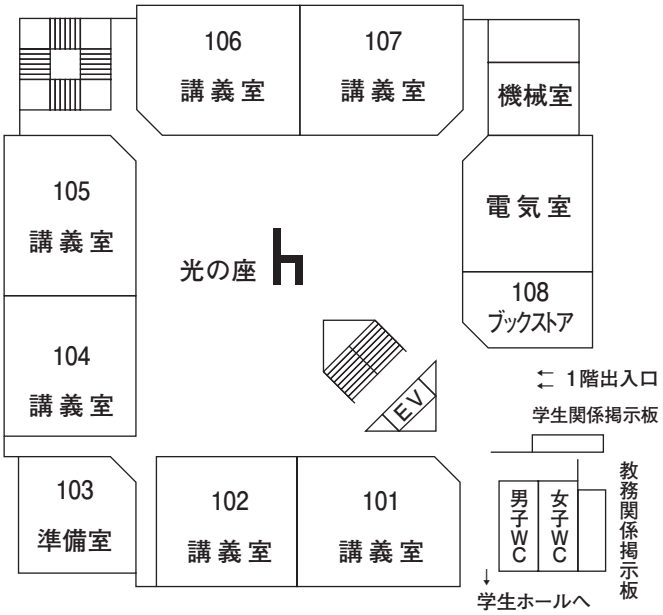

2 F

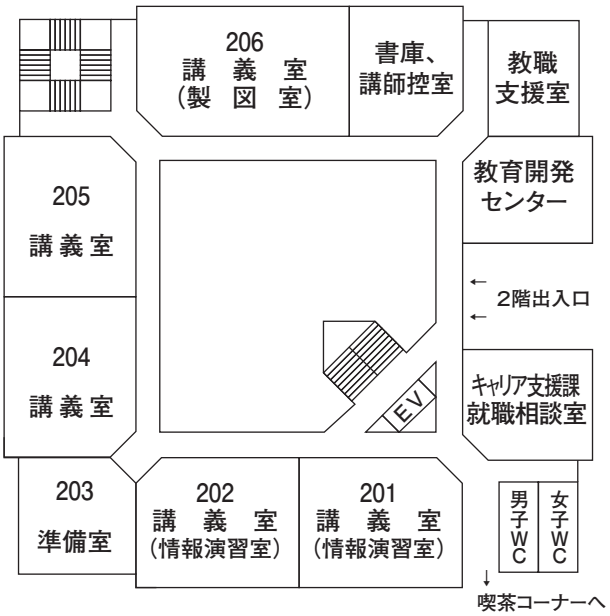

■教　育　棟

3 F

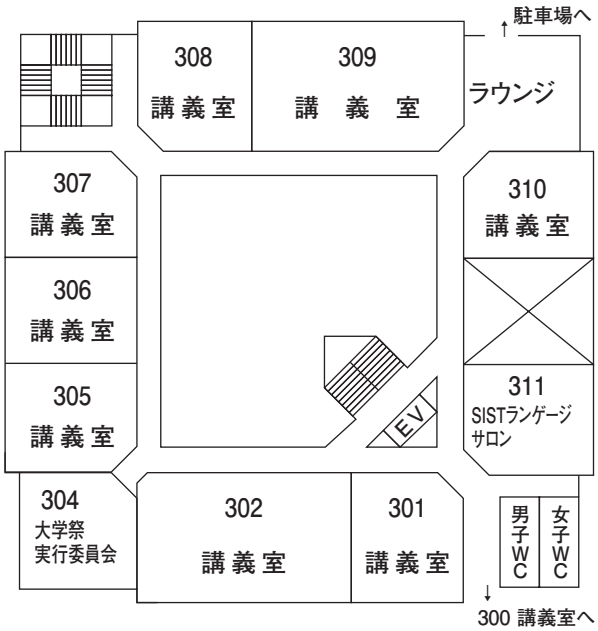
駐車場へ
308
講義室
309
講　義　室
ラウンジ
307
講義室
310
講義室
306
講義室
305
講義室
311
SISTランゲージ
サロン
EV
304
大学祭
実行委員会
302
講義室
301
講義室
男子WC
女子WC
300 講義室へ

4 F

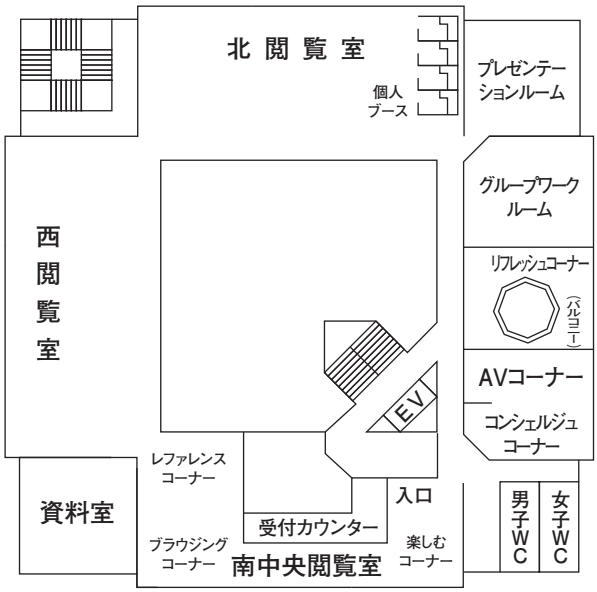
北閲覧室
個人
ブース
プレゼンテーション
ルーム
グループワーク
ルーム
西閲覧室
リフレッシュコーナー
（バルコニー）
AVコーナー
EV
コンシェルジュ
コーナー
レファレンス
コーナー
入口
資料室
受付カウンター
男子WC
女子WC
ブラウジング
コーナー
南中央閲覧室
楽しむ
コーナー

■教　育　棟

5 F

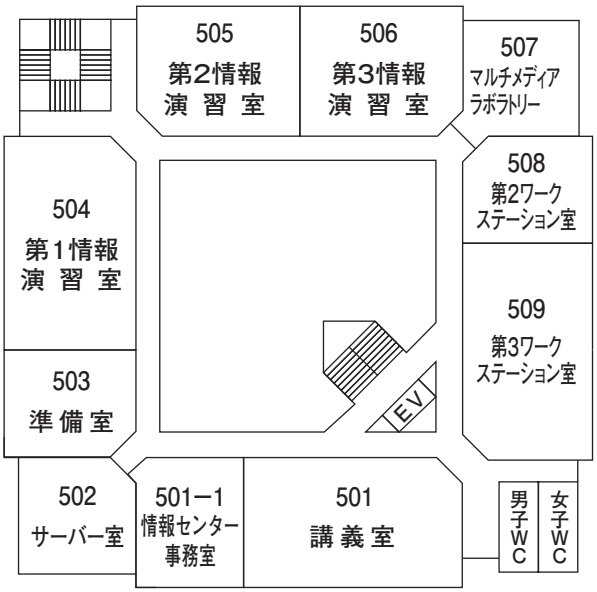

■学生ホール

3 F

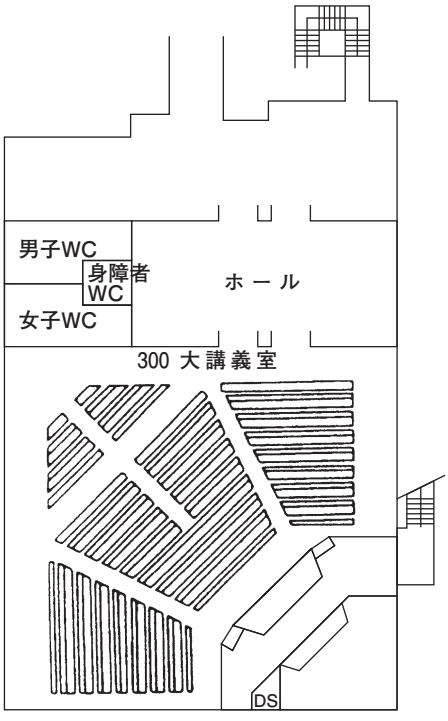

■ 建築学科棟 えんつりー

1 F

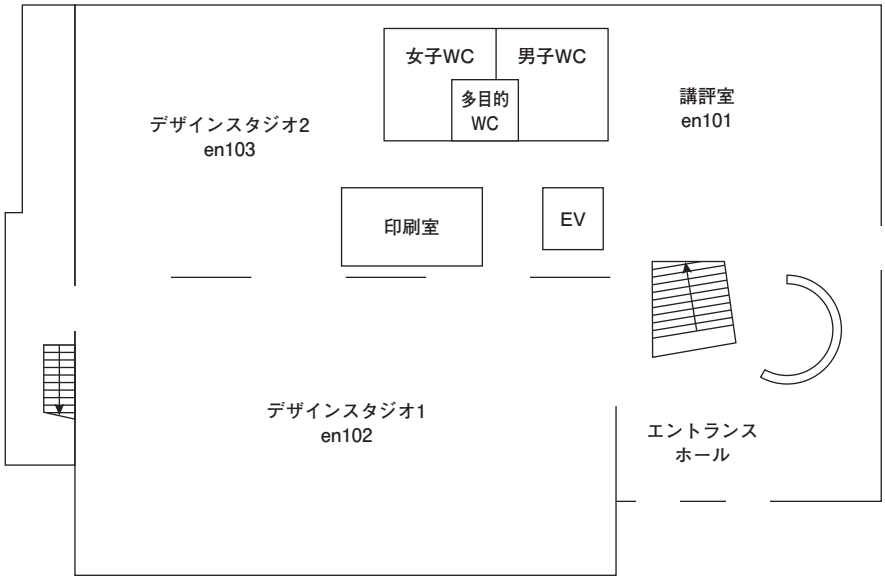

2 F

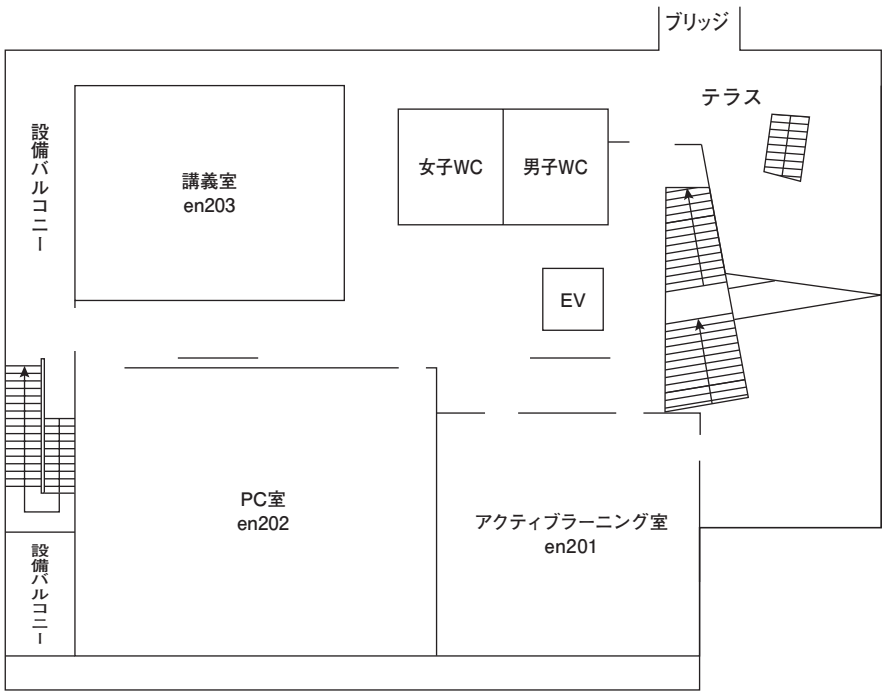

■ 建築学科棟 えんつりー

3 F

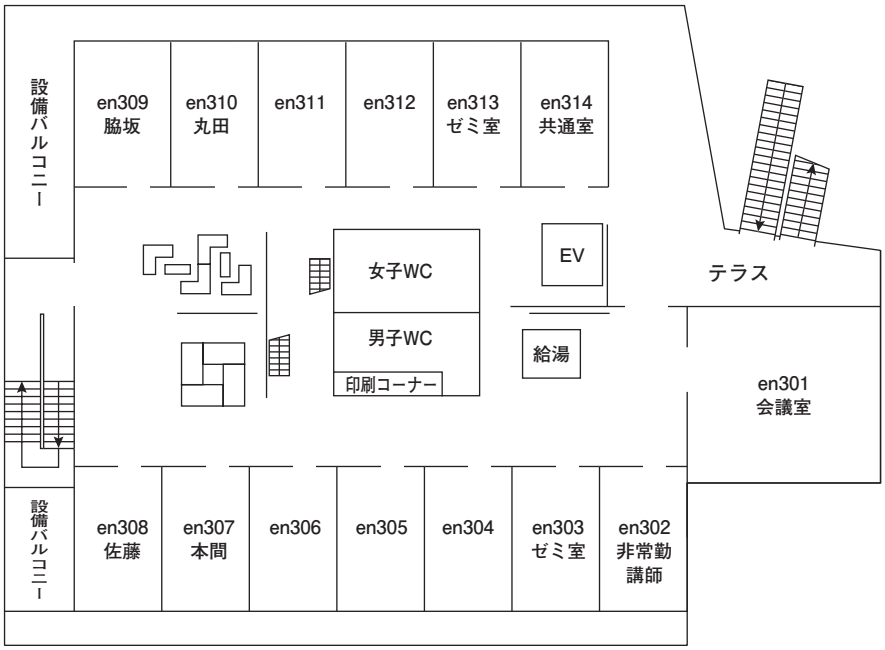

4 F

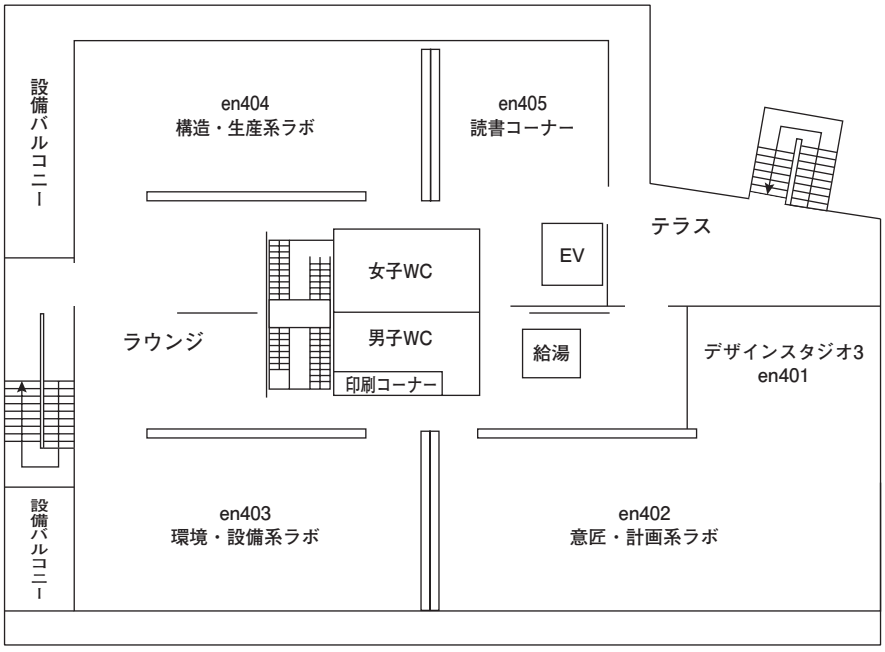

■ 研究実験棟

1 F

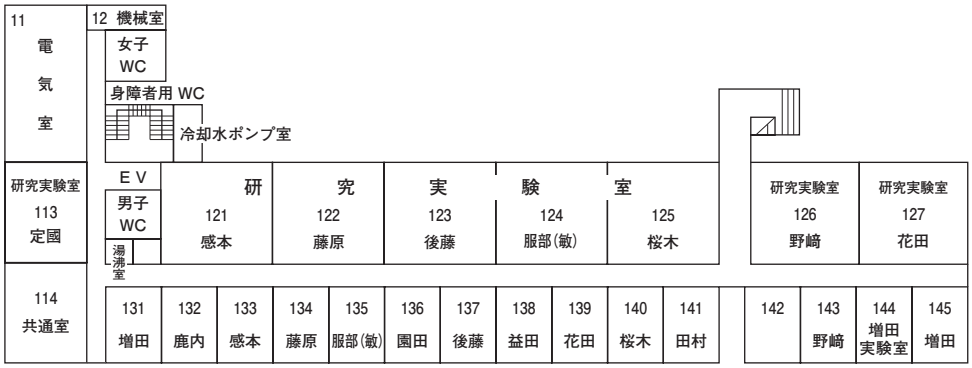

南　棟

2 F

北　棟

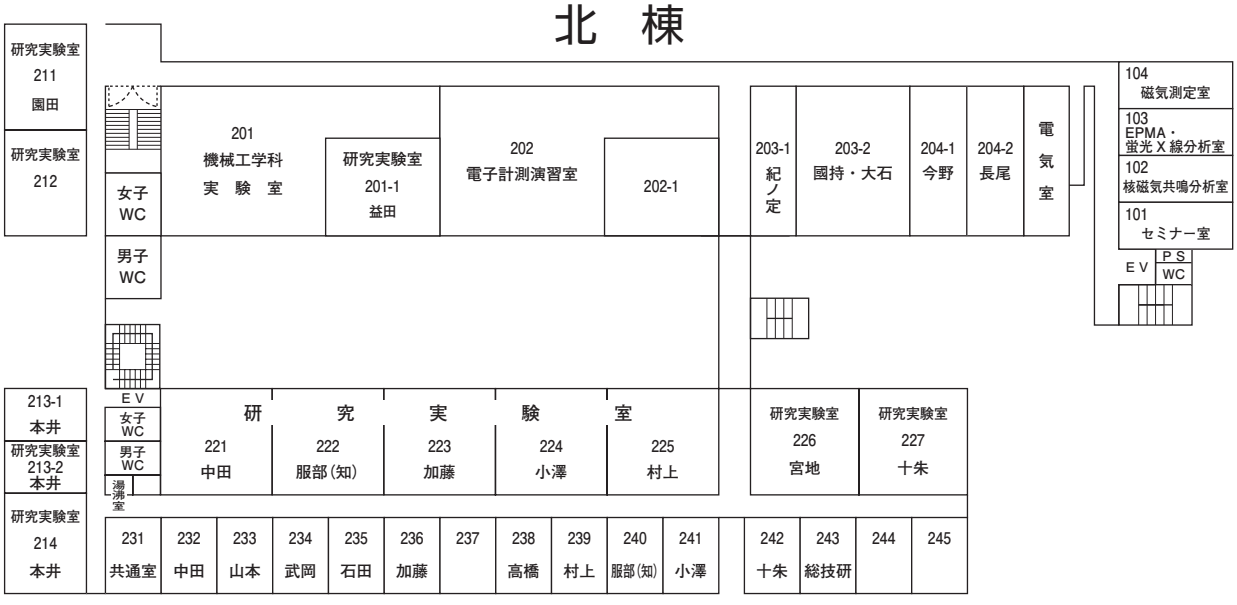

南　棟

■ 研究実験棟

3 F

北　棟

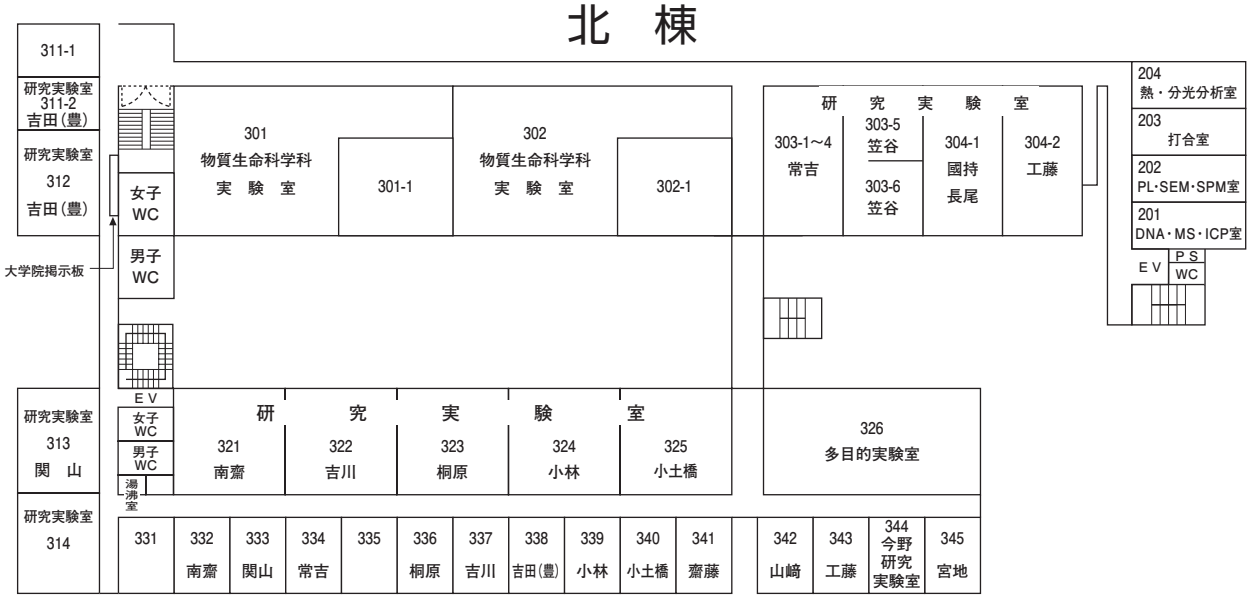

南　棟

4 F

北　棟

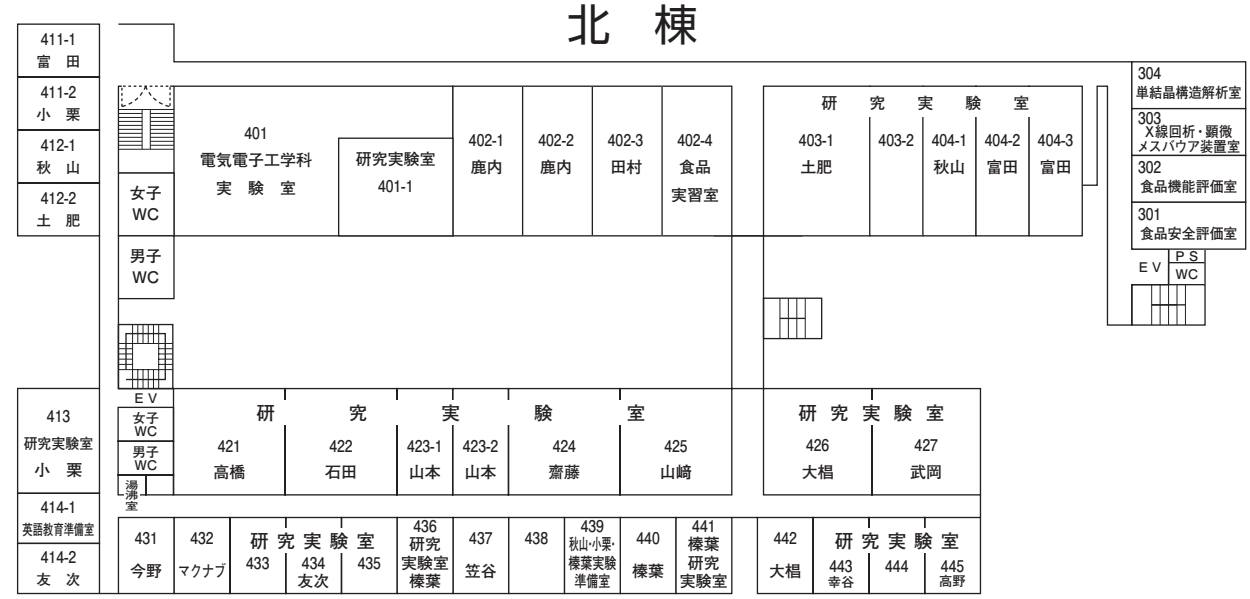

南　棟

■ 研究実験棟

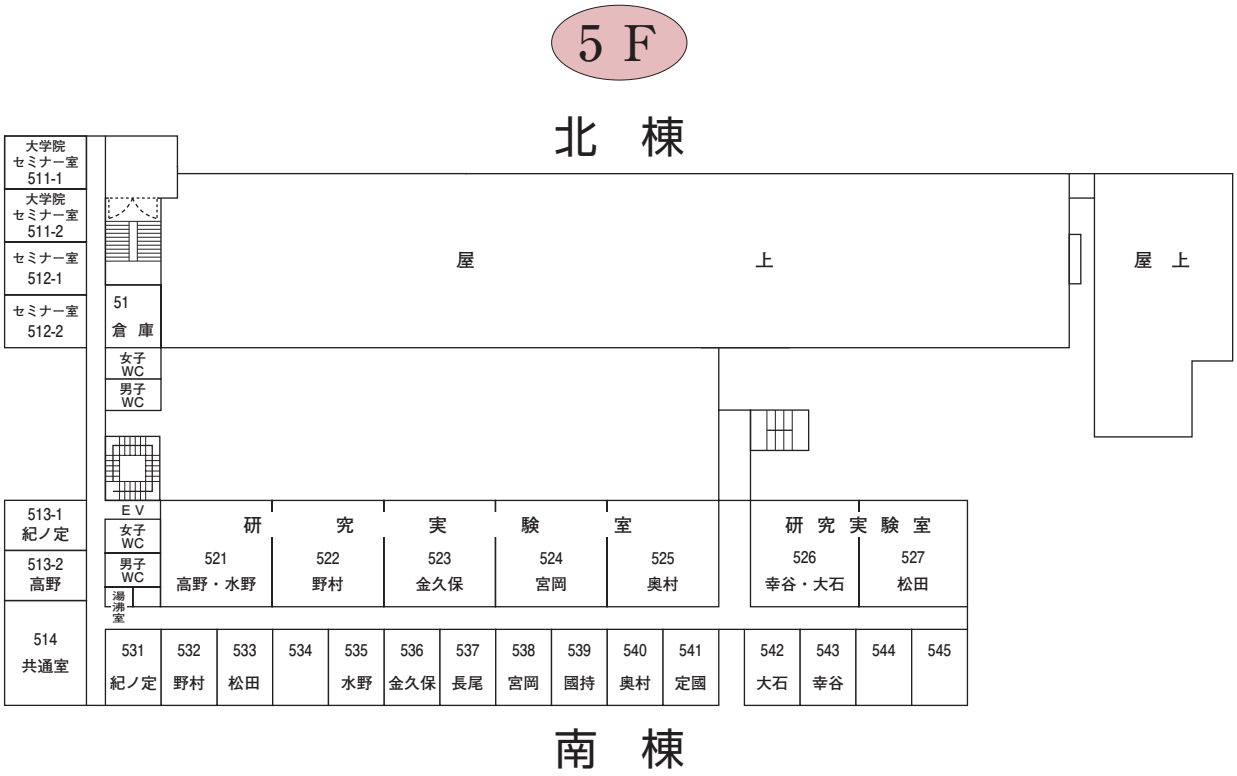
5 F
北 棟
大学院セミナー室 511-1
大学院セミナー室 511-2
セミナー室 512-1
セミナー室 512-2
屋 上
屋 上
51 倉 庫
女子 WC
男子 WC
EV
513-1 紀ノ定
513-2 高野
514 共通室
女子 WC
男子 WC
湯沸室
研 究 実 験 室
521 高野・水野
522 野村
523 金久保
524 宮岡
525 奥村
526 幸谷・大石
527 松田
531 紀ノ定
532 野村
533 松田
534
535 水野
536 金久保
537 長尾
538 宮岡
539 國持
540 奥村
541 定國
542 大石
543 幸谷
544
545
南 棟

■ 体育厚生棟

1 F

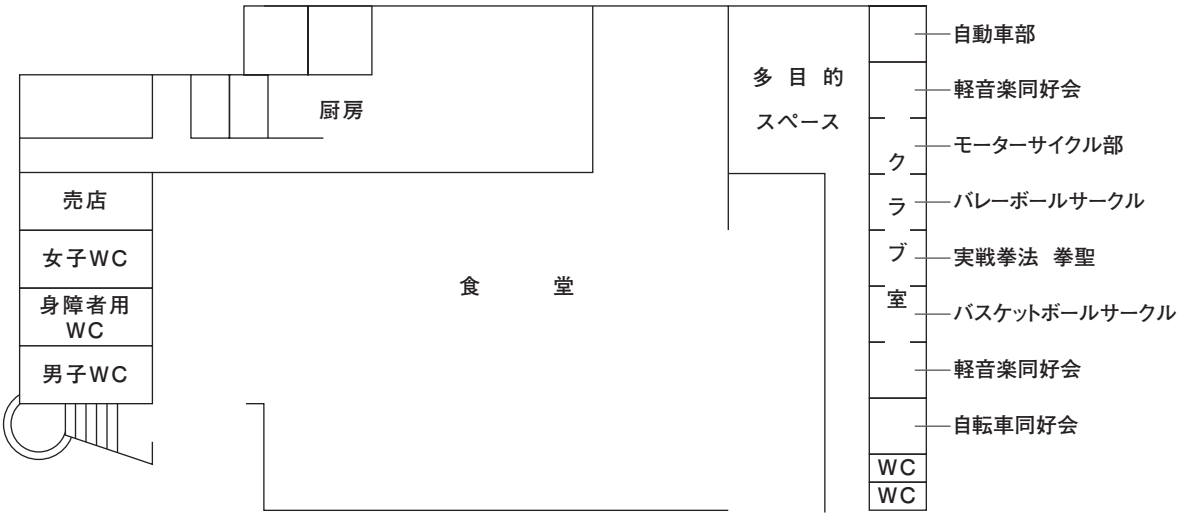
厨房
売店
女子WC
身障者用WC
男子WC
食　堂
多目的スペース
クラブ室
自動車部
軽音楽同好会
モーターサイクル部
バレーボールサークル
実戦拳法　拳聖
バスケットボールサークル
軽音楽同好会
自転車同好会
WC
WC

2 F

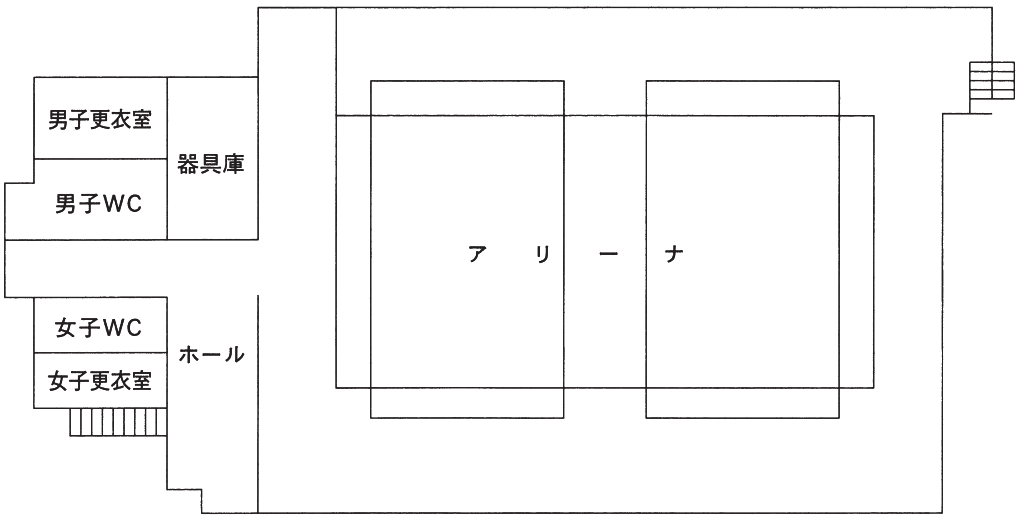
男子更衣室
男子WC
器具庫
女子WC
女子更衣室
ホール
アリーナ

■ 工作センター

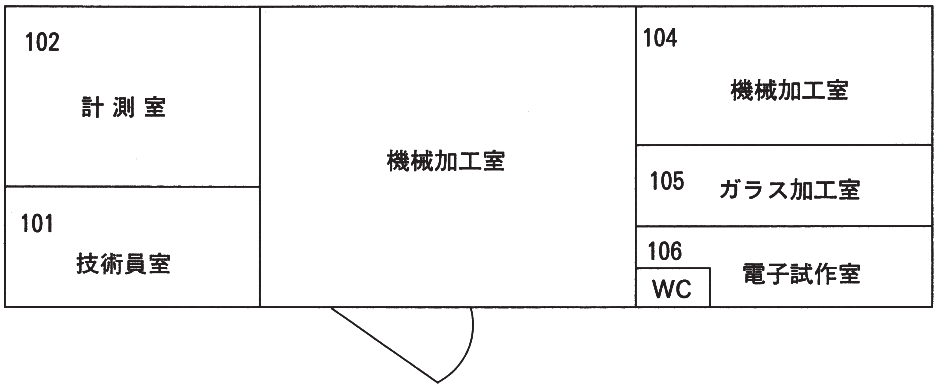

■ 夢創造ハウス

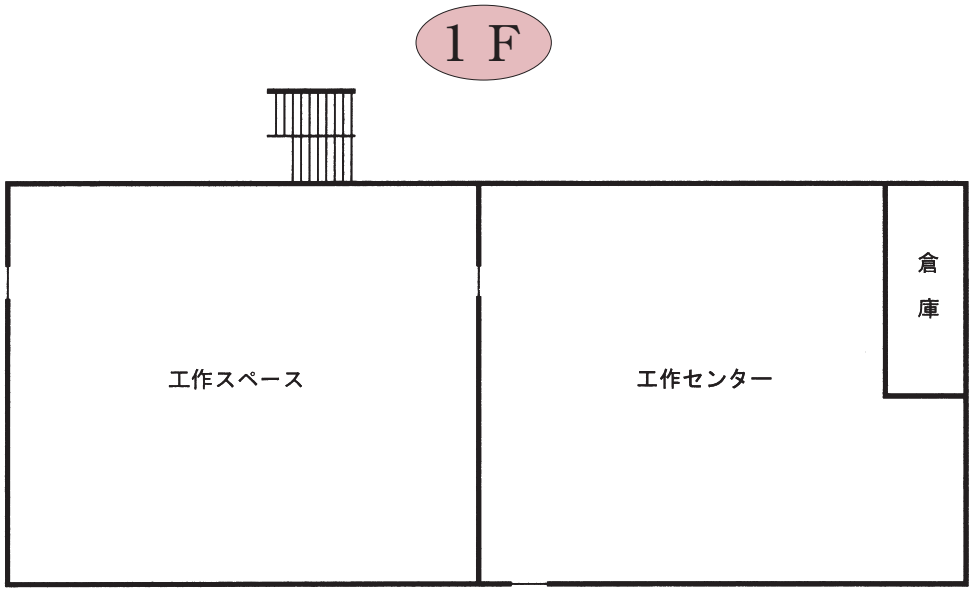

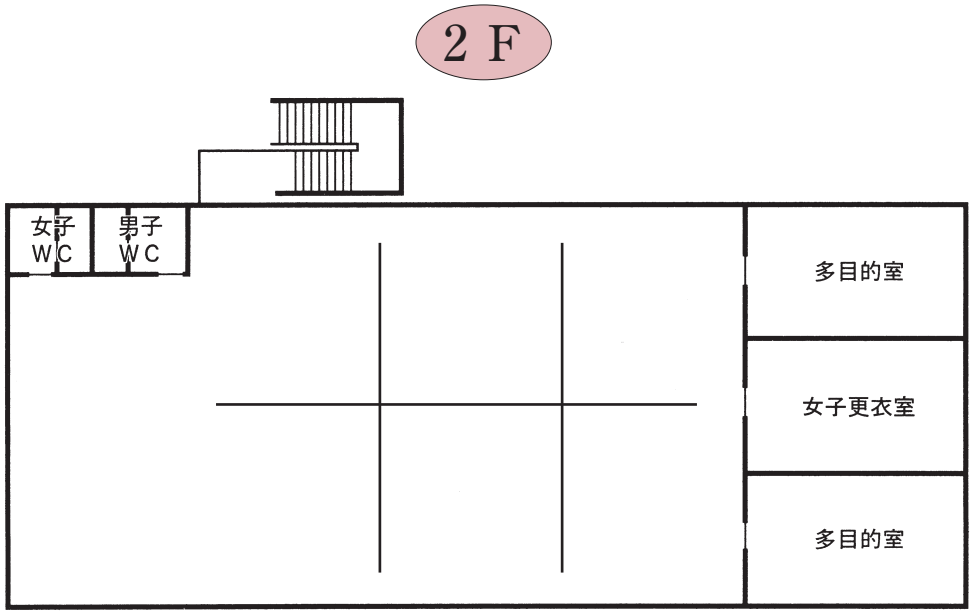

■ エンジン実験棟

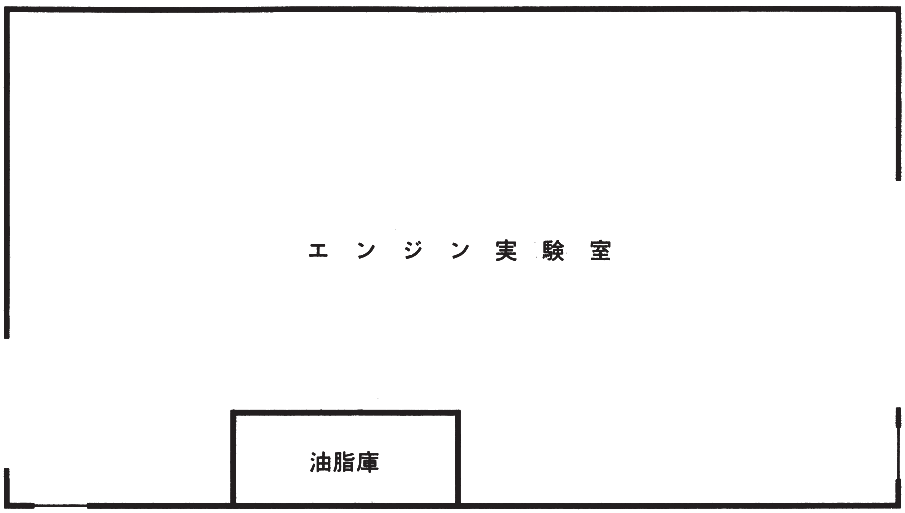

クリエイティブハウス

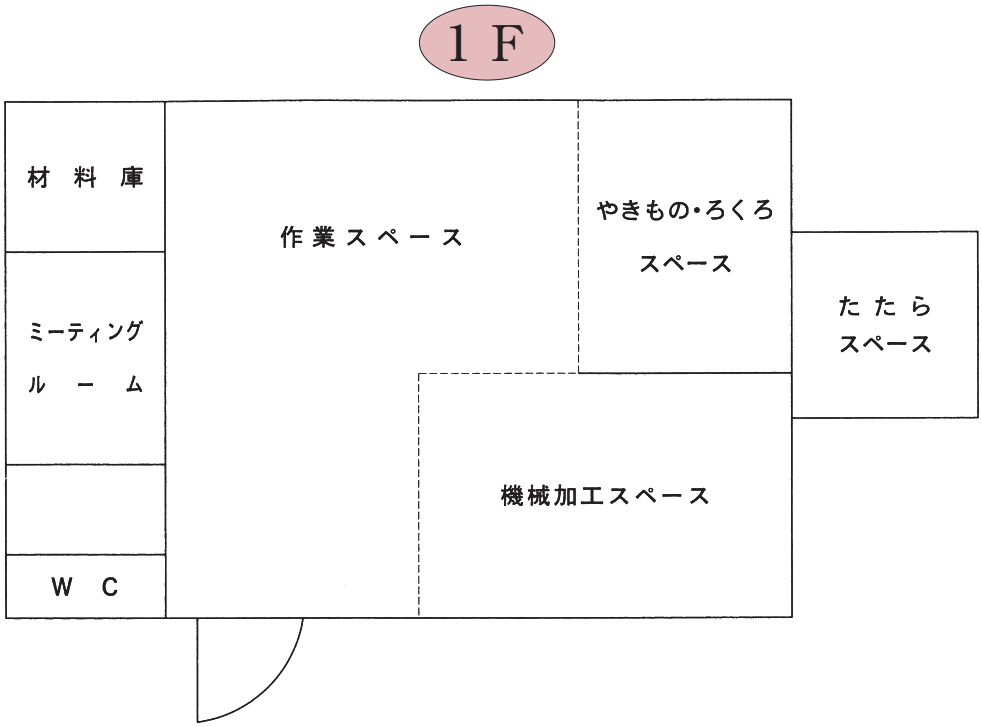
1 F
材 料 庫
作 業 ス ペ ー ス
やきもの・ろくろ
スペース
た た ら
スペース
ミーティング
ル ー ム
機械加工スペース
W C

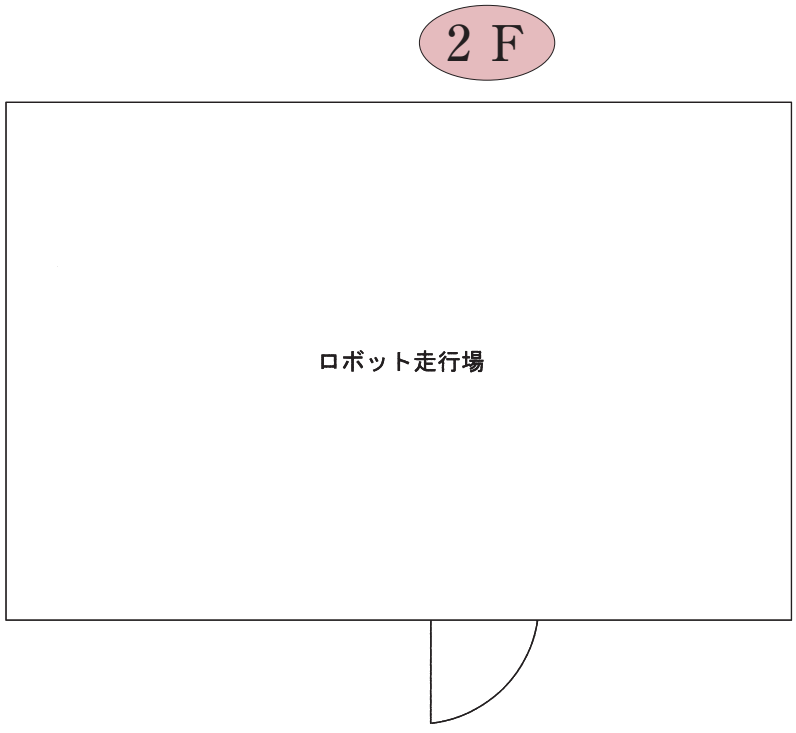
2 F
ロボット走行場

■ やらまいか創造工学センター

1 F

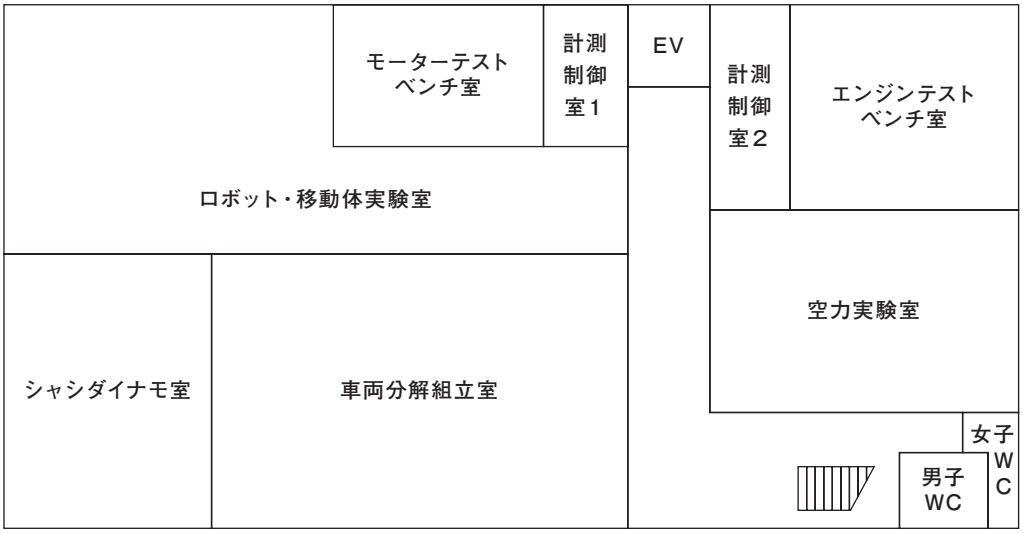

2 F

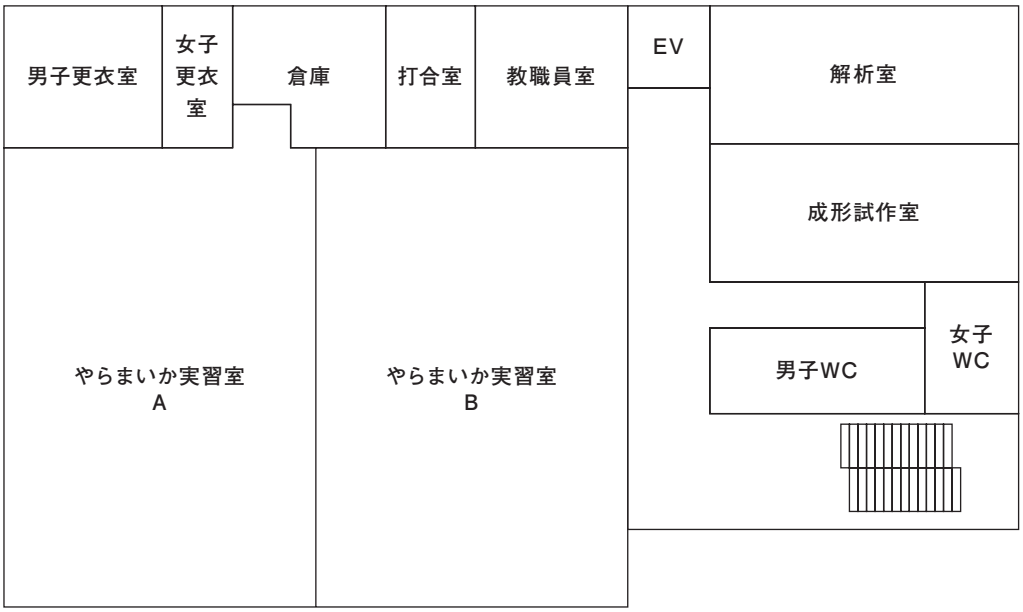

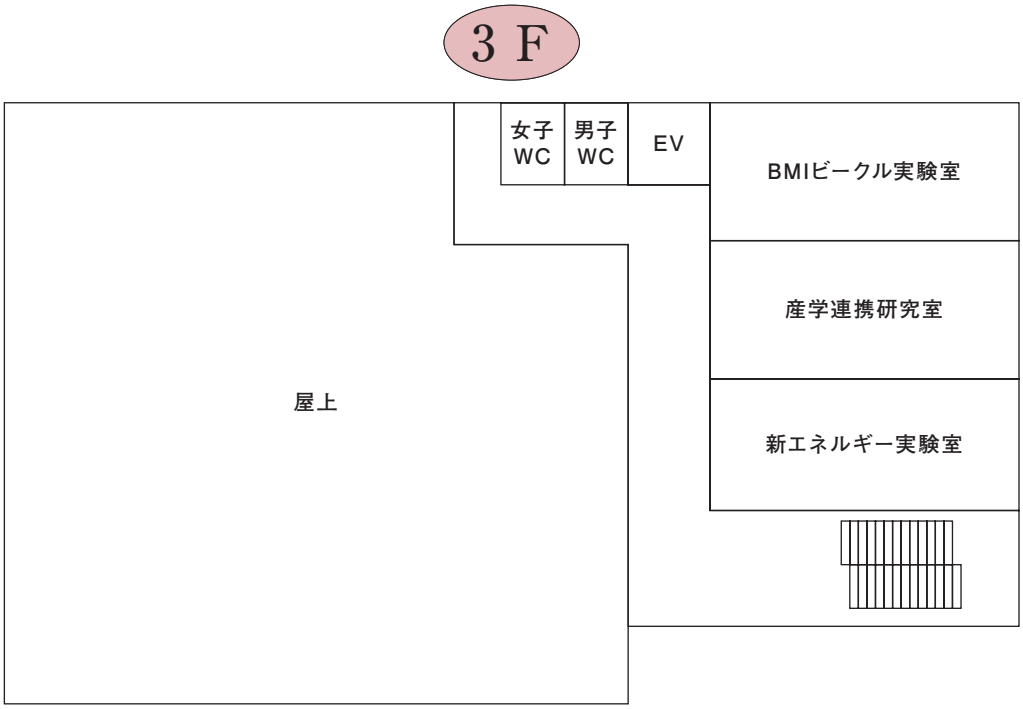

■ グラウンドクラブ室

西側

駐車場側

大学祭
大学祭
倉　庫
サッカー部（倉庫）
M.C.F（倉庫）
大学祭（倉庫）
弓道部（倉庫）
倉　庫

東側

■ クラブハウス

1 F

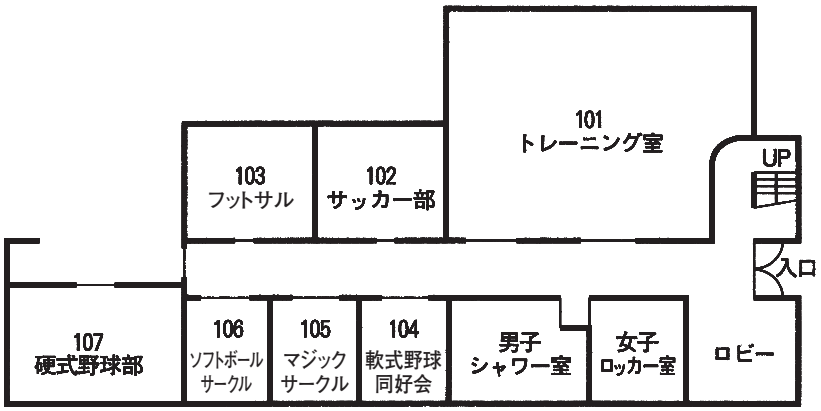
101
トレーニング室
UP
103
フットサル
102
サッカー部
入口
107
硬式野球部
106
ソフトボール
サークル
105
マジック
サークル
104
軟式野球
同好会
男子
シャワー室
女子
ロッカー室
ロビー

2 F

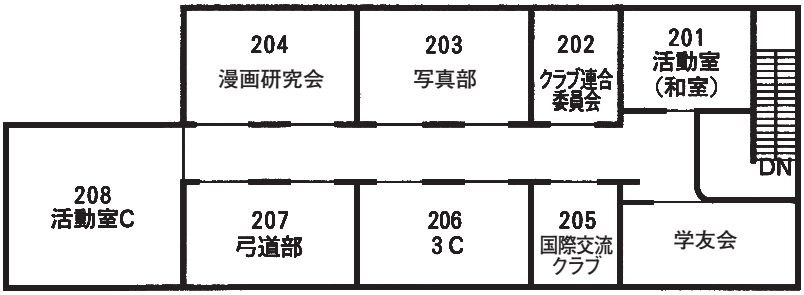
204
漫画研究会
203
写真部
202
クラブ連合
委員会
201
活動室
(和室)
DN
208
活動室C
207
弓道部
206
3 C
205
国際交流
クラブ
学友会

■管　理　棟

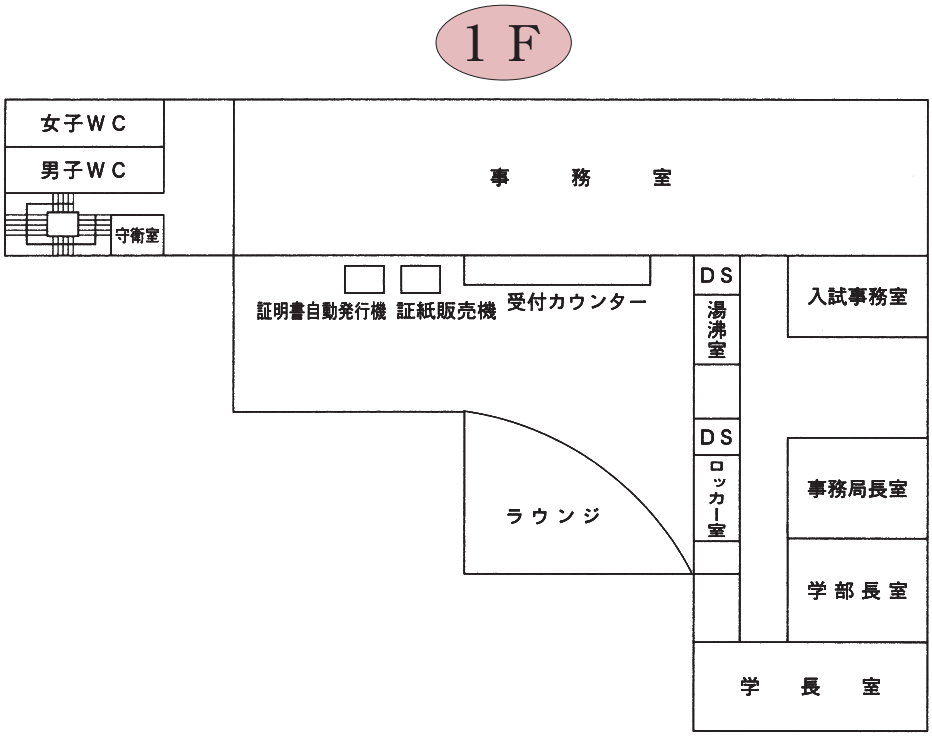
1 F
女子ＷＣ
男子ＷＣ
守衛室
事　務　室
証明書自動発行機
証紙販売機
受付カウンター
DS
湯沸室
入試事務室
DS
ロッカー室
事務局長室
ラウンジ
学部長室
学　長　室

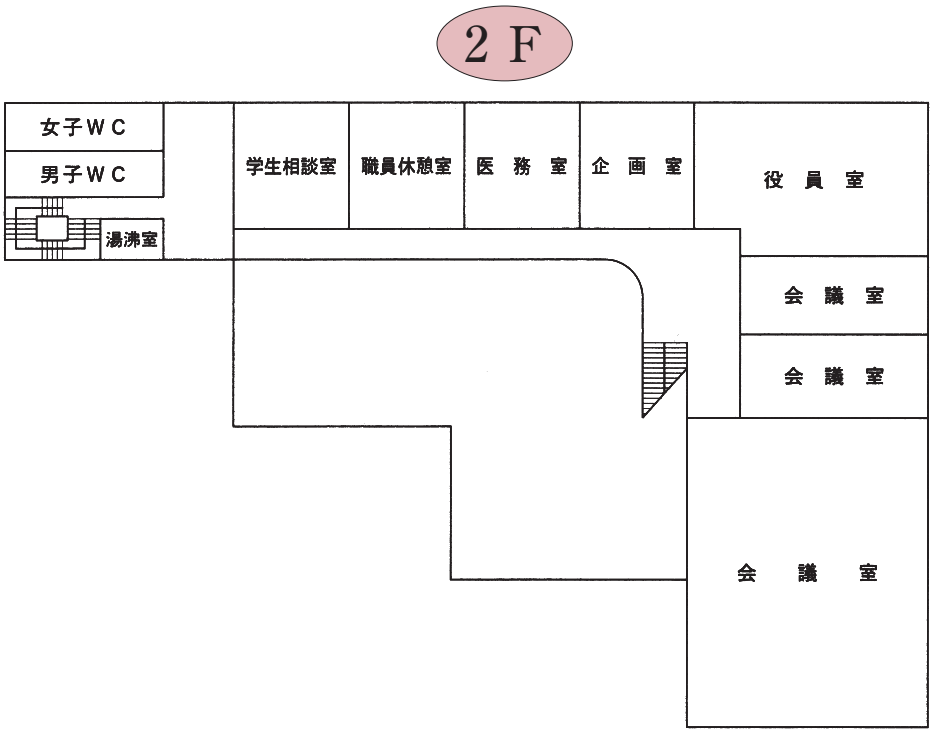
2 F
女子ＷＣ
男子ＷＣ
湯沸室
学生相談室
職員休憩室
医　務　室
企　画　室
役　員　室
会　議　室
会　議　室
会　議　室

大学案内図

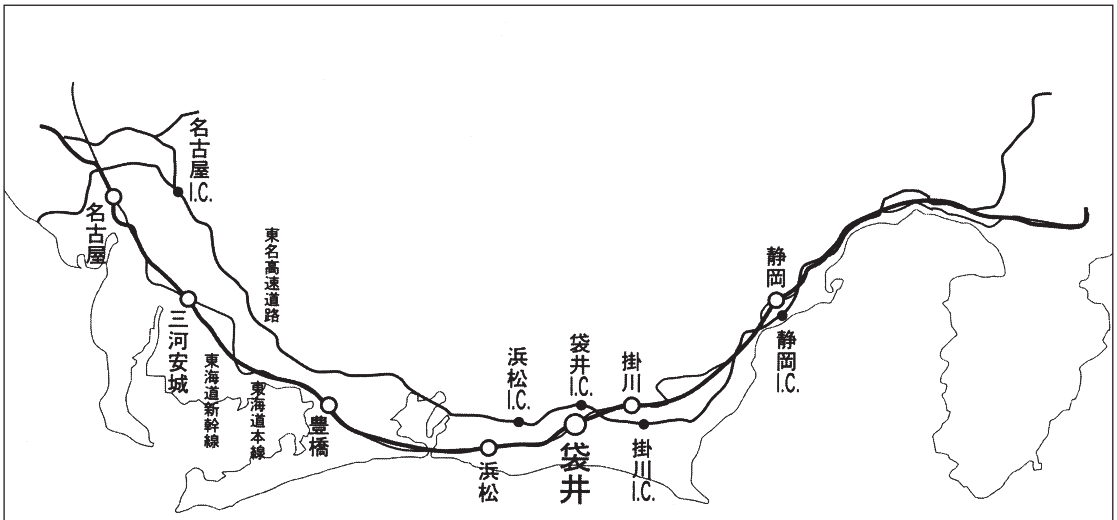

キャンパスへの交通

●東名高速「袋井I.C」から法多山方面へ約6.5km
「掛川I.C」から法多山経由約9.5km
●JR東海道本線「愛野」駅からスクールバスで約６分
※掛川駅には新幹線の「こだま」が上り下り合わせて1日約80本停車します。

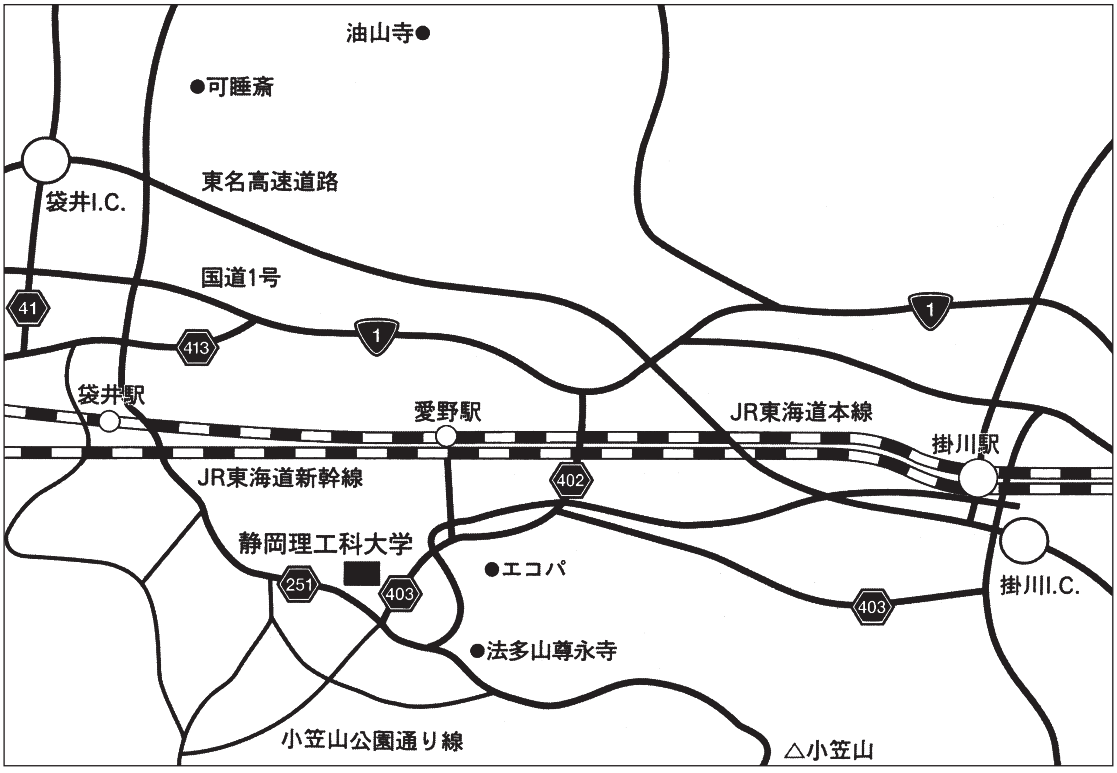

ＳIST学生ポータルサイトについて

本学では、学生の皆さんに様々な情報を提供するＳＩＳＴ学生ポータルサイトを用意しています。このサイトは下記の通り一人ひとりのＩＤ・パスワードでログインする個々の学生専用サイトです。

このサイトを利用して履修登録を行ったり、休講補講情報、お知らせ（メール）、連絡事項（掲示板）の確認を行います。連絡事項は学内掲示が原則ですが、ポータルサイトは補足するものとしてご利用ください。

また、携帯電話にお知らせが届くよう、携帯メールアドレスは常に最新のものを学務課へ登録してください。

１．ログイン方法

ＷＥＢシステムをご利用頂くにあたって、システムを起動する方法をご説明します。

起動手順

① webブラウザを起動し、アドレスバーに〔http://campus.sist.ac.jp/aa_web/〕を入力します。
Enterキーをクリックします。

② ログイン画面が起動されます。
ご自分の[ログインID]、［パスワード］を入力し、＜ログイン＞ボタンをクリックします。

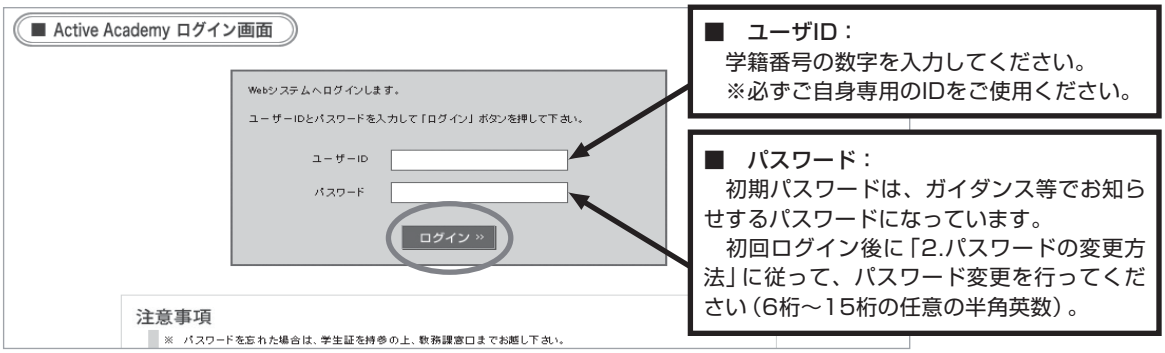

③ ログイン者様専用のポータル画面（学生用）が起動されます。

２．パスワードの変更方法

① MyInformationメニューから ＜パスワード変更＞ メニューボタンをクリックして下さい。

② 変更画面が起動されますので、新しいパスワードを登録してください。

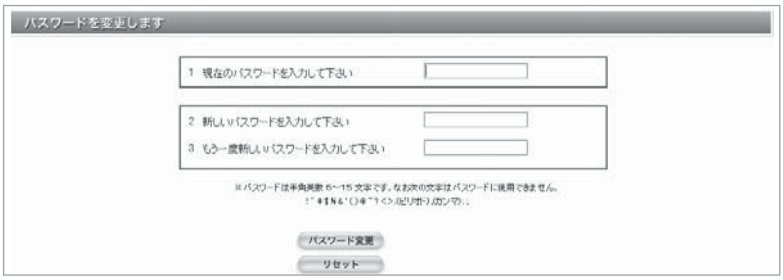

3．トップ画面の説明と休補講情報の閲覧

お知らせ、連絡事項、時間割、休補講情報などが閲覧できます。

〈学生用トップ画面〉

◆お知らせの説明
・Webメールの受信BOXと同じような機能です。
・個人宛に連絡が届きます。
・添付ファイルも送られてきます。
・送信者（教職員）は受信者（学生）が開封したかどうか確認出来ます。
・受信したお知らせに対して返信はできません。

◆連絡事項の説明
・Web掲示板と同じような機能です。
・学科、学年などのグループ単位で連絡が届きます。
・授業開始から3週間はこちらに休補講、教室変更情報が掲示されます。

◆時間割の説明
授業開始から履修登録が確定（約3週間経過）すると、貴方が登録した授業の時間割がここに表示されます。

◆休補講の説明
授業開始から履修登録が確定（約3週間経過）すると、貴方が履修した授業の休補講情報がここに表示されます。

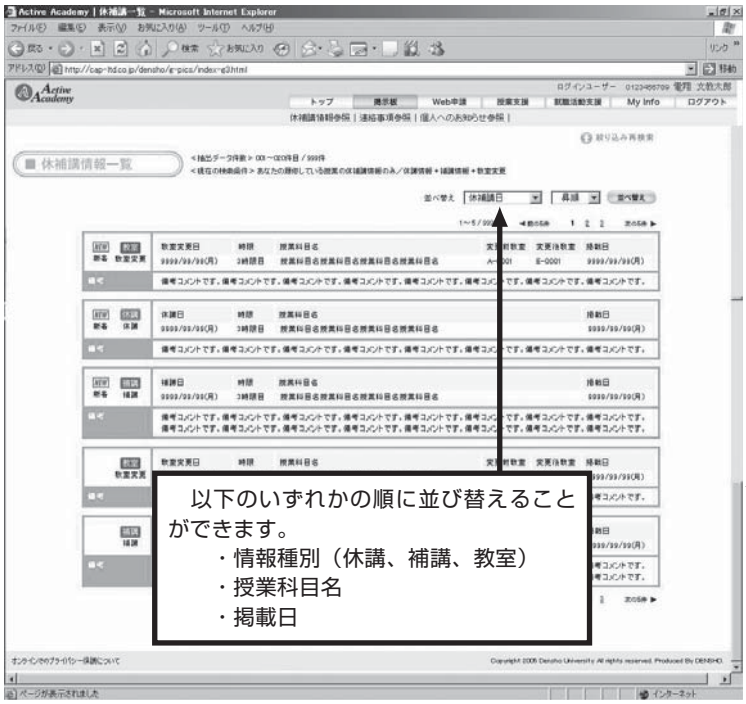

初期表示は「授業日」「授業時限」の昇順に表示されます。

詳細の閲覧ができます。

以下のいずれかの順に並び替えることができます。
・情報種別（休講、補講、教室）
・授業科目名
・掲載日

※携帯端末からも休補講情報を閲覧できます。

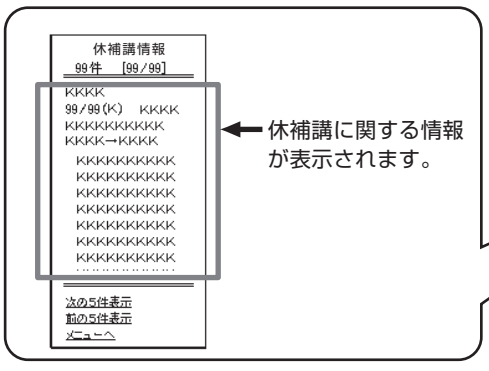

休補講に関する情報が表示されます。

携帯端末用アドレス
http://campus.sist.ac.jp/kei/

携帯キャリアについて
・au
・SOFTBANK
・NTTDocomo
についてご利用頂けます。

静岡理工科大学 Web履修登録マニュアル

自宅から履修登録が出来ます！
（インターネットを利用する場合）

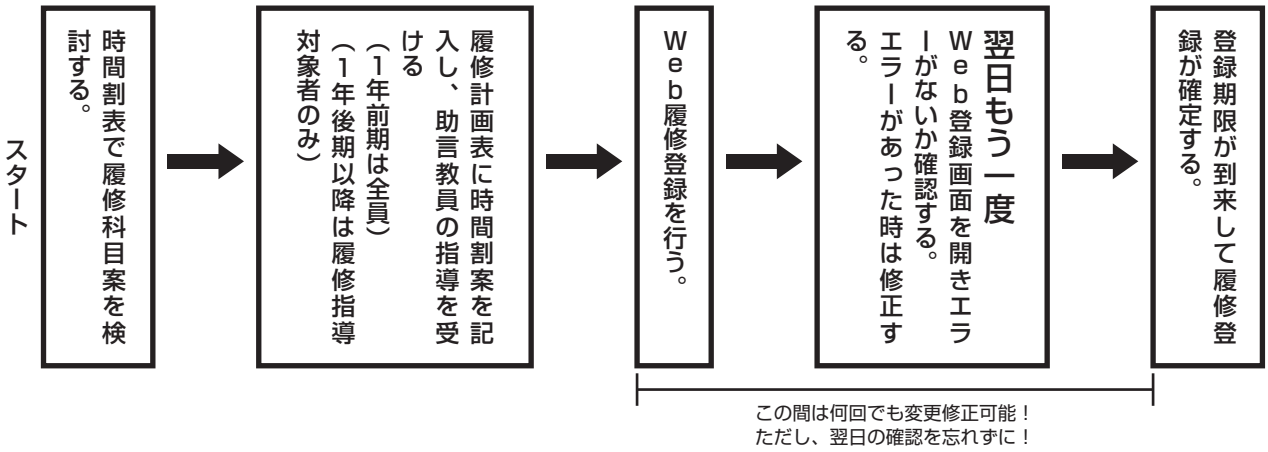

注意事項（よく読むこと！）

・履修登録はWebシステムにて受付けます。

・学務課で受取った時間割表を用い、**事前に履修計画を立てたうえで「履修計画表」に履修する授業を記入し、「履修計画表」を基にWeb履修登録を行うこと。Web履修登録画面は３０分以上何も入力しないと自動的に回線が切断されます。**科目選択画面を開いた状態で考慮している間に時間が経過してしまうので注意すること。

・Webの時間割表には、必修科目やクラス分け科目が事前に登録されている場合があります。履修ガイダンスで配布されたクラス分け表と照合し正しく登録されているか確認すること。選択科目の一部が登録されていることがあるが、殆どは必修科目で卒業に影響するので、変更する際は細心の注意を払うこと。

・**履修登録期間中であれば何回でも修正が可能**です。登録確定ボタンを押した後でも修正できます。ただし、変更修正の都度、翌日のログインとエラーチェックを必ず行うこと。

・履修登録期間は　**必ず掲示板で確認すること。**
履修登録可能時間は　**午前６時～深夜０時**　です。
履修登録最終日はエラー確認日と考え、できるだけ締切前日までに登録を完了すること。期限を過ぎると履修登録ができなくなり、半期を無駄にしてしまうので必ず期間内に登録すること。

・履修登録を確定しても、翌日に再度ログインしエラーがないか確認すること。
(W)エラー以外のエラーが無くなるまで　登録→確認→修正→確認　を繰り返すこと。
(W)エラー以外のエラーが残ったまま履修登録を終えると、そのエラー科目は削除されて履修登録できません。

・自分が登録した履修情報の確認のため「履修計画表」を保管すること。
(W)エラーの説明はPCT15の下を確認すること。

・最終的な履修登録結果は授業開始後第４週目に履修登録SIST学生ポータル最初の画面の右下に表示されるので確認すること。

・Web履修登録期間中は何度でも修正が行えるため期間終了までに各自で確認と修正を行うこと。

・不明な点や困ったことがあったら、学務課へ問い合わせること。

静岡理工科大学　学務課

■WEB履修登録システム

本学では履修登録をＷｅｂにて行います。事前に配布された時間割を十分に検討し自分の履修時間割計画を作成した上で「履修計画表」に記入し、Web履修登録を行ってください。

アクセス先ＵＲＬ　http://campus.sist.ac.jp/aa_web/

1．SIST学生ポータルにアクセスしログインします。

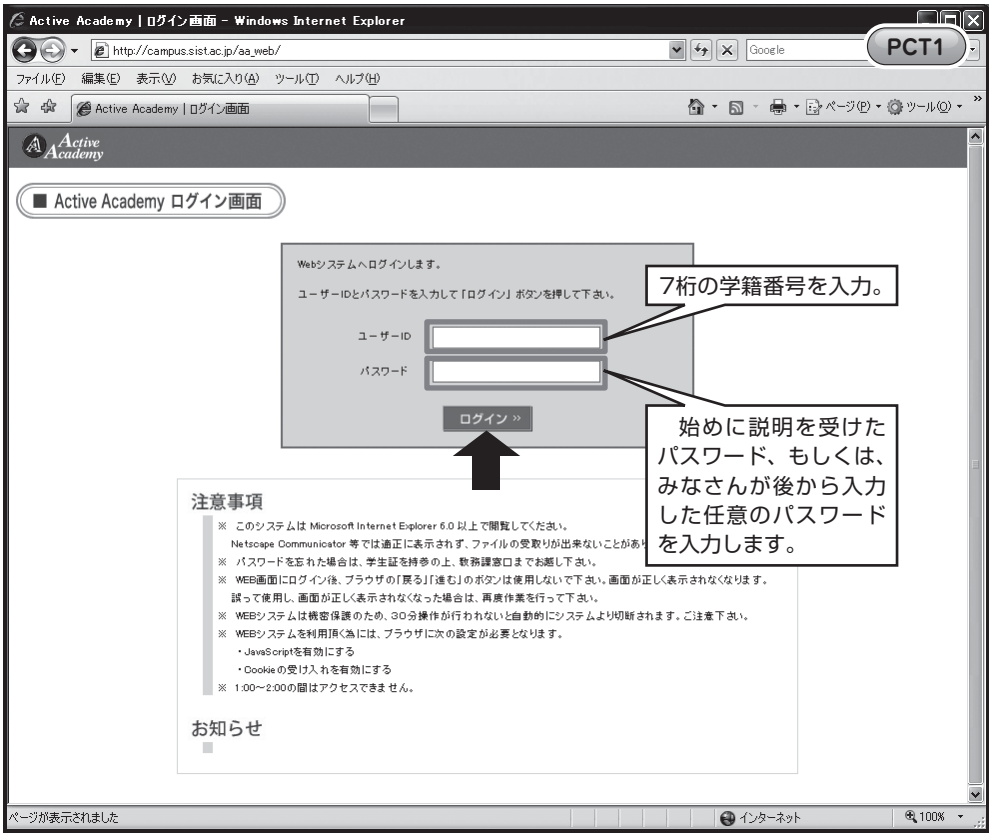

注意！

・深夜0時～午前6時まではアクセスできません。特に登録最終日は注意して下さい。

・三十分以上何も入力しないと、自動的に回線が切断されます。事前に履修計画表で時間割案を作成してから登録すること。

２．履修登録入力画面を表示します。

履修を登録している授業が一覧表示されます。予め、クラス分けされている授業や必修科目はこの時点で時間割表に記載されています。留年学生を除きます。

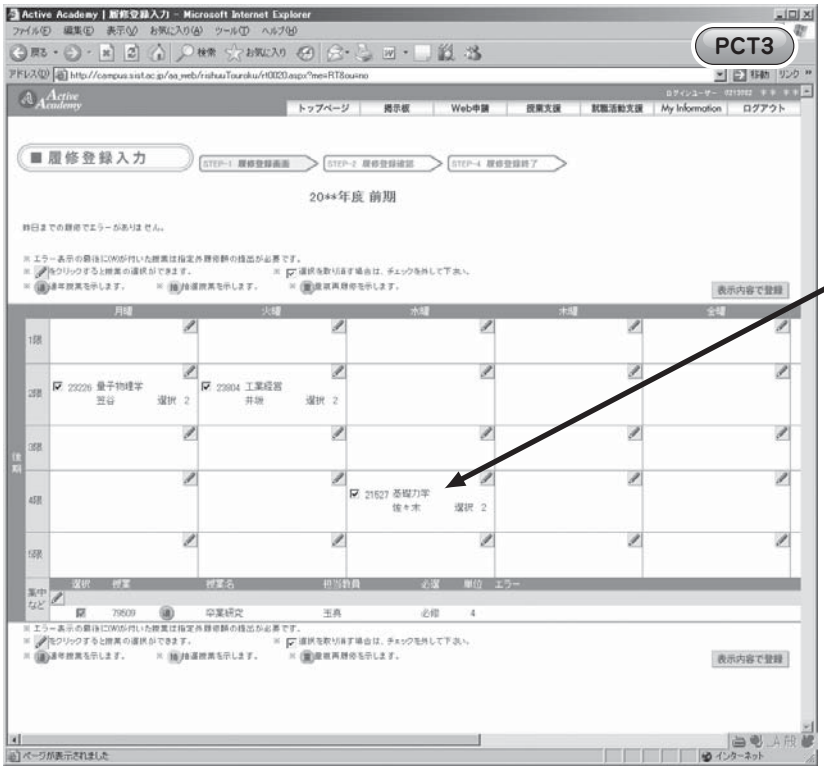

必修科目など事前に登録済の科目があります！

履修登録入力画面を初めて開いた時点で既に数科目が時間割表に入力されています。これは皆さんが履修すべき必修科目などを学務課で事前に登録してあるためです。

時間割表の空いた時間に授業を登録すること。事前登録してある必修科目は止むを得ない特別な理由が無い限り変更しないこと。選択科目は変更可能。

注意①留年学生は必修科目の事前登録をしてありません。様々な事情で優先して履修しなければならない科目があり得ますので、必要に応じて助言教員と相談し、**各自で登録すること。**

②留年していなくても「再履修した科目に関連する科目」は事前登録をしてありません。（「線形代数」は前の期に微分積分／演習を履修した者が履修＜MES学科＞など）**各自で登録すること。**

３．履修を登録します。

3-①　履修する授業の選択

マークをクリックすると、「授業一覧からの選択画面」を表示します。選択可能な授業の一覧が表示されます。

注意！

事前の科目登録はあくまでも補助的なもので、事前登録されていない科目もあります。

各自の責任で登録する科目を必ず確認すること！！

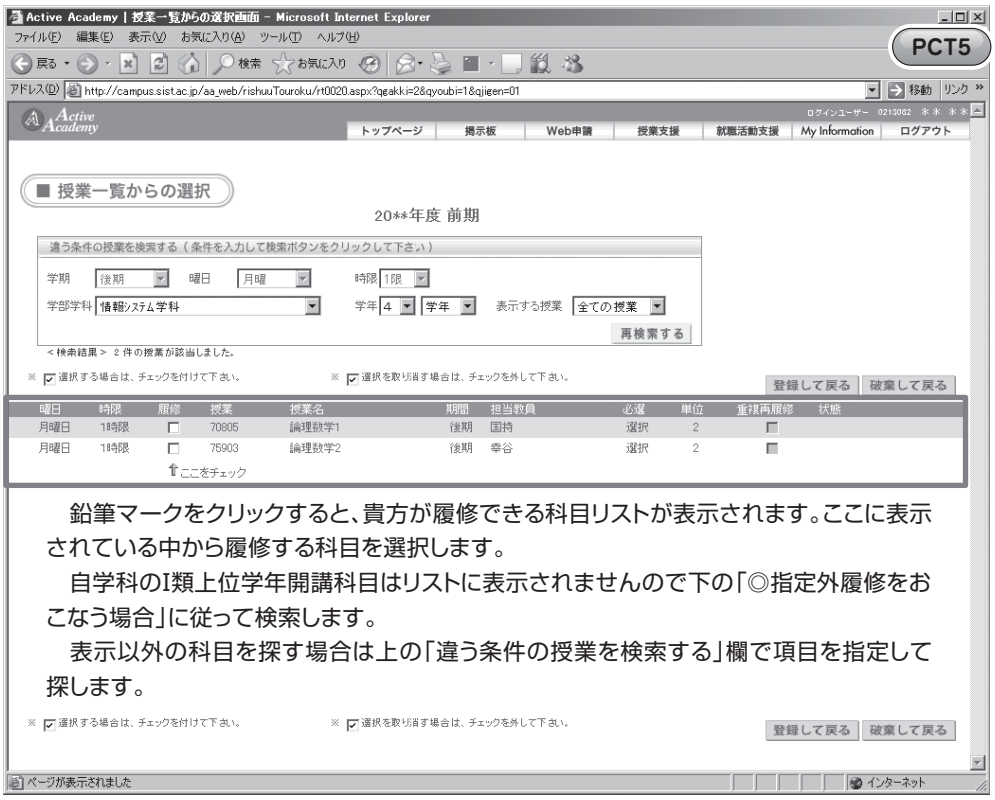

鉛筆マークをクリックすると、貴方が履修できる科目リストが表示されます。ここに表示されている中から履修する科目を選択します。

自学科のI類上位学年開講科目はリストに表示されませんので下の「◎指定外履修をおこなう場合」に従って検索します。

表示以外の科目を探す場合は上の「違う条件の授業を検索する」欄で項目を指定して探します。

◎指定外履修をおこなう場合

〈注意〉他学科開講科目を卒業要件に算入できる上限は、理工学部在籍者20単位、情報学部在籍者30単位です。上限を超えると卒業に必要な単位に足りず卒業できなくなる恐れがあります。厳重に注意して下さい。

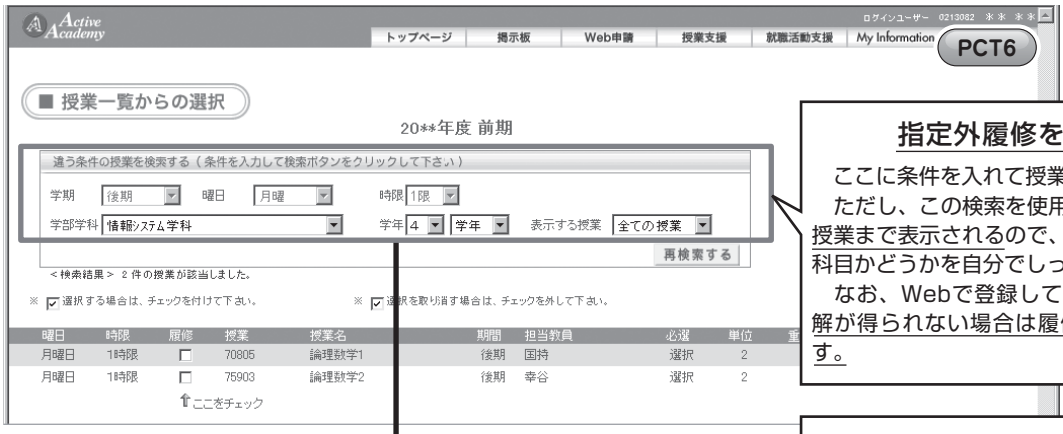

指定外履修をする時

ここに条件を入れて授業を探します。

ただし、この検索を使用すると履修できない授業まで表示されるので、指定外履修が可能な科目かどうかを自分でしっかり確認すること。

なお、Webで登録しても科目担当教員の了解が得られない場合は履修登録を取り消します。

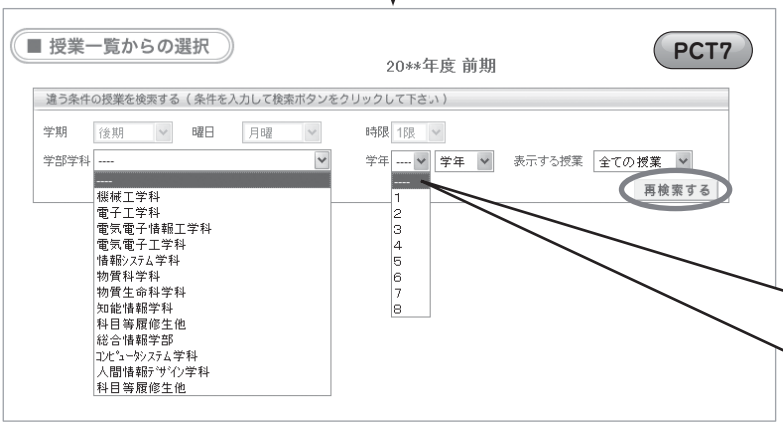

【検索条件の入力】

初期値：

[学期]　現在の学期

[曜日・時限]　選択した曜日・時限

[学部学科]　自分の所属学科

[学年]　現在学年

[表示する授業]　全ての授業

※学期、曜日、時限以外の条件は変更して再検索することも可能です。

その曜限の全授業を表示するには

[学部学科]　- - -

[学年]　- - -

[表示する授業]　全ての授業を選び[再検索する]ボタンを押す

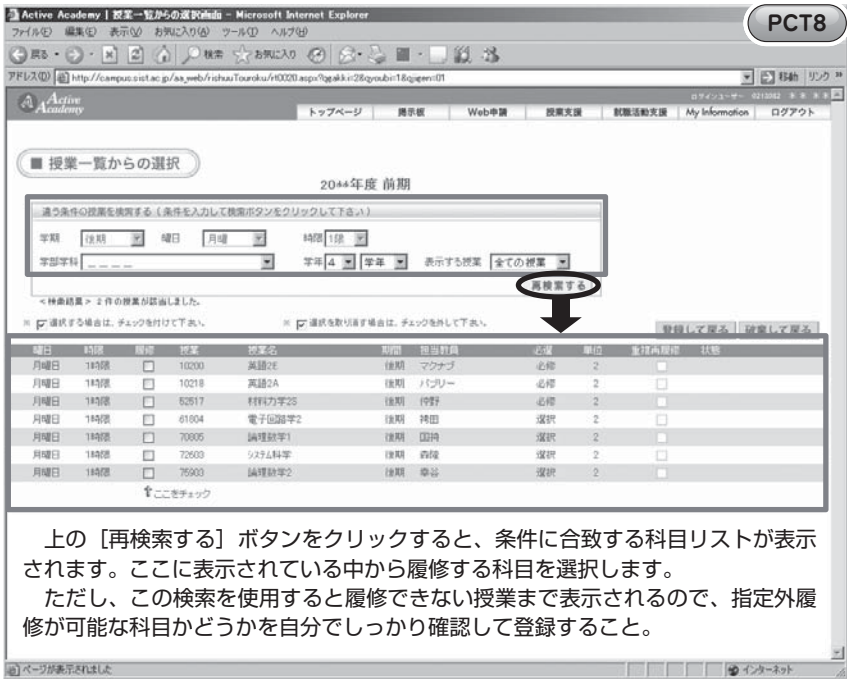

指定外科目の履修登録をWeb登録で行った場合、学務課から科目担当教員に履修の可否について確認を行います。

科目担当教員の了解が得られない場合、その旨を掲示した上で、履修登録を取り消します。

上の［再検索する］ボタンをクリックすると、条件に合致する科目リストが表示されます。ここに表示されている中から履修する科目を選択します。

ただし、この検索を使用すると履修できない授業まで表示されるので、指定外履修が可能な科目かどうかを自分でしっかり確認して登録すること。

履修したい授業の「履修」チェックボックスにチェックを入れて「登録して戻る」をクリックすると選択した授業が「履修登録入力」画面に反映されます。

※　授業を選択せずに入力画面に戻りたい場合は、「破棄して戻る」をクリックしてください。

◎重複再履修をおこなう場合

ここでは、次の条件で重複再履修を行う事例で説明します。

機械工学科ロボット・ヴィークル工学コース２年生、水曜２時間目、１年生で不可だった線形代数（必修科目）と２年生配当の流体工学１G（コース必修科目）が同一時間で重複してしまった。流体工学１Gに出席し、線形代数は出席免除の重複再履修を科目担当の先生に願い出て許可してもらったので、線形代数を重複再履修として登録する。

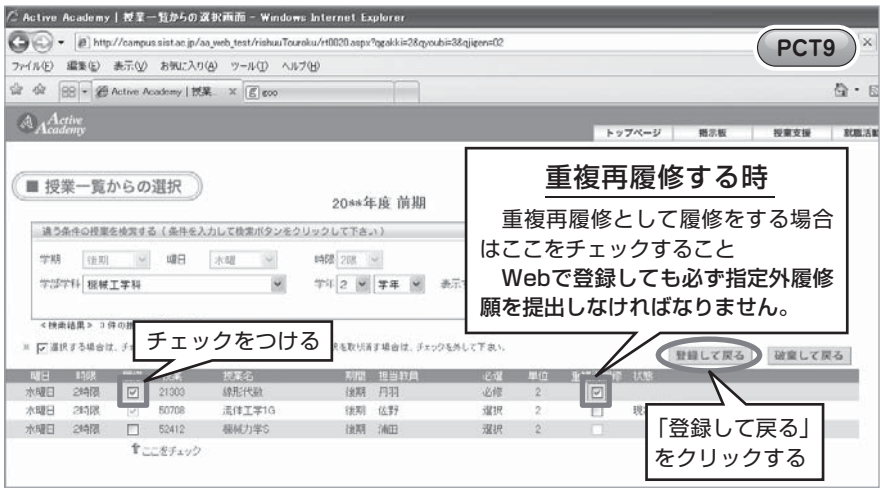

左図のように、本来１科目しか表示されない箇所に、重複再履修科目として登録した科目２行で表示されます。

重複再履修科目の下に重マークが表示されます。

２行表示の上下は単に授業番号によるもので重複科目をどちらに表示するという決まりはありません。

Web登録に加えて必ず「重複再履修願」用紙を提出すること。

期限迄に用紙を提出しないと該当科目の登録は無効になり取り消されます。

注意！

重複再履修は前回の履修状況（出席状況や定期試験や小テストの成績、受講態度など）を問います。前回履修の際に出席回数不足などで単位取得が出来なかった場合は重複再履修が認められません。

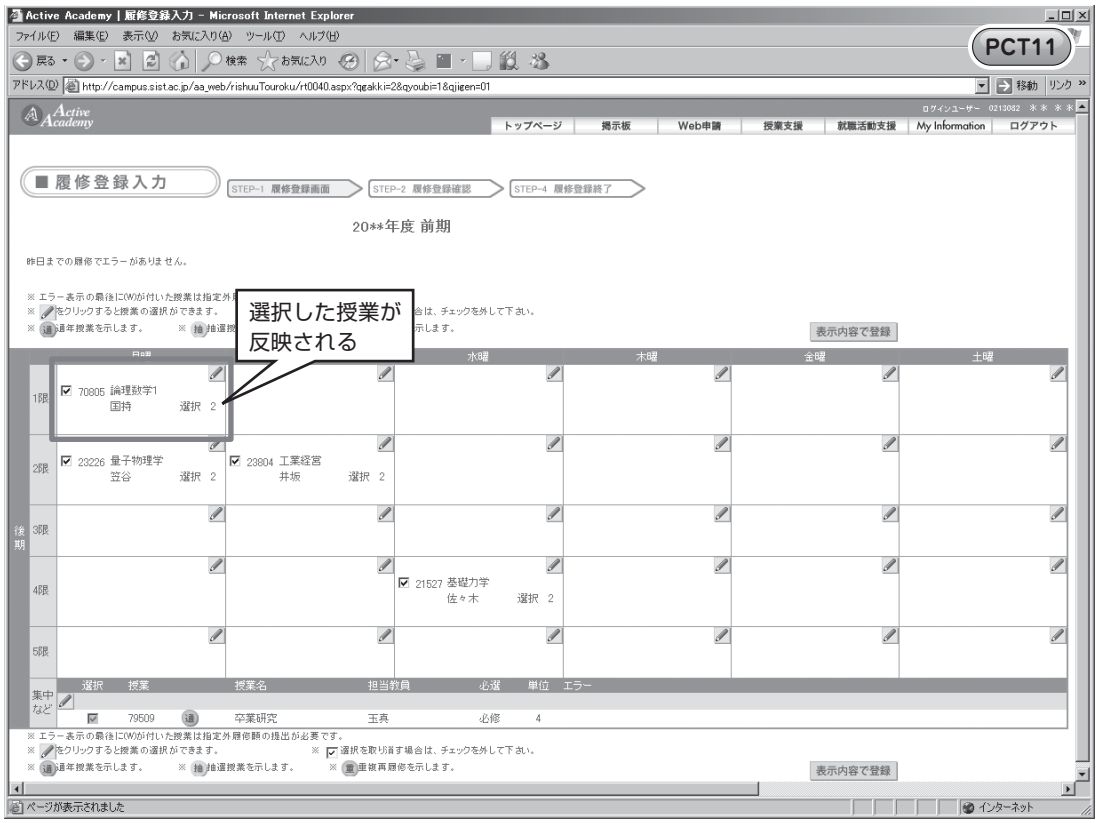

※　一度選択した授業を取り消したい場合は、授業名称左のチェックを外してください。違う授業を取り直したい場合も、一旦選択済の授業のチェックを外してから、「授業一覧からの選択」画面に移動して授業を選択し直してください。

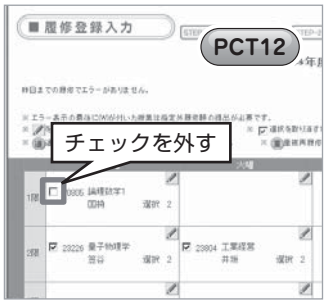

続いて、貴方が履修する科目を順次それぞれの曜日時限に登録して、時間割表を完成させます。

自分が履修する科目を総て入力し終えたら「表示内容で登録」をクリックします。

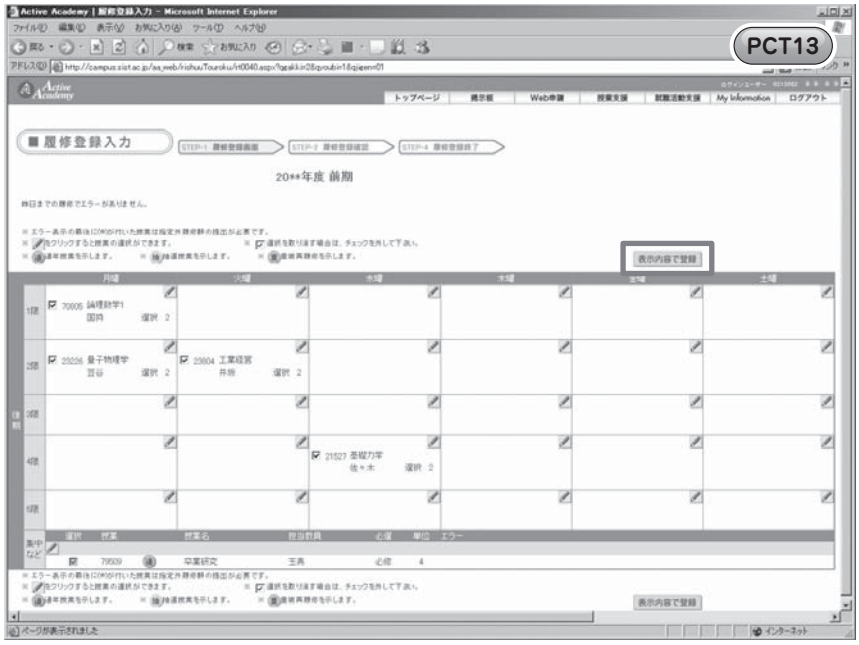

3-②　登録内容の確認

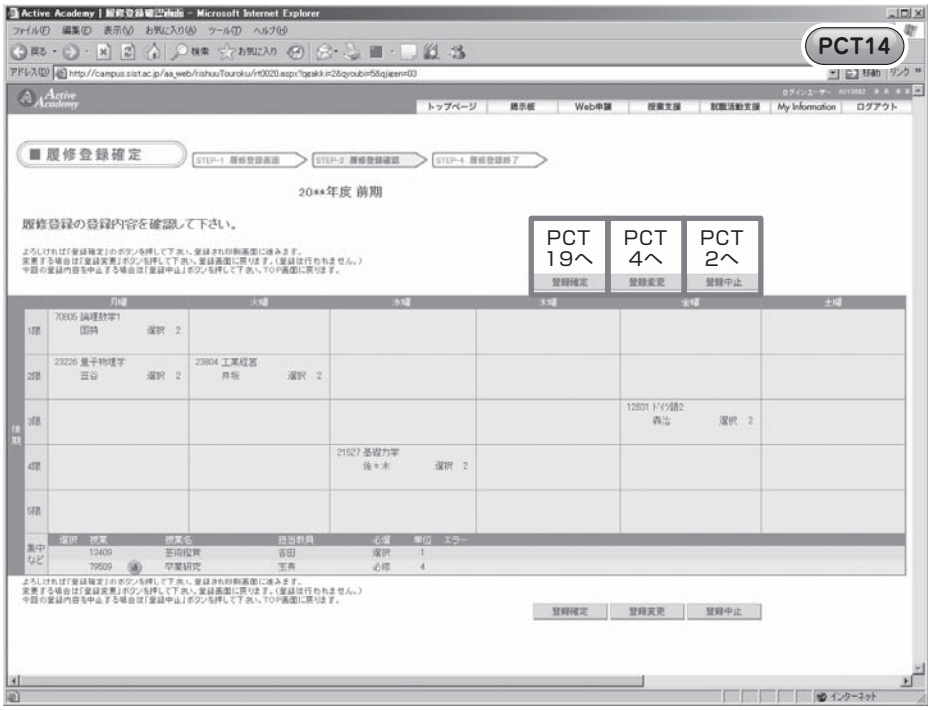

履修登録の登録内容を確認してください

・表示されている内容を登録する場合	「登録確定」をクリック → PCT19へ進みます
・授業を変更したい場合	「登録変更」をクリック → PCT4へ戻り、再度授業を選択します
・履修登録を取りやめたい場合	「登録中止」をクリック → PCT2 学生ポータル画面へ戻ります これまでの登録内容は破棄されます。

4．履修確定ボタンを押した後の確認と修正

確定ボタンを押すと次の２種類のエラーチェックが行われます。

「すぐに行われるエラーチェック」「登録確定ボタンを押した夜に行われるエラーチェック」

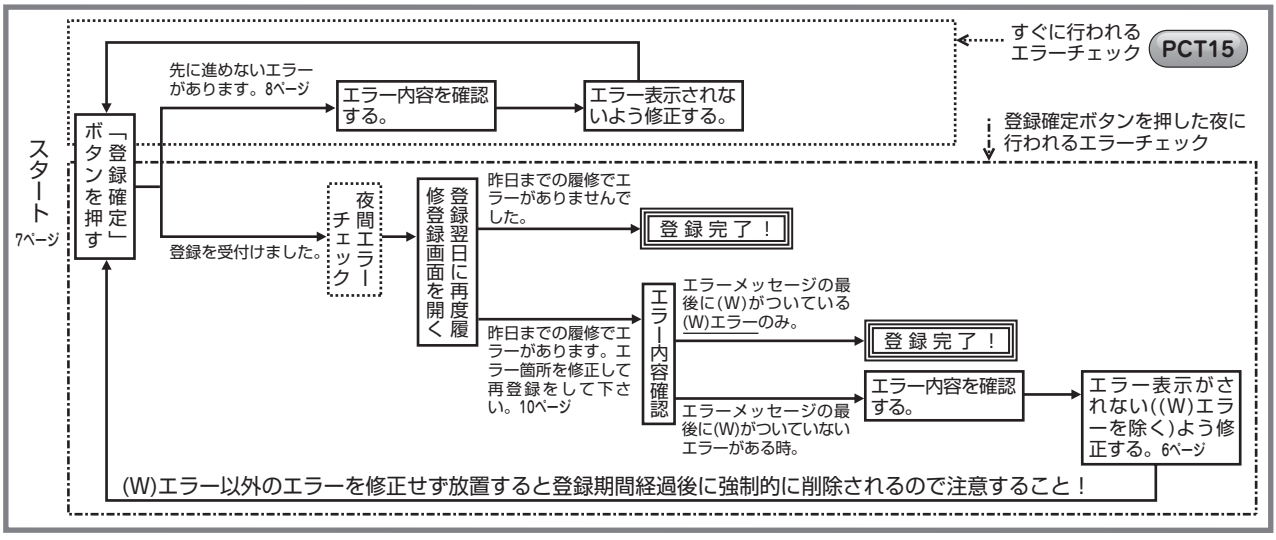

(W)エラー とは. . . *(エラー表示の内容が(W)エラーのみであれば、エラー表示があっても履修登録完了です。)*

科目担当教員の許可が得られれば履修が許される条件付き履修のワーニングです。

具体的には以下が該当します。

・他学科再履修(W)　・Ⅰ・Ⅱ類他学科下位(W)　・Ⅲ類他学科科目(W)

・他専攻科目履修(W)　院のみ

※重複再履修はエラーメッセージは現れませんが、重複再履修願提出が必要です。

5．先に進めないエラーがあります。

履修登録内容に先に進めないエラーが有った場合、左のメッセージウィンドウ表示され、「履修登録入力」画面に戻ります。

履修エラーが発生した部分に、エラー マークとエラー内容が表示されます。
エラー内容の文字列をクリックすると、エラーの詳細内容が別ウィンドウで表示されます。
内容を確認し、エラーが発生した部分の履修を修正してください。

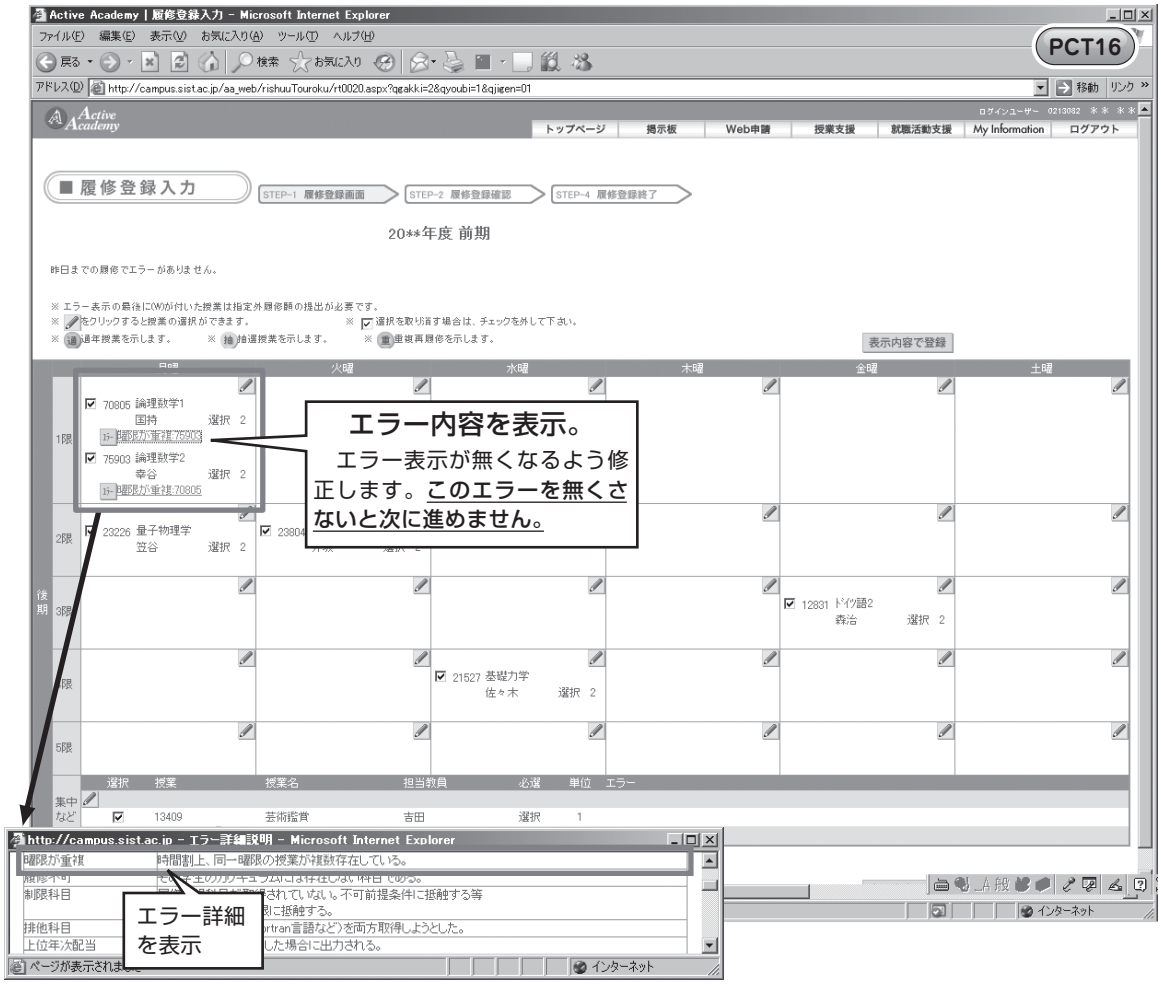

5-2　エラーを修正し再登録する

エラーの詳細を確認し、エラーが起こらないように修正し［表示内容で登録］ボタンを押します。

5-3　登録内容確認画面で再度「登録確定」ボタンを押す

「履修登録確認」画面で「登録確定」をクリックすると、登録が行われ、「履修登録完了」画面に移動します。

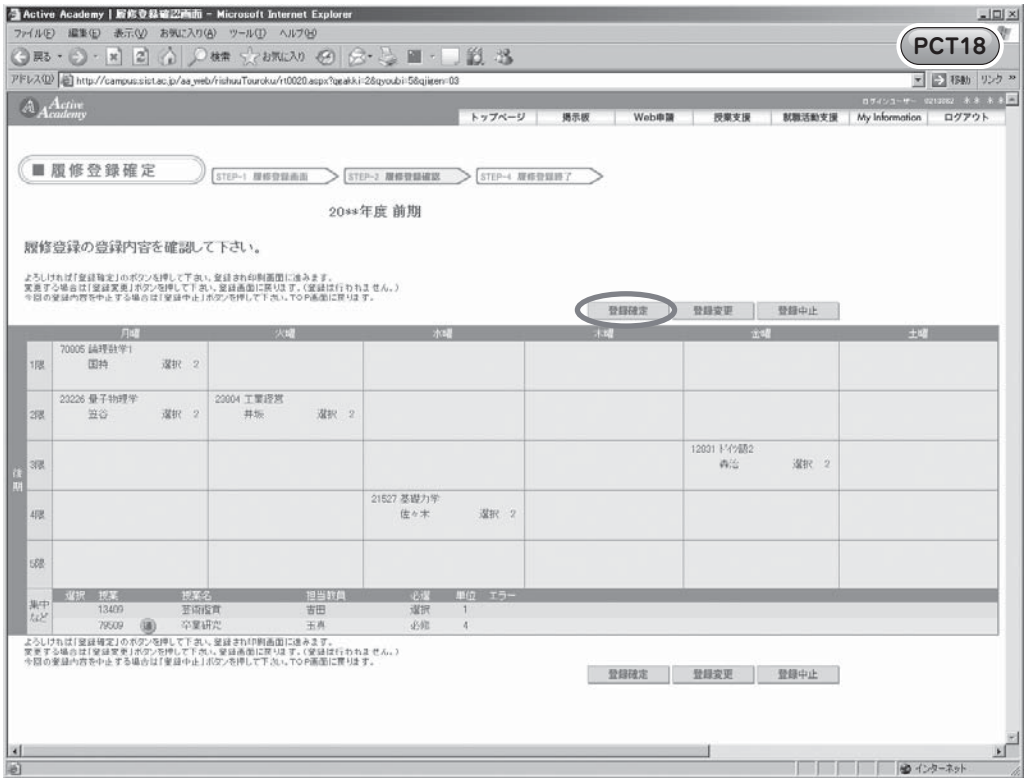

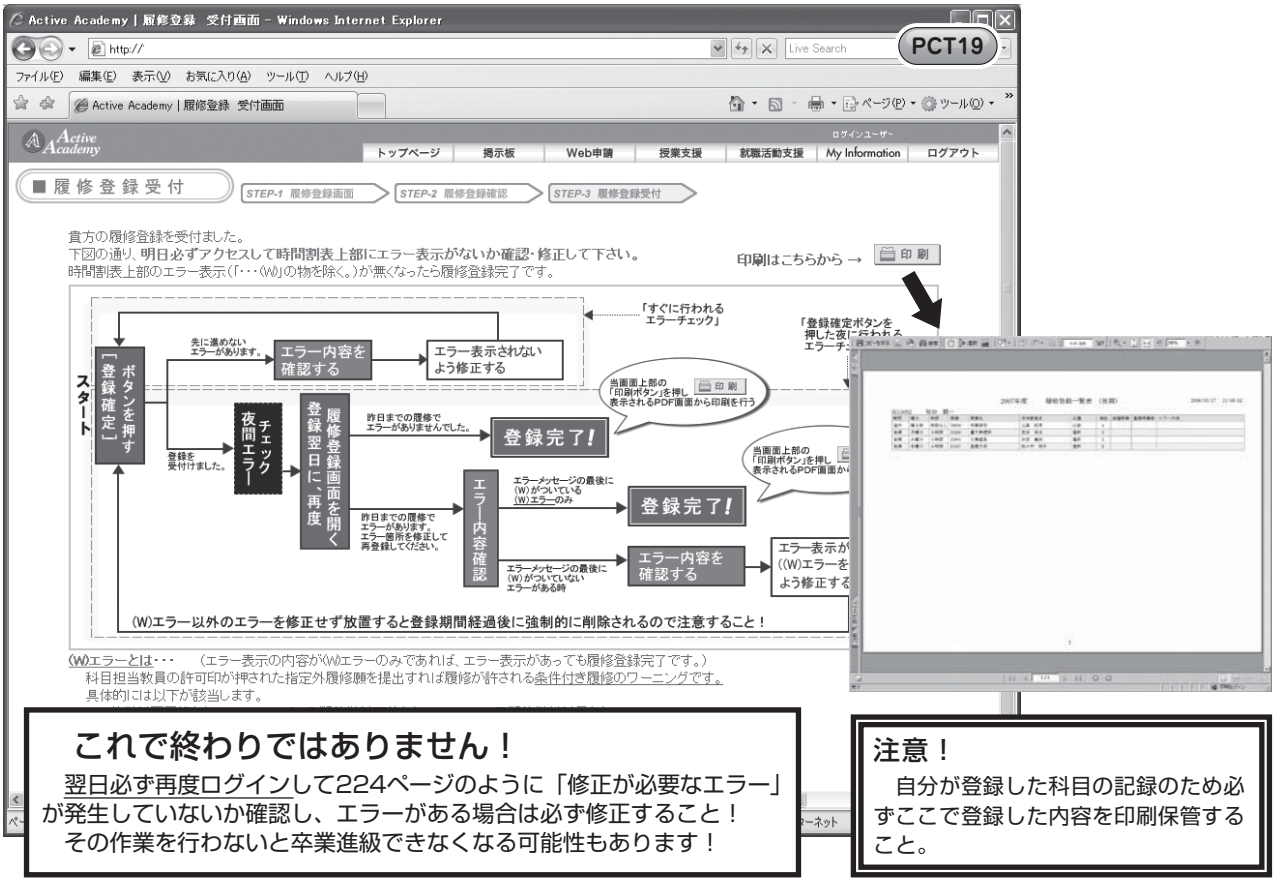

これで終わりではありません！

翌日必ず再度ログインして224ページのように「修正が必要なエラー」が発生していないか確認し、エラーがある場合は必ず修正すること！
その作業を行わないと卒業進級できなくなる可能性もあります！

注意！

自分が登録した科目の記録のため必ずここで登録した内容を印刷保管すること。

6．昨日までの履修でエラーがあります。エラー箇所を修正して再登録してください。

夜間処理による履修エラーチェックの結果、履修エラーがあった場合は、画面上部にメッセージが表示されます。
「詳細を見るにはここをクリックしてください」の文字をクリックすると、エラー内容の詳細が確認できます。
内容を確認し、(W)エラー以外のエラーが残らないよう、エラーが発生した部分の履修を修正・再登録してください。

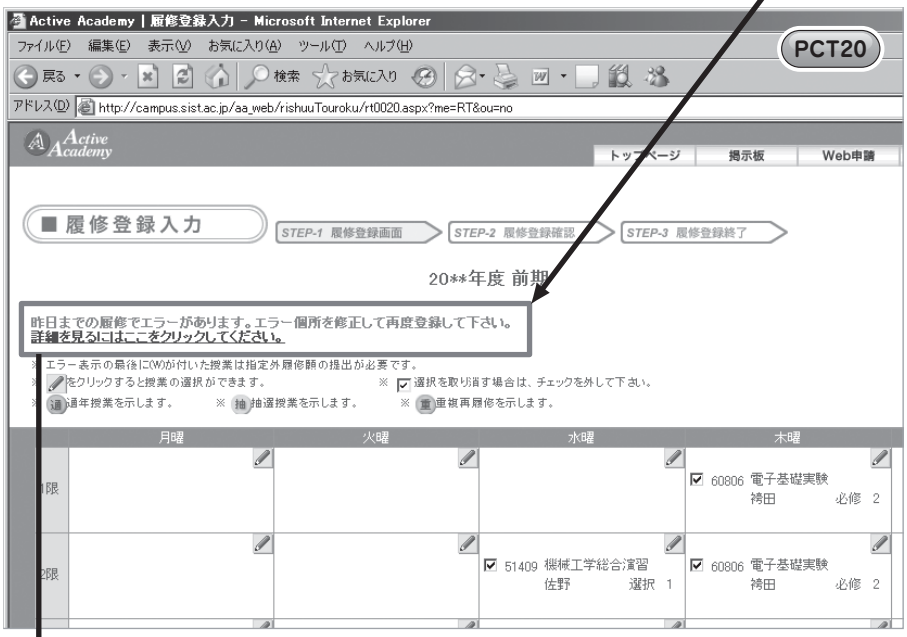

◎修正不要なエラー

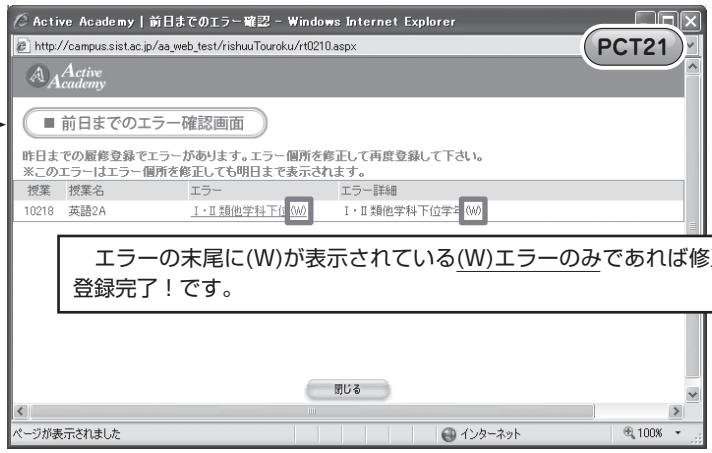

エラーの末尾に(W)が表示されている(W)エラーのみであれば修正不要。
登録完了！です。

×修正が必要なエラー

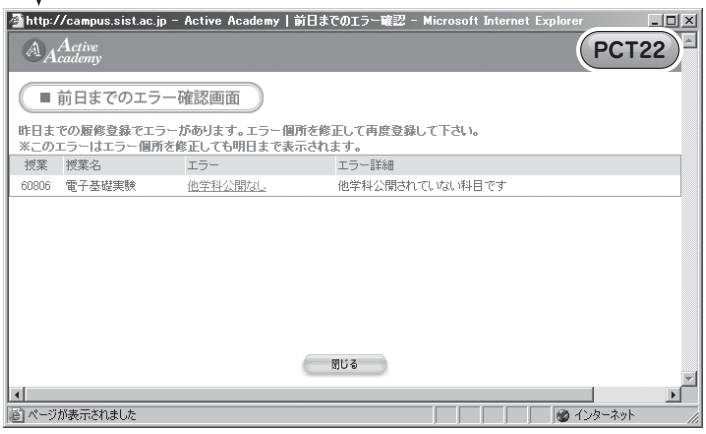

エラーの内容を確認し、エラーを起こしている科目の履修チェックを外し、修正します。必要に応じて他の科目を履修します。

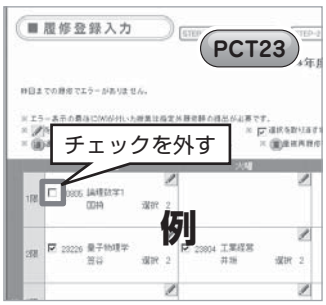

修正が終わったら、PCT14からの手順を再度行い
(W)エラー以外のエラーが無くなったら履修登録完了です。

東海地震等の発生時における皆さんの安否や居場所の確認のための事前準備について

２０１１年３月１１日に発生した東日本大震災において、東北各地の大学や学生の皆さんが被災しました。被災した大学では、救援活動と速やかな復旧を図るため、学生の皆さんの安否と所在の確認作業を行いましたが、大変な時間と労力が必要になりました。

本学では、東海地震等の大規模災害発生時において、学生皆さんの安否や所在情報をいち早く確認・集計し、保護者を始めとした関係者に情報提供すると共に本学の災害復旧活動を迅速に行うことを目的に、「安否情報システムＡＮＰＩＣ（アンピック）」を運用しています。

この安否情報システム（以下「ＡＮＰＩＣ」という。）は、大規模災害発生時において携帯電話、スマートフォンやパソコン等を利用しインターネットを介して皆さんの安否所在情報を収集・確認するものです。大規模災害発生時に円滑にシステムを利用するために、下記の対応をお願いします。

記

1.「ＡＮＰＩＣ」の概要

（1）対象者

学生並びに教職員

（2）災害時に確認する安否所在情報

①氏名、②状況（無事、軽傷、重傷）、③現在地　等

（3）システム活用方法

①東海地震等の大規模災害発生時に、事前にシステムに登録された携帯電話やＰＣ宛に、安否・所在の確認依頼をメールにて配信します。学生の皆さんがシステムにアクセスして安否・所在の情報を登録します。

②登録していただいた情報を集計し、被害状況の把握などに活用します。また、必要に応じて、公官庁への報告やマスコミ等への公表等に利用します。

2. 基本情報の登録のお願い

（1）大学から発信する電子メールを受信できるようにする

みなさんの携帯電話やスマートフォンは、みなさんが設定したつもりがなくても、迷惑メール防止機能で大学から送信する電子メールが受信できないことがあります。ＳＩＳＴ学生ポータルサイトのあなた宛のお知らせに「大学からのメールを受信可にするドメイン設定説明」を掲載してありますので、説明に沿って受信できる設定を必ず行ってください。なお、不明な点は学務課に問い合わせてください。

（2）メールアドレスの登録

①携帯電話またはスマートフォンからシステムへアクセスします。

リンク先：**https://anpic-sist.jecc.jp/sist/**

②ログイン画面が表示されますので、
ID(＝「学籍番号」)およびパスワード(＝「初期設定は学籍番号」)を入力し、
ログインしてください。

③携帯電話の方は「アカウント」をクリックしてください。
スマートフォンの方は画面左上の三本線をクリックしメニューを開き、
「アカウント設定」をクリックしてください。

④「メールアドレスを編集する」をクリックし、
「ＡＮＰＩＣ」から受け取るメールアドレスを登録してください。
※一人３つまで登録ができます。

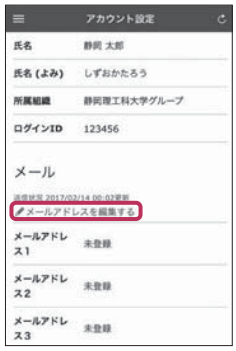

【注意！】
携帯電話等の迷惑メール対策が有効になっている場合は
no-reply@jecc.jp
からのメールが受信できるよう設定してください。
学生ポータルに掲載している「ＡＮＰＩＣ」アドレス指定受信方法を参照して下さい。

⑤登録したアドレスに
「【sist】メールアドレス変更完了」
という件名のメールが届けば、メールの設定が完了です。
メールが届かない方は、迷惑メール設定の確認や登録アドレスの確認を行ってください。

（3）パスワードの変更

①（2）メールアドレスの登録の③のアカウントページを開いてください。
②「パスワードを編集する」をクリックし、現在のパスワードと新しいパスワードを２回入力し変更をしてください。

（4）メールアドレス、基本情報の登録期限

２０１７年５月１２日（金）までに登録してください。

３．本システムにおける個人情報の利用及び公開について

「ＡＮＰＩＣ」は、災害発生時における学生の皆さんの安否所在情報を活用・共有し、災害からの復旧活動等に役立てることを目的としています。

このため、災害時においては、「ＡＮＰＩＣ」に登録された利用者の個人情報である安否所在情報等を一部共有・公開するなどして利用いたします。また、平常時においても、連絡や相談のために「ＡＮＰＩＣ」利用者のメールアドレス等の個人情報を活用いたします。また、「ＡＮＰＩＣ」利用のために、学籍簿等により本学に届出されている個人情報を使用する場合があります。

なお、「ＡＮＰＩＣ」においては、上記以外の目的で登録されている個人情報の利用はいたしません。

４．システム利用時における通信費等について

「ＡＮＰＩＣ」利用時における携帯電話、スマートフォンの通信料やパソコン等の接続に係る費用は、すべてシステム利用者である皆さんの負担となります。ご承知おきください。

５．本件に関する問合せ先

本件について、質問や不明な点等がある場合は、学務課までお問合せ下さい。

６．参考資料

以下の書類を学生ポータルにアップしますので、参照してください。

（1）別紙１「ＡＮＰＩＣ」アドレス指定受信方法

①au編
②docomo編
③Gmail Yahoo編
④Softbank編

（2）別紙２「ＡＮＰＩＣ」ユーザー用マニュアル

以　上

索　引

〈 あ 行 〉

アドバンストプログラム …… 53
アルバイト …… 91
Y. E. S.　やらまいかエデュケーションサイト … 110
医務室 …… 72
インターンシップ …… 126
英文表記 …… 179
エンジン実験棟 …… 110、206
応急処置 …… 72
オートバイ（原付・自動二輪）通学について …… 82

〈 か 行 〉

課外活動 …… 84
課外活動等に関する手続き …… 100
学歌・応援歌 …… 10
各教室設備一覧表 …… 116
学生教育研究災害傷害保険制度 …… 80
学生証 …… 68
学生生活について …… 68
学生相談 …… 77
学生団体 …… 87
学生ホール …… 112、197
学生割引証（学生生徒旅客運賃割引証）の発行 … 101
学籍 …… 69
学籍関係手続き …… 98
学籍番号 …… 68
学長挨拶 …… 2
学長賞 …… 71
学長特別表彰・学部長表彰・学生部長表彰 …… 71
学費 …… 93
学費関係手続き …… 98
学科・コース …… 19
学校医 …… 72
カリキュラム（進級条件、卒業要件 他）…… 18
科目等履修生 …… 129
規則 …… 130
キャッシュコーナー …… 112
キャップ制 …… 24
キャンパス案内 …… 193
休学 …… 69
休学期間中の納付金 …… 93
休講・補講 …… 27
教育開発センター …… 104
教員名簿 …… 182
行事計画表 …… 14
教職課程 …… 57
教職支援室 …… 105
教職に関する科目と教科又は教職に関する科目 … 61
クリエイティブハウス（創作ショップ）… 111、207
けが・事故に対する一般的注意 …… 73
下宿・アパートについて …… 90
欠席届 …… 27
研究生・科目等履修生・聴講生制度等 …… 129
健康管理 …… 72
健康診断 …… 72
公欠の扱いについて …… 84
工作センター …… 109、204
校舎等配置図 …… 195
厚生・体育施設 …… 112
国家資格 …… 119

〈 さ 行 〉

サークル活動 …… 84
サークル　体育会系 …… 86
サークル　文化系 …… 85
再試験 …… 62
再入学 …… 69
GPA 制度の導入に伴う履修取消期間 …… 66
GPA による成績評価について …… 65
資格取得について …… 119
資格と指定科目 …… 122
試験 …… 62
施設の利用・説明について …… 102
指定外科目の履修 …… 25
自動車（四輪）通学について …… 82
自由科目扱いについて …… 26
修業年限 …… 69
就職について …… 117
授業科目年次配当表（理工学部・情報学部）…… 28
授業時間 …… 27
授業について …… 27
授業料一覧 …… 93
授業料等・各種手続きについて …… 93
受験上の注意 …… 62
出席について …… 27
奨学金 …… 94
賞 …… 71
将来をみつめて …… 117
情報学部推奨履修モデル …… 49
情報センター …… 106
証明書 …… 97
「食品衛生管理者」指定科目 …… 123
除籍 …… 69

進級条件 …… 18
申請 …… 97
身体障害者の施設・相談窓口 …… 114
推奨履修モデル（理工学部・情報学部） …… 36
成績通知 …… 63
成績評価と単位付与 …… 63
先端機器分析センター …… 108
卒業要件 …… 20
その他学生生活に関する手続き …… 100

〈 た 行 〉

退学 …… 69
大学案内図 …… 212
大学院授業科目の履修 …… 25
大学院進学について …… 127
大学組織図 …… 178
大学の沿革 …… 180
単位制 …… 18
団体学生割引制度 …… 101
団体設立等 …… 84
聴講生 …… 129
重複再履修 …… 25
追試験 …… 62
通学関係に関する手続き …… 99
通学定期 …… 101
通学等 …… 82
定期券・学割 …… 101
転科 …… 69
「電気主任技術者」指定科目 …… 124
「電気通信主任技術者」資格指定科目 …… 125
図書館 …… 102
届 …… 97

〈 な 行 〉

日常生活についての心構え、その他の注意事項 … 92
願 …… 97
納入期間 …… 93
納入方法 …… 93

〈 は 行 〉

売店 …… 112
はじめに（大学のルール） …… 12
罰 …… 71
ハラスメント …… 78
避難場所等 …… 194
復学 …… 69
復籍 …… 70
ブックストア …… 112
保険 …… 80
ポータルサイトについて …… 213

〈 ま 行 〉

目次 …… 8

〈 や 行 〉

優秀賞 …… 71
夢創造ハウス …… 110
やらまいか創造工学センター …… 208

〈 ら 行 〉

理工学部推奨履修モデル …… 36
履修・成績等に関する手続き …… 99
履修・成績について …… 18
履修上の注意 …… 25
履修登録 …… 23
履修登録する際に特別な条件が必要な場合 …… 26
履修登録の手順 …… 23
履修登録の日程 …… 24
履修登録マニュアル …… 215
理念・目的 …… 4
留学 …… 69
留学等 …… 67

2017

大学院学生便覧

SIST 静岡理工科大学

目　次

○はじめに …… 231
○行事計画表 …… 232

学修要項

○本大学院について …… 236
○授　　業 …… 238
○履修登録 …… 239
○試験・成績評価 …… 240
○修了要件・学位の取得 …… 241
○システム工学専攻の概要 …… 242
○材料科学専攻の概要 …… 243
○平成29年度授業科目年次配当表 …… 244

研究室紹介

○研究室紹介 …… 246

規則等

○静岡理工科大学大学院学則 …… 261
○静岡理工科大学大学院の教育研究上の目的に関する規程 …… 266
○静岡理工科大学大学院学位規程 …… 267
○静岡理工科大学大学院履修規則 …… 270
○静岡理工科大学大学院修士論文及び最終試験取扱要領 …… 271
○静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱 …… 274
○静岡理工科大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程 …… 278
○静岡理工科大学大学院長期履修学生規則 …… 279

はじめに

皆さんへの連絡は、すべて掲示によって行っています。大学院関係の掲示は下記の通りです。

掲　示　内　容	掲　示　場　所
大学院授業、履修関係掲示	研究実験棟３階通路
学生生活関係 （健康保険、奨学金、車両通学、落とし物、クラブ連合委員会等、留学について等）	教育棟１階ブックストア前 （就職関係は教育棟2階キャリア支援課前、図書館は教育棟4階図書館、情報センターは教育棟5階情報センターにも掲示がありますので利用する際には確認をして下さい。）
就職、進学関係掲示	
図書館掲示	
情報センター掲示	
サークルからの掲示	体育厚生棟入口
アルバイト紹介	学生ホール
一般掲示物等	教育棟2、3階ラウンジなど
ホームページ掲示	学生専用ホームページでは、休講・補講・教室変更等の掲示を行っています。

※電子メール　入学と同時に全員にメールアドレスが与えられます。使用方法を十分理解して利用してください。

平成 29 年度　大学院行事計画表（４月～９月）

４月				５月				６月			
1	土		院２年履修ガイダンス（～4/5 各研究室）	1	月	月4		1	木	水7	
2	日			2	火	火4		2	金	木8	
3	月			3	水		憲法記念日	3	土		
4	火		入学式 新入生オリエンテーション	4	木		みどりの日	4	日		
5	水			5	金		こどもの日	5	月	月9	
6	木			6	土			6	火	火9	
7	金	金1	前期授業開始 履修登録開始	7	日			7	水	水8	
8	土		新入生歓迎会	8	月	月5		8	木	木8	
9	日			9	火	火5		9	金	金9	
10	月	月1		10	水	水4		10	土		
11	火	火1		11	木	木4		11	日		
12	水	水1		12	金	金5		12	月	月10	
13	木	木1	履修登録修了	13	土			13	火	火10	
14	金	金2		14	日			14	水	水9	
15	土			15	月	月6		15	木	木9	
16	日			16	火	火6		16	金	金10	
17	月	月2		17	水	水5		17	土		
18	火	火2		18	木	木5		18	日		
19	水	水2		19	金	金6		19	月	月11	
20	木	木2		20	土			20	火	火11	
21	金	金3		21	日			21	水	水10	
22	土			22	月	月7		22	木	木10	
23	日			23	火	火7		23	金	金11	
24	月	月3		24	水	水6		24	土		
25	火	火3		25	木	木6		25	日		
26	水	水3		26	金	金7		26	月	月12	
27	木	木3	GPA 取消期間	27	土			27	火	火12	
28	金	金4	GPA 取消期間	28	日			28	水	水11	
29	土		昭和の日	29	月	月8		29	木	木11	
30	日			30	火	火8		30	金	金12	
				31	水	水7					

この期間の間に修士論文中間発表を実施する。

変則開講日　学生休業日

7月				8月				9月			
1	土			1	火	定試3		1	金		
2	日			2	水	定試4		2	土		
3	月	月13		3	木	定試5	前期定期試験終了	3	日		
4	火	火13		4	金		前期追試験手続き期限	4	月		
5	水	水12		5	土			5	火		
6	木	木12		6	日			6	水		
7	金	金13		7	月			7	木		
8	土			8	火			8	金		
9	日			9	水			9	土		
10	月	月14		10	木			10	日		
11	火	火14		11	金		山の日	11	月		
12	水	水13		12	土			12	火		
13	木	木13		13	日			13	水		
14	金	金14		14	月			14	木		
15	土			15	火			15	金		
16	日			16	水			16	土		
17	月	月15	通常授業（海の日）	17	木		前期追試験対象者発表期間（予定）	17	日		
18	火	火15		18	金		前期追試験対象者発表期間（予定）	18	月		敬老の日
19	水	水14		19	土			19	火		
20	木	木14		20	日			20	水		
21	金	金15		21	月	追試1	前期追試験開始	21	木		
22	土			22	火	追試2		22	金		院履修ガイダンス
23	日			23	水	追試3		23	土		秋分の日
24	月		補講日	24	木	追試4		24	日		
25	火		補講日	25	金	追試5	前期追試験終了	25	月	月1	後期授業開始 履修登録開始
26	水	水15		26	土			26	火	火1	
27	木	木15		27	日			27	水	水1	
28	金	定試1	前期定期試験開始	28	月			28	木	木1	
29	土			29	火			29	金	金1	履修登録終了
30	日			30	水			30	土		
31	月	定試2		31	木						

再試験対象者がいる場合は再試験も併せて実施する。

平成 29 年度　大学院行事計画表（10 月～3 月）

10月				11月				12月			
1	日			1	水	水6		1	金	金9	
2	月	月2		2	木	木6		2	土		
3	火	火2		3	金	金5	通常授業（文化の日）	3	日		
4	水	水2		4	土			4	月	月10	
5	木	木2		5	日			5	火	火11	
6	金	金2		6	月	月6		6	水	水11	
7	土			7	火	火7		7	木	木11	
8	日			8	水	水7		8	金	金10	
9	月	月3	通常授業（体育の日）	9	木	木7		9	土		
10	火	火3		10	金	金6		10	日		
11	水	水3		11	土			11	月	月11	
12	木	木3		12	日			12	火	火12	
13	金	金3		13	月	月7		13	水	水12	
14	土			14	火	火8		14	木	木12	
15	日			15	水	水8		15	金	金11	
16	月	月4		16	木	木8		16	土		
17	火	火4		17	金	金7		17	日		
18	水	水4		18	土			18	月	月12	
19	木	木4	ＧＰＡ取消期間	19	日			19	火	火13	
20	金	金4	ＧＰＡ取消期間	20	月	月8		20	水	水13	
21	土			21	火	火9		21	木	木13	
22	日			22	水	水9		22	金	金12	
23	月	月5		23	木	木9	通常授業（勤労感謝の日）	23	土		天皇誕生日
24	火	火5		24	金	金8		24	日		
25	水	水5		25	土			25	月	月13	
26	木	木5		26	日			26	火	火14	
27	金		大学祭準備	27	月	月9		27	水		
28	土		大学祭・父母懇談会	28	火	火10		28	木		
29	日		大学祭・ホームカミングデー	29	水	水10		29	金		
30	月		大学祭後片付け	30	木	木10		30	土		
31	火	火6						31	日		

1月				2月				3月			
1	月		元旦	1	木		後期追試験手続き期限	1	木		
2	火			2	金			2	金		
3	水			3	土			3	土		
4	木			4	日			4	日		
5	金	金13		5	月		後期追試験対象者発表期間（予定）	5	月		
6	土			6	火		後期追試験対象者発表期間（予定）	6	火		
7	日			7	水			7	水		
8	月		成人の日	8	木			8	木		
9	火	火15		9	金		修士論文発表会	9	金		修了・進級者発表
10	水	水14		10	土			10	土		
11	木	木14		11	日		建国記念の日	11	日		
12	金	金14		12	月		振替休日	12	月		
13	土			13	火			13	火		
14	日			14	水			14	水		
15	月	月14		15	木			15	木		
16	火		補講日	16	金			16	金		
17	水	水15		17	土			17	土		修了式
18	木	木15		18	日			18	日		
19	金	金15		19	月	追試1	↑後期追試験開始	19	月		
20	土			20	火	追試2	｜	20	火		春分の日
21	日			21	水	追試3	｜	21	水		
22	月	月15		22	木	追試4	｜	22	木		
23	火		補講日	23	金	追試5	↓後期追試験終了	23	金		
24	水	定試1	↑後期定期試験開始	24	土			24	土		
25	木	定試2	｜	25	日			25	日		
26	金	定試3	｜	26	月			26	月		
27	土		｜	27	火			27	火		
28	日		｜	28	水			28	水		
29	月	定試4	｜					29	木		
30	火	定試5	↓後期定期試験終了					30	金		
31	水		修士論文提出期限					31	土		

再試験対象者がいる場合は再試験も併せて実施する。

学修要項

本大学院について

◇建学の精神と基本理念

本学は、学校法人静岡理工科大学の建学の精神「技術者の育成をもって地域社会に貢献する」に基づき、理念を次のように定めています。

豊かな人間性を基に、「やらまいか精神と創造性」で地域社会に貢献する技術者を育成する。

（注）「やらまいか」とは遠州地域の方言で「一緒にやってみよう」という意味で、進取の気性に富み、チャレンジ精神が旺盛な遠州人の気質を表現している言葉です。

◇大学院の目的

本学はこの理念に基づき、大学院の学則でその目的を次のように定めています。

「静岡理工科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、科学・技術の高度の教育・研究を通じて、広く人類の文化の発展に寄与することを目的とする。」

◇教育研究上の目的

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する人材を養成することを目的とする。

（1）システム工学専攻

機械工学的分野、電気電子工学的分野、情報学の基礎に対する理解とシステム思考を含む実践力の向上に重点を置くとともに、広がりを持った専門性（総合力）を教授し、論理的・主体的に行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。

（2）材料科学専攻

環境新素材分野とバイオ食品化学分野の基礎に対する理解と実践力の向上に重点を置き、材料科学の基礎から応用に至る総合的な理解を持ち、論理的・主体的に行動できる実践的な科学者・技術者を養成することを目的とする。

◇3つのポリシー

使命・目的を達成するための具体的な方策として、本大学院における３つのポリシーを次のように定めています。

大学全体のアドミッションポリシー　（入学者受入れの方針）

「やらまいか精神」に象徴される本学の理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲の高い人。

大学院のアドミッションポリシー　（入学者受入れの方針）

幅広い専門性に基づく総合力、問題解決能力、実践力を養い、将来、科学・技術の分野に深く関わりたいと考えている人。

カリキュラムポリシー　（教育課程編成，実施の方針）

本学大学院の目的に基づき、以下の方針のもとにカリキュラムを編成する。

・学科教育との連続性を大切にし、広がりを持った専門性（総合力）の養成に重点を置く。
・積極的・主体的に行動し協働して問題解決に当る実践的な技術者・研究者を育成するために、PBL 型の授業科目を設定する。
・修士論文研究のテーマとして、従来の学術的テーマに加えて、産学連携による実践的研究テーマも積極的に取り入れる。

ディプロマポリシー　（学位授与の方針）

広い視野に立った精深な学識を持ち、高度の専門性を要する職業などに必要な能力を有する人材の養成を目指して、以下に示すディプロマポリシーを定める。

（1）システム工学専攻

知識・技術：システム工学分野における広がりを持った専門性（総合力）を習得し、技術者・研究者

として実践的な技術開発に参加することができる。

思考・判断：現代社会における工学・情報学の重要性を認識し、その専門性を活かして、科学，技術、ICTの利活用などを論理的・技術的に把握し考察することができる。

関心・態度：急速かつ多岐にわたる新展開が予想される工学・情報学に対して好奇心と向学心を持ち続けることにより、新しい課題に対しても躊躇することなくチャレンジすることができる。

コミュニケーション：コミュニケーションおよびプレゼンテーション能力を高め、高度な思考・判断のプロセスや結果を他者と共有することができる。

（2）材料科学専攻

知識・技術：材料科学分野における広がりを持った専門性（総合力）を習得することにより、技術者・研究者として実践の場でその専門性を活かすことができる。

思考・判断：社会の発展に果たす材料科学の役割を十分に理解し、その専門性を活かして課題を論理的に分析して解決の道を探ることができる。

関心・態度：材料科学の基礎研究や応用研究に対して好奇心と向学心を持ち続け、新しい課題に対しても躊躇することなくチャレンジすることができる。

コミュニケーション：コミュニケーションおよびプレゼンテーション能力を習得し、高度な思考・判断のプロセスや結果を他者と共有することができる。

◇専攻・コース制について

本大学院では、「システム工学専攻」「材料科学専攻」の２専攻を設置しています。また、教育領域に基づき、「システム工学専攻」には３つのコースを設けています。

システム工学専攻 ─┬─（機械）──── 機械工学コース
　　├─（電気電子）── 電気電子工学コース
　　└─（情報）──── 情報学コース
材料科学専攻 ──── （物質）

システム工学専攻の各コースの配属は、入学後に指導教員の決定と併せて決定されます。

授業

◇学　期

本大学院では一年間を前期（４月～９月下旬）と後期（９月下旬～３月）に分ける二学期制を採用しており、授業はこれにしたがって開講されます。また、年間のスケジュール（学年暦）は毎年、若干の変更を加え、新年度開始時に諸君に通知することとしています。

◇授業時間

授業は、原則として毎週月曜日から金曜日までの第１時限から第５時限の内で開講しています。

時　限	授業時間
第　１　時　限	９：００～１０：３０
第　２　時　限	１０：４０～１２：１０
第　３　時　限	１３：００～１４：３０
第　４　時　限	１４：４０～１６：１０
第　５　時　限	１６：２０～１７：５０

◇授業科目

各専攻ごとに開講される授業科目は後掲の「授業科目年次配当表」のとおりです。授業科目は、その教育内容により次のように分類されます。

① 共通講義科目・専攻講義科目

前期開講科目と後期開講科目があり、半年間の履修後、成績評価および単位の付与が行なわれます。専攻講義科目は、システム工学科目群と材料科学科目群に分かれ、システム工学科目群には、機械工学コース、電気電子工学コース、情報学コースのコース選択科目が設定されます。

② 演習科目

各専攻に「理工学演習１～４」が開講されています。「理工学演習１(PBL 実践演習)」は問題を発見しそれを解決する問題解決能力を養うことを目的とした演習です。「理工学演習２～４」は各専門分野に関係した内外の文献を講読し討議を行うことにより、研究開発能力を高めることを目的としたものです。演習科目の内容は段階的に高度なものに移行します。

なお、演習科目の履修は原則として各学期に１科目となっていて、修了するのに４単位を修得しなければなりません。

諸君は研究指導教員と相談のうえ、履修する科目を選ぶこととなっています。

③ 研究科目

各専攻に「理工学研究１～４」が開講されています。理工学研究は修士論文作成の過程として行なわれるもので、各専門分野の研究指導教員がその指導にあたります。

◇休講・補講

学校行事や科目担当教員の都合などで授業が休講となる場合や、授業日数の不足を補うため補講を行なう場合は、大学院掲示板により連絡します。

◇教科書購入

指定教科書や参考図書は、教育棟１Ｆのブックストアで各自注文し、購入して下さい。

履修登録

◇履修登録の手順

Web システムにて履修登録を行います。履修登録は皆さんが自らの責任において、各学期の始めに必ず行うものであり、定められた期間内に以下の手順にしたがって確実に登録しなければなりません。なお、履修登録完了後は、登録内容の変更はできません。同様に正当な理由なく、定められた期限内に履修登録が行われなかった場合は、当該学期の履修は認めません。

① 履修科目案の作成
学期の始めに学務課で配布される「時間割表」を用い、事前に履修科目案を作成します。このとき、必要に応じて研究指導教員と相談することを推奨します。

② 履修登録期間
期間内に、履修科目案を基に Web システムにて登録を行います。登録した内容は、必ずエラーがないか確認して下さい。期間内は何回でも変更修正が可能です。

③ 履修登録確定
登録確定後は必ず登録内容を印刷し、各自で保管して下さい。

④ 履修登録確認
登録を確定した翌日に再度 Web 登録画面を開き、エラーがないか確認して下さい。

他専攻・他コースに開講する科目を履修しようとする時は、「他専攻・他コース科目履修願」に必要事項を記入し、授業担当教員及び研究指導教員の承認を得たうえで期日までに学務課に願い出て下さい。

◇他専攻・他コース科目の履修

指導教員が学部授業科目の履修を特に必要と認めたときは、「学部開講科目履修願」に必要事項を記入し、学部の当該科目の担当教員と研究指導教員の承認を得たうえで、期日までに学務課に願い出て下さい。

◇学部開講科目の履修

本大学院の講義科目は１年次・２年次に共通して開講されますが、２年次に研究及び修士論文作成の時間を十分確保するために、１年次にできる限り修了に必要な講義科目の単位を修得しておくことを勧めます。また、履修科目の選択にあたっては、指導教員とよく相談し、計画的な履修を心掛けるとともに、以下の事項に注意して下さい。

◇履修上の注意

① 他専攻・他コース科目の履修
他専攻・他コースにおいて開講される科目を履修し、修得した単位数については、６単位を上限として、修了要件に算入することができます。

② 学部開講科目の履修
学部において開講される科目（学部のⅢ類科目に限る）を履修し、修得した単位数については、６単位を上限として修了要件に算入することができます。

③ 本学学部卒業者で、本学大学院科目を履修許可され修得した単位数については、６単位を上限として修了要件に算入することが出来ます。単位認定希望者は「入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書」を学務課に提出して下さい。

④ 本学以外の他の大学院で入学前に修得した単位について、研究科委員会で認めた場合は 10 単位を上限として修了要件に算入することが出来ます。単位認定希望者は「入学前の既修得単位等に係る単位認定申請書」を学務課に提出して下さい。

⑤ 同一時限に２つの科目を履修すること（重複履修）は認めません。

※①～④の単位の合計全てが修了要件に算入される訳ではなく、10 単位が上限であることを注意して下さい。例えば他専攻科目単位と学部科目単位を合わせて、12 単位が修了要件に算入とはならず 10 単位までとなります。

試験・成績評価

◇試験

試験は、原則として学期末の定期試験期間内に実施されますが、科目によっては、平常の成績、レポート等によってこれに替えることがあります。なお、履修登録をしていない科目の試験を受験することはできません。

また、科目の出席時間数がその総時間数の３分の２に満たない場合は、受験することができません。

◇成績の評価

成績は、「秀」「優」「良」「可」「不可」、及び「合格」「不合格」で表され、「秀」「優」「良」「可」と「合格」の場合に当該科目について所定の単位が付与されます。

◇成績評価基準

成績評価は以下の基準により行なわれます。

評価の名称	総合評価点
秀	100 ～ 90
優	89 ～ 80
良	79 ～ 70
可	69 ～ 60
不可	59 以下

一旦評価のされた科目について、これを取り消したり再度履修してその評価を変えることはできません。

また、次のすべての要件を満たしていない場合は、成績評価・単位付与は行なわれません。

①定期試験及びその他に実施された試験を受験していること。又は科目担当教員の指示事項（レポート提出・実習試験等）が完全に満たされていること。

②不正行為がないこと。

③当該科目の出席時間数がその総時間数の３分の２を満たしていること。

④定められた期日までに授業料またはその他の納付金を完納していること。

◇成績の通知

当該学期の成績は、翌学期始めに「成績表」により通知します。配布月日時は掲示で連絡します。

◇修士論文審査・最終試験

修士課程修了の要件を充たす見込みがつき、修士論文等の論文審査及び最終試験を受けようとする者は、修士論文審査の申請を行なわなければなりません。

申請に関する諸手続きとその日程は次に示すとおりですが、日程の詳細については研究指導教員を通じて通知します。また、論文審査の詳細については「学位規程」及び「修士論文及び最終試験取扱要領」を参照して下さい。

論文審査等日程表

		（ ）は９月修了の場合
１）学位申請書の提出	１通	１月（７月）
２）論文要旨の提出	３部	申請書と同時
３）学位論文の提出	１編 正本１部、副本２部	申請書と同時
４）審査委員の決定		１月（７月）
５）論文発表会、審査、最終試験		２月（８月）
６）審査委員による結果判定		２月（８月）
７）研究科委員会において学位授与者決定		３月（９月）
８）学位授与者発表		３月（９月）
９）大学院学位授与式		３月（９月）

修了要件・学位の取得

◇修士要件

修士課程を修了するためには、修士課程に２年以上在学し、演習科目４単位、研究科目８単位を含めて 30 単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければなりません。

なお、他専攻に開講される授業科目を履修し修得した単位については６単位、学部の授業科目（学部のⅢ類科目に限る）を履修し修得した単位については６単位、本学学部卒業者で本学大学院科目を履修許可され修得した単位数については６単位、本学以外の他の大学院で入学前に修得した単位については 10 単位を上限として修了要件に算入することができます。ただし、これらの単位の合計全てが修了要件に算入される訳ではなく、10 単位が上限であることを注意して下さい。

◇学位の取得

本大学院修士課程を修了した者については、「静岡理工科大学学位規程」の定める手続きにより、修士の学位が授与されます。修士の種類は次のとおりです。

システム工学専攻	修士（理工学または技術経営）
材 料 科 学 専 攻	修士（理工学または技術経営）

◇修了延期者

２年次末において修了要件を充たすことができない場合は、修了延期となります。なお、修了要件単位数を充足していても修士論文及び最終試験の結果が不合格の場合は、引き続き在学したうえで、再度修士論文の審査と最終試験を受けなければなりません。

◇９月修了

３月修了延期者で、前期末に修了要件を充たす見込みのある者については、前期中に論文申請を受け付け、修士論文審査及び最終試験を実施し、９月修了として学位を授与することがあります。
同様に、９月修了延期者の場合は、３月修了として学位を授与することがあります。

システム工学専攻の概要

◇本専攻の目的

近年のコンピュータ性能の向上と新素材開発は目覚ましいものですが、それらを様々な方面に応用するに当たって、総合的な知識とシステマティックな理解が必要になってきています。

本専攻には、各種の素材加工、加工プロセス技術および各種機械の性能向上に関して振動、流体、エネルギー等に関する技術を扱う機械工学コース、エレクトロニクス技術のシステム設計、実験、評価に関する電気電子工学コース、多様なコンピュータ・アーキテクチャに対応する高度なソフトウエアおよびコンピュータの知能レベルの向上を目的とする情報コースがあります。

本専攻では、これら各分野の基礎の教育に重点を置くとともに、各分野の有機的な関連性を理解させ、広い応用分野に対応できる総合的な技術者を養成することを目的としています。

◇各区分の内容・特徴

共通講義科目

（総合科目群）

技術者・研究者あるいは企業人・産業人としても専門分野のみの偏狭な視野の持ち主であってはなりません。ここでは、国際、環境などについて感性が高く、幅広い知識が得られるような科目を用意しています。

（経営系科目群）

技術者として活躍するにはそれぞれの分野の専門家であると同時に経営的センスを身に付けている必要があります。ここでは、企業人として必要な経営、経済、管理などの基本的な知識が学べるようになっています。

専攻講義科目

出身学科を基礎として、大学院での新たな学習の展開を可能にする科目や学部と大学院の接続を容易にするための科目を用意しています。ここでの授業科目を活用することによって学部で学んだことに加えて、大学院でさらに広く、深い知識や技術を獲得する契機となります。

科目の選択にあたっては、所属するコースの科目群を基本に、自分の研究テーマに関連性のある科目のほか、技術者や研究者として成長するために有益な科目を選び、研究指導教員と相談して、体系的に履修して下さい。

材料科学専攻の概要

◇本専攻の目的

科学・技術の進歩は、新素材の開発と素材の精密な評価ならびに各種装置への素材の利用による性能向上に支えられています。

本専攻は、磁性体・半導体・機能性材料その他の多様な材料を扱い、これらの物質の物理学的な基礎に関する環境新素材分野と、バイオ食品化学分野があります。

本専攻では、種々の材料の物理的および化学的基礎の教育に重点を置くとともに、工学的な応用を目的とする材料の評価・設計とバイオサイエンスへの具体的な応用に関する事項についても教育を行います。これらの教育を有機的に関連づけることにより、材料科学の基礎から応用に至る総合的な理解を持つ科学・技術者を養成することを目的としています。

◇各区分の内容・特徴

共通講義科目

（総合科目群）

技術者・研究者あるいは企業人・産業人としても専門分野のみの偏狭な視野の持ち主であってはなりません。ここでは、国際、環境などについて感性が高く、幅広い知識が得られるような科目を用意しています。

（経営系科目群）

技術者として活躍するにはそれぞれの分野の専門家であると同時に経営的センスを身に付けている必要があります。ここでは、企業人として必要な経営、経済、管理などの基本的な知識が学べるようになっています。

専攻講義科目

出身学科を基礎として、大学院での新たな学習の展開を可能にする科目や学部と大学院の接続を容易にするための科目を用意しています。ここでの授業科目を活用することによって学部で学んだことに加えて、大学院でさらに広く、深い知識や技術を獲得する契機となります。

科目の選択にあたっては、自分の研究テーマに関連性のある科目のほか、技術者や研究者として成長するために有益な科目を選び、研究指導教員と相談して、体系的に履修して下さい。

授業科目年次配当表

大学院授業科目年次配当表（システム工学専攻）

区分		コース	分野	科目コード	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	週授業時間数 前期	週授業時間数 後期	修了要件（最低履修単位数）	修了要件
共通講義科目		総合科目群		50630	国際文化論	1・2		2	1		2科目4単位以上	修了要件 修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
				50650	環境学	1・2		2		1		
				50670	理工学特別講義	1・2		1		集中		
		経営系科目群		51440	安全性設計論	1・2		2		1		
				50720	経営戦略論	1・2		2	1			
専攻講義科目	システム工学科目群	機械工学コース	共通	51530	材料学	1・2		2		1	7科目14単位以上	
				51650	精密・超精密加工学	1・2		2	1			
				51810	機械動力学	1・2		2	1			
				51540	材料強度学	1・2		2	1			
				51820	流体力学詳論	1・2		2		1		
				50860	エネルギー変換工学	1・2		2		1		
				51390	システム制御	1・2		2	1			
				51400	トライボロジー	1・2		2		1		
			航空	51870	航空工学Ⅰ	1・2		2	1			
				51880	航空工学Ⅱ	1・2		2	1			
			自動車	51560	自動車開発工学	1・2		2	1			
			メカトロニクス	51420	メカトロニクスシステム	1・2		2		1		
		電気電子工学コース	共通	50780	回路とシステム	1・2		2	1		7科目14単位以上	
				51590	情報解析学	1・2		2		1		
				51660	電力エネルギー工学	1・2		2		1		
				51900	電気・電子計測工学	1・2		2	1			
			光応用・電子デバイス	51910	電子デバイス	1・2		2	1			
				51920	光応用	1・2		2		1		
			情報・通信	50880	通信システム工学	1・2		2	1			
				51930	信号処理工学	1・2		2		1		
			電子制御・エネルギー	51640	制御工学	1・2		2	1			
				51580	実用電気機器	1・2		2	1			
		情報学コース	共通	50680	財務システム	1・2		2	1		7科目14単位以上	
				50690	経営システム設計	1・2		2		1		
			コンピュータシステム	51630	数理科学	1・2		2		1		
				51680	分散処理システム論	1・2		2	1			
				51410	ネットワークシステム論	1・2		2	1			
				51940	計算機アーキテクチャ論	1・2		2		1		
				51520	最適化論	1・2		2		1		
				51380	コンピュータグラフィックス	1・2		2	1			
				51370	情報セキュリティ論	1・2		2	1			
			人間・社会	51570	実証方法論	1・2		2	1			
				50640	人間組織論	1・2		2		1		
				50940	生命工学	1・2		2		1		
				51670	脳と行動	1・2		2		1		
				50950	感覚と認識	1・2		2		1		
				51620	人工知能論	1・2		2	1			
演習科目				51700	理工学演習1（PBL実践演習）	1・2	1		1	1	4科目4単位	
				51740	理工学演習2	1・2	1		1	1		
				51750	理工学演習3	1・2	1		1	1		
				51760	理工学演習4	1・2	1		1	1		
研究科目				51770	理工学研究1	1・2	2		2	2	4科目8単位	
				51780	理工学研究2	1・2	2		2	2		
				51790	理工学研究3	1・2	2		2	2		
				51800	理工学研究4	1・2	2		2	2		

［科目履修に関する補足事項］
1　他専攻または他コースに開講される講義科目を履修し修得した単位数については、併せて6単位を上限 として自コース専攻講義科目の修了要件に算入することができる。
2　学部科目履修を許可され修得した単位数については、6単位を上限として自コース専攻講義科目の修了要件に算入することができる。ただし、算入できる学部科目は、Ⅲ類科目のみとする。
3　本学学部在学中に大学院授業科目の履修を許可され試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合、研究科長への願い出により単位の認定を行い、6単位を上限として修了要件に算入することができる。修了要件に算入した単位のうち、当該授業科目が他専攻または他コースに開講される科目の単位は、上記１を適用して算入したものとみなす。

大学院　授業科目年次配当表（材料科学専攻）

区分		分野	科目コード	授業科目の名称	配当年次	単位数		週授業時間数		修了要件（最低履修単位数）	修了要件
						必修	選択	前期	後期		
共通講義科目		総合科目群	50630	国際文化論	1・2		2	1		2科目4単位以上	修了要件 修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
			50650	環境学	1・2		2		1		
			50670	理工学特別講義	1・2		1		集中		
		経営系科目群	51440	安全性設計論	1・2		2		1		
			50720	経営戦略論	1・2		2	1			
専攻講義科目	材料科学科目群	共通	51950	有機反応化学	1・2		2	1		7科目14単位以上	
		環境新素材	51960	先端分析化学	1・2		2		1		
			51470	機能性材料	1・2		2	1			
			51730	固体物理化学	1・2		2	1			
			51190	量子材料化学	1・2		2	1			
			51550	磁性材料	1・2		2	1			
			51490	結晶学	1・2		2		1		
			51970	高分子科学	1・2		2		1		
		バイオ食品化学	51980	天然物化学	1・2		2		1		
			51240	環境生物学	1・2		2	1			
			51990	遺伝子工学特論	1・2		2	1			
			51670	脳と行動	1・2		2		1		
			50940	生命工学	1・2		2		1		
			51600	食品安全科学工学	1・2		2		1		
			51610	食品機能学	1・2		2	1			
演習科目			51700	理工学演習1（PBL実践演習）	1・2	1		1	1	4科目4単位	
			51740	理工学演習2	1・2	1		1	1		
			51750	理工学演習3	1・2	1		1	1		
			51760	理工学演習4	1・2	1		1	1		
研究科目			51770	理工学研究1	1・2	2		2	2	4科目8単位	
			51780	理工学研究2	1・2	2		2	2		
			51790	理工学研究3	1・2	2		2	2		
			51800	理工学研究4	1・2	2		2	2		

［科目履修に関する補足事項］
1　他専攻に開講される講義科目を履修し修得した単位数については、併せて6単位を上限 として自専攻講義科目の修了要件に算入することができる。
2　学部科目履修を許可され修得した単位数については、6単位を上限として自専攻講義科目の修了要件に算入することができる。ただし、算入できる学部科目は、Ⅲ類科目のみとする。
3　本学学部在学中に大学院授業科目の履修を許可され試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合、研究科長への願い出により単位の認定を行い、6単位を上限として修了要件に算入することができる。修了要件に算入した単位のうち、当該授業科目が他専攻に開講される科目の単位は、上記１を適用して算入したものとみなす。

研究室紹介

教員名	研究室紹介
十朱　寧 教　授 （兼機械工学科） （242 研究室）	本研究室では、熱工学の観点から、環境にやさしい省エネ技術やクリーンエネルギー技術に関する研究・開発を行っている。 研究では、伝熱場などを含む環境場の計測・監視技術の開発を研究目標に、ＣＴ（ComputerizedTomography）法に基づく新しい非接触計測法の確立に関する研究を進めるほか、超音波ソノケミストリー効果を用いるバイオディーゼル燃料（BDF）の高効率合成と応用、木質系バイオマスのエネルギー転換技術の開発について研究も展開している。 下記のように現在行われている研究テーマを示す。 （1）Fan-beam の超音波投影データによる温度分布の計測 （2）超音波ソノケミストリー効果を用いるバイオディーゼル燃料（BDF）の高効率合成と応用 （3）木質系バイオマスの熱分解に関する研究
感本　広文 教　授 （兼機械工学科） （133 研究室）	本研究室では機械力学に関する研究を行っている。機械力学の分野は広範囲に及ぶが、特に物体の運動解析と動的接触問題を中心として、機械構造および材料の衝突・衝撃問題に対して実験ならびに数値シミュレーションの両面から研究を行っている。主な研究テーマは以下のとおりである。 １．マルチボディ・インパクトに関する基礎的研究 ・金属球の衝突実験と有限要素シミュレーション ２．高ひずみ速度下における材料特性 ・スプリット・ホプキンソンバー法による衝撃圧縮試験 ３．構造の動的応答 ・薄肉管の衝撃座屈実験と有限要素シミュレーション
桜木　俊一 教　授 （兼機械工学科） （140 研究室）	本研究室では、熱流体の流動に伴うエネルギー損失の低減機構の研究を中心に、熱移動および流動現象に関する様々な分野を研究対象とする。当面の研究テーマとしては以下のようなものを考えている。 ・パワーエレクトロニクス素子の高効率冷却機構の研究 ・ジェットポンプの吸引増幅効率の向上に関する研究 ・音響振動共鳴パルス放電を利用した水の超低エネルギー電気分解の研究 ・CFDによる熱・流体問題のモデル化と高精度数値解析
後藤　昭弘 教　授 （兼機械工学科） （137 研究室）	本研究室では、加工に関する研究を行っている。素材にいろいろな価値をつけていくのが加工の技術である。正確に形を作ったり、材料の表面にある機能を付け加えることで、材料はどんどん価値の高いものになる。現在進めている研究テーマは以下のような内容である。 １．小さな放電により高い精度で加工を行う放電加工 ２．液体の中で金属を溶かす電解加工 ３．金属に別の金属材料を強固に入れ込む新しい表面処理技術
増田　和三 教　授 （兼機械工学科） （145 研究室）	誘導制御、飛行力学をベースとして宇宙機・航空機システム開発を研究する。 学生には宇宙機・航空機を題材とした研究を通じて複雑なシステム開発のための素養を身に着けてもらう。 また、地域企業との共同研究や地域文化・活動に関わる研究を通じて、地域への貢献を図ることも目指す。 具体的な研究テーマ： (1)　無人航空機を活用したシステム開発（農業生産品発育検査、魚群探査、建造物検査、物流システム） (2)　超音速航空機のシステム開発 (3)　小型人工衛星開発 (4)　身近な地元文化の航空宇宙工学的解明：朝比奈大龍勢、浜松凧

教員名	研究室紹介
藤原　弘 教　授 （機械工学科） （134 研究室）	本研究室では、金属材料開発に関する研究を行っている。金属材料の創製方法は粉末冶金技術を用いており、金属を粉末の段階で様々な加工を加えて、それを焼結することにより高性能な材料の開発を行っている。現在の研究テーマは以下のようなものであるが、これ以外にも取り扱うことがある。 1．高強度・高延性を有するチタン材料や鉄鋼材料の開発 2．高強度を有するセラミックス複合マグネシウム材料の開発
花田　佳彦 准教授 （兼機械工学科） （139 研究室）	本研究室は、航空工学について研究を行っている。 特に、最近の航空機は、軽量化を図るために、炭素繊維に樹脂を含浸させ高温で硬化させた炭素繊維複合材を多く利用するようになってきている。しかし、従来の複合材は、高価で大がかりな硬化用設備が必要で、さらなる複合材料の適用拡大には、その低コスト化が必須である。近年、高価な設備が不要な、いろいろな低コスト複合材が登場してきており、それらについて、その特性の把握や航空機構造への適用について研究している。 また、航空機に用いられる金属構造についての研究や、VTOL 機の研究も行っている。
野﨑　孝志 准教授 （兼機械工学科） （143 研究室）	本研究室では、主に新規ヴィークル＋振動騒音＋ドライブトレイン＋医工連携の研究を行います。 **①新規ヴィークル研究開発** アイデアを絞り，全く新しいヴィークル（乗り物）を創造していく。 ・インホイールモータ型2WDバイクの研究開発 **②振動騒音解析……自動車実車試験、ボールねじの騒音低減** 新規導入のシャシダイナモにより、実車実験を行うことで、自動車振動騒音解析を行い、さらにそれら解析結果（理論）との整合性をとることを学ぶ。また，従来困難であったボールねじの騒音低減対策にも挑戦する。 2016 年度の具体的な計画 ・自動車車室内音の快音化に関する研究（実車による実験・解析） ・ボールねじのアクティブ制振に関する研究 **③新規ドライブトレーンの研究開発** 新たなＥＶやＨＥＶなどの自動車のドライブトレーンは、従来型のドライブトレーンではなく、新たな機能が要求されている。 ・超大偏心許容形等速自在継手の研究開発（世界初） **④医工連携領域・創外固定器と手指義手の研究開発** 新規アクチュエータを考えることで、医療で使用できる斬新な器具を提案していく。 ・創外固定器の研究開発 ・手指義手の研究開発

教員名	研究室紹介
鹿内　佳人 講師 （兼機械工学科） （132 研究室）	本研究室では、車輪型移動ロボットに関する研究を行っている。現在は、ロボットの自律移動の実現を目標とし、生活環境におけるロボットの周辺環境の認識および走行制御などに関する研究を重視している。主な研究テーマを以下に示す。 （1）生活環境に適合した移動ロボットの車体開発 人間の生活する環境との親和性の高いデザインおよび機能性を有した移動車体の開発を行う。 （2）ロボットの周辺環境の認識および自己位置推定に関する研究 ロボットの周辺環境や作業対象物を認識するための画像処理といった、センシングデバイスからの情報に基づいた環境認識や自己位置の推定手法について研究を行う。 （3）移動における経路生成およびナビゲーションに関する研究 予め走行環境を整備することなく、ロボットが目的地へ向けた経路生成や走行制御が可能なアルゴリズムの開発を行う。
田村　博 特任講師 （兼機械工学科） （132 研究室）	・概　　要：無人航空機は、農業・空撮・観測・監視・調査用途などで有効活用されていて、今後は輸送業務への応用展開が期待されている。現在は、国内外で明確な運用上の法律が整備中であり、今後は活躍の場が更に広がろうとしている。本研究室では、社会生活に役立つ無人航空機システムとはどの様なものかを、多方面（総合的な技術や理論）から研究している。 ・目　　標：用途に応じた無人航空機システムの最適化設計。 ・研究分野：航空工学・飛行力学・ヘリコプタ工学・制御工学など ・指導方針：長年の企業勤務経験を活かし、セミナーや卒業研究を通して、エンジニアとしての「心得」や「感性」を豊かにするように指導。

教員名	研究室紹介
小澤　哲夫 教　授 （兼電気電子工学科） （241 研究室）	本研究室では、光エレクトロニクス材料さらには近未来の電子デバイス材料の育成技術の研究とデバイスへの応用の研究を行っている。特に、本研究で取り扱っている窒化物半導体は次世代太陽電池材料として期待されているほか、大電流制御用パワーデバイスとしても所望されている。また、その応用として、太陽光発電パネルの劣化における早期発見システムの研究も合わせて行っている。詳細な研究テーマを以下に示す。 ・マイクロ波プラズマを用いた窒化物半導体の成長技術の研究 ・窒化物混晶半導体の液相成長の研究 ・有機半導体材料の高純度化技術の研究 ・ナノロッドを用いた色素増感太陽電池の作成と評価 ・太陽光発電パネルの劣化と早期発見システムの研究
土肥　稔 教　授 （兼電気電子工学科） （412-2 研究室）	本研究室では機能性薄膜について研究している。様々な機能を持った薄膜を扱うことが可能であるが、現在は以下のテーマを中心に研究を行っている。 1）希土類元素を含むチオガレート化合物の発光 $EuGa_2S_4$ スパッタ膜を作製し、レーザへの応用を目指す。発光量子効率や透過率などの測定から膜を評価することにより、レーザ応用の可能性を研究する。 2）色素増感太陽電池電極用透明導電膜 ガス中蒸発法で作製した Zn ナノロッドから成る膜を酸化させることにより、大きな表面積を持つ透明な導電性の膜を作製し、その太陽電池電極への応用を目指す。 3）パルス放電法を用いた蛍光体薄膜の形成 パルス放電法を用いて蛍光体の薄膜を形成するため、蛍光体を選定し、合成する。 合成した蛍光体の組成や粒子サイズ等を変えて薄膜を作製し、その評価を行う。
石田　隆弘 教　授 （兼電気電子工学科） （235 研究室）	絶縁材料は、電気機器には必要不可欠な材料である。近年、装置の小型・軽量化の観点から、絶縁材料の高性能化に対する要求は高まる一方である。このような要請から、本研究室では絶縁材料の性能評価を行うために、絶縁劣化現象に関する研究を行っている。 研究テーマとして、以下の内容の研究を考えている。 1．超高速ディジタルオシロによる放電電流測定と劣化解析 ―放電電流波形の形状の違いによる絶縁体の劣化解析を行う 2．表面電位計測による劣化解析 ―絶縁材料表面への電荷の蓄積による絶縁体の劣化解析を行う 3．部分放電位相分布解析 ―部分放電の印加電圧に対する発生位相を解析することにより、絶縁体の劣化解析を行う 4．絶縁フィルムの部分放電破壊現象 ―絶縁フィルムの部分放電破壊現象を解析し、絶縁性能の向上を図る 5．耐サージ絶縁材料の開発 ―ナノコンポジットによる耐サージ絶縁材料の開発を行う

教員名	研究室紹介
服部　知美 准教授 （兼電気電子工学科） （240 研究室）	保守性・制御性・耐環境性の面から、インバータ駆動の永久磁石型同期モータを使用した製品が年々増加している。しかしながら、インバータ駆動モータは、インバータ動作の特性、制御系の不完全性、モータ構造の特徴から、振動･騒音を発生し、人へ不快感を与えることがある。また、電力消費の問題から、エアコンなどのように運転時間の長いモータの効率を上げることは非常に重要である。本研究では、高効率化、低振動化（低騒音化）を実現するモータ駆動法に関する研究を行っている。研究テーマとして、以下のものを考えている。 1．永久磁石型同期モータの振動抑制制御法に関する研究 2．電動バイクの高効率駆動法に関する研究 3．高効率モータ開発に関する研究
山本　健司 准教授 （兼電気電子工学科） （233 研究室）	ビッグデータ応用がさかんになってきました。これからは現実世界の情報がネットでビッグデータに接続されようとしています。現実世界と情報システムの接点はセンサとアクチュエータです。そしてそれらの活躍を支えるのはアナログ電子回路です。当研究室は情報システムとセンサ、アクチュエータをつなぐ技術でこれからの IoT(Information of things) 社会に貢献します。具体的にはインターネットショッピングで役立つ触覚再現（手触り再現）、そしてサービスロボットに役立つモータのセンサレス制御などです。 **応用システム分野** 触覚再現、超音波 MIMO3 次元レーダー、非接触給電、センサレスモータ制御、高寿命 LED 照明駆動回路、車両用低 EMC 高速 LVDS 通信、モータ制御リアルタイム OS **基盤技術分野** アナログ電子回路、パワーエレクトロニクス回路（モータ駆動、ハプティクスアクチュエータ駆動）、空間給電結合回路、高速 LED 点滅回路、レゾルバ回路、電力線通信、ローコストシグマ･デルタ AD 変換回路､各種共振回路の解析､低 EMC 伝送回路､同相モード電流計測定回路､機械学習
加藤　丈和 准教授 （電気電子工学科） （236 研究室）	電力発電や消費が分散化，個別化，双方向化しつつある電力システムの管理方法として，家庭，オフィス，工場，農場など，電力需要家向けエネルギーマネジメントシステムを主体とした分散協調型の新しい電力管理の枠組みの構築を目指し，個々の使用者の電力使用状況を知るための認識・推論技術，膨大な電力使用データを解析するためのデータマイニング技術，使用者の好みを伝えてシステムに反映するためのヒューマンインタフェース技術など高度 ICT 分野の様々な技術を横断した研究開発に取り組んでいく． さらに，電力だけでなく，あらゆるものが情報ネットワークと関連付けられる IoT の世界で，それらを管理，融合するシステムの研究開発を行う． 主な研究分野 1．パターン認識，機械学習 2．電力マネージメント 3．IoT, ビッグデータ 4．画像理解

教員名	研究室紹介
中田　篤史 准教授 （兼電気電子工学科） （234 研究室）	震災などの影響により電力会社の電気供給能力が不足し，節電，停電，瞬時電圧低下などの対策に関する研究が盛んとなってきており，インバータなどの半導体電力変換回路を用いて電力不足時，停電時，瞬時電圧低下時に電力を供給する装置が開発されてきている。電力変換装置の入出力において，本来必要としている電圧・電流の周波数成分の他に，高調波成分が含まれている。これらの高調波成分をキャンセルするための制御方式やスイッチング時に発生する損失や高周波ノイズを抑制するための技術を，本研究室では研究する。 (1) 電力変換回路に関する研究 電圧電流の制御方式，高調波や瞬時電圧低下の検出法，主回路の設計技術，伝導・放射ノイズの低減法などを検討する。 (2) 再生可能エネルギー発電の送電に関する研究 海洋国家である我が国では洋上太陽光発電，洋上風力発電等，海から得る自然エネルギーの利用法が模索されてきている。小型化可能な高電圧マルチレベルインバータを用いた低周波送電網を確立し，将来において再生可能エネルギーの比率の増加を目標とする。
武岡　成人 講　師 （兼電気電子工学科） （234 研究室）	音は人間にとって極めて身近な自然現象でありまた重要なコミュニケーションツールでもある。本研究室では文化を支える技術としてそれら音場を記録・再生する研究に取り組んでいる。研究内容としては「超多チャンネル信号処理」をキーワードに３次元音場の記述と伝送の研究に従事している。すなわち，通常と比べて制御する点数を極めて多くとることにより新しい音場の記録･再生方式を確立しようというもので，音場の制御理論に加えてトランスデューサ（マイクロホン・スピーカ）の構成に関する研究を行っている。 主な研究テーマ １．パラメトリックスピーカの個別駆動による指向性制御 ２．多チャンネルマイクロホンアレイを用いた動的バイノーラルシステム ３．ワイヤレス同期による超多チャンネル収録システム
本井　幸介 講　師 （兼電気電子工学科） （213-1 研究室）	病気が重篤化する前に治療、さらには病気を予防して、日々を健康で安心して暮らすことが大切であり、その為には負担のない生体計測・ヘルスケア技術が必要である。本研究室では、計測環境を限定しない無拘束（ウェアラブル）計測技術、さらにはセンサや機器操作が一切必要ない、お風呂、ベッド、トイレといった日常で必ず利用する調度における無意識計測技術を開発している。またこれらを融合した次世代型ヘルスケア・ネットワークシステムを開発し、医療･福祉施設との連携により､様々な臨床応用研究を行っている。以下に研究テーマ例を示す。 1．家庭調度内蔵型ヘルスケアモニターシステムの開発とその医学的有効性評価 2．ウェアラブル姿勢・活動計測システムの開発とリハビリテーション支援への応用 3．無意識・無拘束生体計測融合型ネットワークシステムの開発と脊髄損傷患者・循環器系疾患患者の在宅療養支援への応用

教員名	研究室紹介
常吉　俊宏 教　授 （兼物質生命科学科） （334 研究室）	本研究室のテーマは遺伝子解析および分析科学である。遺伝子解析では、（1）癌発症機構の解明や新規診断法の開発、緑茶成分や新規医薬品による癌発症予防効果、（2）海洋生物の、遺伝子による分類、（3）遺伝子組換えによる緑茶樹の品種改良、（4）質量分析による遺伝子診断、等を研究している。分析科学では高速液体クロマトグラフィー（HPLC）を用い、緑茶成分や医薬品の高感度分析法の開発を行っている。
吉田　豊 教　授 （兼物質生命科学科） （338 研究室）	放射線計測のひとつであるメスバウア分光法を利用して物質中の動的過程、拡散や析出、相転移などの基礎研究を行っている。とくに太陽電池シリコン材料中の鉄不純物の問題は発電効率の向上と直結しており、環境問題への挑戦として企業との共同研究で重点的に取り組んでいる。プローブとして用いる鉄原子は金属・半導体・セラミックス材料、カーボンナノチューブなどのナノ材料、生体物質、さらには自然環境のいたるところに存在し様々な機能や役割を担っている。従来の極微量原子の分析法では得られない結晶位置や電子状態、磁気状態、さらに拡散、クラスター・析出物生成・消滅過程などを直接観察できるメスバウア分光のポテンシャルを生かし、新しい研究分野を開拓する。 （1）太陽電池多結晶シリコン中の鉄原子の挙動とゲッタリング （2）鉄鋼材料中の炭素原子の挙動 （3）メスバウア分光カメラの開発 （4）工業材料、無機・有機物質、バイオマテリアルを含む幅広い物質群で、異なる原子・分子の集合体からなる微細組織の動態変化を、メスバウアプローブである鉄原子に着目して原子スケールで追跡
小林久理眞 教　授 （兼物質生命科学科） （339 研究室）	永久磁石の基礎物性と保磁力発現機構を研究している。とくに、Nd-Fe-B 系焼結磁石の着減磁機構の解明と、それに関連する Dy や Tb 希土類元素の添加（置換）の保磁力発現機構に及ぼす影響の解析を行っている。本研究室独自の研究として、焼結体磁石内部の 3 次元的磁区構造観察方法の開発と、新規希土類磁石（1-12 型構造）の開発研究に取り組んでいる。 ＜主なテーマ＞ 1）希土類磁石の保磁力発現機構の解明 2）焼結磁石内部の磁区構造の直接観察法の開発 3）磁壁と結晶粒界の相互作用のエネルギー論の確立 4）新規磁石材料の開発（トヨタ自動車と共同研究）
関山　秀雄 教　授 （兼物質生命科学科） （333 研究室）	研究分野は量子化学（Quantum Chemistry）および計算化学（Computational Chemistry）でパーソナルコンピュータやワークステーションを使い、分子やクラスターの幾何学的構造、電子状態、物性、化学反応機構等を非経験的分子軌道計算により理論的に明らかにしていく。 研究テーマは以下のとおりである。 （1）遷移金属錯体の化学結合に関する理論的研究 ・遷移金属錯体の金属－配位子間の結合状態に関して （2）弱い相互作用を持つ分子やクラスターに関する理論的研究 ・VanderWaals クラスターの構造や反応について ・クラスターイオンの構造と物性について ・固体表面への気体吸着について （3）計算機支援分子設計、物質設計に関する研究 ・環境保全触媒に関する量子化学的研究

教員名	研究室紹介
桐原　正之 教　授 （兼物質生命科学科） （336 研究室）	有機化合物の新しい合成反応の開発研究や、医薬品開発を目指した生物活性物質合成研究を行なっている。具体的なテーマは以下の通りである。 （1）環境に優しい新規酸化反応・ハロゲン化反応の開発とその応用 （2）医薬品化学・生命科学を志向した有機フッ素化学 （3）新規有機合成化学反応の開発研究 （4）生物活性有機化合物の合成研究 （5）アフリカ睡眠病治療薬エフロルニチンの効率的合成法の開発研究 （6）含フッ素シクロプロピルアミン構造を持つ中枢神経作働率の開発研究
笠谷　祐史 教　授 （兼物質生命科学科） （437 研究室）	原子・分子の凝縮系である物質の性質（物性）については、発生機構を含めて多くの謎が存在している。さらに、物質を取り巻く環境（温度や圧力）の変化や、外力（電場、磁場等）を印加すると、物性は実に興味深い振る舞いを示す。 当研究室では、種々の物性の発現機構を構造的視点から解明することを目的としている。その為、X 線散乱、X 線結晶構造解析、X 線散漫散乱等の X 線回折法を主に用いて、構造を明らかにしている。さらに、放射光を用いた回折実験や XAFS 等も、必要に応じて行う。
山﨑　誠志 教　授 （兼物質生命科学科） （342 研究室）	本研究室では、多孔質機能性材料の合成および改質、ならびにそれらの物性評価を行っている。多孔性材料としては、主にゼオライトを扱っている。他にも活性炭素繊維やカーボンモレキュラーシーブなどの炭素系多孔質材料も取り扱っている。
齋藤　明広 准教授 （兼物質生命科学科） （341 研究室）	微生物の力を利用することを目的として、基礎研究と応用研究を展開する。微生物による物質の認識と変換の仕組みを解明し、未利用バイオマス資源の利用や環境保全に役立てる。一方、微生物利用の現場で観察される事象を科学的に検証し、新たな微生物や生命現象を発見することを目指す。 ＜主要な研究テーマ＞ ・微生物の糖質トランスポーターの研究 ・微生物による不溶性多糖の認識と分解の仕組みの研究 ・農耕地土壌での多糖分解の研究
宮地　竜郎 准教授 （兼物質生命科学科） （345 研究室）	食品の原料生産、加工、流通、消費に至る過程は「フードチェーン」と呼ばれており、フードチェーン上では食の安全・保蔵・発酵に関わる微生物の関与が認められる。その中で、特に食品の腐敗に着目し、微生物による腐敗産物の産生や分解について研究を行っている。 （1）ドライフルーツおよび蜂蜜由来の Bacillus 属細菌の耐糖機構の解明 （2）細菌 Serratia nematodiphila H-1-1 株の産生するレクチン様タンパク質 （3）微生物熱量計を用いた食品微生物の解析 （4）食品中の細菌が産生する亜硝酸イオンの起源 （5）腐敗産物の細菌による産生および分解

教員名	研究室紹介
南齋　勉 講　師 （物質生命科学科） （332 研究室）	液体の界面を非平衡状態にすることで生体内のような自発流動現象を生み出し、これを利用した環境浄化技術やセンシング技術の開発を目指しています。また、溶液中に超音波を照射することで生み出される数千度の微小気泡反応場における環境汚染物質の分解と反応場の解析に関する研究を行っています。 ＜主要な研究テーマ＞ ・自発的に走行する油滴を用いた環境浄化システムの開発 ・自発界面振動現象を利用した化学センサの開発 ・非線形結晶を利用した雨一滴ごとの分析ツールの開発 ・超音波が誘起する微小気泡反応場の解明 ・超音波化学反応による環境汚染物質の分解
小土橋陽平 講　師 （兼物質生命科学科） （340 研究室）	機能性を有する高分子を開発し、バイオマテリアルとして医療現場での応用を目指します。病気の早期診断や治療をサポートする機能性高分子は、40 兆円を超える我が国の医療費を削減し、quality of life を高めることが期待されます。実用されてこその科学をモットーに、基礎研究から実用化まで包括的な研究を行います。 ＜主要な研究テーマ＞ ・肺炎治療の為の新規 benzoxaborole 誘導体専用ナノ粒子の開発 ・インフルエンザ感染を予防する気道上皮細胞用微小マスクの開発 ・ポリビニルアルコールフィルムの簡便な機能化について ・マテリアルデザインに基づいた刺激応答性高分子の合成

教員名	研究室紹介
金久保正明 教授 (兼コンピュータシステム学科) (536 研究室)	人間のアイデア発想に役立つヒントを提案する発想支援システム、直接的にコンピュータが簡単な謎々等を生成する発想システム（ことば工学)、その基盤となる概念データベースの構築、関連分野である進化型計算、等の研究を中心としている。ことば工学は、人間が自由記述したテキストをコンピュータが解釈するための自然言語処理とは異なり、システム側が予め持っている言葉関連のデータを処理する事で、有益なデータを生成する事を目的としており、比較的近年に情報系の学会でも盛んになって来た研究分野である。企業のキャッチコピー生成、メディアの記事に於ける効果的な見出し生成の試み等の実際問題にも応用されている。 関連するデータマイニング（テキストマイニング)、ニューラルネットワーク（人工神経回路)、ファジイ推論、群知能、等の人工知能の諸分野も必要に応じて対象としている。
國持　良行 教授 (兼コンピュータシステム学科) (539 研究室)	本研究室の専門分野は計算機科学である。具体的には以下のような研究テーマに取り組んでいる。また、この他にソフトウエア開発やハードウエア実装についての実践的な研究課題についても相談の上取り扱っていきたい。 (1）組込み系の応用と実装に関する研究 (2）ペトリネット言語とコードの代数的性質に関する研究
幸谷　智紀 教授 (兼コンピュータシステム学科) (543 研究室)	本研究室では次の二つのテーマを扱う。希望する学生は，事前に必ず研究テーマについて相談されたい。 （1）Web アプリケーション関連 現在のソフトウェアは，ハードウェアと OS に直結したネイティブアプリケーションと，Web 技術とネイティブアプリケーションを組み合わせた Web アプリケーションに大別される。後者は Web ブラウザ上で実行されるため，可搬性が高く，メンテナンスも容易であり，データ収集ツールとしても優れている。本研究室ではこのような特性を生かした Web アプリケーション開発と，Web データを用いた大規模データ処理のための検索技術に関連した研究を行う。 （2）大規模科学技術シミュレーションのための高性能数値計算関連 科学技術シミュレーションのための数値計算ソフトウェアは，ハードウェアの性能を最大限発揮させることを目的としたネイティブアプリケーションである。現在主流となっているマルチコア CPU/GPU の特性を生かした高性能化を行うには，並列処理技術が不可欠である。本研究室ではこの並列処理技術を用いた数値計算ソフトウェア，特に多倍長浮動小数点演算まで視野に入れた高性能かつ高精度な数値計算ソフトウェア開発に関連した研究を行う。
大石　和臣 准教授 (兼コンピュータシステム学科) (542 研究室)	情報・物理セキュリティ研究室の研究テーマは暗号と情報セキュリティである。ソフトウェアに限らずハードウェアや人間を含むシステムも対象になり得る。次のような研究を行っている。 ・耐タンパーソフトウェア 内部に格納された秘密情報やアルゴリズムを不正に読み出すことや改変することが困難なソフトウェアの作成方法の提案と安全性評価。 ・暗号プロトコル 暗号技術と通信プロトコルの融合。例えば、貧弱な計算能力の組込み機器がパワフルな外部サーバを利用して重たい暗号計算を高速かつ安全に行う依頼計算プロトコルや、IPv6 でプライバシを保護できる暗号認証通信を実現する Anonymous IPsec の提案や実装による実証実験。 ・組込みシステムセキュリティ 組込みシステムのセキュリティ課題を洗い出し、効果的な解決方法を提案する。例えば、自動車に搭載されている CAN（Controller Area Network）における不正送信を阻止する方法の提案と実装評価。

教員名	研究室紹介
野村恵美子 講師 （兼コンピュータシステム学科） （532 研究室）	保守しやすいソフトウェアの開発方法およびその支援システムの作成に関する研究を行っている。現在の課題は、ソフトウェアの設計過程モデルの構築、モデルに基づいた設計作業支援システムの開発である。修士課程のテーマとしては、実際のソフトウェアシステム開発事例を分析して一つの設計過程モデルを構築すること、ソフトウェア開発時に作成される文書情報の入力・分析システムの開発を考えている。
高野　敏明 講師 （コンピュータシステム学科） （513-2 研究室）	人工知能は多くのものごとへの応用が期待されており、これまでにもさまざまな利用方法が提案・実現されている．例えば、ロボットを動かす技術だったり、インターネットの検索技術、ゲームの自動化、画像認識など、様々な例があげられる．本研究室では、人工知能を使ったシステムの開発であったり、既存の技術を改良などにより、人工知能の裾野をさらに拡げることを目的の一つとしている． 研究室において学生諸君に学んでもらいたいこととしては、人工知能技術の仕組みであったり、数理の理解・実装はもちろんのこと、ものごとに取り組む姿勢であったり、探究する姿勢、社会人としてのマナーについても学んでもらいたい。 【研究のキーワード】 機械学習、強化学習、ソフトコンピューティング、転移学習、ニューラルネットワーク、情報推薦、グラフィカルモデル、トピックモデル、深層学習
長尾　雄行 講師 （コンピュータシステム学科） （537 研究室）	本研究室では、プログラミングと数学を組み合わせて社会で役立つシステムを提案することを目指して研究活動を行う。2 次元バーコード、モーションセンサー、WebGL、仮想現実、拡張現実などのテクノロジーには線型代数・確率論・代数学をはじめとする多種多様な数学が応用されている。 これらのテクノロジーを支える数学についてじっくりと考えて理解し、その応用として、Raspberry Pi などの組み込みシステム、仮想現実用ゴーグル、クラウド、スマートフォンなどを複合的に活用して新しい情報システムを提案することで、3 次元技術を用いた新しい e-Learning システムの開発、双方向の遠隔教育の実現、省エネルギー社会の実現など、社会的貢献につながる課題の解決に取り組む。

教員名	研究室紹介
秋山　憲治 教　授 （兼情報デザイン学科） （412-1 研究室）	職業・労働に関する社会学的研究、生活構造に関する人間科学的研究を行っている。また、社会調査（おもに質問紙法統計調査）によって社会意識を実証的に解明する研究も行っている。社会意識とは、たとえば若者の情報行動、技術者の転職志向、定年退職者の人生観のように、人間の集団・集合体や社会全体に現れる意識と行動である。大学院では、情報科学や統計学と社会学･人間科学との結びつきを重視して、特に質問紙法統計調査の方法論に重点を置き、テーマの相違に応じて的確な解明のできる質問紙法統計調査の技法を追究する。
工藤　司 教　授 （兼情報デザイン学科） （343 研究室）	経営情報システムやインターネットビジネス・システムを対象としたシステム運用方法論や、システム構築の方法論の研究を行っている。テーマとしては、以下のものがある。 （1）経営情報システムのノンストップサービスの研究 インターネットの進展により情報システムは 24 時間ノンストップのサービスが当たり前になってきている。この結果、例えば、決算などの大量のデータに対する一括処理を行う余裕がなくなってきた。本研究室では、データベースの履歴を活用することにより、サービスの質を落とさずに、バックグラウンドでさまざまな処理を実行する仕組みを研究している。 （2）システム構築における品質・生産性向上に関する研究 情報システムが社会の中で果たす役割が大きくなるに従って、安心して使用できるシステムを、より容易に開発することが重要になっている。本研究室では、例えば、ヒヤリハット障害情報を活用することで事故の発生を予防するための方法論などを研究している。
大楫　弘順 教　授 （兼情報デザイン学科） （442 研究室）	本研究室では「生命」、「自己組織化」、「システム構築」、「人工生命」をキーワードに研究を行う。2 つの大きな柱は、生命の自己組織化システムの解析と、それを利用した工学システムの構築である。学生は希望に応じて、コンピュータを用いて生命情報を解析する研究（いわゆるバイオインフォマティクス分野の研究）と、主に計算機を用いた人工的なシステムの構築を行う研究（コンピュータプログラミング、システム工学の分野の研究）のいずれかを選択して行うことができる。おおまかなテーマとしては、例えば以下のようなものがある。 ・バイオインフォマティクスの手法による遺伝子解析 ・計算機シミュレーションによる生物の細胞挙動と遺伝子発現の解析 ・生物の機構の単純化による、人工的な自己組織化システムの構築とその工学応用
富田　寿人 教　授 （兼情報デザイン学科） （404-3 研究室）	運動およびトレーニングにともなう生理学的変化をとらえ、運動が健康や競技成績に及ぼす効果およびメカニズムを明らかにする。運動形態は、実験室内においてはウォーキング、ランニング、サイクリングであるが、フィールドにおいて実験を行うこともある。主たる研究課題を以下に紹介する。 ・自転車駆動パワーの測定システムの開発 ・ノルディック・ウォーキングの生体に及ぼす効果 ・高齢者の健康管理における運動の効果 ・少年期の発育発達に及ぼす運動の効果
友次　克子 教　授 （兼情報デザイン学科） （414-2 研究室）	自然言語（英語、日本語）の記述的および理論的研究を行っている。 情報処理技術を使って、コーパス（電子化された言語資料）から言語の使用実態を明らかにし、言語理論の検証と説明力の向上を図る。 ・コーパスから特定の統語パターンを抽出する方法を構築し、その構文が現れる環境を記述する ・構文（特に時間、因果関係）に関する理論研究 ・特殊目的コーパスの作成と教育への応用

教員名	研究室紹介
小栗　勝也 教　授 （兼情報デザイン学科） （413 研究室）	メディア情報・社会情報に関する研究を行っている。マスメディアが報ずる情報の内容に関する研究、マスメディアの情報を効果的に整理分析するデータベースシステムに関する研究、マスメディアで扱われた社会・政治・歴史等の問題それ自体についての研究や、当地の地域社会に関する情報分析等がその内容である。現在､研究室で進行中の研究テーマと可能な研究テーマの例を列記すると例えば以下のようなものがあげられる。これら以外でもメディア・社会情報に関する内容であれば研究対象として設定することは可能である。 ・新聞、雑誌、テレビ等の報道内容の比較研究 ・歴史評価に関する報道実態と比較に関する研究 ・政治社会問題に関する研究
奥村　哲 准教授 （兼情報デザイン学科） （540 研究室）	ヒトを含む動物は、進化の過程で驚くべき能力を獲得してきました。実際の動物行動を対象として、その神経機構を考えるのが、神経行動学（Neuroethology）です。 そのために解剖・生理・薬理など使える方法はなんでも用います。具体的には複雑な「文法」をもつ歌をうたう小鳥の脳研究をしています。このトリは、歌の音素やその並びを学習することができます。究極的には、「言語」を可能にするメカニズムの一端を神経科学的に解明したいと考えています。 また、動物を用いることで学んだ脳の情報を取り出す技術である脳波や筋電、あるいはNIRS などの方法を活用して、ヒトの脳活動や頭頸部の筋活動を詳細に分析する方法についても検討しています。このような脳情報を取り出す技術については、今後 BMI や BCI などの基盤技術となることが確実視されていますし、人間の学習や行動の選択のメカニズムの解明にも役立つ事が期待されています。 脳科学は知の総力戦です。興味のある人は是非相談に来てください。
榛葉　豊 講　師 （兼情報デザイン学科） （440 研究室）	科学哲学 / 科学基礎論、科学人類学及びその周辺分野である科学思想、科学技術社会論、比較文明論の研究をしています。具体的には確率の哲学、意識の哲学、量子力学の哲学などです。 ・科学の起源、一神教と近代西欧科学の思考様式、資本主義、封建制と近代科学 ・自己位置付け問題、コペルニクスの原理と人間原理、遡及因果 ・心脳問題、〈わたくし〉の問題、輪廻転生世界観と確率 ・量子力学の観測問題、解釈問題、局所実在論問題、文脈依存性問題
今野　勝幸 講　師 （兼情報デザイン学科） （431 研究室）	現在、英語教育 / 英語学習を心理学的な側面から研究しています。具体的には、英語学習者の動機づけ（モチベーション）とその関連要因（不安や自信）に着目し、そのような心理要因のどのような側面が、英語学習のどのような側面に影響して、最終的に英語学習の成功にどう導くのかを調べることが研究の中心です。更に、その研究結果から、どうすれば学習者の動機づけを高め、維持できるのかを明らかにすることが究極的なテーマです。「やる気」という観点から人の心や感情を理解し、その源泉や変化、行動への影響を調べることが研究の中心になります。 研究方法としては、研究仮説を立てた後に、アンケートやインタビュー、実際の観察などを通して動機づけ等の心理要因を測定し、数値化をします。そして、統計的手法を用い、心理要因の変動や心理要因間の関係性、心理要因と行動（テスト得点や行動の内容・結果）との関連性を検証します。当研究室でとても大事なことは、様々な動機づけ理論と、その研究方法について学ぶことです。 英語を話さずとも生きていけるのに、それでもなお英語を勉強しなくてはいけない日本のような状況において、動機づけはとても大切な要因です。英語にも（教育）心理学にも興味がある場合には、ご検討ください。しかし、動機づけが大切なのは、英語学習だけではありません。世の中の様々な場面､例えば職場やスポーツ､製品開発等で動機づけの研究が進められています。従って、英語学習だけでなく、様々な分野において動機づけの理論を応用することが可能です。英語でなくても、上記のような心理学に興味があればご相談ください。

教　員　名	研　　究　　室　　紹　　介
松田　崇 講　師 （兼情報デザイン学科） （533 研究室）	本研究室（藝術工学研究室）では、ヴィジュアルコミュニケーションの研究（作品制作）を行っている。具体的には、グラフィックデザイン・Web デザイン・シンボルマークなどの研究を中心に、UI・UX・コミュニケーションデザイン・プロダクトデザインなどを含めたデザイン領域全般にわたる、新たな表現の研究を行う。また、イラストレーションや絵画など美術（アート）領域についても研究を行うことができる。研究方法は、各自の研究テーマに沿った作品制作であることに留意されたい。

規則集一覧表

1. 静岡理工科大学大学院学則
2. 静岡理工科大学大学院の教育研究上の目的に関する規程
3. 静岡理工科大学大学院学位規程
4. 静岡理工科大学大学院履修規則
5. 静岡理工科大学大学院修士論文及び最終試験取扱要領
6. 静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱
7. 静岡理工科大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程
8. 静岡理工科大学大学院長期履修学生規則

静岡理工科大学大学院学則

平成 7年 6月 20日 制定　平成19年 2月 23日 改正
平成 8年 9月 25日 改正　平成19年 5月 31日 改正
平成 9年10月 9日 改正　平成19年 9月 27日 改正
平成10年 2月 26日 改正　平成20年 2月 21日 改正
平成10年10月 13日 改正　平成21年 2月 20日 改正
平成11年 9月 22日 改正　平成22年 2月 22日 改正
平成13年 2月 26日 改正　平成22年 5月 25日 改正
平成14年 9月 24日 改正　平成24年 2月 24日 改正
平成16年 2月 24日 改正　平成24年 5月 29日 改正
平成16年 9月 27日 改正　平成26年 2月 24日 改正
平成17年 2月 25日 改正　平成27年 2月 20日 改正
平成18年 2月 23日 改正　平成28年 2月 26日 改正
平成18年12月 13日 改正

第１章　総　　則

（目　　的）

第１条　静岡理工科大学大学院（以下「本大学院」という。）は、科学・技術の高度の教育・研究を通じて、広く人類の文化の発展に寄与することを目的とする。

（研究科及び課程）

第２条　本大学院に、理工学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

２　研究科に、修士課程を置く。

（修士課程の目的）

第３条　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

２　研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別に定める。

（専攻及び収容定員）

第４条　研究科の専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
システム工学専攻	１５名	３０名
材料科学専攻	１０名	２０名
計	２５名	５０名

第２章　管理運営

（研究科長及び教員）

第５条　研究科に、研究科長、教授、准教授、講師及び助教を置く。

理工学部の教授、准教授、講師及び助教は、研究科の教員を兼ねることができる。

２　研究科に、一定任期の専任教員及び客員教員を置くことができる。

３　研究科長は、学長をもって充てる。

４　研究科長は、研究科の学務を統括し、次条に規定する理工学研究科委員会を招集する。

（研究科委員会）

第６条　研究科に、理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会に関する規程は、別に定める。

（自己評価等）

第７条　本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価は、その趣旨に則して適切な項目を設定し、かつ、適切な体制のもとに行う。

第３章　修業年限・在学期間・学年・学期及び休業日

（修業年限及び在学年限）

第８条　修士課程の標準修業年限は２年とし、在学年限は４年とする。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。

（長期履修学生）

第８条の２　前条の規定にかかわらず、当該課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、計画的な履修を認めることができる。

２　前項の長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

（学　　年）

第９条　学年は、４月入学生は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わり、１０月入学生は１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

（学期及び休業日）

第１０条　学期及び休業日については、静岡理工科大学学則（以下「大学学則」という。）の規定を準用する。

第４章　入学・転入学・再入学・編入学・留学・退学・休学及び除籍

（入学の時期）

第１１条　本大学院への入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の資格）

第１２条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（１）学校教育法第８３条に定める大学を卒業した者

（２）学校教育法第１０４条第４項の規定により、学位を授与された者

（３）外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（５）文部科学大臣が指定した者

（６）大学に３年以上在学し、研究科委員会が、所定の単位を特に優れた成績で修得したものと認めた者

（７）本大学院の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があるものと認めた者で２２歳に達した者

（８）その他研究科委員会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第１３条　前条の資格がある者で本大学院に入学を志願する者は、入学願書に別表３に定める検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。ただし、本学卒業生及び在学生は、検定料を免除する。

（入学者の選考）

第１４条　前条の入学志願者について、選考の上、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

（入学の手続）

第１５条　選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、

指定の期日までに所定の入学手続きをしなければならない。
2　学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学・再入学・編入学）

第１６条　次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院を志願する者があるときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することができる。
（１）他の大学院の学生で本大学院に転入学を志願する者
（２）本大学院を退学した者で、再入学を志願する者
（３）他の大学院を修了又は退学した者で、編入学を志願する者
2　前項の規定により、転入学、再入学及び編入学を許可された者の既修得単位と在学期間の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

（留　　学）

第１７条　本大学院の学生が、外国の大学院等の授業科目の履修又は研究指導を受けるために留学を願い出たとき、研究科長は本人の教育上有益と認めた場合、許可することができる。
2　留学期間は１年を原則とし、その期間は１年を限度として第８条に定める在学期間に算入できる。

（退学、他の大学院への転学・休学及び除籍）

第１８条　本大学院の学生の退学、他の大学院への転学・休学及び除籍の取扱いについては､大学学則の規定を準用する。

第５章　教育課程及び単位の認定

（授業科目及び単位数）

第１９条　研究科における授業科目及び単位数は、別表１のとおりとする。

（単位の計算方法）

第２０条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の各号により単位数を計算する。
（１）講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。
（２）実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とする。

（研究指導教員）

第２１条　研究科長は、学生の入学後、当該学生の研究指導教員を決定する。

（他の大学院等における研究指導）

第２２条　教育上必要があると認められる場合には、他の大学院又は研究所等において、
本大学院の学生が研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、１年を超えないものとする。
2　他の大学院等における研究指導に関する規則は、別に定める。

（履修方法）

第２３条　本大学院の学生は、その所属する専攻及び関連する他の専攻の授業科目について、研究指導教員の指導により、３０単位以上を修得しなければならない。
2　研究指導教員が必要と認めた場合、本大学院の学生に、学部の授業科目を指定して履修させることができる。

（単位の認定）

第２４条　単位の認定は試験又は研究報告書等（以下「試験」という。）による。
2　試験の成績により、合格と認定された者には所定の単位を与える。

（成績の評価）

第２５条　成績の評価は、大学学則の規定を準用する。

（他の大学院における授業科目の履修）

第２６条　研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
2　前項の規定により履修した授業科目の単位については、１０単位を超えない範囲で、修了の要件となる単位として認めることができる。
3　前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。この場合、修了の要件として認めることのできる単位数は、前項の単位数と併せて１０単位を超えないものとする。
4　本条の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第２７条　学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目等について修得した単位は、研究科委員会が教育上有益と認めた場合、併せて１０単位を超えない範囲で、研究科における授業科目により履修したものとみなすことができる。

第６章　課程の修了及びその認定

（課程修了の要件及び認定）

第２８条　課程を修了するためには、修士課程に２年以上在学し、所要科目３０単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし在学期間については、特に優れた業績をあげた者については第８条の規定にかかわらず、大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。
2　前項の規定において、研究科委員会が適当と認めた場合には、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
3　課程修了の認定は、研究科委員会が行う。
4　学位論文の審査及び最終試験については、静岡理工科大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

第７章　学　　位

（学位の授与）

第２９条　本大学院の課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、学位を授与する。
2　その他学位に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

第８章　科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生

第３０条　科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生の受入れについては、大学学則の規定を準用する。

第９章　学生納付金

（授業料等の納付）

第３１条　授業料等学生納付金の納付方法については、大学学則の規定を準用する。

（学生納付金の額）

第３２条　学生納付金の額は、別表２－１及び別表２－２に定めるところによる。

（学生納付金の返還）

第３３条　既納の学生納付金は、返還しない。

２　前項の規定にかかわらず、入学手続きを完了した者が、入学を辞退して講義等を受講しない場合、授業料については返還することがある。

３　前項の返還に関する手続きは、別に定める。

第１０章　賞　　罰

（表彰及び懲戒）

第３４条　表彰及び懲戒は、大学学則の規定を準用する。

第１１章　雑　　則

（準用規定）

第３５条　大学院生については、この学則に定める大学学則の準用規定を除くほか、必要な事項は大学学則及び静岡理工科大学学生規則（以下「学生規則」という。）に関する規定を準用する。

（読替え）

第３６条　大学学則及び学生規則の関係規定を準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に、それぞれ読み替えるものとする。

附　　則

この学則は、平成８年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成１９年６月１日から施行する。

ただし、改正後の第３２条の別表２－１の規定は、平成２０年度入学生から適用する。

附　　則

この学則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

ただし、第１３条の別表３の規定は、平成２２年度入学志願者から適用する。

附　　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　改正後の第１９条及び第２５条の規定は、平成２４年度入学生から適用し、平成２３年度以前の入学生は、なお、従前の規定によるものとする。

附　　則

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の第１３条の別表３の規定は、平成２５年度入学志願者から適用する。

３　改正後の第３２条の別表２－１の規定は、平成２５年度入学生から適用する。

附　　則

１　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　改正後の第１３条の別表３の規定は、平成２６年度入学志願者から適用する。

附　　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の第８条の２並びに第３２条の別表２－１及び別表２－２の規定は、平成２７年度入学志願者から適用する。

附　　則

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　改正後の第１９条の別表１の規定は、平成２８年度入学生から適用する。

別表１

理工学研究科

区分		分野	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	修了要件
共通講義科目		総合科目群	国際文化論	1・2		2	修了要件 修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
			環境学	1・2		2	
			理工学特別講義	1・2		1	
		経営系科目群	安全性設計論	1・2		2	
			経営戦略論	1・2		2	
専攻講義科目	システム工学科目群	共通	材料学	1・2		2	
			精密・超精密加工学	1・2		2	
			機械動力学	1・2		2	
			材料強度学	1・2		2	
			流体力学詳論	1・2		2	
			エネルギー変換工学	1・2		2	
			システム制御	1・2		2	
			トライボロジー	1・2		2	
		航空	航空工学Ⅰ	1・2		2	
			航空工学Ⅱ	1・2		2	
		自動車	自動車開発工学	1・2		2	
		メカトロニクス	メカトロニクスシステム	1・2		2	
		共通	回路とシステム	1・2		2	
			情報解析学	1・2		2	
			電力エネルギー工学	1・2		2	
			電気・電子計測工学	1・2		2	
		光応用・電子デバイス	電子デバイス	1・2		2	
			光応用	1・2		2	
		情報・通信	通信システム工学	1・2		2	
			信号処理工学	1・2		2	
		電子制御・エネルギー	制御工学	1・2		2	
			実用電気機器	1・2		2	
		共通	財務システム	1・2		2	
			経営システム設計	1・2		2	
		コンピュータシステム	数理科学	1・2		2	
			分散処理システム論	1・2		2	
			ネットワークシステム論	1・2		2	
			計算機アーキテクチャ論	1・2		2	
			最適化論	1・2		2	
			コンピュータグラフィックス	1・2		2	
			情報セキュリティ論	1・2		2	
		人間・社会	実証方法論	1・2		2	
			人間組織論	1・2		2	
			生命工学	1・2		2	
			脳と行動	1・2		2	
			感覚と認識	1・2		2	
			人工知能論	1・2		2	
演習科目			理工学演習1（PBL実践演習）	1・2	1		
			理工学演習2	1・2	1		
			理工学演習3	1・2	1		
			理工学演習4	1・2	1		
研究科目			理工学研究1	1・2	2		
			理工学研究2	1・2	2		
			理工学研究3	1・2	2		
			理工学研究4	1・2	2		

別表１

理工学研究科

区分		分野	授業科目の名称	配当年次	単位数 必修	単位数 選択	修了要件
共通講義科目		総合科目群	国際文化論	1・2		2	
			環境学	1・2		2	
			理工学特別講義	1・2		1	
		経営系科目群	安全性設計論	1・2		2	
			経営戦略論	1・2		2	
専攻講義科目	材料科学科目群	共通	有機反応化学	1・2		2	
		環境新素材	先端分析化学	1・2		2	
			機能性材料	1・2		2	
			固体物理化学	1・2		2	
			量子材料化学	1・2		2	
			磁性材料	1・2		2	
			結晶学	1・2		2	
			高分子科学	1・2		2	
		バイオ食品化学	天然物化学	1・2		2	
			環境生物学	1・2		2	
			遺伝子工学特論	1・2		2	
			脳と行動	1・2		2	
			生命工学	1・2		2	
			食品安全科学工学	1・2		2	
			食品機能学	1・2		2	
演習科目			理工学演習１（PBL実践演習）	1・2	1		
			理工学演習２	1・2	1		
			理工学演習３	1・2	1		
			理工学演習４	1・2	1		
研究科目			理工学研究１	1・2	2		
			理工学研究２	1・2	2		
			理工学研究３	1・2	2		
			理工学研究４	1・2	2		

修了要件

修士課程に2年以上在学し、演習科目4単位、研究科目8単位を含めて30単位以上を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

別表２－１

納付金の種類	金　額（円）
入学金	１５０,０００
（本学卒業生及び在学生）	（　０）
（*1　工科大学校卒業生）	（*1　０）
（*2　法人内専門学校卒業生）	（*2　０）
（*3　浙江省推薦学生）	（*3　１００,０００）
（*4　浜松日本語学院推薦学生）	（*4　０）

１（*1　工科大学校卒業生）は、専門学校静岡工科自動車大学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
２（*2　法人内専門学校卒業生）は、法人内専門学校において高度専門士の称号を付与された者に適用する。
３（*3　浙江省推薦学生）は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
４（*4　浜松日本語学院推薦学生）は、浜松日本語学院から推薦された者に適用する。

別表２－２

納付金の種類		金　額（円）			
授業料		１,１３０,０００			
授業料（長期履修学生）	長期履修期間	１年目	２年目	３年目	４年目
	３年	760,000	750,000	750,000	
	４年	565,000	565,000	565,000	565,000

別表３（大学院に係る検定料・審査料）

受　験　区　分	金　額（円）	
	１回目	２回目以降
大学院入学生 （本学卒業生及び在学生）	30,000 （　０）	5,000 （　０）
編入学生・転入学生・再入学生	30,000	－
科目等履修生 （*1　提携留学） （*4　袋井市在住在勤者）	15,000 （*1　０） （*4　０）	－
聴講生 （*1　提携留学） （*4　袋井市在住在勤者）	15,000 （*1　０） （*4　０）	－
研究生 （本学卒業生及び在学生）	15,000 （　０）	－
外国人留学生 （*2　浙江省推薦学生） （*3　浜松日本語学院推薦学生）	30,000 （*2 15,000） （*3　０）	－

１（*1　提携留学）は、本学と交換留学に関する覚書を締結した海外の大学から派遣された者に適用する。
２（*2　浙江省推薦学生）は、浙江省教育国際交流協会から推薦された者に適用する。
３（*3　浜松日本語学院推薦学生）は、浜松日本語学院から推薦された者に適用する。
４（*4　袋井市在住在勤者）は、袋井市に在住又は在勤の者に適用する

静岡理工科大学大学院の教育研究上の目的に関する規程

平成２１年　６月１０日 制定
平成２４年　３月１５日 改正

（趣　　旨）
第１条　この規程は、静岡理工科大学大学院学則第１条及び第３条の規定に基づき、大学院理工学研究科修士課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定める。
（理工学研究科）
第２条　理工学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する人材を養成することを目的とする。
２　システム工学専攻では、機械工学的分野、電気電子工学的分野、情報学の基礎に対する理解とシステム思考を含む実践力の向上に重点を置くとともに、広がりを持った専門性（総合力）を教授し、論理的・主体的に行動できる実践的な技術者を養成することを目的とする。
３　材料科学専攻では、環境新素材分野とバイオ食品化学分野の基礎に対する理解と実践力の向上に重点を置き、材料科学の基礎から応用に至る総合的な理解を持ち、論理的・主体的に行動できる実践的な科学者・技術者を養成することを目的とする。

附　　則
この規程は、平成２１年　４月　１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２４年　４月　１日から施行する。

静岡理工科大学
学位規程

平成　8年　4月　1日 制定
平成１３年　2月２６日 改正
平成１９年　3月１４日 改正

第１章　総　　則

（趣　　旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第１３条第１項の規定に基づき、静岡理工科大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

２　学士及び修士の学位を授与するに当たっては、専攻分野を付記し、学士（工学）・学士（理学）・学士（情報学）・修士（理工学）・修士（技術経営）とする。

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、静岡理工科大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、静岡理工科大学大学院学則の定めるところにより、本学の大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

（修士の学位の申請）

第４条　前条第２項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文等を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

２　提出された学位論文は、返還しない。

（修士の学位論文の提出）

第５条　修士の学位論文は、在学期間に提出するものとし、その時期は、研究科において定める。

２　修士の学位論文は、１編とする。ただし、必要に応じて、他の論文を参考として添付することができる。

３　研究科長は、審査のため必要があるときは、学位論文提出者にその他必要な資料の提出を求めることができる。

（学位論文審査の付託）

第６条　学長は、第４条第１項の規定により修士の学位論文の提出を受けたときは、速やかに研究科委員会に当該論文の審査を付託しなければならない。

（学位論文の審査）

第７条　前条の規定により付託されて審査を行う研究科委員会は、学位論文に関係のある教員の中から３人以上をもって構成する学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、当該論文の審査及び最終試験を実施させるものとする。

（最終試験）

第８条　最終試験は、第４条第１項の規定による申請のあった者について、学位論文の審査を終えた後、学位論文を中心として関連のある科目又は専門分野について、筆記又は口述により行うものとする。

（学位論文の審査期間）

第９条　修士の学位論文の審査は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

（研究科委員会への報告）

第１０条　審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって研究科委員会へ報告するものとする。

（修士の学位認定）

第１１条　研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を認定する。

２　前項の認定は、出席者の３分の２以上の賛成がなければ行うことができない。

（学長への報告）

第１２条　研究科長は、前条の規定により研究科委員会において学位を授与する者と認定したときは、その氏名・審査論文名及び次に掲げる事項を記載した文書をもって、学長にその旨を報告しなければならない。

（１）授与する学位の種類
（２）授与する年月日

２　学位を授与できないと認定した者については、その旨を学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第１３条　学長は、第３条第１項及び前条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には、学位記を交付する。なお、前条第２項による学位を授与できないと決定した者には、その旨を通知する。

（学位名称の使用）

第１４条　学位を授与された者が、その学位の名称を使用するときには、当該学位名に「静岡理工科大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第１５条　学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させなければならない。

２　研究科委員会において前項の決定をする場合は、第１１条第２項の規定を準用する。

（学位記の再交付）

第１６条　学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記し、学長に願い出なければならない。

（学位記の様式）

第１７条　学位記の様式は、様式第１号及び様式第２号のとおりとする。

附　　則

この規程は、平成　8年　4月　1日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１３年　4月　1日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２０年　4月　1日から施行する。

様式第１号

第３条第１項の規定により授与する学位記の様式

割印

第　　号

卒業証書・学位記

大学印

氏　名

年　　月　　日生

本学　　学部　　学科
所定の課程を修めて本学を
卒業したことを認め学士
（　　学）の学位を授与する

年　　月　　日

静岡理工科大学

学長

印

様式第２号

第３条第２項の規定により授与する学位記の様式

割印

修　第　　号

学　位　記

大学印

氏　名

年　　月　　日生

本学大学院理工学研究科
専攻修士課程において
所定の単位を修得し学位
論文の審査及び最終試験に
合格したので修士（　　学）
の学位を授与する

年　　月　　日

静岡理工科大学

学長

印

静岡理工科大学
大学院履修規則

平成　8年　4月　1日 制定
平成　9年12月10日 改正
平成11年　2月15日 改正
平成13年　2月26日 改正
平成23年　3月14日 改正
平成24年　3月15日 改正
平成27年　3月　5日 改正
平成28年　3月10日 改正

（目　　的）
第1条　この規則は、静岡理工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び静岡理工科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、本大学院における学生の履修について必要な事項を定める。
2　この規則の運用にあたり、大学院学則又は学位規程に定めのあるものはすべてその条項を優先する。
（研究指導教員・副指導教員）
第2条　学位論文の作成等に関する指導は、研究指導教員（以下「指導教員」という。）がこれに当たる。
2　学生は、入学後、定められた期日までに希望する指導教員を選び、研究科長に届け出なければならない。
3　研究科長は、前項の届け出に基づき配属人数の調整を行った上で、指導教員を決定する。
4　研究科長は、必要に応じて副指導教員を定めることができる。
（授業科目）
第3条　授業科目の年次配当・単位数並びに修了に必要な単位数（以下「修了要件」という。）は、大学院学則の他、別表の授業科目年次配当表による。
（履修方法）
第4条　学生は学期の始めに、指導教員と相談の上、履修しようとする科目を決定し、所定期間内に履修登録手続きを完了しなければならない。
2　学生は、その所属する専攻又はコース以外において開講される授業科目を履修しようとするときは、前項の規定に基づき履修登録手続きを行った上で、指導教員並びに授業科目担当教員の承認を得た場合に限り、履修することができる。
3　指導教員が学部授業科目の履修を特に必要と認めたときは、当該科目の担当教員の承認を得たうえで、「学部開講科目履修願」に必要事項を記入し、事務局学生事務部学務課（以下「学務課」という。）に提出しなければならない。ただし、履修対象とする学部授業科目はⅢ類科目のみとする。
（試　　験）
第5条　試験は、学期末に実施する定期試験の他、臨時試験等により行う。
2　試験の結果、不合格であった者に対する再試験は行わない。
（成績評価）
第6条　講義科目における成績は、大学院学則の規定に基づくものとする。
2　演習科目及び研究科目における成績は、合格・不合格の評語をもって表すものとする。
（コ ー ス）
第7条　研究科の専攻には、第3条別表に定めるコースを置く。
2　コース配属は、第2条第3項に規定する指導教員の決定に併せて、研究科長が決定する。
（修了要件）
第8条　大学院学則第28条第1項及び本則第3条別表に定める修了要件を満たした者について、課程の修了を認定する。
2　学生は、その所属する専攻又はコース以外において開講される授業科目を履修し修得した単位については、併せて6単位を上限として、その学生が配属されたコースの専攻講義科目（以下「自コース専攻講義科目」という。）の修了要件に算入できる。
3　第4条第3項の規定により修得した単位は、6単位を上限として、自コース専攻講義科目の修了要件に算入することができる。
4　本学学部在学中に大学院授業科目の履修を許可され試験等に合格した者が当該授業科目の単位の修得を希望する場合、研究科長への願い出により単位の認定を行い、6単位を上限として自コース専攻講義科目の修了要件に算入できる。修了要件に算入した単位のうち、該当授業科目が、学生の所属する専攻又はコース以外において開講される授業科目の単位の場合は、第2項を適用して算入したものとみなす。
（準　　用）
第9条　本大学院修士課程における学生の履修に関し、本規則に定めのない事項については、原則として静岡理工科大学履修規則に定める規定を準用する。

附　　則
この規則は、平成　8年　4月　1日より施行する。

附　　則
この規則は、平成　9年　4月　1日より施行する。

附　　則
1　この規則は、平成11年　4月　1日から施行する。
2　改正後の履修規則第6条第2項の規定は、平成11年度の入学生から適用し、平成10年度以前の入学生については、原則的になお従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成13年　4月　1日より施行する。

附　　則
この規則は、平成23年　4月　1日より施行する。

附　　則
1　この規則は、平成24年　4月　1日から施行する。
2　改正後の本則第3条、第6条、第7条及び第8条の規定は、平成24年度の入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の規定によるものとする。

附　　則
この規則は、平成27年　4月　1日より施行する。

附　　則
1　この規則は、平成28年　4月　1日から施行する。
2　改正後の履修規則第3条、第7条、第8条の別表の規定は、平成28年度入学生から適用する。

静岡理工科大学大学院修士論文及び最終試験取扱要領

平成　8年　4月　1日 制定
平成１３年　2月２６日 改正
平成１５年　2月１３日 改正
平成１５年１０月　8日 改正

（目　　的）

１　この要領は、静岡理工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び静岡理工科大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定める修士論文の作成・提出及び最終試験の実施について必要な事項を定める。

（修士論文の作成）

２　修士論文は以下の事項に留意し、作成しなければならない。

（１）用紙はＡ４版横書とし、左綴じとする。
（２）ワープロで作成することを原則とし、自筆の場合は黒インクを使用する。
（３）上下左右に 20㎜以上の余白を設ける。
（４）全ての頁に頁番号をつける。

（学位申請）

３　修士の学位を申請しようとする者は、以下の書類をとりまとめ、指導教員の承認を得た上で、３月修了の場合は１月末日午後５時、９月修了の場合にあっては７月末日午後５時までに研究科長に提出しなければならない。

（１）学位申請書（様式第１号）１通
（２）学位論文等　１編
（正本１部、副本２部）
（３）学位論文要旨（様式第２号）３部
（４）参考論文（必要な時のみ）３部

（学位論文審査）

４　学位の審査は、学位規程第７条の規定に基づき学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）がこれを行う。審査委員会の設置及び審査要領は以下のとおりとする。

（１）審査委員会は、学位申請者ごとに設置する。
（２）審査委員会は、主査１名と副査２名以上で構成する。
（３）研究科委員会が必要と認めた場合、学位規程第７条の規定にかかわらず副査のうち１名を学外の学識経験者で当てることができる。
（４）審査委員会は、１２月又は７月の研究科委員会の承認を経て発足する。
（５）学位論文審査は、２月下旬又は８月下旬の定められた日までに終了するものとし、論文審査の終了した者に対して、最終試験を実施する。
（６）審査委員会は、論文の内容審査及び最終試験の成績（研究発表など）をもとに審査報告書をまとめ、判定の原案を策定する。
（７）研究科委員会は、審査委員会の報告に基づき、論文の合否を判定し、学位の認定を行う。
（８）審査に関わる運営面の事項は、理工学研究科運営委員会が所掌する。

（最終試験）

５　最終試験は、修士論文に関する学識・研究能力及び語学能力について、筆記又は口述により行うものとする。ただし、修士論文発表会における口頭発表、質疑応答及び討論をもってこれに替えることがある。

（学位論文の保管）

６　提出された学位論文は附属図書館において保管するとともに、論文要旨を静岡理工科大学研究紀要に掲載する。

（その他の事項）

７　修士論文及び最終試験に関する事項で本要領に定めのないものは、研究科委員会において決定し通知する。

附　　則

この取扱要領は、平成　8年　4月　1日より施行する。

附　　則

この取扱要領は、平成１３年　4月　1日より施行する。

附　　則

この取扱要領は、平成１５年　4月　1日より施行する。

附　　則

この取扱要領は、平成１５年１０月　8日より施行する。

（様式第１号）

平成　年　月　日

学　位　申　請　書

静岡理工科大学長　殿

学籍番号

専　　攻

氏　　名　　印

私は、静岡理工科大学学位規程第４条の規程により修士（　　）の学位を申請をしたいので、下記書類を添えて提出致します。

１．学位論文 …… １編（正本１部、副本２部）

論文題目	

２．論文要旨 …… ３部

３．参考論文（必要な場合のみ）…… ３部

研究科長	学 務 課	指導教員

審 査 委 員	判　定

（様式第２号）　　Ａ４版

論　文　要　旨

（和文 800字程度）

学位申請年月日	平成　　年　　月　　日		
専攻名	専攻	氏名	
学籍番号			
論文題目			

（要　旨）

静岡理工科大学
大学院給費型奨学生要綱

平成１８年　２月　９日 制定
平成２１年　７月　８日 改正
平成２７年　５月２２日 改正

（目　　的）
第１条　この要綱は、大学院給費型奨学生（以下「大学院奨学生」という。）に関して必要な事項を定める。
（対　　象）
第２条　対象は次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）大学院授業料給費型奨学生入試において、大学院授業料給費型奨学生の権利を得て、所定の手続きを行い入学した者
（２）本学学部の授業料１００万円給費奨学生、授業料５０万円給費奨学生または法人内高校給費奨学生で、飛び級により所定の手続きを行い入学した者
２　前項第１号の規定により対象となる学生を「大学院給費奨学生」（以下「給費奨学生」という。）と呼ぶ。また、前項第２号の規定により対象となる学生を「大学院飛び級奨学生」（以下「飛び級奨学生」という。）と呼ぶ。
（特　　典）
第３条　本学は、学生の勉学を奨励し、優秀な学生を育成するとともに、学費負担の軽減に資することを目的として、大学院奨学生に対して次の各号に規定する奨学金を給付する。
（１）給費奨学生　年間５０万円を入学後最大２年間給付
（２）飛び級奨学生　学部における奨学生の権利と同額の給付を入学後１年間給付
２　前項に規定する給付金は、前期・後期の授業料から給付金相当額を減額することにより給付に代える。
３　大学院奨学生は、入学金、代理徴収金及び前項に基づき減額された授業料を、所定の期日までに納入しなければならない。
（手 続 き）
第４条　大学院奨学生として入学しようとする者は、入学手続き書類の提出時に次の各号に規定する誓約書を提出する。
（１）給費奨学生　「大学院給費奨学生誓約書」（別紙１－１）
（２）飛び級奨学生　「大学院飛び級奨学生誓約書」（別紙１－２）
２　給費奨学生は、１年次末に次年度の「大学院給費奨学生更新申請書」（別紙２）を提出する。
（奨学生の取消）
第５条　大学院奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合、学長は、第３条第１項の規定にかかわらず大学評議会の議を経て大学院奨学生の資格を取消すことができる。
（１）給費奨学生で１年次末における修得単位が２０単位に満たない場合
（２）大学院学則第３４条の懲戒に該当し、大学院奨学生として不適当と認められた場合
（３）本人が辞退を申し出た場合
２　前項による大学院奨学生の資格の取消し期間は、次の各号による。
（１）前項第１号による場合は、次年度の期間
（２）前項第２号及び第３号による場合は、理由が発生した日及びその日以降の期間
（授業料の納付）
第６条　大学院奨学生は、前条の規定により資格を取り消された場合、次の各号による授業料を納付しなければならない。
（１）前条第１項第１号による場合は、次年度の授業料
（２）前条第１項第２号及び第３号による場合は、資格取消しの日が属する年度の当該学期及び次年度の授業料
（事　　務）
第７条　大学院奨学生に関する事務は、学生事務部学務課が行う。
（要綱の改廃）
第８条　この要綱の改廃は、大学評議会及び大学関係常務理事会の議を経て行うものとする。

附　　則
この要綱は、平成１８年　３月　１日から施行する。

附　　則
この要綱は、平成２１年　８月　１日から施行する。

附　　則
この規程は、平成２８年　４月　１日より施行する。
２　前項の規定にかかわらず、平成２７年度以前の大学院スカラシップ特待生については、なお従前の規定によるものとする。

別紙１－１

別　紙１－１

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学長殿

大学院給費奨学生誓約書

私は、静岡理工科大学大学院の給費奨学生として入学を許可されましたので、

静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に従うことを誓約します。

受験番号

入学専攻　　専攻

住　　所

氏　　名　　印

別紙１－２

別　紙１－２

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学長殿

大学院飛び級奨学生誓約書

私は、静岡理工科大学大学院の飛び級奨学生として入学を許可されましたので、

静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に従うことを誓約します。

受験番号

入学専攻　　専攻

住　　所

氏　　名　　印

別紙２

別　紙２

平成　　年　　月　　日

静岡理工科大学長殿

大学院給費奨学生更新申請書

私は、静岡理工科大学大学院の給費奨学生として、静岡理工科大学大学院給費型奨学生要綱に従い、次年度の更新を申請します。

学籍番号

専　　攻　　専攻

住　　所

氏　　名　　印

静岡理工科大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程

平成１９年１２月１２日 制定

（目　　的）

第１条　この規程は、静岡理工科大学大学院（以下「大学院」という。）において独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の第一種奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）に対する返還免除推薦について、必要な事項を定める。

第２条　返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考は、大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において行なう。

（組　　織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）学長
（２）研究科長
（３）大学院理工学研究科運営委員長
（４）大学院理工学研究科運営委員

（委 員 長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、学長をもって充て、委員会を招集し、その議長となる。

（対 象 者）

第５条　候補者は、奨学生のうち、当該年度内に日本学生支援機構大学院第一種奨学金貸与を終了した者を対象とする。

（選考基準）

第６条　委員会は、業績優秀者の業績評価に当たっては、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第４７条第２項の規定に基づき、候補者の選考を行なう。

（機構への推薦方法）

第７条　学長は、委員会の議に基づき、候補者に推薦順位を付し、業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を添付して、機構に推薦する。

（庶　　務）

第８条　候補者に関する事務は、学生事務部学務課が行なう。

（雑　　則）

第９条　この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

この規程は、平成１９年１２月１２日より施行する。

静岡理工科大学
大学院長期履修学生規則

平成２７年　3月　5日 制定

（趣　　旨）

第１条　この規則は、静岡理工科大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第８条の２の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

（申請資格）

第２条　長期履修が認められる者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）職業を有し、就業している者 (自営業、単発的なものを除く臨時雇用を含む。) で、著しく学習時間の制約を受ける者

（２）入院、療養、出産、長期出張及び海外留学等の事由を除く、その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

２　長期履修学生を受け入れる本大学院の研究科及び課程は、理工学研究科修士課程とする。

（申請手続）

第３条　入学を志願する者で長期履修学生となることを希望する者は、入学願書提出時に長期履修申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

（１）第２条第１項第１号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類

（２）第２条第１項第２号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類

（３）その他学長が必要と認める書類

（許　　可）

第４条　前条の申請については、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

２　長期履修を許可した場合は、入学許可書により通知する。

（長期履修期間及び在学年限）

第５条　長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間 (以下「長期履修期間」という。) は、年単位とし、理工学研究科修士課程にあっては４年以内とする。

２　在学年限は、本大学院学則第８条を準用する。

（学生納付金）

第６条　長期履修学生にかかわる学生納付金は、本大学院学則第３２条第１項の別表２－１及び別表２－２に定める金額を納入する。ただし、在学中に本規則第８条に基づき、長期履修期間の変更が認められた場合、授業料は再計算を行う。

（履修計画）

第７条　長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

（長期履修期間の変更）

第８条　長期履修期間の変更は、次のとおりとする。

（１）延長を希望する場合、入学願書提出時に申請した修了予定日の１年３ヶ月前までに願い出なければならない。

（２）短縮を希望する場合、修了希望日の１年３ヶ月前までに願い出なければならない。ただし、標準修業年限より短縮することはできない。

２　長期履修期間の変更は、長期履修期間変更申請書 (様式第２号) に必要書類を添えて学長に願い出なければならない。なお、変更は、年単位で、在学中１回限りとし、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

３　長期履修学生として認められた者は、在学中に事由が消滅した場合でも修了するまで長期履修学生として在籍することとする。

（長期履修の許可の取消し）

第９条　長期履修学生が本大学院学則、若しくは諸規程に違反した場合、又は長期履修に関して虚偽の申請をした場合、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

（そ の 他）

第１０条　その他、この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

（準用規定）

第１１条　長期履修学生については、この規則に定めるものを除くほか、静岡理工科大学学則、本大学院学則及び静岡理工科大学学生規則に関する規則を準用する。

（規則の改廃）

第１２条　この規則の改廃は、研究科委員会及び大学評議会の議を経て学長が行う。

附　　則

この規則は、平成２７年　4月　1日から施行する。

ただし、平成２７年度入学志願者から適用する。

（様式第１号）

様式第１号

長　期　履　修　申　請　書

年　　月　　日

静岡理工科大学長　様

理工学研究科修士課程
学籍番号（受験番号）

氏名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日		平成＿＿＿年　　４月　１日
長期履修申請期間		平成　　年　４月　１日から　平成＿＿＿年　３月　３１日まで（＿＿年間）
現住所		〒 電話番号
勤務先	名称・職種等	
	所在地	〒 電話番号
申請理由		
長期履修計画		
指導(予定)教員の所見		署名

（様式第２号）

様式第２号

長期履修期間変更申請書

年　　月　　日

静岡理工科大学長　様

理工学研究科修士課程
学籍番号

氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	平成＿＿＿年　４月　１日
許可済の履修期間	平成＿＿年　４月　１日から　平成＿＿年　３月　３１日まで （＿＿年間）
変更後の履修期間	平成＿＿年　４月　１日から　平成＿＿年　３月　３１日まで （＿＿年間）
変更理由	
変更後の履修計画	
在学中の勤務先所属長又は代表者の承認	勤務先名 氏名　　印
指導教員の所見	署名

静岡理工科大学

SIST

静岡理工科大学　学務課連絡先

静岡理工科大学　学務課
TEL：0538−45−0114
e-mailアドレス：gakumuka@sist.ac.jp
メモ：〒437−8555 静岡県袋井市豊沢2200−2
代表 45−0111 Fax 45−0110
連絡の際は、まず学籍番号と氏名を名乗ってから用件を伝えてください。

←QRコード読取機能付携帯電話を使用している場合は
左のコードをカメラで読み取り登録することができます。

◎　学生の皆さんに電子メールを利用して連絡を行ないますので、以下のドメインから送信する電子メールを受信出来るよう設定して下さい。

sist.ac.jp　　no-reply@jecc.jp　　kyujin-navi.com

◎　あなたのメールアドレスを変更したら必ず学務課に届出て下さい。

2017年度

学　生　便　覧

発行所　〒437−8555 静岡県袋井市豊沢2200番地の2
静　岡　理　工　科　大　学
Tel.0538−45−0111㈹
URL http://www.sist.ac.jp
印刷所　静岡県静岡市清水区中之郷2-1-5
鈴与システムテクノロジー株式会社

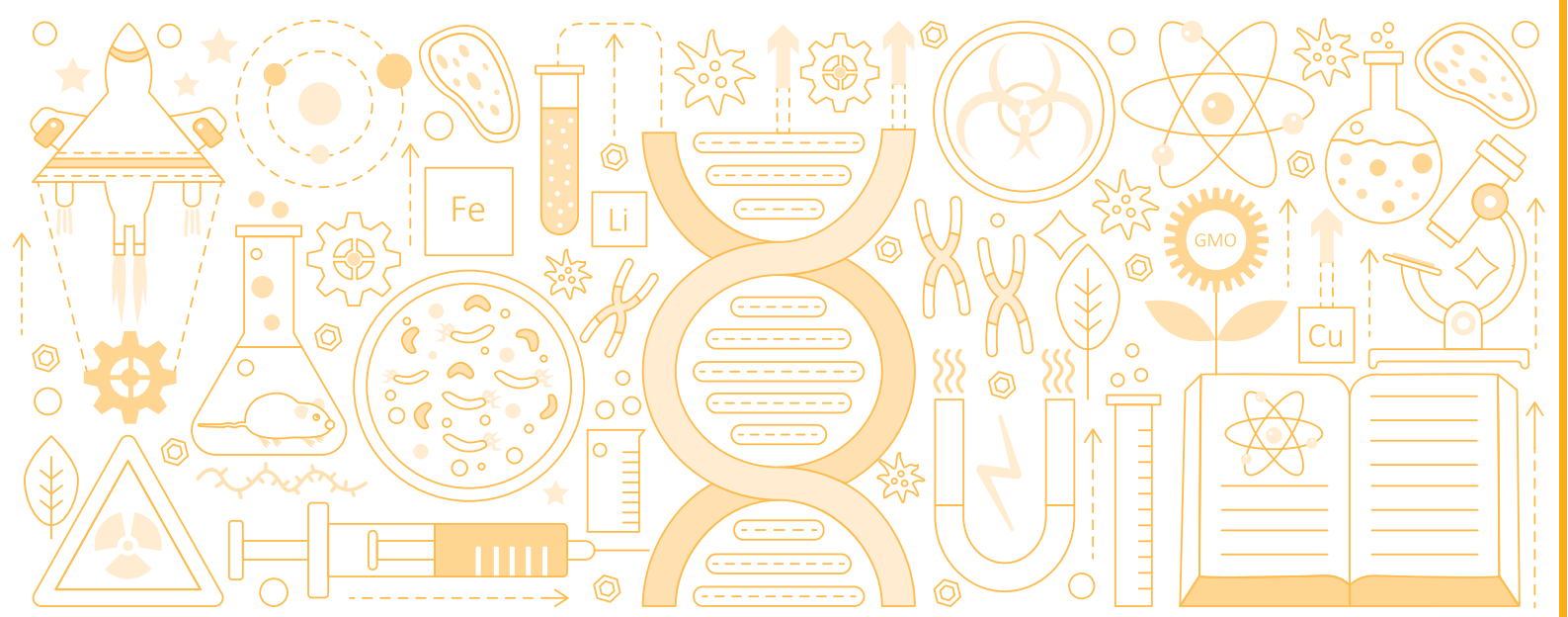
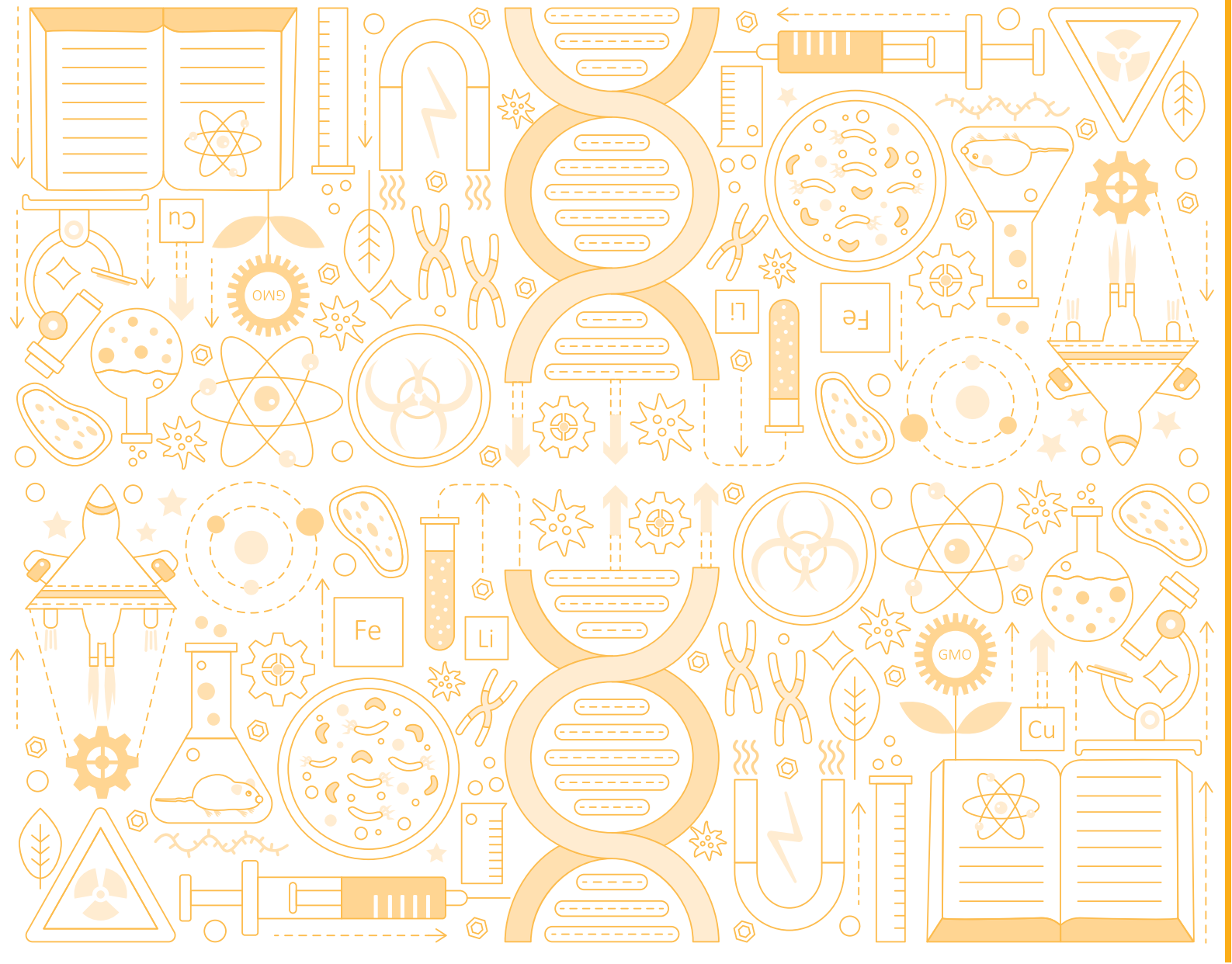
SIST